

令和7年9月定例会

委員会会議録

〔 総務文教常任委員会  
建設環境常任委員会  
健康福祉常任委員会 〕

行田市議会

## 令和7年9月行田市議会定例会委員会会議録目次

### ◎総務文教常任委員会（9月19日）

付託案件	1
出席委員（7名）	2
欠席委員（0名）	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会（午前 9時29分）	3
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議案第67号について	4
休憩（午前10時47分）	23
<hr/>	
再開（午前10時57分）	23
議案第67号の質疑	23
休憩（午前11時59分）	43
<hr/>	
再開（午後 0時03分）	43
議案第55号について	43
議案第55号の質疑	44
休憩（午後 0時15分）	47
<hr/>	
再開（午後 1時16分）	47
議案第67号について	47
議案第67号の質疑	50
休憩（午後 1時34分）	51
<hr/>	
再開（午後 1時36分）	51
議案第67号について	52

議案第67号の質疑	53
休憩(午後 1時45分)	54
<hr/>	
再開(午後 1時47分)	54
議案第67号について	55
議案第67号の質疑	57
散会の宣告	58
散会(午後 1時58分)	58



◎総務文教常任委員会(9月22日)

付託案件	59
出席委員(7名)	60
欠席委員(0名)	60
説明のため出席した者	60
事務局職員出席者	61
開議(午前 9時28分)	62
開議の宣告	62
議案第67号について	62
休憩(午前10時23分)	77
<hr/>	
再開(午前10時39分)	77
議案第67号の質疑	77
休憩(午前11時29分)	91
<hr/>	
再開(午前11時30分)	91
議案第55号について	91
議案第55号の質疑	92
休憩(午前11時42分)	95

---

再 開 (午前 1 1 時 4 4 分) .....	9 5
議案第 5 8 号について.....	9 6
議案第 5 8 号の質疑.....	9 7
議案第 5 8 号の討論、採決.....	9 8
議案第 5 9 号について.....	9 8
議案第 5 9 号の質疑.....	1 0 0
議案第 5 9 号の討論、採決.....	1 0 0
休 憩 (午後 0 時 0 3 分) .....	1 0 1

---

再 開 (午後 0 時 0 4 分) .....	1 0 1
議案第 6 6 号について.....	1 0 1
議案第 6 6 号の質疑.....	1 0 2
議案第 6 6 号の討論、採決.....	1 0 2
休 憩 (午後 0 時 0 8 分) .....	1 0 2

---

再 開 (午後 1 時 0 8 分) .....	1 0 2
議案第 6 7 号について.....	1 0 3
休 憩 (午後 2 時 0 7 分) .....	1 1 6

---

再 開 (午後 2 時 1 8 分) .....	1 1 7
議案第 6 7 号の質疑.....	1 1 7
議案第 6 7 号の討論.....	1 2 0
議案第 6 7 号の採決.....	1 2 1
休 憩 (午後 2 時 3 4 分) .....	1 2 1

---

再 開 (午後 2 時 3 6 分) .....	1 2 1
議案第 5 5 号について.....	1 2 1
議案第 5 5 号の質疑.....	1 2 1
議案第 5 5 号の討論.....	1 2 2

議案第55号の採決	122
休憩(午後 2時39分)	122
<hr/>	
再開(午後 2時40分)	122
閉会の宣告	123
閉会(午後 2時41分)	123
署名委員	125



◎建設環境常任委員会(9月12日)

付託案件	128
出席委員(5名)	128
欠席委員(1名)	128
説明のため出席した者	128
事務局職員出席者	128
開会(午前 9時28分)	129
開会の宣告	129
開議の宣告	129
議案第61号について	129
議案第61号の質疑	130
議案第61号の討論、採決	131
休憩(午前 9時40分)	132
<hr/>	
再開(午前 9時42分)	132
議案第55号について	132
議案第55号の質疑	134
休憩(午前 9時59分)	137
<hr/>	
再開(午前10時02分)	137

議案第67号について	137
休憩(午前10時51分)	151
<hr/>	
再開(午前11時00分)	151
議案第67号の質疑	152
休憩(午前11時37分)	162
<hr/>	
再開(午前11時42分)	162
議案第60号について	163
議案第60号の質疑	164
議案第60号の討論、採決	166
休憩(午前11時51分)	166
<hr/>	
再開(午後0時59分)	166
議案第55号について	166
議案第55号の質疑	168
休憩(午後1時06分)	168
<hr/>	
再開(午後1時08分)	168
議案第67号について	169
議案第67号の質疑	181
休憩(午後2時15分)	186
<hr/>	
再開(午後2時16分)	186
議案第69号について	186
議案第69号の質疑	189
議案第69号の討論、採決	190
散会の宣告	190
散会(午後2時29分)	190



◎建設環境常任委員会（9月16日）

付託案件	192
出席委員（6名）	192
欠席委員（0名）	192
説明のため出席した者	192
事務局職員出席者	192
開議（午前 9時28分）	193
開議の宣告	193
議案第64号について	194
議案第64号の質疑	194
議案第64号の討論、採決	195
議案第65号について	195
議案第65号の質疑	196
議案第65号の討論、採決	197
議案第67号及び議案第72号について	197
議案第67号及び議案第72号の質疑	206
議案第72号の討論、採決	209
休憩（午前10時31分）	210
<hr/>	
再開（午前10時38分）	210
議案第67号及び第73号について	210
議案第73号の質疑	218
議案第73号の討論、採決	222
休憩（午前11時25分）	222
<hr/>	
再開（午前11時26分）	222
議案第63号について	222
議案第63号の質疑	223

議案第63号の討論、採決	224
休憩（午前11時31分）	224
<hr/>	
再開（午前11時33分）	224
議案第67号について	224
議案第67号の質疑	231
休憩（午後0時10分）	235
<hr/>	
再開（午後0時11分）	235
議案第55号について	235
議案第55号の質疑	236
休憩（午後0時13分）	236
<hr/>	
再開（午後1時14分）	236
議案第67号の質疑	237
休憩（午後2時12分）	251
<hr/>	
再開（午後2時17分）	251
議案第67号の質疑	251
議案第67号の討論、採決	257
休憩（午後2時36分）	257
<hr/>	
再開（午後2時39分）	257
議案第55号について	257
議案第55号の質疑	259
議案第55号の討論、採決	262
閉会の宣告	263
閉会（午後2時56分）	264
署名委員	265



◎健康福祉常任委員会（9月17日）

付託案件	267
出席委員（7名）	269
欠席委員（0名）	269
説明のため出席した者	269
事務局職員出席者	269
開会（午前 9時28分）	270
開会の宣告	270
開議の宣告	271
議案第67号について	271
議案第67号の質疑	277
休憩（午前10時17分）	284
<hr/>	
再開（午前10時23分）	284
議案第62号について	285
議案第62号の質疑	286
議案第62号の討論、採決	288
休憩（午前10時33分）	288
<hr/>	
再開（午前10時43分）	288
議案第55号について	288
議案第55号の質疑	289
議案第55号の討論、採決	292
休憩（午前10時56分）	293
<hr/>	
再開（午前10時58分）	293
議案第70号について	293
議案第70号の質疑	298

議案第70号の討論、採決	310
休憩（午前11時55分）	310
<hr/>	
再開（午後0時59分）	310
議案第56号について	310
議案第56号の質疑	311
議案第56号の討論、採決	314
議案第57号について	314
議案第57号の質疑	315
議案第57号の討論、採決	316
議案第68号について	316
議案第68号の質疑	320
議案第68号の討論、採決	325
休憩（午後1時53分）	326
<hr/>	
再開（午後1時59分）	326
発言の訂正	326
議案第71号について	326
議案第71号の質疑	328
議案第71号の討論、採決	329
散会の宣告	330
散会（午後2時12分）	330



◎健康福祉常任委員会（9月18日）

付託案件	331
出席委員（7名）	332
欠席委員（0名）	332
説明のため出席した者	332

事務局職員出席者	3 3 2
開 議 (午前 9時31分)	3 3 3
開議の宣告	3 3 3
議案第67号について	3 3 3
休 憩 (午前10時56分)	3 5 6
<hr/>	
再 開 (午前11時09分)	3 5 6
議案第67号の質疑	3 5 6
休 憩 (午後 0時02分)	3 7 2
<hr/>	
再 開 (午後 1時02分)	3 7 2
議案第67号の質疑続行	3 7 2
議案第67号の討論	3 8 3
議案第67号の採決	3 8 4
閉会の宣告	3 8 4
閉 会 (午後 1時42分)	3 8 4
署名委員	3 8 5

総務文教常任委員会

9月19日（金曜日）

令和7年行田市議会総務文教常任委員会会議録

- 開会年月日 令和7年9月19日（金曜日）
- 開催場所 第2委員会室
- 付議事件 議案第55号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第3回）  
議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定について
- 審査日程 **【教育委員会】**  
議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定について  
議案第55号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第3回）
- 【会計課】**  
議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定について
- 【監査委員事務局】**  
議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定について
- 【議会事務局】**  
議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定について

○出席委員（7名）

委員長	町田光	委員	3番	梁瀬里司	委員
副委員長	駒見行彦	委員	4番	新諒平	委員
1番	香川宏行	委員	5番	村田秀夫	委員
2番	大屋彰	委員			

---

○欠席委員（0名）

---

○説明のため出席した者

細谷博之	学校教育部長
中島淳	教育委員会参事
嶋村理彦	学校教育部次長兼 教育指導課長
岡部将弘	教育総務課長
飯田勝雄	学校給食センター 所長
篠田豊和	教育支援センター 所長（会）
長島浩司	生涯学習部長 兼参事
松田正	生涯学習部次長兼 図書館長
鈴木紀三雄	生涯学習部次長兼 郷土博物館長
近藤隆洋	生涯学習課長
伊藤賀章	スポーツ振興課長
酒井春彦	文化財保護課長
蓮沼義典	教育文化センター 所長兼 中央公民館長
嶋田和彦	議会事務局長
石川学	監査委員事務局長
五十嵐章五	会計管理者兼 会計課長

---

○事務局職員出席者

書記 大澤光弘

午前 9時 29分 開会

△開会の宣告

○委員長 朝になると肌寒いような天候になっておりますが、2日間、総務文教常任委員会が開催される予定になっております。皆様のご協力をいただきながら、円滑に議事進行が出来ますようによろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

ご連絡いたします。

傍聴される方につきましては、委員会審査中は雑談、発言等を禁止いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、審査中における傍聴人の入退室については自由となっておりますので、念のために申し添えます。

これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用の上お願いいたします。また、説明、質疑及び答弁につきましては簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

今回、当委員会に付託されております案件は議案5件であります。

審査については、お配りしております審査日程により行います。

なお、議案第55号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第3回）及び議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定の討論及び採決につきましては、22日の月曜日、総務部所管部分の審査終了後にそれぞれ行いますので、ご了承願います。

---

△開議の宣告

○委員長 それでは、教育委員会所管の議案について審査を行います。

まず、教育委員会を代表して、長島生涯学習部長にご挨拶をお願いいたします。

○生涯学習部長 おはようございます。

町田委員長、駒見副委員長を初め、総務文教常任委員会の委員の皆様には、日頃より教育委員会所管部分の事務事業にご協力、ご理解をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日審議いただきます案件は、まず、議案第55号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第3回）、それと議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうちの教育委員会所管部分でございます。

この後、それぞれ担当課長等より説明を申し上げますが、多岐にわたる分野でございますので、ぜひ慎重審議のほうよろしく願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

---

△議案第67号について

○委員長 初めに、議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、教育委員会所管部分についてを議題とし、順次執行部の説明を求めます。

まず、学校教育部岡部教育総務課長。

○教育総務課長 それでは、着座のまま失礼させていただきます。

令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算のうち、教育総務課所管部分について説明申し上げます。

初めに、主要施策の成果報告から申し上げますので、主要施策の成果報告書及び決算書附表の65ページをお願いいたします。

初めに、学校再編事業ですが、学校再編の方向性を示す行田市義務教育学校設置に向けた再編計画（骨子編）を策定しました。

その後、骨子編を踏まえ、再編後の学校の位置や新校開校までのスケジュールなどを示す再編計画〈個別編〉（案）を専門的な知見を持つ事業者の支援を受け、作成したものでございます。

2つ目の校務支援システム活用事業は、教職員の負担軽減や業務効率化を図り、授業の充実や児童・生徒と向き合う時間の確保を目的として、児童・生徒の出席状況や成績管理を初めとした情報を一元管理する統合型校務支援システムを導入したものでございます。

次の、食の応援給付金給付事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生交付金を活用し、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、家計への影響が大きい小・中学生世帯を支援するため給付金を支給したものでございます。

69ページをお願いいたします。

スクールバス運行事業は、学校再編により、遠距離通学となった児童の通学支援として運行している小学校4校のスクールバスに係る運行业務委託料など、その次の就学援助事業は、経済的に困窮している世帯に対し、学用品などの費用の一部を給付し、負担軽減を図ったものでございます。

70ページをお願いいたします。

小中学校施設整備事業は、教育環境の改善を図るため、小・中学校各施設の改修等を行ったものでございます。

続きまして、歳出について申し上げますので、決算事項別明細書の225ページをお願いいたします。

10款教育費、1項1目教育委員会費の右ページ備考欄の◎教育委員会運営費は、教育委員4名分の委員報酬及び費用弁償でございます。

左ページに戻りまして、2目事務局費、右ページ備考欄の◎事務局費は、教育長以下教育委員会事務局職員の人件費を初めとする事務局運営費のほか、学校再編関連経費、統合型校務支援システム関連経費、教育関係の補助金等でございます。

主なものを申し上げますと、11節3行目の通信料、228ページに移りまして、12節2行目及び3行目のOAシステム構築委託料とOAシステム保守点検委託料並びに13節2行目及び3行目のOAシステム利用料とOA機器借上料は、統合型校務支援システム導入に係る経費でございます。

12節の1行目に戻りまして、学校再編計画作成支援業務委託料は、再編計画〈個別編〉の作成に当たり、事業者の支援を受けたものでございます。

次に、22節返還金でございますが、旧太田東小学校施設の利活用に伴う財産処分に当たり、国庫補助金の精算金として国庫に返還したものでございます。

ページ中ほどの◎事務局費（食の応援給付金分）（繰越明許費分）でございますが、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、小・中学生世帯を支援するため、1人1万円の給付金を支給したものでございます。

233ページをお願いいたします。

2項1目学校管理費、右ページ備考欄の◎小学校管理運営費（教育総務課）は、小学校12校に係る管理運営費及びスクールバス運行業務に係る経費でございます。

236ページをお願いします。

備考欄最初の◎校舎維持管理費の10節修繕料は、給排水、浄化槽、空調、放送、照明設備などの設備機器の各種一般修繕を実施したものでございます。

左ページに戻りまして、2目教育振興費の右ページ備考欄の◎教育振興助成費の主なものは、13節2行目のOA機器借上料は、児童のタブレット端末の借上料で、19節学用品費等補助金及び2行下の給食費補助金は、経済的に困窮している児童の保護者への就学援助給付で

ございます。

237ページをお願いします。

3目学校建設費の右ページ備考欄の◎校舎等新設改良費の主なものでございますが、14節小学校工事請負費は、防火シャッター更新工事や校舎外壁改修工事などを行ったものでございます。

左ページに戻りまして、3項1目学校管理費の右ページ備考欄の◎中学校管理運営費（教育総務課）は、中学校8校に係る管理運営費でございます。

次の◎校舎維持管理費の主なものですが、10節修繕料は、給排水、浄化槽、空調設備など各種一般修繕を実施したものでございます。

239ページをお願いします。

2目教育振興費、右ページ備考欄の◎教育振興助成費の主なものは、13節2行目のOA機器借上料は、生徒のタブレット端末の借上料、19節1行目の学用品費等補助金及び2行下の給食費補助金は、経済的に困窮している生徒の保護者への就学援助給付でございます。

241ページをお願いします。

3目学校建設費、右ページ備考欄の◎校舎等新設改良費の14節中学校工事請負費は、給食用エレベーター、屋内消火栓ポンプ、防火シャッターの改修工事などを行ったものでございます。

少し飛びまして、261ページをお願いします。

5項1目保健体育総務費でございますが、次の264ページの備考欄、一番下の◎学校保健費（教育総務課）の18節少年スポーツ振興事業交付金は、中学校の運動部活動に対する交付金でございます。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入について申し上げますので、49ページをお願いします。

14款2項5目教育費国庫補助金、1節教育総務費補助金の右ページ備考欄のデジタル田園都市国家構想交付金（教育総務課）は、統合型校務支援システムの導入に係る経費の財源として受け入れたものでございます。

2節小学校費補助金及び3節中学校費補助金のそれぞれ右ページ備考欄の学用品費等補助金、特別支援教育就学奨励費補助金、理科教育等設備整備費補助金並びに51ページ、5節保健体育費補助金の右ページ備考欄の児童生徒医療費補助金は、対象事業に係る経費の2分の1の補助を受け入れたものでございます。

57ページをお願いします。

16款1項1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入の右ページ備考欄の20行目、ページ中ほど、やや下になりますが、建物貸付収入（教育総務課）は、各学校の屋上に設置された太陽光発電用パネルに係る貸付収入でございます。

左ページに戻りまして、2項利子及び配当金の備考欄一番下の教育振興奨励基金利子及び60ページ備考欄の13行目、学校教育施設整備基金利子は基金運用に伴うものでございます。

左ページに戻りまして、17款1項3目教育費寄附金は、個人、団体から合わせて2件の寄附金を受け入れたものでございます。

61ページをお願いします。

18款1項5目教育振興奨励基金繰入金は、歳出に計上した教育振興奨励費補助金及び奨学資金給付金の財源として、基金の取崩しを行ったものでございます。

63ページをお願いします。

ページ中ほど、20款3項1目入学準備金貸付金元金収入は、大学または高等学校に入学する際に貸し付けた準備金に対する返済金収入でございます。

歳入については以上でございます。

続きまして、財産に関する調書について申し上げますので、330ページをお願いいたします。

330ページ、3. 債権の一番上、入学準備金貸付金52万5,000円の減額は、12名からの償還によるものでございます。

以上で、教育総務課所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長 次に、嶋村教育指導課長。

○教育指導課長 それでは、教育指導課所管部分について説明申し上げます。

初めに、主要施策の成果報告書及び決算書附表の66ページをお願いいたします。

1つ目の学力向上支援事業は、各小・中学校に学習支援教員を配置し、ティームティーチングにより、児童・生徒の基礎学力の定着を図るものでございます。また、学校における図書活動推進のために図書活動推進教員を、外国籍児童・生徒の学習支援のために日本語学習支援教員を配置しております。

次の水泳授業委託事業は、老朽化した南小学校、見沼小学校、北小学校、忍小学校の4校の水泳授業を民間のスイミングスクールに委託したものでございます。

次に、いじめ・不登校対策事業は、不登校対策担当チーム会議、学校集団アセスメントh

y p e r－QU、中学校ネットパトロール、さわやか相談員やスクールソーシャルワーカーの配置などを通して、不登校問題の解消、いじめの未然防止や早期発見を図るものでございます。

67ページをお願いいたします。

学校ICT活用推進事業は、学習用タブレット端末の賃貸借料、指導者用タブレット教科書及びフィルタリングソフトの使用料、ICT支援員の派遣委託料などでございます。

次に、学校応援団推進事業は、小・中学校の学校応援団活動に対して補助金を交付し、校内環境整備、登下校時の見守り活動等、地域の力を活用した教育活動を推進するものでございます。

次のきらきらサポーター配置事業は、特別支援学級等の児童・生徒の学校生活を支援するため、30人の支援員を配置したものでございます。

68ページをお願いいたします。

2つ目の人権教育指導事業は、教職員が高い人権意識と正しい知識を持って人権教育を進められるよう、各種研修を行ったものでございます。

次のポップ・ステップ・ジャンプ外国語教育事業は、小・中学校の外国語教育及び国際理解教育の充実を図るため、小・中学校に計12名の外国語指導助手を配置したものでございます。

続きまして、各事業につきまして決算事項別明細書に基づき説明させていただきます。

まず、歳出の主なものについて説明申し上げますので、225ページをお願いいたします。

10款1項2目事務局費、右ページ備考欄、228ページになりますが、2つ目の◎小中学校指導費ですが、学習支援教員等の人件費やICT支援員派遣委託料、水泳授業実施委託料などが主なものでございます。

次に、230ページの備考欄1つ目の◎特別支援教育推進費（教育指導課）は、きらきらサポーターの人件費が主なものでございます。

続いて、備考欄3つ目の◎人権教育指導費は、10節印刷製本費の人権文集等の作成費、また、18節教職員研修補助金が主な支出でございます。

その下、ポップ・ステップ・ジャンプ外国語教育事業費は、ALTの人件費が主なものでございます。

続きまして、235ページ、2項小学校費、2目教育振興費の右ページ備考欄2つ目の◎教育振興費ですが、13節著作権使用料は、インターネットを活用した授業における著作物の利

用に係る著作権使用料、次のOAシステム利用料は、授業支援システムの使用料でございます。

続いて237ページ、3項中学校費、1目学校管理費の右ページ備考欄◎中学校管理運営費（教育指導課）は、さわやか相談員16名分の人件費が主なものでございます。

続いて、239ページ、2目教育振興費の右ページ備考欄、教育振興費の13節著作権使用料は小学校と同様、インターネットを活用した授業における著作物の利用に係る著作権使用料、次のOAシステム利用料は、授業支援システム及び数学、理科、英語の指導者用のデジタル教科書の使用料でございます。

続きまして、261ページをお願いします。

5項保健体育費、1目保健体育総務費の備考欄、264ページになりますが、◎学校保健費（教育指導課）の1節学校医報酬は学校医56名に対する報酬、それから、次の薬剤師報酬は学校薬剤師13名に対する報酬でございます。

11節2行目の手数料は、児童・生徒の定期健康診断、尿検査、心電図など経費及び教職員の健康診断の経費でございます。

18節2行目の日本スポーツ振興センター共済掛金は、保険給付に係る共済掛金でございます。

歳出につきましては以上でございます。

続きまして、歳入について申し上げますので、戻りまして49ページをお願いいたします。

14款2項5目教育費国庫補助金の1節教育総務費補助金の右ページ備考欄、教育支援体制整備事業費補助金は、医療的ケアが必要な児童に対して看護師を派遣するための補助でございます。

続きまして、55ページ、15款2項8目教育費県補助金の1節教育総務費補助金の右ページ備考欄、学校応援団推進事業補助金は、学校応援団推進事業に対する補助でございます。

その下、2節中学校費補助金の右ページ備考欄、いじめ・不登校対策充実事業補助金は、さわやか相談員の報酬に対する補助でございます。

続きまして、63ページをお願いします。

20款4項1目雑入の3節負担金収入のうち、右ページ備考欄1行目の日本スポーツ振興センター保護者掛金は、掛金について保護者に負担いただいたものです。

66ページの備考欄1行目の地域社会学習用教材費負担金は、小学校3年生、4年生の社会科のワーク作業帳の費用を保護者に負担いただいたものでございます。

以上で、教育指導課所管部分についての説明を終わらせていただきます。

○委員長 次に、飯田学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 それでは、学校給食センター所管部分についてご説明申し上げます。

初めに、主要施策の成果報告から申し上げますので、主要施策の成果報告書及び決算書附表の77ページをお願いいたします。

学校給食施設設備改修事業は、棚昇降式消毒保管機が経年劣化により不具合が生じていたことから、更新工事を実施したものでございます。

以上で主要施策の成果報告についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げますので、歳入歳出決算事項別明細書の265ページをお願いいたします。

10款教育費、5項3目学校給食センター費ですが、不用額の主な要因は、10節需用費のうち、電気料の電気料金が見込額を下回ったこと、14節工事請負費の入札差金などによるものでございます。

右ページ備考欄の上から3つ目、◎学校給食センター管理運営費ですが、10節の2行目、修繕料は、調理設備機器等の修繕に要した費用、4行目、賄材料費は給食食材の購入費でございませう。

268ページをお願いいたします。

12節1行目、学校給食委託料は、学校給食センターにおける納品、検収、給食の調理、配缶、運搬、配膳、調理機器、食器類の洗浄、保管、施設の清掃、衛生管理、各種点検記録の作成等の委託料でございませう。

次に、3行目、調査測量設計委託料は、学校給食センターの照明をLED化するための設計委託料でございませう。

次に、8行目、施設機械設備保守点検委託料は、施設及び機械設備等の維持管理に係る委託料でございませう。

14節の設備改修工事請負費は、先ほど主要施策にてご説明いたしました学校給食設備改修事業費でございませう。

17節の給食用器具購入費は、不具合が生じていた調理機器のスライサーと全自動洗濯機を購入したものでございませう。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして57ページをお願いいたし

ます。

16款財産収入、1項1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入の右ページ備考欄、下から4行目、建物貸付収入（学校給食センター）は、学校給食センターに設置された自動販売機に係る建物貸付収入でございます。

次に、63ページをお願いいたします。

20款4項1目雑入、1節学校給食費納付金は、右ページ備考欄の小学校、中学校、給食業務従事者分、PTA試食会分及び滞納繰越分の給食費収入でございます。

67ページをお願いいたします。

7節施設貸付収入の右ページ備考欄の下から3行目、学校給食センター電気料は、学校給食センターに設置された自動販売機に係る電気料でございます。

9節用品等売払収入は、右ページの備考欄3行目、資源ごみ売払収入（学校給食センター）は、食材の納入により生じた段ボールのリサイクル収入、その下の使用廃油売払収入は、学校給食センターで調理に使用した廃油の売払収入でございます。

71ページをお願いいたします。

21款市債、1項8目教育債、4節保健体育債の右ページ備考欄4行目の学校給食センター設備改修事業債は、学校給食センターLED化事業の調査測量設計委託の財源として、市債の借入れを行ったものでございます。

以上で、学校給食センター所管部分の説明を終わらせていただきます。

○**委員長** 次に、篠田教育支援センター所長。

○**教育支援センター所長** 続いて、教育支援センター所管部分について説明申し上げます。

初めに、主要施策の成果報告から申し上げますので、主要施策の成果報告書及び決算書附表の68ページをお願いします。

早期療育事業ですが、発達に不安がある年長児及び小学校1年生を対象に、専門的な知識のある指導員がその子に合った個別の療育を行うことで、幼児、児童の発達を促し、適切な就学を支援するものです。通称ステップ教室と呼んでおります。決算の内訳は、公認心理師1名及び療育指導員6名の謝金等でございます。

少し戻りまして、66ページ、いじめ・不登校対策事業のうち、スクールソーシャルワーカーと適応指導教室ウイズ指導員の配置については、当教育支援センターの所管でございます。

続きまして、歳出について申し上げます。

決算事項別明細書の230ページをお願いいたします。

10款教育費、1項2目事務局費の右ページ備考欄の中ほど、◎特別支援教育推進費（教育支援センター）は、先ほど申しあげました早期療育事業の謝金等でございます。

次に、231ページ、232ページをお願いいたします。

10款教育費、1項3目教育支援センター費についてですが、ページ右側の備考欄◎教育支援センター管理運営費の1節から4節は、所長以下スクールソーシャルワーカーや庶務担当職員、適応指導教室ウィズ教室の指導員等の会計年度任用職員報酬等の人件費でございます。

同じく管理運営費の10節修繕料は、旧星宮小学校に移転後、必要となった設備の修繕に係る費用でございます。また、12節の調査測量設計委託料は、下忍分室の解体除去に係る委託料でございます。

続きまして、収入について申し上げますので、58ページをお願いいたします。

16款1項1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入の備考欄、やや下のほうにあります、建物貸付収入（教育支援センター）は、旧星宮小学校の屋上に設置された太陽光発電用パネルに係る貸付収入でございます。

以上で、教育支援センター所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長 次に、生涯学習部近藤生涯学習課長。

○生涯学習課長 それでは、生涯学習課所管部分について説明を申し上げます。

初めに、主要施策の成果報告書及び決算書附表の70ページをお願いいたします。

上から2番目の青少年健全育成事業は、青少年の健全育成を図るため、各種事業の実施や団体への支援等を行っているものでございます。

ぎょうだこどもまつり補助金のほか、二十歳を祝う会、青少年育成及び子ども会に対する交付金などがございます。

次の放課後子ども教室事業は、小学校の余裕教室等を活用し、地域住民及び関係団体の方の参画を得て、様々な体験活動を実施するもので、市内小学校9校で実施したものでございます。

71ページをお願いいたします。

一番上の生涯学習推進事業は、生涯学習に係る学習機会の提供などを目的として、行田市民大学の活動に対する補助や、ものづくり大学で実施した体験教室に対する補助を行ったものでございます。

次の文化・芸術活動支援事業は、多くの市民が文化・芸術に触れる機会を提供するため、公募行田市美術展やときめきレインボーフェスティバルに対し交付金を支給したものでござ

います。

次の産業文化会館管理運営事業は、指定管理者による管理運営により、利用者のニーズに沿ったサービスの提供や効率的な経営の推進に努めたものでございます。また、令和5年度からの繰越により、空調設備更新工事を実施したほか、トイレの洋式化改修工事を実施したものでございます。

以上で主要施策の成果報告についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、各事業につきまして、決算事項別明細書に基づき説明させていただきます。

まず、歳出の主なものについて説明申し上げますので、241ページをお願いいたします。

4項社会教育費、1目社会教育総務費でございますが、右ページ備考欄の◎社会教育一般管理費は、職員の人件費でございます。次の◎生涯学習課関係経費は、主に会計年度任用職員3名の人件費に加えて、旧太田東小学校の施設管理に係る経費でございます。

244ページをお願いいたします。

一番上の14節設備改修工事請負費は、旧太田東小学校の受変電設備改修工事を実施したものでございます。

次に、上から5番目の◎青少年教育費は、放課後子ども教室や少年の主張大会の開催経費並びにぎょうだこどもまつり、二十歳を祝う会、青少年育成事業及び子ども会育成事業に対する補助金等でございます。

次の◎生涯学習推進費は、行田市民大学を初めとする生涯学習関係団体への補助金及び公募行田市美術展などの生涯学習関連イベントへの交付金でございます。

246ページをお願いいたします。

一番上の◎はにわの館管理費は、指定管理により、一般社団法人行田おもてなし観光局に管理を委託しているものでございます。なお、14節設備改修工事請負費は、館内トイレの洋式化改修工事を実施したものでございます。

次の◎産業文化会館管理費ですが、こちらにつきましては、指定管理により、公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団に管理を委託しているものでございます。なお、14節の設備改修工事請負費は、はにわの館同様、館内トイレの洋式化改修工事を実施したものでございます。

次の◎産業文化会館管理費（繰越明許費分）の14節空調設備更新工事請負費は、ホール、舞台系統の空調の更新に係るもので、電線ケーブルの調達が困難となったため、工事費の一部について、令和6年度に繰り越して実施したものでございます。

249ページをお願いいたします。

3目人権教育推進費ですが、右ページ備考欄の◎人権教育推進費は、人権教育講座や人権教育研修会などの啓発事業のほか、集会所指導員として雇用している会計年度任用職員2名分の人件費や学力向上学級などの講師謝金及び集会所の維持管理に要する経費でございます。

なお、7節報償費の不用額は、各集会所での講座等の実施回数の減少により、講師謝金等の不用額が発生したものでございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入について申し上げますので、戻りまして55ページをお願いいたします。

15款2項8目教育費県補助金の3節社会教育費補助金ですが、右ページ備考欄の2行目、地域教育力活性化事業費補助金は、放課後子ども教室に係る事業への3分の2の補助を受け入れたものでございます。

57ページをお願いいたします。

16款1項1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入のうち、右ページ備考欄の下から10行目、建物貸付収入（生涯学習課）は、旧太田東小学校の屋根に設置した太陽光発電パネルに係る貸付収入でございます。

63ページをお願いいたします。

20款4項1目雑入、3節負担金収入のうち、備考欄一番下の放課後子ども教室自己負担金は、教室参加児童の自己負担分でございます。

67ページをお願いいたします。

9節用品等売払収入のうち、備考欄の下から3行目、郷土かるた売払収入は、ぎょうだ郷土かるたの窓口販売による収入でございます。

71ページをお願いいたします。

21款市債、1項8目教育債、3節社会教育債の右ページ備考欄一番上の産業文化会館設備改修事業債（繰越明許費分）は、令和6年度に繰り越して実施したホール、舞台系統の空調更新工事の財源として借入れを行ったものでございます。

以上で、生涯学習課所管部分についての説明を終わらせていただきます。

○委員長 次に、伊藤スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 それでは、スポーツ振興課所管部分につきまして説明を申し上げます。

初めに、主要施策の成果報告書及び決算書附表の76ページをお願いいたします。

下段のスポーツ振興事業は、鉄剣マラソン大会などのスポーツイベントの実施や、市民の

皆様へのスポーツ振興を促進する事業でございます。主にスポーツ推進委員やスポーツ推進審議会委員の報酬、市のスポーツイベントにおける記念品、市スポーツ協会等への補助金等でございます。

次に、77ページをお願いします。

上段の体育施設管理運営事業は、指定管理者による管理運営により、各種スポーツセミナーや教室などの事業の充実を図るとともに、安心・安全な施設の運営を努めているところでございます。また、令和6年度におきましては、総合体育館のエレベーター更新工事や総合公園野球場の防球ネットの修繕、テニス場、クラブハウスの空調設備の修繕などを行っております。

以上で主要施策の成果報告につきまして説明を終わらせていただきます。

続きまして、各事業につきまして、決算事項別明細書に基づき説明させていただきます。

まず、歳出の主なものについて申し上げますので、261ページをお願いいたします。

10款教育費のうち、5項保健体育費の1目保健体育総務費でございますが、右ページ備考欄の◎スポーツ振興費は、スポーツ振興に要する経費でございます。主なものを申し上げますと、1節報酬は、スポーツ推進委員やスポーツ推進審議会委員の報酬で、7節報償費は、市民体育祭における参加賞や記念品等の経費及びスポーツ報償金で県民総合体育大会を初め、全国大会に出場された団体及び個人選手への祝金でございます。

264ページをお願いします。

12節委託料は、各地区のスポーツ協会等に開催していただいているスポーツ教室やアウトドア教室の経費の一部を委託料として支出しているものでございます。

18節負担金補助及び交付金は、行田市スポーツ協会への補助金や鉄剣マラソン大会開催事業交付金などとなっております。

265ページをお願いいたします。

2目体育施設費でございますが、右ページ備考欄の◎施設管理運営費につきましては、総合体育館を初めとする市内体育施設の管理運営に係る経費でございます。主なものとしたしましては、12節委託料の調査測量設計委託料は、総合公園庭球場のLED化及び総合体育館空調設備の設計委託料でございます。

次に、体育施設指定管理料は、総合体育館を初めとする市内体育施設につきまして、公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団を指定管理者として、その管理を委託しているものでございます。

次に、14節工事請負費でございますが、設備改修工事請負費として、総合体育館排煙ダクト更新工事を行いました。また、この工事請負費の不用額でございますが、設備改修工事請負費において、当初予算では、市民プールの真空給水ポンプユニット更新工事費を措置しておりました。この設備は温水をプールに循環させるものでございますが、令和6年2月に市民プールのボイラーが故障し、そのボイラーの修繕を行わないこととなったことから、ボイラー設備に付随する同設備の更新工事を行わなかったことによる不用額でございます。

次に、◎施設管理運営費（繰越明許費分）でございますが、令和5年度に予定していた総合体育館エレベーター更新工事が入札不調であったことから、繰越明許費として令和6年度に同工事を行ったものでございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入について申し上げますので、戻りまして65ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目雑入の7節施設貸付収入のうち、右ページ備考欄下から2行目、市民プール電気料と、68ページの1行目、総合体育館電気料は、それぞれの施設に設置している自動販売機の電気料収入でございます。

次に、71ページをお願いいたします。

21款市債、1項8目教育債の4節保健体育債の右ページ備考欄の庭球場設備改修事業債は、総合公園テニスコートの照明のLED化工事、総合体育館設備改修事業債（繰越明許費分）は、総合体育館エレベーター更新工事、総合体育館設備改修事業債は、総合体育館の排煙ダクト更新工事の財源として借入れを行ったものでございます。

以上で、スポーツ振興課所管部分についての説明を終わらせていただきます。

○委員長 次に、酒井文化財保護課長。

○文化財保護課長 それでは、文化財保護課所管部分についてご説明を申し上げます。

初めに、主要施策の成果報告書及び決算書附表の71ページをお願いいたします。

一番下の文化財保存活用地域計画策定事業につきましては、市内の文化財を指定の有無にかかわらず、幅広く捉えて把握し、周辺環境も含め、総合・計画的に保存活用を推進していくために計画を策定しようと進めているものでございます。

令和3年度から取組を行っておりますが、令和6年度においては、協議会を2回開催するとともに、パブリックコメントを実施し、今後の文化庁認定申請に向けての最終調整を行ったところでございます。

72ページをお願いいたします。

一番上の文化財保存活用事業につきましては、個人住宅の建築、企業の施設建設等の開発行為で壊されてしまう埋蔵文化財を後世に伝えていくため、発掘調査等を実施するとともに、文化財の公開に向け、説明板等の整備や除草、樹木の伐採等を行っているものでございます。

その下の日本遺産魅力発信事業につきましては、埼玉県で唯一でございます行田の日本遺産の魅力を広く発信していくため、構成文化財をめぐるスタンプラリーの開催や、石川県の日本遺産とコラボしたパネル展示の実施、旧忍町信用組合店舗の新ヴェールカフェとしてのリニューアルオープンなど、各種取組を多角的に推進したものでございます。

次の伝統文化継承事業につきましては、本市の伝統芸能や民俗芸能を地域の財産として保存・継承していくため、保存活動団体に対し活動助成や用具の修繕を行った際の費用の一部を補助したものでございます。

以上で主要施策の成果報告についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、各種事業につきまして、決算事項別明細書に基づき説明させていただきます。

まず、歳出の主なものについてご説明申し上げますので、245ページをお願いいたします。

4項社会教育費の2目文化財保護費でございますが、右ページ備考欄の◎文化財保護費は、文化財の保存活用に要する経費でございます。

主なものを申し上げますと、248ページをお願いいたします。1節会計年度任用職員報酬と4節労働保険料及び8節費用弁償は、埋蔵文化財発掘作業や出土品の整理作業等に関わる会計年度任用職員に係る経費でございます。

10節の2行目、印刷製本費につきましては、日本遺産パンフレットや年2回開催した足袋蔵めぐりスタンプラリーのチラシやポスターなどに要した印刷製本費でございます。

12節文化財調査委託料につきましては、市内の出土の木製品9点の保存処理と、日本遺産構成文化財の大澤家住宅土蔵の現況調査の委託料でございます。

3つ下の文化財公開業務委託料につきましては、旧忍町信用組合店舗の公開業務を一般社団法人行田おもてなし観光局に委託をしたもので、次の日本遺産ガイドセンター運営委託料は、埼玉縣信用金庫行田支店店舗裏にございます足袋蔵まちづくりミュージアムを行田市日本遺産ガイドセンターとして活用し、NPO法人ぎょうだ足袋蔵ネットワークに運営を委託したものでございます。

2つ下のデータ作成委託料につきましては、埋蔵文化財包蔵地を電子地図上に落とし、事業者等に閲覧できるようにするために、データの作成に要した経費でございます。

13節、4行目の器具・機材借上料につきましては、埋蔵文化財の発掘調査で使用したシャ

ベル等の借上料でございます。

250ページをお願いいたします。

14節設備改修工事請負費につきましては、旧須加小学校の受変電設備の改修工事に係る工事請負費でございます。

18節、下から2行目、伝統芸能保存継承事業補助金につきましては、市内の獅子舞保存団体6団体への活動助成と子どもお囃子団体2団体への用具の修理等への補助金でございます。

次に、◎文化財保護費（繰越明許費分）でございますが、旧荒井八郎商店の耐震診断を令和6年度に委託し実施したものでございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入について申し上げますので、戻りまして49ページをお願いいたします。

14款2項5目教育費国庫補助金の4節社会教育費補助金ですが、右ページ備考欄の1行目、埋蔵文化財緊急発掘調査費補助金は、個人住宅等の建設に伴う発掘調査費の2分の1の補助を受けたものでございます。

その下の文化財保存活用地域計画策定費補助金につきましては、行田市文化財保存活用地域計画の策定費用の補助対象費用の全額の補助を受け入れたものでございます。

55ページをお願いいたします。

15款2項8目教育費県補助金の3節社会教育費補助金のうち、右ページ備考欄の1行目、埋蔵文化財緊急発掘調査費補助金につきましては、個人住宅等の建設に伴う発掘調査費の4分の1の補助金を受け入れたものでございます。

57ページをお願いいたします。

16款1項1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入のうち、備考欄の一番下、建物貸付収入（文化財保護課）は、旧須加小学校の屋根に設置した太陽光発電用パネルに関わる貸付収入でございます。

65ページをお願いいたします。

20款4項1目雑入の5節委託金収入のうち、右ページ備考欄の上から4行目、文化財発掘調査事務委託金につきましては、民間企業等の開発事業などを行う発掘調査及び出土品の整理作業を実施した際の開発事業者等からの委託金でございます。

67ページをお願いいたします。

9節用品等売払収入のうち、右ページ備考欄の下から5行目の図録等売払収入（文化財保護課）と、その3つ下の市史編さん刊行物売払収入につきましては、刊行物に関わる売払収

入でございます。

以上で、文化財保護課所管部分についての説明を終わらせていただきます。

○委員長 次に、蓮沼教育文化センター所長兼中央公民館長。

○教育文化センター所長兼中央公民館長 それでは、教育文化センター及び中央公民館所管部分につきましてご説明申し上げます。

初めに、主要施策の成果報告書及び決算書附表の73ページをお願いいたします。

一番上の教育文化センター管理運営事業は、教育文化センターみらい全体のビル管理や舞台業務などの施設管理、また、不具合箇所の修繕など、施設の維持管理を行ったものでございます。

次の公民館管理運営事業は、老朽化した受変電設備の更新や、中央公民館及び地域公民館における不具合箇所の修繕を行い、施設の維持管理に努めたものでございます。

74ページをお願いいたします。

一番上の公民館生涯学習講座等開催事業は、中央公民館及び地域公民館において、市民に多くの学習機会を提供するため、各種講座や学級の実施、また、文化祭などの大規模事業を行ったものでございます。

以上で主要施策の成果報告についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、決算事項別明細書につきましてご説明申し上げます。

初めに、歳出からご説明申し上げますので、決算書の244ページをお願いいたします。

4項社会教育費、1目社会教育総務費のうち、備考欄上から2つ目の◎中央公民館関係経費は、職員の時間外勤務手当と旅費でございます。

251ページをお願いいたします。

4目教育文化センター費でございます。不用額の主な要因は、10節のうち、電気料及びガス料の支出が見込みを下回ったことや、12節委託料において、それぞれの契約に係る差金が生じたこと等によるものでございます。

右ページをお願いいたします。備考欄の◎教育文化センター管理費は、教育文化センターみらいの施設設備の維持管理に係る経費でございます。主なものを申し上げますと、12節調査測量設計委託料は、教育文化センターのLED化に係る設計委託料でございます。次の施設管理委託料からOAシステム保守点検委託料は、それぞれ施設設備を維持管理する上で必要な保守点検などの業務委託に係る経費でございます。

14節建物修繕工事請負費は、文化ホールホワイエの屋上防水改修工事及び天井張り替え改

修工事を実施したものでございます。

253ページをお願いいたします。

5目公民館費でございます。不用額の主な要因は、10節のうち、電気料及びガス料の支出が見込みを下回ったことや、14節工事請負費において、受変電設備改修工事の入札に係る差金が生じたこと等によるものでございます。

右ページをお願いいたします。備考欄一番上の◎中央公民館管理運営費は、主に中央公民館の会計年度任用職員5人の人件費でございます。次の◎地域公民館管理運営費は、主に地域公民館16館の館長以下、会計年度任用職員73人の人件費と施設設備の維持管理に係る経費でございます。

主なものを申し上げますと、256ページの上から2行目、12節清掃委託料からOAシステム保守点検委託料は、それぞれ施設設備を維持管理する上で必要な保守点検など、業務委託に係る経費でございます。

14節設備改修工事請負費は、荒木公民館及び長野公民館の受変電設備の更新工事を実施したものでございます。次の◎中央公民館振興事業費及びその下の◎地域公民館振興事業費は、中央公民館及び地域公民館において実施した各種講座等の開催に係る経費でございます。

次の◎施設維持補修費は、地域公民館16館の施設設備の維持補修に係る経費で、空調設備などの交換修繕を実施したものでございます。

以上で歳出についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして46ページをお願いいたします。

13款1項6目教育使用料の3節社会教育使用料のうち、右ページ備考欄、教育文化センター使用料、中央公民館使用料及び地域公民館使用料は、それぞれの施設の利用に係る使用料でございます。

66ページをお願いいたします。

20款4項1目雑入の3節負担金収入のうち、右ページ備考欄の上から2行目、中央公民館主催事業自己負担金は、中央公民館の大規模事業であります少年少女囲碁大会に係る参加負担金でございます。

7節施設貸付収入のうち、右ページ備考欄の下から4行目、地域公民館電気料、68ページになりますが、上から3行目、教育文化センター電気料は、それぞれ施設に設置しております自動販売機の電気料収入でございます。その下の教育文化センター使用料は、福祉の店き

ゃんばすの使用料収入、その下の中央公民館事務室使用料は、埼玉県公民館連絡協議会事務局からの使用料収入でございます。

9節用品等売払収入のうち、右ページ備考欄の上から5行目、電気売払収入（中央公民館）は、桜ヶ丘公民館の太陽光発電設備による残余電力を売電した収入でございます。

71ページをお願いいたします。

21款1項8目教育債の3節社会教育債のうち、右ページ備考欄上から2行目、教育文化センター設備改修事業債は、教育文化センターのLED化工事に係る財源確保のため、脱炭素化推進事業債を活用したものでございます。

以上で、教育文化センター及び中央公民館所管部分についての説明を終わらせていただきます。

○委員長 次に、松田図書館長。

○図書館長 それでは、図書館所管部分について説明を申し上げます。

初めに、主要施策の成果報告からご説明申し上げますので、成果報告書及び決算書附表の74ページをお願いいたします。

下段の図書館管理運営事業は、図書及び視聴覚関連資料の計画的な購入により、市民の文化教養の向上に貢献したものでございます。

続きまして、歳出について説明申し上げますので、決算事項別明細書の257ページをお願いいたします。

10款教育費、4項6目図書館費の右ページ備考欄の◎図書館管理運営費ですが、主なものを申し上げますと、1節の2行目、会計年度任用職員報酬から4節の3行目、労働保険料までは会計年度任用職員25名分の人件費でございます。

17節図書費は、図書3,478冊、DVD等の視聴覚関連資料28点、合計3,506点を購入したものでございます。

259ページをお願いいたします。

次に、7目視聴覚ライブラリー費の右ページ備考欄の◎視聴覚ライブラリー運営費でございますが、17節DVD等購入費は、団体貸出し用の視聴覚資料としてDVD5点を購入したものでございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入について説明申し上げますので、戻りまして67ページをお願いいたします。

ページの中ほど、20款諸収入、4項1目雑入の9節用品等売払収入のうち、右ページ備考欄の下から4行目、不要図書等売払収入は、不要となった雑誌等をリサイクル品として売り払ったものでございます。

以上で、図書館所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長 次に、鈴木郷土博物館長。

○郷土博物館長 それでは、郷土博物館所管部分について説明申し上げます。

初めに、主要施策の成果報告書及び決算書附表の75ページをお願いします。

郷土博物館管理運営事業は、博物館の管理運営を行うとともに、温湿度調整や生物被害対策、防犯対策など、貴重な資料を収蔵する博物館の適切な環境を維持するとともに、空調機の修繕などを実施したものでございます。

次の市制施行75周年記念第34回テーマ展「お伊勢まいりと行田」は、江戸時代から盛んに行われた伊勢講やお伊勢まいりなどについて、市内に残された様々な資料から紹介したものでございます。

76ページをお願いします。

市制施行75周年記念第37回企画展「布をまとうー古代人の衣ー」は、古代の人々が着用していた衣服に着目しまして、各地の遺跡から出土した布を織る道具や衣服を表現した人物埴輪などを展示し、古代の人々がどのように布をつくり、布をまとっていたかを紹介したものでございます。

以上で主要施策の成果報告についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳出の主なものについて申し上げますので、決算事項別明細書の260ページをお願いします。

8目博物館費のうち、右ページ備考欄の◎博物館管理運営費ですが、1節の会計年度任用職員報酬は、入館者の受付や入館料の徴収、館内の案内業務などに従事する6名分と事務補助1名の報酬でございます。

10節の上から3つ目、修繕料は、空調機の冷温水チラーや常設展示室の空調機の修理を行ったことなどによるものでございます。

12節の調査測量設計委託料は、高圧受変電設備更新工事と館内照明LED化工事の設計委託料、次の警備委託料以下は施設や設備の維持管理上必要な警備や清掃、点検業務の委託に伴う経費でございます。

続きまして、262ページをお願いします。

◎博物館振興事業費ですが、1節会計年度任用職員報酬は、資料整理などを行う職員1名分の報酬でございます。

10節の上から2つ目、印刷製本費は、テーマ展や企画展の展示図録やポスター、チラシの印刷のほか、年間の催物案内や忍城ミュージアム通信などの印刷費用でございます。

12節資料整備委託料は、博物館が所蔵する忍藩主の書状を修復し、展示できるようにするための費用です。

次の資料運搬委託料は、テーマ展や企画展を開催するに当たって、借用する展示資料の梱包や運搬に係る経費でございます。

13節の上から2つ目、OAシステム使用料は、博物館の収蔵資料をインターネットで公開するデジタルアーカイブスのクラウドの使用料でございます。

続きまして、歳入について申し上げますので、戻りまして45ページをお願いします。

13款1項6目教育使用料の3節社会教育使用料のうち、右ページの備考欄4行目、郷土博物館入館料は、入館者から頂いた入館料収入、その下の郷土博物館使用料は、会議室の使用料でございます。

67ページをお願いします。

20款4項1目雑入の9節用品等売払収入のうち、右ページの備考欄の8行目、図録等売払収入（郷土博物館）は展示図録などの売上収入でございます。

71ページをお願いします。

21款1項8目教育債の3節社会教育債のうち、右ページの備考欄3つ目、郷土博物館設備改修事業債は、館内照明LED化工事の設計委託の財源とするため借り入れたものでございます。

以上で、郷土博物館所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前 10時 47分 休憩

---

午前 10時 57分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第67号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 それでは、まず学校再編事業について伺います。

成果報告書ですと65ページですけれども、視察3箇所といたしますか、3市行かれたようですけれども、それぞれどういうメンバーで視察に行かれたのか。それと、どういう話をそれぞれ伺ってきたのか、特徴点、あるいは印象に残っている点、そういったようなこと。

加えて、話を伺った中で、よい面はこういうところが出されたとか、あるいは悪い面と申しますか、改善が必要な点ではこういうところがあるとか、それぞれ市の状況によってもいろいろあったのかと思うんですけれども、その辺の視察しての状況について伺います。

○委員長 答弁をお願いします。

岡部教育総務課長。

○教育総務課長 お答え申し上げます。

まず、視察先でございますが、つくば市の義務教育学校、姫路市の小中一貫校を視察してまいりました。それと、さいたま市にある特別支援学校を視察してまいりました。

メンバーにつきましては、行き先によっては市長、教育長、教育総務課の担当職員等で視察してまいりました。

内容につきましては、まず、つくば市の義務教育学校につきましては約1,800人が在籍する施設一体型の義務教育学校ということでございまして、本校が再編を目指している新校につきましては1,000人を超えることが想定されておりますため、こうした規模の学校の運営について参考にするため視察してまいりました。また、ICTを活用した特色ある教育を先進的に実施していることから、本市における教育活動を検討する上でも参考となるものとなっております。

また、姫路市の小中学校は施設併設型の義務教育学校でございました。

本市において、施設一体型、あるいは施設分離型、こういった形態の学校施設にするかという検討をする上での参考とするため視察したものでございます。

なお、姫路市につきましては、小中一貫教育を推進しておりまして、その取組について参考とさせていただいたところでございます。

それから、特別支援学校については、施設の増築・改修といったものを行っておりまして、そういった施設整備の在り方についての参考とさせていただくため視察を行ったものでございます。

特に印象に残ったお話というところでございますけれども、1年生から9年生まで、いわゆる小学校1年生から中学校3年生まで、多様な学年の児童生徒が一つのところで学ぶ中で、上の学年の子たちは下の学年の子たちの面倒を見る、また下の学年の子の模範になるという意識が高まっていると。

また、下の学年の子は上の学年の子に対して憧れの意識を持ったりとか、上の学年の子たちが行おうとしていることに対して協力的になろうというような意識が働いているというような効果が見られたというお話を伺っております。

以上でございます。

○委員長 5番 村田委員。

○5番 村田委員 岩槻区のほうは、いわゆる小・中の学校再編ではなくて、もう少し幅広い意味での学校の建て替えですとか再編をする際の参考のものという、ちょっと性質が違うというのが整理できました。

それでいいのかの確認と、それとよい面、あるいは改善が必要な点という発言といいますか、訪問先からのそういうお話というのはなかったのでしょうか。もしあれば、紹介いただければと思います。

○委員長 岡部教育総務課長。

○教育総務課長 お答え申し上げます。

岩槻区の学校につきましては特別支援学校ということで、義務教育学校についての中身についての視察というよりは、おっしゃるとおり施設の整備に関して参考とするための視察ということで行ってまいりました。

それから、改善点等につきましては特に伺っておりませんが、義務教育学校のよさというもの、義務教育学校ならではの教育というところをつくば市、姫路市で伺ってまいりました。

つくば市の学校を視察する中では、やはり小中一貫教育の実施をする上では、施設一体型のほうがより効果が出るだろうというようなお話を伺ってきたところでございます。

以上でございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

1番 香川委員。

○1番 香川委員 説明ありがとうございます。

主要施策の66ページ、一番上の学力向上支援事業、そして次の68ページの一番下、ポップ・ステップ・ジャンプ外国語教育事業ということで、児童生徒の学力、英語力を高めよう

ということでしたが、先日のお話の中で、中2、中3の英語が県平均を下回るというお話がございました。

特に、英検3級程度が中3で県平均は52%ですが、行田市では37.7%ということで、これだけのお金を使いながら、この辺の学力が、他の科目もそうですけれども、県平均を下回るということは何のような分析をされているのか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○委員長 答弁を求めます。

嶋村教育指導課長。

○教育指導課長 お答え申し上げます。

残念ながら埼玉県学調においては、全教科で県の平均率を上回ることはできませんでした。

ただし、6年度と比べると、学力を伸ばした児童生徒の割合はほぼ県と同じ値、そして学力の伸びに関しても、県学調については経年変化を追えることができますので、この子どもがどれだけ学力を伸ばしたかということも、ほぼ同程度の伸びが見られました。

残念ながら、中2と中3の数学は、伸びについては県より下回ってしまいましたが、ほかの教科については同程度伸びが見られました。

英語について特に力を入れているわけですけれども、今後も、学力を伸ばした教員の授業を分析しまして、その指導方法について他の教員に広めたり、また、学習支援教員を生かして、個に応じた基礎学力の徹底について推進していきたいと思っております。

以上です。

○委員長 他に質疑ございますか。

3番 梁瀬委員。

○3番 梁瀬委員 それでは、何点かお聞きいたします。

最初に46ページですけれども、事項別明細書で、博物館の使用料の関係ですけれども、1,500円ということですので、少ないのかと思うんですけれども、これは会議室でしょうけれども、使用できる用途というか、そういうのが決められているのかどうかお聞きします。

あと、58ページの建物の貸付収入ということで、太陽光パネルなのかと思うんですけれども、契約は何年までですか。もうそろそろ更新の時期というか、パネルが経年劣化してきてしまうのかと思うんですけれども、その辺いつぐらいまでの契約なのかお聞きします。

それから、228ページの例えばですが、食の応援給付金ですか、物価高騰ということで1

人1万円ということですが、これは市独自の給付金なのか、国等の給付金なのかお聞きいたします。

取りあえず以上です。

○委員長 答弁を求めます。

鈴木郷土博物館長。

○郷土博物館長 博物館の会議室の利用についてでございますが、講座室、企画展示室、また会議室を、行田市民または市内の事業所及び営業所に勤務する者に利用させることができるとなっております。

また、施設の利用の承認とありまして、講座室または会議室は、教育、学術または文化に関する講演会等を開催するときとなっております。

以上でございます。

○委員長 岡部教育総務課長。

○教育総務課長 それでは、建物貸付収入についてのご質疑でございますが、こちらについては教育委員会所管施設全てに関してお答えを申し上げます。

基本協定により20年間の協定ということで結んでおりますが、3年ごとの許可の更新というのを行っております。

続いて、給付金の関係でございますが、こちらは市独自の事業ということでございまして、国の創生交付金を活用する中でどういった事業を行うかという選定をする中で、本市としてこの事業を行ったものでございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

梁瀬委員。

○3番 梁瀬委員 博物館ですけれども、教育関係ということですが、基本空いているのであれば、もうちょっと利用が上がるような考えをしたほうがいいのかと思いました。これは意見です。

次の屋根貸しですけれども、3年ごとの更新ということですが、太陽光パネル自体は特に問題なく、経年劣化とかならないのかとか、その辺は大丈夫なんでしょうか。

○委員長 岡部教育総務課長。

○教育総務課長 お答え申し上げます。

こちらにつきましては、取り付けた事業主でその都度点検等を行っていただいております。

て、不備があれば更新等を行っていただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

2番 大屋委員。

○2番 大屋委員 私からは、成果報告書の67ページの一番下になります。

きらきらサポーター配置事業の中で、決算内訳・実績等ということできらきらサポートの配置とあります。労働保険料6万2,525円とあるんですが、昨年度と比べましてかなり金額が減っておりますので、その要因等をお答えいただけますか。

以上です。

○委員長 答弁を求めます。

嶋村教育指導課長。

○教育指導課長 労災保険料の関係で103万円の壁のときに、金額が賃金と時間の関係で、どうしてももう少し働きたいけれども、金額的にこれ以上働けないという、その関係でこの労災保険料も変わっております。

以上でございます。

○委員長 大屋委員。

○2番 大屋委員 以上の内容でいろいろ変わって減少になったということは分かりました。

そうしますと、きらきらサポーターの勤務時間の体制とか、5年度と6年度と比べて働く量とかが変わってきたのかどうか、お聞かせください。

○委員長 嶋村教育指導課長。

○教育指導課長 全体的に、時間については残念ながら減少の方向でございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

大屋委員。

○2番 大屋委員 ありがとうございます。

そうしますと、配置している方、時間の関係で時間等が少なくなるということを説明していただいたんですが、児童とか、支援いただきたい方が実際に相談したいときに、その方が時間制限等があって相談等がうまく切り替えられないとか、相談内容自体に困っていることというのは、現場から何かお話、きらきらサポーターの方とか、ご相談いただいている児童の方から、働くきらきらサポーターさんの時間が短くなることによって、サポート体制はう

まくいっているのかどうか確認したいんですけども、お願いします。

○委員長 嶋村教育指導課長。

○教育指導課長 相談者、保護者からは特に伺っておりませんが、子どもたちが不利益にならないように今後も相談しながら対応していきたいと思います。

○委員長 他に質疑ございますか。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 大きく2つの事業を併せて伺いたいと思います。

成果報告書の66ページですけども、まず学力向上支援事業で伺います。

前年度の学習支援教員、延べで80人だったかと思うんですが、65人とかなり減っているところですけども、支援教員の配置基準、考え方というのが変わったんでしょうか。どのような基準で6年度は行ったのかという点ですね。変更点があれば。

それから、もう一つが、予算的にもおよそ900万円ほど減っておるようですけども、主には報酬だと思うんですけども、客観的に比較するのにどういう数値が取れるのか不明で、例えばこま数とかでの比較では減っているのか、そういう数値は出るでしょうか。減っているわけですけども、その理由もお願いします。

もう一つ、2つ下のいじめ不登校対策事業で3点ほど伺いたいと思います。

6年度の相談件数の実績を教えてくださいたいと思います。

それで近年、比べて増減傾向というのはどういう状況にあるのか。それから、いじめ、不登校の原因、これらについて近年での変化とか、あるいは特徴点があれば教えてください。

最後になります。

実績等の説明の中で、学校集団アセスメントという事業があるようですけども、これはどういう事業なのか、目的や手法や、あるいはこういう成果が生まれています、そういったようなことを簡潔に説明いただきたいと思います。

○委員長 答弁を求めます。

嶋村教育指導課長。

○教育指導課長 まず、学力向上支援事業についてでございますが、総数の減少は予算の関係また働き手の減少によります。それから、対象学年については変更ありません。小学校においては3年生、中学校においては2年生に配置しております。それから、学校の状況を鑑みて、こちらにも配置しているところでございます。

続いて、いじめ不登校対策事業でございますが、申し訳ありません、相談件数については

手元にありませんので、後ほどお伝えさせていただければと思います。

それから、いじめの要因等については、SNS等も大分広まっておりますので、これまでの要因に比べて、その点、SNS上のLINEだったり、そういうものでのトラブル、それからこれまでと同様、人間関係のトラブルだったりというところで上がっております。

以上でございます。

○委員長 アセスメントの内容というのは。

○教育指導課長 hyper-QUですけれども、学級の様子を個人的にアンケートを基に担任が把握するものです。これを基に、この子が今どういう状況にいるか。例えば、少し阻害されやすい子なのか、また、こういうところではたけているけれども、こういうところでは課題があるとか、そういうことを把握するために、アンケートのようなものを基に、担任がその結果を基に学級経営を進める上で大変効果的と伺っております。

以上です。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 ご答弁ありがとうございます。

不明な点は後ほどお願いしたいんですが、再質疑を1点、学力向上支援事業で予算の関係でという答弁があったんですけれども、これはどういうふうに理解したらいいのか、教育委員会としては予算要求したけれども、切られてしまったというニュアンスで受け止められてしまうんですけれども、教育委員会自体として、担当課としてこの事業を維持していくのか、大きくしていくのか、減らしていくのか、そういう判断を最終的には教育委員会ないしは担当課で、そういう判断の下に行っていると理解すべきかと思いますので、改めてその観点から、これをどうしようというのか、そこを教えていただきたいです。

○委員長 鳴村教育指導課長。

○教育指導課長 学力向上につきましては課題でもありますし、重要なことであると認識しております。

これについては、今後拡大できればいいと思っておりますが、予算の関係もありますので、それについては少なくとも維持で、もし可能であれば拡大と考えております。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

他にご質疑あります。

4番 新委員。

○4番 新委員 よろしくお願ひいたします。

私としては、まず全体的な成果の部分それぞれ伺っていきたくはありますが、例えば主要施策の成果報告書の65ページの校務支援システム活用事業で言うのであれば、例えば教材や授業の準備の充実や、児童生徒と向き合う時間の確保とあるんですけども、導入したことによってどれだけ時間が確保できたとか、どれだけ充実できたというような具体的なものを伺えたらと思います。

同じ観点で、ICT活用推進事業の部分についても、この辺もICT支援員を置きましたということだけ書いてあるんですけども、ICT支援員を置いたことで、本当に現場で具体的に支援がうまくいっているようになっていくのかを改めて伺えますでしょうか。

3つ目が、日本遺産魅力発信事業の部分についても、72ページですね。こちらでも発信事業ということで魅力発信を行ったというんですけども、どのような人に対してどの程度行って、どれだけ発信した効果があったのかということは検証されているか伺えますでしょうか。

以上3点でお願いします。

○委員長 答弁をお願いします。

岡部教育総務課長。

○教育総務課長 それでは、校務支援システムに関するご質疑にお答え申し上げます。

こちらには児童生徒と向き合う時間の確保につながったというような記載をしておりますが、具体的な時間数については、今後アンケート等を教員に取りまして、数値として表していきたいと考えております。

実際の校務支援システムの導入は今年1月からですから、令和6年度で言いますと3カ月だけでした。かつ、試行期間ということで、前のシステムと併用しながらの運用でございましたので、この期間での具体的なその辺の時間の表現、表記というか、データについてはまだ持ち合わせておりませんので、今後その辺の成果をしっかりと表せるように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長 嶋村教育指導課長。

○教育指導課長 お答え申し上げます。

ICT支援員についてですが、現在、月2回各学校に行っております。授業の補助、ワークシートの作成、また、教員の研修を通して教員の指導力の向上に寄与しているところでございます。

実際にICTの活用力も活用率も向上しております、学校からは、もう少し多い回数で伺っているところがございます。

以上でございます。

○委員長 次に、酒井文化財保護課長。

○文化財保護課長 ご質疑にお答えさせていただきます。

日本遺産魅力発信事業につきましては、まず周遊系といたしまして日本遺産クイズラリーを夏休み期間中に実施し、こちらにつきましては親子を対象としながら夏休み期間に日本遺産の構成文化財を巡っていただいて行田の歴史に親しんでいただこうとして、実績として約100名程度が参加していただいたところがございます。

また、スタンプラリーにつきましては年2回開催したところがございますが、こちらにつきましては、行田の観光にお越しいただいた方、または行田市民の方を参加の対象といたしまして、実績といたしましては2回開催、400名程度の方に周遊をいただいたところがございます。

また、その他、展示系といたしましては、日本遺産の巡回展示といたしまして、小中学校を対象に巡回展示を行ったところがございます、学校につきましては、小学校5校、公民館につきましては3公民館回ったところがございます、こちらにつきましては市民の方を対象に実施したところがございます、学校につきましては、地域の歴史に親しむ形のところで効果が得られたところがございます。また、公民館につきましては、改めて行田の歴史に対して認識をいただくということで、こちらにつきましては日本遺産の醸成につながったものと考えているところがございます。

また、周知系のものといたしましては、文化庁が主催しております日本遺産フェスティバルということで、全国各所の日本遺産の関係者が集まって行われるフェスティバルが昨年度は会津若松市で行われまして、こちらにつきましては約1万3,000名の方が来場いたしまして、行田の日本遺産の周知を図ったところがございます。

その他、日本遺産の関係団体だけが集まって行うものを八王子市が主催いたしまして、八王子市のところで日本遺産・桑都フェスタ2025ということで、繊維のつながりということで行田市も参加いたしまして、こちらについては約2,000名の方が参加いたしまして、行田の日本遺産の周知を図ったところがございます。

以上でございます。

○委員長 新委員。

○4番 新委員 それぞれありがとうございます。

校務支援システムにつきましては、導入したばかりで今移行期間中ということもあるので、今後その成果がどう出るのか楽しみにしております。

I C T活用推進事業については、利用率が向上したと明確にお答えいただいたので、どれくらい上がったとか、その辺の数字もあるんでしょうか。

○委員長 嶋村教育指導課長。

○教育指導課長 すみません、手元に数値はありませんが、県学調の結果から向上していることが把握されております。

以上でございます。

○委員長 新委員。

○4番 新委員 こちらは、そもそも日本遺産自体の認知度が印象としては行田市民ですらまだまだ低いと考えていまして、どれくらい行田市民で日本遺産をまず知っている、行田にこんなものがあるということまで知っている人というのは把握されているのかどうか伺えますでしょうか。

○委員長 酒井文化財保護課長。

○文化財保護課長 認知度につきましては、市民意識のアンケート調査を行っておりまして、一昨年度につきましては約6割程度が日本遺産について認知している状況でございます。その前の数年前につきましては5割程度。

ただ、日本遺産の認定を受けた年につきましては、7割以上が認知しているというところがございます。認知度が下がっているところもございまして、今後、文化財保護課としましては向上に向けて周知を拡大していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

3番 梁瀬委員。

○3番 梁瀬委員 あと何点かお願いします。

まず、256ページですか、公民館で今年度、太井公民館と星河公民館に自動販売機を置いたというんですけれども、まだ設置されていない公民館というのはあるんでしょうか、お聞きします。

それから、266ページでしたか、市民プールの関係でボイラーが故障ということだったん

ですが、今はやっているのかどうか確認です。

それから、主要施策の66ページの水泳授業委託について、昨年度ですけれども、各5回やったというんですけれども、水泳授業を委託していない学校は水泳の授業がちゃんとできたのかどうかお聞きします。

以上3点です。

○委員長 梁瀬委員、水泳授業委託じゃない学校の水泳はやったのかということですか。

○3番 梁瀬委員 ちゃんとできたのかどうか。

○委員長 最初は、蓮沼中央公民館長。

○中央公民館長 お答えいたします。

地域公民館に自動販売機を、今年度、委員ご指摘のとおり太井公民館と星河公民館に9月に設置いたしました。その結果、現在10の公民館に設置をしております、地域公民館の残り6館は設置をしていない状況でございます。

以上です。

○委員長 伊藤スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 市民プールにつきましては、令和6年2月にボイラー故障して以降、令和6年、令和7年ともに、7月中旬から9月中旬の夏季期間のみプールを運営しております。

以上です。

○委員長 嶋村教育指導課長。

○教育指導課長 お答え申し上げます。

民間委託していない学校の水泳授業につきましては、施設の老朽化で不具合等がありましたが、何とかそこはクリアしてきました。

ただ、この暑さですので、なかなか水泳授業ができないという課題は残っております。

以上です。

○委員長 梁瀬委員。

○3番 梁瀬委員 ありがとうございます。

公民館の自動販売機ですけれども、あと6公民館残っているということですが、避難所とかにもなりますから、災害のときとかって自動で出てきたりするんですけれども。そういうことにも活用できますので、利用者数の関係もあるんでしょうけれども、できる限り全公民館に自動販売機がつけばいいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それから、水泳授業ですけれども、今、暑過ぎて逆に水泳授業が行えないというのも聞い

たりもしているのです、できれば季節は関係ないですので、民間委託を全部してもらえればいいなと思うんですけども、その辺の考えはありますでしょうか。

○委員長 嶋村教育指導課長。

○教育指導課長 今後拡大する方向で検討しているところでございます。

○委員長 よろしいですか。

他にございますか。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 それでは、3つの事業について伺いたいと思います。

まず、成果報告書の67ページの学校ICT活用推進事業ですが、小学校あるいは中学校ですけれども、教師用の利用図書あるいは指導書、これは小学校ですね。どういう内容なのか分かりやすく説明をお願いしたいのと、授業支援システム、共同学習ツール、これは小中学校それぞれあるようですが、これについても中身がイメージできるように説明をお願いしたい。これがまず1つ。

次に、成果報告書ですと71ページです。

文化財保存活用地域計画策定事業ですけれども、国への申請書類の最終調整が整ったということが書かれておるんですけども、この計画というのはどういう内容の計画なのかお願いいたします。

気になるのは、普通、計画というのは自治体を作ったら、自治体の責任でそれで完成だと思うんですが、この文化財の計画については申請書類という申請行為になっているんですけども、この計画の性格づけがどういうものなのか、それをお聞きしたい。これで申請をして認定を受けると、どういう効果といたしますか、次のステップには何が期待できるのかというか、その辺を教えてください。

最後、3つ目、72ページの日本遺産魅力発信事業で伺います。

平成6年度の旧忍町信用組合の公開業務委託、これはどういう内容なのか、もう少し説明を、委託先ですとか、公開時間帯といたしますか、そういったものをお願いいたします。

もう一点は、日本遺産ガイダンスセンター運営委託となって、前年度の事業から変更、リニューアルされているわけですけども、何をどのように変えたのかをお願いいたします。

以上です。

○委員長 嶋村教育指導課長。

○教育指導課長 それでは、ICT活用推進事業の中で、教師用デジタルのところでは、図や

表を動画で示したり、また本文等を拡大して表示したりすることができます。

また、共同ツールですけれども、こちらについては、ほかの子と学習内容や考えを共有することができたり、また分類、整理することができたりします。それから、未来シートといって、復習等のときにドリルとしてタブレットを使って活用できるものでございます。

以上でございます。

○委員長 次に、酒井文化財保護課長。

○文化財保護課長 お答え申し上げます。

まず、1点目の文化財保存活用地域計画策定についてでございますが、計画の内容については、市内の文化財各種指定等もあるわけですが、指定の有無にかかわらず、広く文化財を行田市の財産として守っていこうというために総合的な計画として設置するものでございます。

なお、この計画の特徴といたしましては、単に文化財を守っていくような形のものに記載しているわけではなくて、歴史になぞらえて、行田市でいえば足袋蔵のまち行田という日本遺産もあるわけですが、そういったような歴史を点ではなく面で捉えまして、それぞれの地域の古墳文化であったり、お寺の文化であったり、また足袋の文化であったり、そういった側面を集合として文化財を取りまとめて、そういった形で文化財を保存していくという、新たな文化庁が推進しているそういった側面を踏まえて、文化財を保存、活用していくような形の計画でございます。

こちらの計画は基本的には市町村が当然実施していくわけでございますが、文化庁としてこちらの計画を全国的に推進しておりまして、文化庁の認定を得ることによって、その計画の実効性、また、全国的な取組の中で一体的な効果を表すために文化庁の認定というものがありまして、そちらに申請をするものでございます。

また、こちらの計画を策定することによっての効果でございますが、まず、これまで文化財につきましては行政が主体となって行ってきたところでございますが、昨今のこういった社会情勢の中におきましては、なかなか行政だけでは取組ができないところがございまして、そこら辺を地域一体となって進めていくために、その辺を計画に落とし込むことによって地域の皆さんに認識していただくことで、文化財が市全体で保存できるような形に進めることが計画の策定の意義となっております。また、計画を策定することによって文化庁の補助金の優遇等も受けられることがメリットとなっておりますのでございます。

続きまして、魅力発信事業の公開業務委託の関係についてでございますが、委託先につきましては一般社団法人行田おもてなし観光局に委託をしているところでございます。

こちらの公開業務につきましては、あくまでも文化財の旧忍町信用組合店舗を公開していただく形を主体にお願いしてございまして、それを踏まえまして一般社団法人行田おもてなし観光局で新ヴェールカフェという形でカフェ運営をしていただいて、現状につきましては10時から16時まで公開業務としてカフェ運営を実施しているところでございます。

続きまして、行田市日本遺産ガイダンスセンターについてでございますが、こちらにつきましては一昨年度までは1階が観光物産館として行われて、2階を行田市日本遺産ガイダンスセンターとして実施しているところでございますが、令和6年度からは、1、2階合わせて行田市日本遺産ガイダンスセンターということで、日本遺産の魅力を周知するためのセンターとして拡充したところでございます。

以上でございます。

○委員長 村田委員、よろしいですか。

村田委員。

○5番 村田委員 何点かお伺いします。

まず、ICT活用推進事業ですけれども、説明を伺ったんですけれども、よく分からないので、実物を教育委員会に行っても見られないのでしょうか。学校に必要なならば行かせていただきたいんですが、必要によって仲介役を取っていただければありがたいと思います。要望になってしまいましたけれども。

もう一つは、文化財保存の計画策定の関係ですけれども、面的に捉えての保存、活用という考え方も導入し、行政だけでは保存等が、活用も含めてなのかな、難しいということで、地域一体となってという説明ですが、地域一帯というのは、もう少し説明をいただくと、どういう手法というか、やり方を想定しているのか、その点を改めて。

それから、文化庁の認定を得ることで計画の実効性が確保されるような趣旨の答弁があったんですけれども、何で実効性が確保できるのか、その仕掛けというのがあるんでしたら、特徴的な計画のように思えるんで、何かしらの政策的な仕掛けというのでしょうか、そういうものがなければ実効性確保もできないでしょうし、そういう点から改めて答弁いただきたいと思います。

○委員長 村田委員、学校の見学という部分に関しては答弁はいいですか。

○5番 村田委員 コメントがあれば、特には求めません。

○委員長 嶋村教育指導課長。

○教育指導課長 説明がうまくできませんで申し訳ございません。

こちらについては、教育委員会でも見られますので、もしよろしかったらよろしくお願ひ  
します。

以上でございます。

○委員長 次に、酒井文化財保護課長。

○文化財保護課長 質疑にお答えさせていただきます。

地域一体となってという点でございますが、こちらにつきましては、現状、文化財所有者の方が個人的に活動されているという部分が多いところもございますが、そういったところを文化財所有者に限らず、地域にいる方々、文化財ボランティア、そういった制度も含めて、そういったところを創設することによって全体的な文化財に対する意識を深めて、行田の歴史を残していこうという概念の下に地域一体となって進めていくということを考えているところでございます。

また、文化庁の関係についての計画の実効性についてでございますが、先ほど申し上げましたが、計画の主体につきましては市町村で行っているところでございますが、先ほども説明してもらいましたとおり、補助金等の優遇等もございまして、文化庁といたしましては、この計画を策定することによって国からの強力な応援があるということで、そこら辺のところを踏まえまして計画の実効性は優位に進んでいくと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長 村田委員、よろしいですか。

他に質疑ございますか。

4番 新委員。

○4番 新委員 お願いします。

具体的にどこという形でもないですけども、先ほど学力向上支援事業の中で教員の研修について充実するような旨の説明があったと思うんですけども、学力向上もそうですが、例えばICTだったり、校務支援システムの活用方法であったり、英語であったりだとか、そういったいわゆる教員の研修のための予算というのはどこにかかってくるものなんでしょうか。

○委員長 新委員、どの事業で答弁を求めますか。

○4番 新委員 事業名で言いますと、例えば学力向上支援事業で言うならば研修の、例えば教員を育てるための予算というのはこの中に含まれているのか伺えますでしょうか。

○委員長 学力向上支援事業の中に含まれているかということによろしいですか。

嶋村教育指導課長。

○教育指導課長 お答え申し上げます。

学力向上支援事業の中には研修の予算というのは入っておりません。各学校で研修をしたり、また教育委員会が開催する研修に参加したりということで、特にこの中に入っておりません。

以上でございます。

○委員長 新委員。

○4番 新委員 ありがとうございます。

実際に支援員を配置するとかのほかにも、総合的に教員を研修する仕組みというのは今現在あるのでしょうか。各学校に全て任せている状態という認識でよろしいでしょうか。

○委員長 嶋村教育指導課長。

○教育指導課長 各学校で研修をする場合もありますし、教育委員会主体の研修だったり、また県が主催する研修に教員が参加するという状況でございます。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑ありますか。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 最後になると思います。

大きく2つについて伺いたいと思います。

成果報告書の68ページの真ん中に人権教育指導事業がございます。これについてまず、この説明の中で各種研修の実施というのがあるんですけども、それは具体的にはどういうテーマの人権の研修を行ったのか、手法も含めて伺います。

もう一点が、ここでの事業の対象教職員というのはどのように選考されるのか、その点について伺います。

次が、成果報告書には記述はないですが、決算書の250ページ、人権教育推進費について伺います。

まず、各集会所等で行っております成人学級があるかと思うんですけども、この事業の内容、具体的な説明をお願いしたいと思います。事業名、回数、参加者数、事業の内容で、これは確認的に昨年度も伺ったんですが、いわゆるスポーツ文化教養的な内容も含まれているのかどうかの確認の趣旨です。

それともう一点が、学力向上学級というのをやっていると思うんですけども、ここの中での問いかけでよいと思うんですが、6年度はどんな事業として、どういう内容のものを行ったのかお願いいたします。

○委員長 答弁を求めます。

嶋村教育指導課長。

○教育指導課長 お答え申し上げます。

人権の研修についてですが、校長、教頭、新任の教諭、また他部会、他市から来た教諭を対象に毎年やっております。例えば、校長の研修が座学だったら、教頭の研修はフィールドワークといって現地に赴いて研修する等、様々な研修を積んでいるところでございますが、内容については主に同和教育についてが最近の内容でございます。

以上でございます。

○委員長 次に、近藤生涯学習課長。

○生涯学習課長 お答えいたします。

人権教育の関係で、まず成人学級の内容につきましては、行っているのが市内4集会所のほか、地域交流センターなども活用しておりますが、計67回の開催で464人が参加しております。

内容といたしましては、人権学習のほか、手芸や生け花などの地域住民の交流の場の提供をいたしまして人権意識の高揚を図っているところでございます。

続いて、学力向上学級でございますが、こちらは4集会所のほか各小中学校でも実施しております。令和6年度につきましては112回の開催、1,699人の参加をいただいております。

内容といたしましては、国語、算数、英語、数学などの基礎学習のほか、体験活動やレクリエーションなどの異学年交流なども行っております。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 それぞれご答弁ありがとうございました。

人権教育指導事業では、管理的立場の校長、教頭先生、あるいは新任、転入、新しく行田に来られた方を中心にした研修ということよく分かりました。

人権教育推進費で再質疑させていただきます。

学力向上学級の中で体験活動ということも言われたかと思うんですが、例年ですと、夏休みの期間だったか、バスをチャーターしての施設見学といたしますか、そういうのもあったか

と思うんですが、その活動のことでよいのか。だとすれば、この体験活動というのは6年度はどこに行ったのか、どういう形での事業としてやられたのか説明をお願いします。

○委員長 近藤生涯学習課長。

○生涯学習課長 お答えいたします。

体験活動といたしまして、市内交流会としてバスで夏休み期間中に児童を連れていっているわけですが、令和6年度につきましては、茨城県自然博物館に令和6年8月3日に出かけております。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

他にご質疑ありますか。

嶋村教育指導課長。

○教育指導課長 先ほど村田委員からのご質疑に答えられませんでしたので、数が把握できましたのでお答えさせていただきます。

いじめ等の相談件数ですが、本市いじめ相談ホットラインという窓口がございまして、そこでの電話の件数は昨年ゼロ件、メールの件数が3件、この3件については小学校1件、中学校2件と伺っております。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

他に質疑ございますか。

駒見副委員長。

○副委員長 それでは、2点ほど質疑させていただきます。

まず、成果報告書の食の応援給付金についてでございます。65ページになります。

施策の事業概要と成果ということで、給付人数が5,091人ということで（保護者）と書いてありますが、こちらのいわゆる意味合いを教えてくださいたいのが1点。

それから、69ページの就学援助事業になります。こちらの受益者の審査基準というのがもし説明できるようでしたら教えてくださいたいと思います。

以上2点でございます。よろしく申し上げます。

○委員長 岡部教育総務課長。

○教育総務課長 それでは、食の応援給付金に対するご質疑にお答え申し上げます。

給付人数の5,091人というのは小学生、中学生の人数でございます。それに対して、実際

の支給は保護者の口座への振り込みという形になりますので、小学生、中学生で兄弟がいるお宅については、まとめて2人分、3人分を保護者の方に支給しているということで、このような人数の表記になってございます。

以上でございます。

○委員長 支給基準は。

○教育総務課長 失礼いたしました。就学援助については、経済的な理由によって就学困難と認められる世帯の保護者に対しということございまして、生活保護基準の1.3倍未満の世帯というのを基準としております。

以上でございます。

○委員長 他に質疑ありますか。

大屋委員。

○2番 大屋委員 成果報告書の77ページになります。

体育施設管理運営事業になりますが、その中の決算内容、実績等の丸の3つ目のトレーニング機器の借上料ということですが、令和5年度と比べてかなり減っておるんですけども、その要因についてお聞きしたいのと、もう一点は、学校給食施設の設備改修工事ということで、先ほど消毒器の更新工事をやったということでお聞きしたんですが、主な内訳を教えてくださいたいのが2つになります。

以上です。

○委員長 伊藤スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 トレーニング機器借上料についてお答え申し上げます。

こちらは、ちょうど令和6年度から長期継続契約でやってきまして、新しい契約を結んだことによって新たに精査した上での契約金額となっております。

以上です。

○委員長 飯田学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 お答えいたします。

まず、棚消毒保管器ですが、こちらは調理をした角バットを保管する保管器になります。こちらはセンターに5台ありまして、経年劣化しておりましたので、5台新しく更新工事を行って新しいものに取り替えたものでございます。

以上でございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、教育委員会所管部分についての審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時 59分 休憩

---

午後 0時 03分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第55号について

○委員長 次に、議案第55号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第3回）中、教育委員会所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

岡部教育総務課長。

○教育総務課長 それでは、議案第55号 令和7年度一般会計補正予算（第3回）中、教育総務課所管部分について説明申し上げます。

初めに歳出について申し上げます。

議案書の46ページをお願いいたします。

10款教育費、1項2目事務局費は、義務教育学校設置に向けた再編計画に基づくBブロック新校設置に当たり、当該用地の取得に係る経費を措置するものでございます。

内訳でございますが、11節鑑定料は不動産鑑定士へ支払う鑑定料でございます。

次の12節委託料の1行目、都市計画決定変更図書作成委託料は義務教育学校都市計画法に基づく都市施設として位置づけるため、必要となる法定図書の作成等に係る経費でございます。

その下の調査測量設計委託料は取得を目指す用地の測量に要する費用でございます。

その下の同意書取得業務委託料は、測量等の手続を進めることについて、地権者の同意を得るため、市職員とともに地権者の元へ赴いてもらう埼玉県土地開発公社に対して支払う事務費でございます。

続きまして、2項1目及びその下の3項1目の学校管理費は、埼玉小学校及び埼玉中学校の教育の振興のため、それぞれ200万円の指定寄附を受けたことから、これを活用して、児

童・生徒の体育授業等の熱中症対策として、両校の屋内運動場に移動式空調機を2台ずつ導入するため、学校管理備品費を措置するものでございます。

続きまして、歳入について申し上げますので、戻りまして、30ページをお願いいたします。

17款寄附金、1項3目教育費寄附金は、歳出で説明いたしました埼玉小学校及び埼玉中学校の教育振興に対する個人から受領した指定寄附金を措置するものでございます。

続きまして、繰越明許費及び債務負担行為の補正について申し上げますので、議案書の22ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費の2つ目、10款1項教育総務費の義務教育学校用地先行取得事業は、事業期間が年度をまたぐ見込みであることから、繰越明許費を設定するものでございます。

次に第3表、債務負担行為の補正についてでございますが、2つ目の義務教育学校用地先行取得事業は、埼玉県土地開発公社に業務を委託し、先行取得する用地を令和9年度までに買い戻す予定であることから、債務負担行為を設定するものでございます。

以上、議案第55号中、教育総務課所管分についての説明とさせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第55号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 それでは、学校再編に係る用地先行取得の関係経費について伺います。

この候補地というのは、みらいの南側と伺っているのですけれども、田んぼが大半かと思うのですけれども、鑑定にかける場合の行政としての考え方で、事業者としての考え方として、農地の買取りの方法は、取引事例というのを一般的には使って不動産鑑定士が鑑定しているかと思うのですけれども、農地の取得事例でやるのか、あるいは宅地並みの土地としてやるのか、考え方としては、事業者側といたしますか、市側の基本スタンスでそれは決まるのかと思うのですが、その点で、現時点でお答えいただける範囲で結構ですけれども、どういう考え方を持っているのかが1つ。

2つ目が、都市計画決定の時期というのはいつ頃を想定しているのか。2,700万円の事業費自体が、年度内執行が困難で継続費で計上しているようですので、その点をお聞きしたい。

3点目、地権者の人数というのは想定を持っているのかどうか。場所もみらいを背にして

南側を向くと、すぐ前のところからも田んぼが広がっているんですが、比較的新しいお宅が1軒あって、そこは多分外すんだと思うのですが、みらいにすぐ接したところから、あの一带なのか、それとも南側のほう、バイパスのほうに近いところになるのか、場所をもう少し想定をお持ちだと思いますので、もうちょっと具体的に分かるように説明をいただければ。

以上です。

○委員長 答弁を求めます。

岡部教育総務課長。

○教育総務課長 近隣の状況も確認しつつ、宅地並みでの取引を想定しております。

それから、都市計画決定の時期につきましては、令和8年の秋頃を見込んでおります。地権者の人数でございますが、23人と伺っております。場所につきましては、みらいの駐車場のところに接したすぐ隣のところからの一带を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○委員長 村田委員、よろしいですか。

村田委員。

○5番 村田委員 場所ですけれども、みらいの駐車場、図書館の前あたりと、そのまた東に広がっていますが、あの両方の駐車場の南側という感じでしょうか。

○委員長 村田委員、ごめんなさい。その前に、幹事長会議の資料でちゃんと土地に赤い枠で、配られているはずなんですけれども。

○5番 村田委員 そうですか。見ていない。

○委員長 見てください。

岡部教育総務課長。

○教育総務課長 先ほど村田委員がおっしゃった区画というところでこちらとしては考えております。また、先ほどあの区画の田んぼの一面に住宅があるというお話もございまして、現時点ではその住宅のところは外してということで考えております。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

他にご質疑ございますか。

3番 梁瀬委員。

○3番 梁瀬委員 すみません、同じところですが、用地買収をして、これから造成を

かけて、新しい建物を建てるということですが、これは今の段階で総額幾らというのは出ておるのでしょうか、それが1点。

あともう1点、エアコンの寄附のほうですけれども、この移動式のエアコンというのは、イメージ的にどのぐらいの容量を冷やせるのというのは、その辺をお聞きいたします。2点、お願いします。

○委員長 岡部教育総務課長。

○教育総務課長 先ほど債務負担行為の補正のところ、こちらに金額が書いておりますけれども、2億8,900万円という金額はこちらに限度額として入れてありますけれども、これにプラスアルファで事務費等の金額が加わるというような見込みでございます。

○委員長 岡部総務課長、ごめんなさい。多分、梁瀬委員が聞いているのは総額ですよ、梁瀬委員。

○3番 梁瀬委員 全部の、新校を開設にするに当たり、今の段階で出ているのかどうか。

○委員長 今の段階で、例えば上物の費用は出ているんですかという。

○教育総務課長 失礼いたしました。

施設の整備方法について、これから基本構想の中でお示しするというところでございますので、具体的なその整備費についてはまだ金額等は出てございません。

それから、移動式の空調機の件でございますけれども、冷暖房、除湿、送風の機能がついておるものでございまして、12畳程度の広さの部屋を冷暖房できる機能の……

〔「12畳」「それが2台」と言う人あり〕

○教育総務課長 それを各校に2台ということで予定してございます。

以上でございます。

○委員長 梁瀬委員。

○3番 梁瀬委員 ありがとうございます。

確認ですけれども、今回、Bブロックのほうで新たな土地でやるということで、今は、トータル幾らかかるか分からないということですが、このBブロックが基準になってきってしまうのかという気もするんですけれども、少しでも安くなるような努力というか、したほうがいいのかと思うんですけれども、それは幾らかかってもいいということなのか、なるべく活用するのか、その辺、教育委員会としてはどのようなスタンスなんでしょうか。

○委員長 岡部教育総務課長。

○教育総務課長 幾らかけてもいいかというところでございますけれども、当然、経費はなる

べく抑えるように、こちらとしては努力をしまいいりたいと考えております。

また、国の補助金等を活用できる財源を有利なものを見つけて、活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑の申出はございませんので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 0時 15分 休憩

---

午後 1時 16分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、会計課所管の議案について審査を行います。

まず、五十嵐会計管理者兼会計課長にご挨拶をお願いいたします。

○会計管理者兼会計課長 改めまして、こんにちは。

町田委員長、駒見副委員長をはじめ、委員の皆様におかれましては、日頃から本市の会計事務の推進に格別なるご理解、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日ご審議いただきます議案は、議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定のうち会計課が所管する部分でございます。

委員の皆様には慎重なるご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。

---

#### △議案第67号について

○委員長 初めに、議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち会計課所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

五十嵐会計課長。

○会計課長 それでは着座にて失礼させていただきます。

議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち会計課所管部分についてご説明申し上げます。

初めに、歳入歳出決算事項別明細書について、歳出からご説明いたしますので、事項別明

細書の82ページをお願いいたします。

まず、2款総務費、1項1目一般管理費のうち備考欄の一番上の◎会計課関係経費でございますが、3節時間外勤務手当は、会計課職員の時間外勤務手当、23節事務取扱資金は、市税や手数料などを窓口で収納している19の課所管に対する窓口用釣銭資金でございます。

87、88ページをお願いいたします。

2款総務費、1項4目会計管理費の右ページ備考欄の◎出納事務費でございます。

主なものを申し上げますと、10節の2行目、修繕料は、市役所内の現金取扱員や現金出納員に貸与している領収印の印面交換や会計課備品の修繕に要した経費でございます。

11節の2行目、通信料は、公金振り込み等の各種エレクトロニックバンキングサービスで利用するインターネット回線等の利用料、次の保険料は、公金等の持ち運びや保管時の事故等の損害に対応した全国市長会公金総合保険の保険料、その下の手数料は、指定金融機関や収納代理金融機関が行う公金の振り込みに対する手数料など、出納事務に必要な各種手数料でございます。

13節OA機器借上料は、エレクトロニックバンキングサービスで使用するパソコンの借上料、17節の庁用器具費は、現金出納員及び現金取扱員が使用する領収印の購入に要する経費、18節諸負担金は、県内40市で構成する埼玉県都市水道事務協議会及び北部地区7市で構成する北部ブロック都市出納事務協議会に対する負担金でございます。

少し飛びまして、112ページをお願いいたします。

2款1項17目諸費のうち備考欄一番下の◎郵便切手類等購入費は、会計課において販売しております切手収入印紙、はがきなどの購入費でございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして、63ページをお願いいたします。

20款諸収入、2項1目市預金利子、1節市預金利子の右ページ備考欄、歳計現金預金利子は、歳計現金の普通預金及び定期預金などの利子収入でございます。

次に、4項1目雑入の2節郵便切手類等売捌収入の右ページ備考欄、郵便切手類等売捌収入及び郵便切手類等売捌手数料は、切手収入印紙、はがきなどの売捌収入及び売りさばきに係る手数料収入でございます。

69ページをお願いいたします。

20款4項1目、15節雑入の右ページ備考欄、上から3つ目、会計事務取扱資金回収金は、市税や手数料などを窓口で収納している19の課所管に支出した窓口用釣銭資金を年度末に回

収したものでございます。

4つ下の生命保険等事務手数料は、職員個人が加入している生命保険料を給与から控除し、会計課において、保険会社別にまとめて支払う事務に対して、各保険会社から支払われる事務手数料でございます。

続きまして、財産に関する調書の中の4、基金についてご説明申し上げますので、331ページをお願いいたします。

基金につきましては、(1)教育振興奨励基金から333ページの(18)栗原宣幸こどもの居場所基金まででございますが、各基金の積立てや取崩しにつきましては、それぞれの所管課において行っております。

会計課におきましては、基金資金の運用を担っておりますので、その運用につきましてご説明申し上げます。

334ページの表、基金合計をご覧ください。

基金資金につきましては、全基金残高を一括で運用しており、大口定期預金に加え、国債や地方債などの債券による運用を行っております。

表にはございませんが、令和6年度の運用利子収入の合計は4,409万3,448円で、それぞれの基金の残高で案分し、各基金に配分しております。なお、基金には、運用利子収入を事業の財源に充てるもの、これと基金に繰り入れるものの2種類があり、運用利子収入のうち基金に繰り入れた額は、3,640万6,950円でございます。

表の区分欄の1段目、現金・預金の決裁年度中増減高の上段、11億1,446万8,341円の増は、運用利子収入と各基金への積立金の合計から、取り崩した額を除いたものに、債券売却による預金への戻し入れ額を加えて算出したものでございます。

次に下段の減額9億8,893万9,823円及び区分欄の2段目、債券の増額9億8,893万9,823円は、債券の購入に伴う増減額でございまして、令和6年度は、額面で申し上げますと、8億円分の国債を新たに購入したものでございます。

下段の減額3億9,337万4,000円は、先ほど現金・預金の増の欄でご説明いたしました債券売却による預金への戻し入れ額でございます。この結果、区分欄の3段目、合計にございますように、前年度末現在高101億6,461万6,827円に、決算年度中増減高7億2,109万4,341円を加え、決算年度末現在高は108億8,571万1,168円となったものでございます。

以上で議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定に係る会計課所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

△議案第67号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 大きくは2点伺いたいと思うんですが、1点目ですけれども、基金の運用です。前年度比で1,800万円から3,800万円、大幅に増額しているんですけれども、その主要因について伺います。

2点目が、この基金運用の関係で、市の運用基準では基金総額の2分の1以内の運用、それと、令和6年度までに20億から30億円の運用を計画という説明を以前受けているんですけれども、令和6年度では、この運用実績はどのような状況なのか、幾らぐらいと割合、それについての状況をお願いします。

もう1つ、郵便切手類等の購入費ですけれども、事項別明細では112ページ、これは見方がよく分からないので伺いたいんですけれども、前年度までは、県の収入印紙等購入費、そういう名称でも計上がされていたかと思うんですが、県証紙のほうは廃止されたわけで扱わなくなっているということで、令和6年度で新たに切手類購入費ということで計上されているんですけれども、前年度の決算の書類等を見ても、金額が令和5年度では証紙の額と切手の購入額というのが、今回のと何か、合わないという言い方は変ですけれども、よく分からなかったんですが、計上の仕方が変わったのかどうか、その点を伺いたいと思います。

○委員長 答弁を求めます。

五十嵐会計課長。

○会計課長 まず1点目のご質疑で、基金運用益、増収になっていると。その要因ということですが、総じて言えることは、金利の上昇ということでございます。

基本的に国債や県債という債券につきましては、もう購入した時点で利金というものは確定しておりますので、その増減はさほど見込めるものではございませんので、大きな上昇というのは金利の上昇ということが考えられるところでございます。

もう一点、何年か前の基金の運用につきまして、債券運用につきまして、20億から30億というような説明があったということに関してでございますが、令和6年度末での運用実績につきましては、基金資産の約108億8,500万円に対しまして、債券運用45億8,000万円、基金

全体の約42%まで達しております。そういった状況でございます。

それと、郵便切手類についての質疑でございますが、県証紙につきましては、令和5年12月で廃止になっております。その後、県証紙の在庫につきましては、県への返還ということで換金されて、令和5年度の中で収入されているものでございます。

今回の切手類の増額につきましては、単純に切手類はそれほどの大幅な増はございませんが、パスポートを取得する際の収入証紙、こちらのほうが大幅に伸びております。要はコロナ禍を経て、令和5年5月のコロナ禍5類に変更された後の海外旅行の需要が伸びたということ。加えて、現状においてもそれが継続されているというようなことで、収入印紙の販売が伸びているというような要因でございます。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 分かりました。この中には収入印紙が入って、その伸びがあって、県証紙がなくなったのに額的にはこういう額になっていると。ありがとうございました。

○委員長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑の申出はございませんので、質疑を終結いたします。

以上で、議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち会計課所管部分についての審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。執行部入替えのため、そのままお待ちください。

午後 1時 34分 休憩

---

午後 1時 36分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○委員長 次に、監査委員事務局所管の議案について審査を行います。

まず、石川監査委員事務局長にご挨拶をお願いいたします。

○監査委員事務局長 皆さんこんにちは。委員の皆様には日頃より監査業務をはじめ、事務局所管業務につきまして、ご協力、ご理解賜り厚く御礼申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

○委員長 ありがとうございます。

△議案第67号について

○委員長 それでは議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち  
監査委員事務局所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

石川監査委員事務局長、お願いいたします。

○監査委員事務局長 ご説明いたします。歳出からご説明申し上げます。

事項別明細書の95ページをお願いいたします。

ページの中ほど、2款1項9目公平委員会費でございますが、予算現額30万8,000円、支出  
済額29万2,795円で、執行率は95.1%となっております。

右ページ備考欄◎公平委員会運営費の主なものを申し上げます。

1節委員報酬は、公平委員3名の年額報酬で、条例により委員長4万6,500円、委員4万  
3,000円を支給したものでございます。

8節費用弁償は、公平委員会開催に伴う15回分の日当及び全国及び関東支部の公平委員で  
組織する連合会の総会、研究会へ参加したことによる日当でございます。

18節公平委員会連合会関係負担金は、全国及び関東支部の公平委員で組織する連合会への  
負担金をそれぞれ支出したものでございます。

次に少し飛びまして、113ページをお願いいたします。

2項1目税務総務費のうち右ページ備考欄の4つ目の◎固定資産評価審査委員会費でござ  
います。内訳ですが、1節委員報酬は、固定資産評価審査委員会委員3名分の日額報酬で会  
議開催2回分を支給したものでございます。条例により委員長は1万1,000円、委員は1万  
円でございます。

少し飛びますが、125ページをお願いいたします。

ページの中ほど6項1目監査委員費でございます。予算現額3,103万3,000円、支出済額  
3,043万4,717円、執行率は98.1%となっております。

右ページ備考欄◎監査執行費のうち主なものを申し上げます。

1節委員報酬は、監査委員2名分の月額報酬で、条例により代表監査委員が6万8,500円、  
議会選出の監査委員が4万3,500円でございます。

次に、2節一般職給から4節一般職共済組合負担金は、事務局職員3名分の人件費でござ  
います。

8節費用弁償は、委員が監査業務に出席した際に支給した費用弁償でございます。

12節工事監査委託料は、工事監査を実施するため、技術的、専門的な識見を有する民間団体に監査業務を委託したもので、当年度は都市整備部水道課が所管した工事、大字佐間地内の配水管布設替工事を対象に工事監査を実施いたしました。委託先はNPO法人彩の国建設技術支援センターでございます。

次に、18節都市監査委員会負担金は、各都市の監査委員で組織する都市監査委員会で、全国、関東、埼玉県及び県北の4つの団体があり、これらに対する年間負担金でございます。

以上が歳出についてございまして、歳入につきましては、全て一般財源を充てております。

以上で、当事務局の所管の決算についての説明を終わりにいたします。

よろしく願いいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第67号の質疑

○委員長 次に質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 公平委員会と最後の監査委員費について伺います。

まず公平委員会のほうですが、費用弁償の内訳的な説明もいただいたところですが、3万円増えているのは、何か全国ブロック会議とかが回数が増えたのか、あるいは15回という、そちらの委員会のほうが増えたのか、そこをもう少し詳しく教えてください。令和6年度はどのような委員会での審査があったのか、不服申立てが増えているのか、その辺の傾向みたいなことが分かれば併せてお願いします。

もう一点、126ページの監査執行費の中ですけれども、工事監査委託料で、工事監査、非常に専門性ととも公平性が求められる役割、仕事なわけですけれども、説明のありましたNPO法人彩の国建設技術支援センター、こちらについて、もう少しご説明をお願いします。私が先ほど言った公平性ですとか専門性という点で大丈夫なのかどうかという観点からお尋ねします。

○委員長 答弁を求めます。

石川事務局長。

○監査委員事務局長 お答えいたします。

まず初めに公平委員会の費用でございます。

費用弁償についてでございますが、出張に伴うものにつきましては昨年と同等程度でございます。額が増額した要因については、公平委員会の開催が一昨年に比べて増えたということでございます。15回の公平委員会を開催いたしております。

内容でございますが、令和6年度は、今申し上げました委員会を15回開催しております、令和5年度中の継続中の案件を審査しておりました。中身につきましては、処分者が発令した分限休職処分について、職員が不服を申し立てたというところで審査をしていたものでございます。この審査につきましては、既に採決が行われておりまして、令和6年度中に完結をいたしております。

公平委員会の費用弁償につきましては以上でございます。

続きまして、監査執行費について申し上げます。

12節工事監査委託料についてでございます。工事監査は、公共工事が適正に執行されているか技術的な視点からチェックを行うものでして、それにつきましては、技術的な国家資格を持つ建設技術コンサルタントが必要ということで、民間の特定非営利活動法人ですとか、NPO法人ですとか、建設技術センターとか、公平な立場で監査業務を行っていただけたところがありますので、そこに委託しているものでございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑の申出はございませんので、質疑を終結いたします。

以上で、議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち監査委員事務局所管部分についての審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。執行部入替えのため、そのままお待ちください。

午後 1時 45分 休憩

---

午後 1時 47分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長 次に、議会事務局所管の議案について審査を行います。

まず、鴨田議会事務局長にご挨拶をお願いいたします。

○**議会事務局長** 皆さん、こんにちは。

委員の皆様には大変お疲れのところ恐縮に存じますが、引き続き、議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定のうち、議会事務局所管部分につきましてご審査のほどお願いいたします。

詳細につきましては、この後、大澤次長から申し上げますので、重ねてお願いいたします。

○**委員長** ありがとうございました。

---

△議案第67号について

○**委員長** 初めに、議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち議会事務局所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

大澤議会事務局次長。

○**議会事務局次長** 議会事務局次長の大澤でございます。

それでは、議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定のうち、議会事務局の所管につきましてご説明をさせていただきます。

着座にて失礼いたします。

それでは、初めに、主要施策の成果報告から申し上げますので、成果報告書の1ページをお願いいたします。

まず、本会議生中継・録画配信事業につきましては、インターネットによる本会議の中継及び録画配信することにより利便性の向上を図るとともに、令和6年6月定例会からは、新たに字幕付きのライブ中継を実施いたしました。なお、アクセス件数等につきましては記載のとおりでございます。

次に、市議会ICT推進事業でございますが、令和5年3月定例会から導入いたしましたタブレット端末及びペーパーレス会議システムmoreNOTEに係る経費となります。

引き続き、タブレット端末の有効活用及び議会運営の効率化を図ってまいります。

主要施策につきましては以上でございます。

続きまして、歳入歳出決算についてご説明いたしますので、事項別明細書の73ページをお開き願います。

まず歳出の1款1項1目議会費ですが、執行率は98.2%でございます。

74ページの備考欄◎市議会運営費について主なものをご説明申し上げます。

まず1節の報酬は、議員20名の報酬、次の会計年度任用職員につきましては、県議長会会

長市に係る業務のため1名を任用したものでございます。

次の2節一般職給は、事務局職員6名分の給料、次に3節の1行目は事務局職員4名分の時間外勤務手当でございます。

次の2行目は、議員20名分の期末手当、1行飛びまして、4行目及び5行目は、議会事務局職員の期末勤勉手当等でございます。

次に、4節の1行目、議員共済会負担金は、前年度と比較いたしますと、216万4,800円の減となっておりますが、これは給付費の負担率が前年度より引き下げられたことによるものでございます。

次に、5行目の一般職共済会負担金は、事務局職員に関する共済会負担金でございます。

次に、8節の費用弁償及び普通旅費については、主に議長公務に関する支出、また、事務局職員の出張に係る経費となっております。

次に、9節交際費につきましては、支出の主な内訳としまして、会費が15件、慶弔費として、市職員関係が2件、供花料の1件となっております。

次に、10節の2行目、印刷製本費は、議会だより発行に係る経費や、会議録8冊分の製本費用が主なものでございます。

次に、11節の4行目、データ反訳料は会議録の作成に伴い、本会議、各常任委員会の会議録作成に係る反訳料でございます。

次に、12節の1行目、会議録検索システムデータ作成委託料及び13節の2行目、会議録検索システム借上料は、市議会ホームページ内にあります会議録の検索と閲覧に係るデータの作成費用及びシステム借上料でございます。

戻りまして、13節の1行目、OAシステム利用料の内訳として3点ありますが、まず1つ目として、インターネット中継に係るサーバの使用料、2点目として、議会図書室パソコンの第一法規データシステム使用料、3点目としまして、moreNOTEシステムの使用料となっております。

次に、13節の3行目、OA機器借上料は、事務局内のコピー機、議場内音響映像システム及びタブレット端末22台分のリース料でございます。

次に、17節庁用器具費は、インターネット中継に係る字幕配信用のモニターを傍聴席に設置したものでございます。

次に、76ページをお願いいたします。

18節になりますが、上から5行目の政務活動費交付金は、会派等に支出した政務活動費で

ございます。

次の友好都市議員交流会実行委員会補助金は、行田市が開催市として実施するため、議員からの負担金のほか、開催市として、情報交換会の会場費、桑名市議会議員用の借り上げバスなど、負担金以外の必要な経費分として支出したものでございます。

次に、不用額についてご説明いたしますので、戻りまして、74ページをお願いいたします。

不用額の主なものでは、8節旅費として、3常任委員会、議会運営委員会及び職員の随行に係る視察費の差額分となっております。

11節役務費では、会議録作成に係るデータ反訳料として、当初の見込みより時間数が少なかったことによるものでございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

なお、歳入につきましては、議会単独のものはございません。

以上で、議会事務局に係る歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

ご審査のほどお願いいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第67号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

新委員。

○4番 新委員 毎年聞いているので。インターネットの再生数とか放映数は伸びているのかどうか、去年度の比較をお願いします。

○委員長 答弁を求めます。

大澤次長。

○議会事務局次長 こちらのインターネット中継のアクセス件数及び録画配信の件数ですが、アクセス件数につきましては、令和2年度、3年度につきましてはコロナ禍ということで、件数は多くありました。その後、だんだんコロナが落ちついてきた後は、アクセス件数のほうは減少傾向となっております。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち議会事務局所管部分についての審査を終了いたします。

---

△散会の宣告

○委員長 以上をもって本日の審査日程を終了いたしました。

次回9月22日の月曜日は午前9時30分から委員会を開催いたしますので、定刻までにご参加願います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 1時 58分 散会

---

総務文教常任委員会

9月22日（月曜日）

令和7年行田市議会総務文教常任委員会会議録

- 開会年月日 令和7年9月22日（月曜日）
- 開催場所 第2委員会室
- 付議事件 議案第55号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第3回）  
議案第58号 行田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を  
改正する条例  
議案第59号 行田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
議案第66号 行田市議会議員及び市長選挙における選挙運動用自動車の使  
用等の公営に関する条例の一部を改正する条例  
議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定について
- 審査日程 **【総合政策部】**  
議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定について  
議案第55号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第3回）  
**【総務部】**  
議案第58号 行田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を  
改正する条例  
議案第59号 行田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
議案第66号 行田市議会議員及び市長選挙における選挙運動用自動車の使  
用等の公営に関する条例の一部を改正する条例  
議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定について  
議案第55号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第3回）

○出席委員（7名）

委員長	町田光	委員	3番	梁瀬里司	委員
副委員長	駒見行彦	委員	4番	新諒平	委員
1番	香川宏行	委員	5番	村田秀夫	委員
2番	大屋彰	委員			

---

○欠席委員（0名）

---

○説明のため出席した者

諸貫忠	秋	総合政策部長 技監兼総合政策部
齊藤勝	紀	公共施設再編・ まちづくり準備 室長事務取扱
安田俊	一	参事
川上清		参事兼総合政策部 企画政策課長 事務取扱
野辺博彦		総合政策部次長兼 広報広聴課長
横倉喜和		秘書課長
柿沼宏和		財政課長
朝見寿行		財産管理課長
三村佑次		情報政策課長
浅見知正		総務部長 参事兼男女共同
中村和則		参画推進センター 所長事務取扱
柴崎英明		総務部次長兼人事 課長
白井克典		総務課長兼選挙管 理委員会書記長
瀬尾昌之		税務課長
蓮見宗徳		収納課長
木村忠雄		人権・男女共同 参画推進課長
大木宏之		契約検査課長
今井良和		総務部副参事
渡辺正道		総務部副参事 (工事検査担当)

---

○事務局職員出席者

書 記 大 澤 光 弘

午前 9時 28分 開議

△開議の宣告

○委員長 皆さん、おはようございます。

少し定刻前ですが、皆さんおそろいのようなので、始めさせていただきたいと思います。

本日も、長時間にわたる審査になると思います。皆様のご協力いただきながら、スムーズな会議の進行ができますことをお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。よろしく  
お願いいたします。

ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからマイクを使用の上お願いいたします。

また、説明、質疑及び答弁につきましては簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

審査については、お配りしております審査日程により行います。

それでは、総合政策部所管の議案について審査を行います。

まず、諸貫総合政策部長にご挨拶をお願いいたします。

○総合政策部長 おはようございます。

町田委員長、駒見副委員長はじめ委員の皆様におかれましては、日頃より総合政策部の事務事業の推進に格別なるご支援、ご協力を賜り、心より御礼を申し上げます。

本日ご審議いただきます案件は、議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定について及び議案第55号の一般会計補正予算案のうち総合政策部の所管部分でございます。

説明につきましては各担当課長から申し上げますので、委員の皆様にはご審議のほどよろしく  
お願いいたします。

簡単ですが、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございました。

---

△議案第67号について

○委員長 初めに、議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち  
総合政策部所管部分についてを議題とし、順次執行部の説明を求めます。

まず、川上企画政策課長、お願いいたします。

○企画政策課長 おはようございます。

それでは、令和6年度一般会計歳入歳出決算のうち企画政策課所管部分につきましてご説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

失礼いたしまして、着座にて説明させていただきます。

初めに、主要施策の成果報告書からご説明申し上げますので、主要施策の3ページをお願いいたします。

一番下の市制施行75周年記念事業は、市制施行75周年を記念して、市民提案実施事業8事業及びイベント等に冠をつけて実施する冠事業44事業を実施したものでございます。

4ページをお願いいたします。

一番上の移住定住促進事業は、特に若者層の移住定住を促進するため、移住定住コンシェルジュを設置し、相談業務や各種移住者向けイベントへ参加するとともに、新たに奨学金返還支援金制度などを実施したものでございます。

その下のふるさと納税促進事業は、ふるさと納税としてご寄附いただいた方への返礼品の調達に要した費用等でございまして、寄附実績等の内訳はご覧のとおりでございます。

5ページをお願いいたします。

一番上の行田市基本構想策定事業は、総合振興計画に代わり、市政運営の総合指針として、新たに行田市基本構想を作成したものでございます。

主要施策の成果報告書につきましては以上でございます。

続きまして、各事業につきまして、決算事項別明細書に基づきまして説明させていただきます。

まず、歳出の主なものについてご説明申し上げますので、91ページをお願いいたします。

7目企画費、右ページ備考欄の◎行政企画費ですが、主なものを申し上げますと、1節の会計年度任用職員報酬から5行下の4節労働保険料までは、移住定住コンシェルジュ1名及びふるさと納税事務に従事する会計年度任用職員1名、計2名の人件費でございます。

7節の3つ目、記念品費、94ページの12節1つ目、ふるさと納税管理業務委託料及び13節の2つ目、OAシステム利用料は、ふるさと納税実施に係る諸費用でございます。

18節の3つ目、秩父鉄道整備促進協議会負担金は、秩父鉄道沿線の5市3町で構成する協議会への負担金でございます。内訳は、通常負担金として5万円、秩父鉄道株式会社が実施する安全対策事業に対する本市負担分である特別負担金が857万6,000円でございます。

その下の市制施行75周年記念事業実行委員会交付金は、市制施行75周年に当たり、実行委

員会形式で市民の提案による記念事業を募集し、採択された8事業分の補助金を実行委員会に交付したものでございます。

その下の奨学金返還支援金は、本市に移住する奨学金返還者を対象とした支援策を新たに実施し、申請のあった19名に交付したものでございます。

次の◎行政改革推進費ですが、1節の委員報酬及び8節の費用弁償は、行政改革推進委員会を2回開催したことによる出席委員7名分の報酬及び費用弁償でございます。

歳出につきましては以上でございます。

次に、歳入の主なものについて説明いたしますので、戻りまして47ページをお願いいたします。

14款国庫支出金の2項1目総務費国庫補助金の1節総務管理費補助金のうち、右ページ、備考欄の2行目、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（繰越明許費分）及びその下3つ目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、物価高騰などに対応するため、低所得者支援や定額減税などの経済的支援などに交付される交付金であり、本市へ交付される交付限度額分のうち、令和5年度から繰り越して実施した執行分及び令和6年度の執行分を受け入れたものでございます。

なお、事業実施内容につきましては、それぞれの担当課から各常任委員会で説明いたしております。

51ページをお願いいたします。

15款県支出金の1項3目地方分権推進交付金は、本市が県から権限移譲を受けた事務の執行経費として、県の基準に基づく交付金を受けたものでございます。

59ページをお願いいたします。

17款寄附金、1項1目ふるさと納税寄附金は、ふるさと納税4,740件の寄附総額でございます。内訳は、備考欄のとおりであり、ふるさとづくり基金への寄附金が511件、行田タワー全国発射プロジェクトに伴うクラウドファンディング型ふるさと納税寄附金が129件、その他の寄附金が4,100件でございます。

その下の企業版ふるさと納税寄附金は、行田タワー全国発射プロジェクトに伴う寄附が26社、子育て支援の寄附が2社でございます。

67ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目雑入の9節用品等売払収入のうち、右ページ、備考欄の一番下、総合振興計画売払収入は1冊分の売払収入でございます。

その下の13節返還金のうち、右ページ、備考欄の下から4つ目、子育て世帯定住促進奨励金返還金及びその下の子育て世帯定住促進奨励金返還金（滞納繰越分）は、住居を開始した日から5年以内に転居や子育て世帯ではなくなったことなど、当該奨励金の交付要件を満たさなくなった交付対象者4名から奨励金を返還いただいたものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

次に、財産に関する調書についてご説明申し上げますので、327ページをお願いいたします。

一番上の（5）無体財産権のうち、「行田市イメージマーク」商標権及び「忍城」商標権につきましては、決算年度中の増減はなく、昨年と同様でございます。

また、中段の（7）出資による権利のうち、公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団出資金につきましても、決算年度中の増減はございませんでした。

以上で企画政策課所管の決算についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 次に、横倉秘書課長。

○秘書課長 秘書課所管分の決算についてご説明申し上げます。

恐縮ですが、着座にて失礼いたします。

主要施策の成果報告書に記載の事業はございませんので、決算事項別明細書の78ページをお願いいたします。

初めに、歳出から説明をさせていただきます。

2款総務費、1項1目一般管理費のうち、右ページ、備考欄の◎秘書課関係経費をご覧ください。ここでは主なものをご説明申し上げます。

3節の時間外勤務手当は、特別職の公務に伴う財産管理課職員の運転業務に係る時間外勤務手当でございます。昨年度は令和5年度と比較して54万1,350円の減となっておりますが、これは主に市長の公用車を担当する運転手2名のうち、令和5年度まで再任用職員であった1名が令和6年4月から会計年度任用職員となったことに伴い、時間外勤務手当を含めて総務一般管理費から報酬として支払うこととなったためでございます。

次の7節褒賞品費は、文化・スポーツ団体主催の大会で授与される市長賞のトロフィーや盾の制作の経費でございます。

次の9節交際費は、公職者などへの弔慰金や各種会合に出席する際の会費などでございます。こちらにつきましては、令和6年度から公職者等の弔意対応を一部見直したこともあり、

令和5年度と比較して20万6,181円の減額となっております。

飛びまして、3つ下の11節クリーニング代は、市長室、副市長室及び応接室のカーテンのクリーニングに係る経費でございます。

次に、18節負担金補助及び交付金のうち、市長会関係負担金につきましては、令和5年度と比較して25万6,000円増加しております。これは、埼玉県市長会の負担金について、均等割が10万円から20万円に、人口割が1人当たり2円から4円にそれぞれ増額変更となったことによるものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、57ページをお願いいたします。

16款財産収入のうち、1項2目利子及び配当金で秘書課に係る歳入は、60ページ、備考欄の上から10行目、株式会社テレビ埼玉株配当金でございます。こちらは、市が保有する同社の株券に対する配当金でありまして、前年と同額でございます。

歳入は以上でございます。

次に、財産に関する調書327ページをお願いいたします。

(6) 番有価証券につきましては、先ほど歳入で説明いたしました株式会社テレビ埼玉株式3,600株を保有しております。

以上、秘書課所管部分の説明とさせていただきます。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長 次に、柿沼財政課長。

○財政課長 続きまして、財政課所管部分についてご説明いたします。

恐縮ですが、着座にて失礼いたします。

初めに、歳出からご説明申し上げますので、歳入歳出決算事項別明細書の85ページをお願いいたします。

2款総務費、1項3目財政管理費、右ページ、備考欄の◎財政管理費は、令和5年度決算書及び令和7年度予算書の作成に係る印刷製本費などがございます。

飛びまして267ページをお願いいたします。

11款公債費、1項1目元金、右ページ、備考欄の◎市債元金償還金は、市債の償還終了に伴う元金の減少が新規借入れに伴う元金の増加を上回ったことから、前年度と比較すると減額となっております。

269ページをお願いいたします。

2目利子、右ページ、備考欄の◎市債利子償還金は、起債残高の減少などにより、前年度

より減額となっております。

次に、一番下の13款予備費でございます。予算現額欄の中ほどに予備費支出及び流用増減欄に△、マイナスの表示で554万1,403円という額がありますが、これが各項目へ予備費を充用した金額の合計となっております、272ページの備考欄には内訳を記載しております。

一番上の2款1項1目12節への充用は、公平委員会の審査請求事案について代理人弁護士への報酬等の支払いが発生したことから、総務課関係経費の弁護士委託料へ充用をしたものでございます。

その下の2款1項1目17節への充用は、本年4月の人事異動及び組織改正に伴い、新たな部署が新設されるなど、事務用机や椅子の購入が急遽必要になったことから、共通物品管理費の庁用器具費へ充用したものでございます。

その下の2款1項12目14節への充用は、災害時の指定避難所にもなっている地域交流センターにおいて、老朽化等によりホールに設置されている空調機器2台が故障し、急遽工事を実施する必要があったことから、人権推進費の空調設備設置工事請負費へ充用したものでございます。

その下の10款4項2目12節への充用は、佐間地内の県指定記念物一里塚にある榎の枝の一部が腐食により落下し、他の枝も落下の危険性があり、伐採する必要があったことから、文化財保護費の伐採委託料へ充用したものでございます。

歳出につきましては以上でございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして39ページをお願いいたします。

2款地方譲与税のうち、1項1目地方揮発油譲与税、次の2項1目自動車重量譲与税は、それぞれの国税について、交付基準に基づき都道府県及び市町村に交付されるものでございます。

3項1目森林環境譲与税は、森林整備や木材利用の促進などに充てるための財源として譲与されるもので、令和6年度は農政課所管の県産木材活用促進支援事業補助金に活用したほか、森林環境整備促進基金へ積立てを行ったものでございます。

次に、3款の利子割交付金から41ページの8款環境性能割交付金までの各交付金については、それぞれの県税について、交付基準に基づき市町村に交付されたものでございます。

次に、9款地方特例交付金は、国の制度変更などによって地方に負担増や減収等が生じた場合に、特例的に交付されるものでございます。

1 項の地方特例交付金は、定額減税の実施により個人市民税が減収した分を国が補てんするため、新たに定額減税減収補填特例交付金が交付されたことなどにより、前年度と比べ増額となっております。

2 項の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、本交付金の対象となる中小企業等経営強化法に基づく先端設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置において、前年度に比べ対象となる償却資産の評価額が減少したことに伴い、固定資産税の減収額が減ったため、国から補てんされる交付金も減額となっております。

次に、10款地方交付税ですが、右ページ、備考欄の普通交付税は、臨時財政対策債への振替額の減少や、国の補正予算において追加交付が行われたことなどから、前年度と比べ増額となっております。

その下の特別交付税は、住民税等の各種証明書のコンビニ交付サービスに係る措置額や企業誘致候補地における埋蔵文化財の先行試掘調査の実施に要する経費の増加などにより、前年度と比べ増額となっております。

11款の交通安全対策特別交付金は、道路交通法の反則金収入について、交付基準に基づき交付されるものでございます。

飛びまして61ページをお願いいたします。

18款繰入金、2 項 6 目の減債基金繰入金は、令和 3 年度及び令和 5 年度に普通交付税で措置され、臨時財政対策債の償還財源として積み立てた減債基金について、その償還に充てるため取崩しを行ったものでございます。

次に、19款繰越金ですが、右ページ、備考欄、前年度繰越金は、令和 5 年度決算における実質収支額でございます。

その下の繰越明許費分及び継続費逐次繰越し分は、令和 6 年度へ繰越し措置を行った事業に係る財源としての繰越金でございます。

次に、20款諸収入ですが、所管するものについて説明申し上げます。

65ページをお願いいたします。

4 項 1 目雑入の 4 節交付金及び助成金収入ですが、右ページ、備考欄の埼玉県市町村振興協会市町村交付金は、サマージャンボ及びハロウィンジャンボ宝くじの収益金の一部が交付されたものでございます。

71ページをお願いいたします。

一番下の21款市債、1 項 9 目臨時財政対策債は、普通交付税の振替措置として借入れを行

っているものでありますが、所得税などの国税収入の増加等により、国において交付税原資が確保されたことに伴い、臨時財政対策債への振替額が減少したことから、前年度と比べ減額となっております。

歳入については以上でございます。

続きまして、財産に関する調書につきましてご説明申し上げますので、327ページをお願いいたします。

1の公有財産のうち、(7)出資による権利にあります表の一番下の地方公共団体金融機構出資金ですが、前年と同額でございます。

以上で令和6年度決算に係る財政課所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長 次に、野辺広報広聴課長。

○広報広聴課長 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算のうち、広報広聴課所管部分につきましてご説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

初めに、主要施策についてご説明申し上げます。

薄いほうの主要施策の成果報告書の2ページをお願いいたします。

2番目の情報発信事業は、市報「ぎょうだ」の発行や行田市ホームページ及びLINEなどの各種公式SNS等を活用し、市政情報や本市の魅力を広く市内外へ発信したものでございます。

主要施策の成果報告につきましては以上でございます。

続きまして、歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳出からご説明いたしますので、厚いほうの歳入歳出決算書の83ページをお願いいたします。

2款1項1目文書広報費の右ページ、備考欄の◎広報活動費につきまして、主なものを申し上げますと、10節の2行目、印刷製本費は、市報「ぎょうだ」の印刷等に要した費用でございます。

12節3行目のホームページシステム保守点検委託料及び13節2行目のホームページシステム借上料は、ともに市ホームページ運用に係る経費でございます。

17節庁用器具費は、資材用デジタルカメラとレンズ2本、撮影用ライト及びバックボードを購入した費用でございます。

少し飛びまして123ページをお願いいたします。

5項1目統計調査総務費の右ページ、備考欄の◎統計調査一般管理費は、統計担当職員2名分の人件費でございます。

その下の2目諸統計調査費の右ページ、備考欄1つ目の◎人口統計調査費は、令和7年実施の国勢調査の準備作業に要した経費でございます。1節会計年度任用職員報酬等の人件費や事務費を計上したものでございます。

その下の◎経済統計調査費は、5年に一度実施される全国家計構造調査と農林業センサスに要した費用でございます。全国家計構造調査は、令和6年10月1日を期日とし、家計における消費、所得、資産及び負債等の実態を把握することを目的として実施したもの。農林業センサスは、令和7年2月1日を期日とし、農林業の基本構造の実態とその動向を把握するために実施したものでございます。

主なものを申し上げますと、1節調査員報酬は調査員107名分の報酬、その下の指導員報酬は指導員12名分の報酬でございます。

126ページをお願いいたします。

備考欄1つ目の◎教育統計調査費は、令和6年5月1日を調査期日とする学校基本調査に要した経費でございます。

歳出につきましては以上でございます。

次に、歳入の主なものについてご説明いたしますので、戻りまして55ページをお願いいたします。

15款3項1目総務費委託金のうち、5節統計調査費委託金は、右ページ、備考欄のとおり、国勢調査準備委託金から58ページ、学校基本調査委託金までの5件分の委託金収入となっております。

67ページをお願いいたします。

20款4項1目雑入の10節広告料収入の右ページ、備考欄、市報広告料は、市報「ぎょうだ」に掲載されている4ページ分の広告収入とホームページのバナー広告収入でございます。

続きまして、財産に関する調書についてご説明いたしますので、327ページをお願いいたします。

ページ中ほどの(7)出資による権利の5番目の項目、行田ケーブルテレビ株式会社出資金につきましては、決算年度中の増減はございません。

広報広聴課所管の決算についての説明は以上でございます。

次に、朝見財産管理課長。

○財産管理課長 おはようございます。

財産管理課所管分につきましてご説明させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

失礼いたしまして、着座にてご説明させていただきます。

初めに、主要施策の成果報告書からご説明申し上げます。

主要政策の2ページ目をお願いいたします。

中ほどになりますが、学校跡地利活用検討事業でございますが、旧太田東小学校につきまして、跡地活用計画に基づき、活用を希望する民間事業者を選定するプロポーザルを実施いたしました。応募者1名に対して審査を行い、基準点を上回ったことから、学校跡地を撮影スタジオや研修施設として活用する民間事業者を決定いたしました。

下段になりますが、本庁舎照明LED化事業は、消費電力を削減し、併せてカーボンニュートラルへの取組を推進する施設照明LED化事業といたしまして、市役所本庁舎の照明のLED化を進めました。

3ページ目をお願いいたします。

旧北河原小学校跡地活用事業でございますが、旧北河原小学校跡地を民間業者に貸し付け、貸スタジオとして利用することで、学校跡地の有効活用及び地域活性化を図りました。

次に、公共施設マネジメント計画改定事業でございますが、第1期計画の進捗確認や各施設の劣化状況調査など、現行の計画見直しのための必要なデータを収集分析するとともに、各施設所管課にヒアリングを実施いたしました。

また、施設劣化度調査を行うため、職員を対象とした研修会を実施いたしました。

次に、本庁舎平屋部分屋上防水改修事業でございますが、本庁舎平屋部分に雨漏りが生じたため、屋上の防水改修工事を実施し、来庁者や職員の安全の確保を図りました。

主要施策の成果報告書につきましては以上でございます。

続きまして、各事業につきまして、決算事項別明細書に基づきましてご説明させていただきます。

まず、歳出の主なものについてご説明申し上げますので、87ページをお願いいたします。

5目財産管理費のうち、右ページ、備考欄の◎市有財産維持管理費でございますが、主要なものを申し上げますと、10節の上から2行目、修繕料は、庁舎などの維持管理に必要な修繕、及び廃校となりました空き施設の修繕に要した修繕料、次の電気料は庁舎の電気料金、次のガス料は庁舎の冷暖房に係るもの。

11節の3行目、鑑定料は、旧太田東小学校跡地利活用検討事業において、民間事業者に学校跡地の貸付けを行う際の貸付料基準額及び売却に向けた市有地の鑑定評価額の鑑定料。

12節の2行目、公共施設マネジメント支援業務委託料は、主要施策の成果報告書におきましてもご説明申し上げました学校跡地利活用検討事業及び公共施設マネジメント計画改定事業に係る委託料。次の庁舎総合管理業務委託料は、電話交換業務及び夜間警備業務に係る委託料、2行飛びまして清掃委託料は、庁舎の日常清掃、定期清掃に係る委託料でございます。5つ飛びまして、施設機械設備保守点検委託料以下、ページが変わりまして、89ページの備考欄1行目、消防設備等保守点検委託料からの8行目の汚水槽清掃委託料の各種保守点検委託料は、庁舎設備における法令等に基づく保守点検を実施したものでございます。

同じく89ページの備考欄、14節の1行目、設備改修工事請負費は、本庁舎照明LED化工事、平屋屋上部分屋根防水改修工事、及び民間事業者に貸し出す以前から不具合等が見られました旧北河原小学校の受変電設備改修工事における請負代金額を支出したものでございます。

次の17節庁用器具費は、1階多目的トイレ内に視覚障害者の方が安心してご利用いただくための音声情報案内装置、及び本庁舎のロッカーの備品購入費でございます。

次に、備考欄の◎車両管理費でございますが、公用車の維持管理に係る経常的な経費で、主に燃料費や市有車両の保険料などでございます。

91ページをお願いいたします。

次に6目、◎基金費は、右ページ、備考欄に記載の各基金に運用利子や寄附金などを積み立てるほか、併せて令和7年度3月の補正予算で計上した積立額をそれぞれ積み立てております。

歳出につきましては以上でございます。

次に、歳入の主なものについてご説明いたしますので、戻りまして57ページをお願いいたします。

16款財産収入、1項1目財産貸付収入でございますが、財産管理課で所管する部分は、右ページ、備考欄の1行目の交番等敷地貸付収入から7行目の一般土地貸付収入（財産管理課）（滞納繰越分）、6行飛びまして建物貸付収入（財産管理課）と、8行飛びまして電柱等設置料の計9件でございます。

次に、2目利子及び配当金は、右ページ、備考欄、財政調整基金利子から、ページが変わりまして59ページの備考欄、上から1行目の社会福祉事業費基金利子から下から6行目の森

林環境整備促進基金利子、及び1行飛びまして公共施設整備基金利子から栗原宣幸こどもの居場所基金利子までの15基金の運用利子でございます。

次に、2項1目不動産売払収入でございますが、財産管理課で所管する部分は、右ページ、備考欄の1行目の土地売払収入（財産管理課）でございます。

69ページをお願いいたします。

15節の雑入でございますが、右ページ、備考欄の下から3行目、高压送電線下補償料は、市有地の上空を通る高压送電線の線下補償料でございます。

歳入に関しましては以上でございます。

続きまして、財産に関する調書の財産管理課所管部分について、主なものをご説明申し上げますので、325ページをお願いいたします。

1、公有財産の（1）土地及び建物についてでございますが、増減のあった箇所についてご説明申し上げます。

まず、一番左の欄、区分の右隣、土地（地積）の欄が3つに分かれております。その真ん中、決算年度中の増減高、こちらの欄をご覧ください。なお、欄内の上の数字が増、下の数字が減でございます。

表の下のほう、普通財産1,076平方メートルの増は、主に埋蔵文化財センター倉庫跡地の敷地を普通財産へ区分変更したことによるもの。568.03平方メートルの減は、主に埋蔵文化財センター倉庫跡地にごさいました水道ポンプ設備の敷地を普通財産から公営企業会計所有財産へ区分変更したもの及び一般競争入札により市有地を売却したものなどなどでございます。

331ページをお願いいたします。

4の基金でございますが、一般会計や特別会計に運用益を取り込みまして事業に活用するものと、運用益自身を基金自身に組み入れて積み立てるものの2種類がございます。

表の3列目、決算年度中増減高の上の数字が増、下の数字が減でございます。

主な基金についてご説明申し上げます。

初めに、（1）教育振興奨励基金の決算年度中増減高の増分は、運用利子収入及び寄附金を積み立てたもの、減分は一般会計へ繰り出したものでございます。

次に、（3）財政調整基金の増分は、運用利子収入を積み立てたものでございます。

次に、（7）ふるさとづくり基金の増分は、運用利子収入及び寄附金を積み立てたものでございます。

332ページをお願いいたします。

(8) 土地開発基金の増分は、運用利子を積み立てたものでございます。

次に、(9) 減債基金の増分は、運用利子収入のほか、新たに1億2,557万1,000円を積み立てたもの、減分は一般会計へ繰り出したものでございます。

333ページをお願いいたします。

(13) ごみ処理施設整備基金の増分は、運用利子収入のほか施設整備資金3億円を積み立てたものでございます。

次に、(15) 公共施設整備基金は、運用利子収入のほか衛生施設整備基金2億円を積み立てたものでございます。

次に、(17) 学校教育施設整備基金でございますが、運用利子収入のほか、旧太田東小学校の用途を変更して民間事業者へ貸与するに当たり、国庫補助事業完了後10年以上経過いたしました建物等の有償による財産処分のうち、国庫に納付することとなる補助金相当額368万7,000円を基金に積み立てたものでございます。

次に、(18) 栗原宣幸こどもの居場所基金でございますが、本基金は、子どもの居場所づくりを推進するための事業の財源に充てることを目的として新設したもので、寄附金収入のほか運用利子収入を積み立てたものでございます。

以上で財産課の所管部分について説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長 次に、三村情報政策課長。

○情報政策課長 おはようございます。よろしくお願い申し上げます。

情報政策課所管部分につきましてご説明申し上げます。

恐縮ではございますが、着座にて失礼いたします。

初めに、主要施策の成果報告書から説明いたしますので、主要施策の成果報告書の2ページをお願いいたします。

2ページの一番上、スマートフォン講習会開催事業は、デジタルデバインド対策として、スマートフォンの操作に不慣れな市民を対象に、基本操作やオンラインによる行政手続などの活用方法を学ぶための講習について、国のデジタル活用支援推進事業を活用し、ゼロ予算で実施したものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

12ページの上から3つ目、住民情報等基幹システム共同利用事業は、クラウド化した住民

情報等基幹システムを蓮田市と共同利用することにより、管理運営費用の削減とセキュリティの強化を図ったものでございます。

次に、一番下の行政事務デジタル化推進事業は、前年度に引き続き、会議録等の作成に活用する音声テキスト化システム、手書きの紙文書を読み取るA I - O C Rを活用したほか、新たに文章生成A Iを導入し、さらなる業務の効率化を図ったものでございます。

次の13ページをお願いいたします。

13ページ、1つ目のペーパーレス推進事業は、前年度に引き続きペーパーレス会議システムを活用したほか、大型液晶モニターの追加配備により、会議や研修会等のペーパーレス化の促進を図ったものであります。

また、新たに電子契約システムを導入し、契約事務のペーパーレス化を進めることで、庁内の事務効率の向上はもとより、市と取引を行う事業者の事務効率の向上、経費削減などに努めたものであります。

次に、2つ目の行政手続オンライン化促進事業は、行政手続のオンライン化を促進するため、L I N E上で様々な行政手続を行うシステムを新たに導入し、いつでも気軽に手続ができる環境を整えたものであります。

一番下の住民情報システム標準化事業は、いわゆる標準化法の規定に基づき、標準対象の20業務で使用するシステムについて、令和7年度末までに国の定める仕様に準拠したものに移行していく事業でありまして、令和6年度には移行に向けた準備を進めたものであります。

なお、こちらのうち、情報政策課の所管部分といたしましては、決算内訳実績等の欄に、情報管理費と記載されている2科目の合計1億1,698万1,414円となっております。

主要施策の成果報告書につきましては以上でございます。

続きまして、各事業につきまして、決算事項別明細書を基に説明させていただきます。

初めに、歳出の主なものについて説明申し上げますので、決算事項別明細書の105ページをお願いいたします。

105ページ、2款総務費、1項15目情報管理費でございます。

右側の106ページ、備考欄の◎情報管理費をご覧ください。

主なものを申し上げますと、11節の一つ目、通信料は、市役所本庁舎と南河原支所や教育委員会などを結ぶ専用回線、あるいはインターネット接続回線などの通信料でございます。

ページを1枚おめくりいただきまして、右側108ページの一番上、O Aシステム導入支援委託料は、電子契約システムについて、例規改正の要否の確認や事業者向けの説明会などの

導入支援を受けたものであります。その下、2つ目の情報システム標準化移行業務委託料は、主要施策の住民情報システム標準化事業に係るもので、情報政策課が所管するシステムについて、現行システムの運用とのギャップ分析や移行計画の作成、データ移行の準備などを行ったものであります。その下の住民情報等基幹システム保守点検委託料とグループウェアシステム保守点検委託料、それから飛びまして13節の6科目、各科目はいずれも情報政策課が所管するシステムの運用管理経費となっておりまして、このうち13節のOAシステム利用料には、新たに導入した文章生成AI、電子契約システム、LINEを使った行政手続システムの利用料を含むものであります。

次に、17節の庁用器具費は、主要施策、ペーパーレス推進事業の一環として、本庁舎会議室に大型液晶モニター2台を追加配備したものです。

次に、18節の一番下、番号制度システム交付金は、自治体中間サーバーシステムの運用経費について、人口規模に応じた割当額を地方公共団体情報システム機構へ支払っているものでございます。

歳出の主なものにつきましては以上でございます。

次に、歳入について説明いたしますので、戻りまして47ページをお願いいたします。

14款国庫支出金の2項1目総務費国庫補助金の1節総務管理費補助金のうち、右ページの備考欄中、上から1つ目、デジタル田園都市国家構想交付金（情報政策課）は、主要施策の成果報告書で説明いたしましたLINE行政手続の導入、電子契約システムの導入などに対する交付金でございまして、対象経費の2分の1が交付されたものであります。

次に、その3つ下、番号制度システム整備費補助金（情報政策課）は、歳出で説明いたしました番号制度交付金のうち、システム公開に係る支出額に対しまして10分の10の金額が交付されたものであります。

少し飛びまして65ページをお願いいたします。

65ページ、20款諸収入、4項1目雑入でございます。

4節の交付金及び助成金収入につきまして、右側の66ページ、備考欄、下から2つ目、情報システム標準化事業補助金、こちらは主要施策の成果報告書の住民情報システム標準化事業に対する交付金でございまして、補助対象経費に対して10分の10の金額が交付されたものであります。

以上で情報政策課所管部分についての説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長 暫時休憩いたします。

午前 10時 23分 休憩

---

午前 10時 39分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第67号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

1番 香川委員。

○1番 香川委員 説明ありがとうございました。

ページの若い順に、4点ほどお聞きしたいと思います。

まず、90ページの車両管理費、これ前も聞いたことあるんですけども、今、例えば事故等のときに、ドライブレコーダーの映像を保険屋さんも非常に重視しているという中で、管理している車両について、ドライブレコーダーの装着率、台数はどのようになっているか、まずお聞きしたいと思います。

次に、92ページの行政企画費の中で、94ページ、18節の秩父鉄道整備促進協議会負担金、これは毎年負担しているわけですが、6年度の安全対策に対する負担金857万6,000円は、どういったものに対しての負担をしたのか。

それから、次の行政改革推進費、委員報酬と費用弁償ですけども、2回開催され、7名ということだったんですが、主にどういった内容の行政改革に対する内容だったのかということをお聞きしたいと思います。

それから、124ページの一番下の経済統計調査費、指導員報酬12名ということですけども、指導員さんはどういった方なのかということをお聞きしたいと思います。

以上です。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

初めに、朝見財産管理課長。

○財産管理課長 お答えさせていただきます。

1点目のドライブレコーダーの件につきましてですが、財産所管分といたしましては23台ほど所管をしております。それにつきましては100%、ドライブレコーダーをつけているような状況になっております。

以上でございます。

○委員長 川上企画政策課長。

○企画政策課長 お答え申し上げます。

まず、秩父鉄道の補助金のうちの安全対策事業の内訳でございますが、令和6年度につきましては、広瀬川原駅の連動装置の更新等、あと、コンクリート枕木化ということで、木の枕木をコンクリートに替えている事業で、今回は2,000丁やっております。

あと、もう1つが、列車集中制御装置の更新ということで、運転指令所の更新をやっているということで、この3つの事業について、沿線市町と、あと県・国で負担しております。

以上でございます。

もう1つにつきまして、行政改革の協議会の検討内容ですけれども、2回開催しております、1回目、2回目とも、行財政集中改革プラン2022の進捗管理を前期分と後期分の検証ということで、2回会議をしております。

以上でございます。

○委員長 野辺広報広聴課長。

○広報広聴課長 指導員報酬12名分につきましてお答え申し上げます。

まず、この12名の内訳でございますが、全国家計構造調査の指導員が1名、農林業センサスの指導員が11名でございます。それぞれ、全国家計構造調査の指導員は、市の登録調査員の方をお願いしております。農林業センサスの指導員11名につきましては、市の職員でございます。

以上でございます。

○委員長 香川委員。

○1番 香川委員 ありがとうございます。

○委員長 他に質疑のある方。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 まず、大きく2事業ほど伺いたいと思います。

まず、公有財産の関係です。325ページ、こちらの表の説明の中で、普通財産の売却の説明があったと思うんですが、具体的にはどこの場所で、何に使用されていたものが普通財産になって、今回売却されたのか、この辺のご説明をお願いします。

次に、成果報告書の3ページになりますけれども、旧北河原小学校跡地の活用事業、こちらについて何点か伺いたいと思います。

成果報告書のほうを見ますと、財源として特定財源その他、こうあるんですけれども、これは全額スタジオ業者からの貸付けの収入ということでよいのか、その確認です。

それと、これは決算事項別明細書の中でどこに計上されてくるのか、箇所を教えてくださいたいんですね。

それと同じような質疑になるんですけれども、支出のほうで、消耗品ほか項目が列挙されておりますけれども、私が確認できたのでは、旧北河原小学校のこの分というのは、電気料金と水道料金、これは68ページで確認できたんですが、あと何項目か、説明の中で、この項目の中には旧北河原小学校も含まれていますというご説明ありましたが、改めてこの項目、電気、水道料は、明示してありますから、それ以外の項目がどこに含まれているのか、事項別明細書のページと箇所でお示しいただきたいと思います。

最後になります。決算内訳で、修繕料とまた別に設備改修工事請負費、こうありますけれども、恐らく前者のほうは額の小さな委託業者のほうからの支出、つまり収入として一旦経理上は市が支払って、歳入として受託している業者さんから費用をもらっているのが修繕料で、設備改修工事請負費はもっと大きい、大規模な工事で直接市が修繕等をやる責任区分のものなので、こちらには業者からの収入はない、こういう分け方、整理でよいのか。その仕組みの簡単なご説明も含めてお願いします。

○委員長 答弁を求めます。

朝見財産管理課長。

○財産管理課長 答弁させていただきます。

1点目の普通財産の売却、昨年度の実績でございますが、一般競争入札といたしまして、壱里山3-4、行田市開発協会さんから引き継いだ土地になります。それが141平方メートルで、個人の方に526万2,000円で売却したものでございます。

全部で3つありまして、残り2つでございますが、忍1丁目41番5という土地になるんですが、旧常盤会館の跡地になります。ここでございますが、まずここを分筆いたしまして、1つが189.29平方メートルで、これは行田市内の不動産業者さんのほうに売却いたしました。売却価格といたしましては、900万100円となります。

もう1つが、同じ旧常盤会館前の場所になるんですが、境界確認等をいたしたところ、隣地というんですか、南側の土地のお宅というか、住居の方の排水管が一部越境している状況が確認できましたので、排水している排水管を撤去するのも敷地が狭くてできなかったもので、持ち主の方と協議いたしまして、4.21平方メートルほどでございますが、隣の個人宅と

いうんですか、個人の方に、こちらは随意契約のほうで売却させていただきました。売却といたしましては12万2,000円となります。

売却のほうは以上でございます。

続きまして、旧北河原小学校跡地活用事業でございますが、主要施策の3ページに載せております。

決算額についてでございますが、こちらにつきましては市のほうで支出した額を載せております。特定財源につきましても、こちらの決算額と同額を載せておりますが、こちらに関しては、いわゆる市の予算で支出した分という形になっております。

ちなみにですが、歳入といたしまして、主要施策は歳出の分になりますので、載ってはいませんが、歳入といたしましては、旧北河原小学校の事業者のほうから、賃借料といたしまして257万1,361円、電気料といたしまして222万2,650円、水道料といたしまして21万9,391円、火災保険料といたしまして2万9,600円、合計504万3,002円という形で、これは歳入のほうになります。

こちらのほうは歳入といたしまして、歳出と歳入差引きで5万7,796円ほど、歳入のほうが超過しているような状況になります。

次に、まとめて申し上げたいと思うんですが、決算内訳、実績等の中の消耗品費、確かに内訳のほう出てはいませんが、歳出の88ページ、◎市有財産維持管理費の中の10節消耗品費の中で、溶け込んではい入るんですが、支出しております。

内容といたしましては、昨年度行いました旧北河原小学校の開所式の使い捨てのスリッパ代とか消火器の購入費とか、そのような内訳となっております。

電気料と水道料に関しては、割愛させていただきます。

電話料につきましてはですが、同じく88ページの11節電話料になるんですが、こちらは令和5年度の3月分の電話料が、NTTとの契約の関係で4月1日にかかっておりましたので、4月支払いとして、1,993円を支出したものでございます。

次の修繕料でございますが、同じく88ページの10節の修繕料の中にございます。内訳といたしましては、これも先ほどご説明の中でも触れさせていただいたんですが、以前から不具合がありました2階トイレの修繕料、それといわゆる浄化槽の曝気ブローアというものが、外に出ている機械ですが、そこの修繕料。それから、体育館に一部漏水が見られたもので、そこを修繕料として支出しております。

委託料でございますが、これも同じく88ページの委託料になるんですが、12節の上から5

行目の警備委託料というものになります。開所式でお客様が多く来場されることが予想されましたので、警備委託料といたしまして、交通誘導等の警備も含めて委託させていただいたもの。

それから、同じく88ページの12節委託料の4行目になりますが、遊具点検作業委託料、こちら地域開放をお願いしているところもありますので、校庭などの遊具の点検の委託料を計上させていただいております。

それから、3行目の火災保険料でございますが、こういう施設につきましては一括して火災保険料を市のほうで入っております。ただし、旧北河原小学校の分というんですかね、持分に関してうちのほうで支出しております、これも先ほど歳入のほうでも説明させていただきましたが、事業者のほうから2万9,600円分を徴収しているような支出となっております。

それから、使用料及び賃借料4万392円でございますが、こちらは、90ページの備考欄、13節の上から3つ目、器具機材借上料になりますが、こちらも地域開放の関係でございます、AED借上料と、開所式でテープカットするに当たっての金ポールというんですかね。開所式のほうの機材をお借りした関係で4万392円、こちらを市のほうの支出として計上させていただいております。

最後になりますが、設備改修工事請負費149万6,000円、これも同じような事情でございます、以前から不具合が見られました。いわゆるキュービクル、受電設備というんですかね。電気を受け取ります電柱の上についておりますパスという施設が高圧の引込みのケーブルが不具合が指摘されておりましたので、これは貸付けするに当たりまして、市のほうで改修工事をいたしまして、うちのほうで直したというような形になります。

最後、質疑がありました修繕とか工事、業者からいただいているかという話になりますが、繰り返しになってしまうんですが、電気料と上下水道料に関しましては、電気料につきましては月1万円分、市のほうで地域開放分として負担いたしまして、業者のほうから年間12万円を引いた額を徴収しております。

水道料に関しましても、月9,000円分、地域開放分として差引きいたしまして、10万8,000円ですか、差引きの分を事業者のほうから徴収しております。

もう1つ、火災保険料、先ほど申しました、申しましたが、こちらにつきましては、民間事業者のほうで負担分として徴収しております。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 大変詳細にわたるご説明ありがとうございました。

私の勘違いもあって、これらの消耗品以下の部分が基本、業者さんのほうからの支払いかなと思いましたが、3つの項目のみがそうであるということは整理できました。最初の年なので、引渡しのための市がやるべきものというのがこの中にはかなりあったんだということが改めて分かった。

再度質疑したいんですが、そうすると、その他の収入というのはどういう内容なのか。先ほどの説明ですと、電気料等は別途入ってくるわけで、その他の収入に入っていない。257万円という貸付け代ですか、それがここに入っているのか、入っていたとしても、まだほかにもその他経費が、特定財源があるわけで、この特定財源の内訳を最後に教えてください。

○委員長 答弁を求めます。

朝見財産管理課長。

○財産管理課長 答弁いたします。

説明が不十分で申し訳ございません。この特定財源のその他というのは、いわゆる市の財源という形で、要は国庫支出金とかそういうのを差し引いていないで、市の財源として498万5,206円を、決算額と同額……

〔「特定財源の内訳」と言う人あり〕

○財産管理課長 失礼しました。説明を訂正させていただきます。

先ほどご説明させていただきました歳入で、賃料と電気料と水道料と火災保険料、合計いたしますと504万3,002円となって、収入超過という言葉がいいのかあれですけども、収入が上回っている関係で、特定財源分として決算と同額を計上しているものでございます。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

2番 大屋委員。

○2番 大屋委員 すみません、私から3点ほどお願いいたします。

まず、薄いほうの成果報告書の4ページとなります。

移住定住促進事業の中で、決算内訳実績等ということで、一番下の移住イベント出展とございますけれども、今回も土曜日にあったと思うんですけども、この6年度、出展はどちらに出展されたのかをお聞きしたいのと、続きまして、厚い方の84ページになります。

◎広報活動費ということで、12節のホームページ作成委託料と、同じくホームページシス

テム保守点検委託料とありますけれども、よく一般質問などで、市ホームページにて周知と答弁いただくことがありますけれども、市職員の方がそのホームページ等を作成するのではなくて、委託されるという考えでよろしいのかというのが2つ目です。

最後になりますが、同じく88ページになります。◎市有財産維持管理費の12節の中の調査測量設計委託料の内訳について教えていただけますか。

以上となります。

○委員長 答弁を求めます。

川上企画政策課長。

○企画政策課長 1点目の質疑にお答えいたします。

移住定住イベントの令和6年度の出展ですけれども、まず1つ目が、東京国際フォーラム、今年も今回の土曜日に行かせていただいているんですが、ふるさと回帰フェア2024の出展が1つ。あと、もう一つが、12月に開催されました、東京ビッグサイトで行いましたJOIN移住・交流&地域おこしフェア2024の出展でございます。

以上でございます。

○委員長 次に、野辺広報広聴課長。

○広報広聴課長 お答え申し上げます。

ホームページの作成についてでございますが、ホームページのシステム自体につきましては、84ページの13節のホームページシステム借上料、こちらでシステムを借り上げております。内容の作成につきましては、市職員が作成しております。

以上でございます。

○委員長 朝見財産管理課長。

○財産管理課長 お答え申し上げます。

調査測量委託料でございますが、2件支出してございます。1件目が大字1237番一1、いわゆる旧大寿荘跡地の測量でございます。もう1点が壱里山8-6ほか2筆ということで、JR駅前を少し南に行ったところの美容院さんの隣の土地になるんですが、その土地を調査測量したものでございます。

それぞれの内訳といたしましては、1点目の大寿荘が49万1,995円、壱里山の土地に関しましては49万8,450円となっております。

以上でございます。

○委員長 大屋委員。

○2番 大屋委員 移住定住の件だけもう一つ、再質疑でお願いいたします。

2024年ということで、回帰フェア等は結構行田市も積極的に参加されていると思うんですけども、実際いらっしゃる方の呼び込みとか、来られる人数については年々増えているのかどうか、そこだけお聞きしたいんですが。

○委員長 川上企画政策課長。

○企画政策課長 イベントの対象者となる都内を中心として来られる方ですけども、年々増えているというよりは、大体年齢層については、来られる方がご年配の方が会場には結構多くいらっしゃいまして、ただ、若い方はたまにはいるんですが、どちらかという、要は移住先を老後というか、仕事が終わった後に地方に行こうという方の相談が多くて、年々増えているかというのと大体同じぐらいで、そんなに急激に来場者が増えているという感じはございません。

以上でございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

3番 梁瀬委員。

○3番 梁瀬委員 3点ほどお願いいたします。

主要施策報告書の2ページですけども、情報発信事業ということで、市報「ぎょうだ」、それから市公式SNS、データ放送等をやっているということですけども、最近市報「ぎょうだ」も内容が充実していて、その辺でお聞きしたいのが、ページ数とかというのは増えているのかというのと、あと予算的にも増えているのかというところと、あと将来的な展望ということで、紙ベースではなくて、将来的に市報等がSNSの活用をしてのそういう配信になるのかというところがもし分かれば教えてください。

それから、2点目ですけども、同じく2ページの一番下ですね、本庁舎照明LED化事業ですけども、LED化を進めたということですが、これはまだ終わっていないとか、終わったのか、その辺も含めて、まだこれからもLED化がまだあるのかという、その辺を教えてください。

それから、主要施策の12ページですけども、上から3つ目ですね、住民情報等基幹システム共同利用事業ということで、蓮田市と共同利用ということで経費削減と、あとセキュリティー強化を行ったというんですけども、この辺詳しく教えてください。

以上3点、お願いいたします。

○委員長 野辺広報広聴課長。

○広報広聴課長 市報「ぎょうだ」についてお答え申し上げます。

ページ数につきましては、令和5年度と令和6年度、決算年度の平均のページ数を比較しますと、令和5年度の平均ページ数が28.3ページ、令和6年度につきましては平均28.8ページということで、ほぼ同様のページ数であると考えております。

予算につきまして、令和5年度に比べまして紙代の上昇等もございまして、予算的には増えてございます。約80万円程度大きくなっていると思います。

それから、市報を紙でなくて今後電子での配布となるかというところでございますが、現在、過渡期となっていると思います。現在、紙が欲しいという方もいらっしゃる、若い世代の方等は電子での配信をご希望というか、これは市報に限らずですけれども、という声もお聞きいたします。現在におきましてもホームページに市報を掲載しておりますし、発行したときにはLINE等でお知らせしたときに電子でも添付しているところでございますが、今後、紙での情報と電子の情報のバランスはまた検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 朝見財産管理課長。

○財産管理課長 お答え申し上げます。

本庁舎照明LED化事業に関しましてでございますが、まず1点目が、本庁舎のLED化事業に関しましては、昨年度、令和6年7月で終了いたしました。今後につきましても、行田市公共施設照明LED化基本計画というのがございまして、電気料の多い施設から順次改修工事をしていく予定でございます。ですので、公共施設全体といたしましては今後も続けていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長 次に、三村情報政策課長。

○情報政策課長 基幹系システムの共同利用事業についてお答え申し上げます。

まず、1点目の経費の削減の部分ですが、導入時の試算という形になりますけれども、5年間の運用経費で約4,200万円、当時、試算時の削減率としては5%の削減効果があるものと整理しております。

それから、セキュリティー強化の関係ですけれども、共同のデータセンター、外部に蓮田市と共同で運用するデータセンターにデータを置くクラウド環境を構築しているというところで、サーバー室等で職員が物理的に監視するよりも、委託先のデータセンターの運用保守を行っている事業者が、監視体制の整った場所でもありますし、常時監視をしております、

何かあるとメールで警告通知がきたりというところになっております。そういった観点で、セキュリティーが以前よりも強化されたものと考えております。

以上です。

○委員長 他に質疑ございますか。

4番 新委員。

○4番 新委員 よろしく申し上げます。

私からは、項目でいうと2つほど、1つは情報発信事業についてです。こちら、先ほど市報などについては伺ったんですが、各SNSやデータ放送などあるんですけども、まずは全体的に今どれぐらいの広報チャンネルを持っているのかの確認と、それぞれ実際どれぐらいの効果といいますか、どれぐらいの人に届いているというか、そういった成果が分かれば伺えますでしょうか。

それにあわせて、84ページで、先ほどの答弁の中に、ホームページは実際に職員が内容をつくっているということだったんですけども、その12節のホームページ作成委託料というのは何のホームページをつくった委託料なのか伺えますでしょうか。

あと、同じように11節広告料の69万8,500円となっている金額は、これは何に対する広告料なのか、内訳をお願いいたします。

そして、もう1点は、薄いほうの13ページ、毎度聞いているんですけども、ペーパーレス推進事業ですけども、1つはペーパーレス化、実際令和6年度はできたのか。それと、印刷経費の削減とありますので、実際どれぐらいの経費が削減できたのか伺えますでしょうか。

以上です。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

先に三村情報政策課長。

○情報政策課長 ペーパーレス推進事業の質疑についてお答え申し上げます。

ペーパーレスの推進ができたのかというところですけども、ペーパーレス会議システムを5年度に途中で入れまして、6年度が通年化というか、丸々1年間ペーパーレス会議システムを使って運用していったということになります。6年度の実績でいきますと、ペーパーレス会議システムを使った会議の開催回数が19回ございまして、延べ参加人数が247名、1回の会議当たり平均13名というところになります。こちらの用紙削減枚数が1万3,326枚となっております。このほか、ペーパーレス会議システムを使わないまでも、庁内の打合せ

ですとか小規模の会議等で各職員が利用している、今、我々も持ってきていますグループウェア端末、こちらを利用してPDF資料を閲覧しながら会議というところもございまして、そちらはなかなか集計が難しい部分ではあるんですけども、先ほどのペーパーレス会議を使ったものだけを見ても、かなりペーパーレスというのは進んでいるということで考えております。

経費を試算はしておらないですけども、用紙削減枚数で1万3,000枚削減できているというところで、ペーパーレス会議システム導入前に比べると、用紙の購入経費というのはこの分削減ができているというところで捉えております。

以上です。

○委員長 野辺広報広聴課長。

○広報広聴課長 答え申し上げます。

まず、SNSの関係でございますが、参考に、市公式SNSの令和6年度末時点での登録者数についてお答えさせていただきます。まず、市の公式LINEですが、令和6年度末、3万4,408人、それから市の公式Xは6,329人、フェイスブックは1,710人、ユーチューブが1,852人、昨年度から開設いたしましたインスタグラムにつきましては159人、合計で4万4,458人でございます。

それから、ホームページ作成委託料15万4,000円につきましては、こちらは移住定住サイトのデザイン改修に要した費用でございます。

それから、最後、広告料の内訳でございますが、テレ玉データ放送サービスに66万円、それから新聞紙上に、幾つかの新聞で、各自治体の事業の紹介を集めたページを作成している記事の紙面がございまして、そこに行田市の情報を載せさせていただく機会が3紙、4回ございまして、その合計が3万8,500円、先ほどのテレ玉データ放送サービスと合計して6万9,500円となっております。

以上でございます。

○委員長 新委員。

○4番 新委員 すみません、再質疑を。

ありがとうございます。詳細に分かったんですけども、実際まだまだSNSなど、ほぼ全部のチャンネルをやっていると思うので、運用などが大変になってくるかと思いますが、実際先ほどの広告料の部分で、テレ玉、テレビと新聞とおっしゃっていましたが、特にSNS広告とかそういったことをやっていく予定とか、実際に広告と申しますか、SNS

とかもうまく使って、若い者に認知されていくためにはある程度テレビ、新聞だけじゃないのも必要なのかとも感じるんですけども、その辺の感覚はあるのか伺えますでしょうか。

○委員長 野辺広報広聴課長。

○広報広聴課長 お答え申し上げます。

SNS上での広告につきましては、今後の課題として調査研究させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 それでは、大きく2つの事業について伺います。

まず最初に、成果報告書の4ページ、ふるさと納税促進事業ですね。

1点目ですけれども、6年度も新たな返礼品を増やしているようですけれども、どのようなものを増やしているのか、人気のあるもの数例で結構ですので、特徴的なものを教えてください。

2点目、返礼品の希望、人気の高い上位品目、6年度はどんなものがあったのかを伺います。

3点目ですけれども、これは議案質疑の中で部長からも答弁をいただいた気もするが、この事業の全体としての収支ですね。確認ですけれども、あのおときのご答弁では、クラウドファンディング型ですとか企業版は事業の性質が違うので除いて、ふるさと納税促進事業、これに限定した収支を答弁いただいたという認識ですが、そうでなければそうじゃないということで改めて伺いたいんですけれども、税込でのプラス・マイナスですとか、あのおとき部長は、交付税措置が後年になるのかということまで詳しくおっしゃっていただいたんですが、改めて全体的な収支について伺います。

大きく次の項目に移ります。

成果報告書ですと13ページ、住民情報システム標準化事業ですけれども、こういうのをやりましたということが書かれているんですが、私もあまりよく分からないですけれども、これで予定どおり進んでいるのか、あと今年度は何が業務として残っているのかというあたりですけれども、全国的にはこの事業、結構遅れている自治体も少なくない話として聞いていますものですから、行田市の進捗の状況について改めて伺いたいと思います。

もう一つ、最後ですけれども、この事業に関連しまして、12ページの蓮田市との住民情報

等の基幹システム共同利用事業、これを行っておりますけれども、国が推奨しているこの住民情報システムの標準化の事業が完了した場合には、蓮田市との共同利用の事業というのはどうなるのか。溶け込んで不要になってしまうのか、あるいは一部は独自のものとして継続して使用することになるのか、この点伺います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

川上企画政策課長。

○企画政策課長 ご答弁申し上げます。

ふるさと納税の関係ですけれども、まず1点目の返礼品の新規商品ということで、令和6年度は、主なもので申し上げますと、豆腐バー、豆腐のバーで、アサヒコ食品がやっている豆腐を改良した豆腐バーというものとか、あとはゴルフクラブをつくっている会社で、オーダーメイドゴルフクラブ、あとは南河原スリッパがまだ入っていなかったのもので、南河原スリッパあとは体験型といたしましては、忍城SAMURAI体験・NINJA体験、あの辺の体験型も加えております。

それと、2点目の返礼品の中で、令和6年度の人気返礼品ですけれども、トイレットペーパーのダブル、シングルが1位、2位、3番目に人気なのが日高屋冷凍餃子、4番目が十万石まんじゅう、5番目がわたぼくのコーヒーミルク・いちごミルクセットになります。上位5位はそのぐらいですね。

あと、全体収支の関係ですけれども、まず最初に、クラウドファンディング型ふるさと納税やその他ふるさと納税、決算書に出ているふるさと納税と入っている項目は3つあると思うんですが、まず決算書の歳入の60ページ、ふるさと納税寄附金というところのふるさとづくり基金寄附金、クラウドファンディング型ふるさと納税寄附金、その他寄附金について、ふるさと納税というくくりで収入に見ます。その下の企業版ふるさと納税は性質が別なので、これはふるさと納税の収支には入りません。その3つの合計が8,082万6,000円、それで関係経費として支出したのが4,017万1,000円、それと市民の方が市外へふるさと納税した市民税の寄附控除額が1億5,224万3,000円、これもまだ詰めていくと多少ずれがあるので、令和7年9月現在の暫定値ということで、それに伴って、部長も答弁いたしたとおり、控除額が決まってから来年の交付税として収入が来るものですから、交付税の補填額というのがまだ出ていませんという答弁を申し上げました。ただ、ぴったりではないですが、75%程度来ると想定しますと、今年も若干のプラスになる予定であります。

以上でございます。

○委員長 三村情報政策課長。

○情報政策課長 標準化事業の質疑につきまして、まず1点目の進捗状況、予定どおり進んでいるかというところですが、総務省の進捗状況の調査がございまして、手元の資料ですと、県内の一般市、政令市・中核市を除く市ですね、そうすると36市となりますが、こちらが全体の進捗状況というのが70.4%という形になっております。前提として、標準化の意向を40ステップに分けた場合で70.4%進捗しているよというところですが、これに対しまして、行田市の進捗率については77.6%となっておりまして、7.2ポイント上回っておりますので、県内の市と比較しても順調に進んでいると考えております。

それから、7年度、これからどのようなことが残っているか、どのようなことを行っていくのかというところですが、7年度におきましては、ガバメントクラウドという政府が用意したクラウドサービスのクラウド上での環境の構築ですとか、構築されたシステムへのデータの移行、それから運用テスト、操作研修などを行いまして、12月末までに準備を終えて、1月から新たにシステムに切替えというところで鋭意進めているところでございます。

それから、3点目の蓮田市との共同利用事業については標準化後どうなるのかというところですが、蓮田市との共同のクラウド環境で経費を抑えましょうというところが、標準化でガバメントクラウドでもっと大きな規模で共同利用していきましょうというところになりますので、蓮田市との共同利用事業については一定の役割を終えたものと考えております。ただ、一部、ガバメントクラウドに移行しないデータとか業務システムも残る可能性はありますので、そのあたりは今後精査をしながら、共同で運用していくのかどうかというところは検討してまいりたいと思っておりますし、標準化後も同じシステム事業者を使って住民情報を使った業務を運用していくというところはございますので、蓮田市とも情報交換等は続けていきたいと考えております。

以上です。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 いろいろありがとうございます。

1点だけ再質疑したいんですけども、ふるさと納税の事業ですけども、去年は一生懸命やりますというような、前向きなという言い方は私はしたくないんですけども、前のめりな答弁があったんですが、私は従来からこの事業についての問題点を指摘してきたとおりでして、改めてここで開陳はいたしません、市としてこの事業、国が制度としてやっている限り、やらないと損ばかりするという仕組みですから、単独でやりませんというのは勇気

があることですが、行田市としてはどのようなスタンスでこの事業に向かっているのか、この点を伺いたいと思います。

○委員長 川上企画政策課長。

○企画政策課長 ご答弁申し上げます。

ふるさと納税につきましては、今財政が厳しい中、行田市におきましても、努力すればするほど自主財源につながりますことから、今度も制度がある以上は頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、総合政策部所管部分につきまして審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時 29分 休憩

---

午前 11時 30分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第55号について

○委員長 次に、議案第55号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第3回）中、総合政策部所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

齊藤技監。

○技監 それでは、議案第55号 令和7年度行田市一般会計補正予算のうち、公共施設再編・まちづくり準備室の所管分についてご説明を申し上げます。

すみませんが、着席にて説明させていただきます。

初めに、歳出予算につきまして、議案書の34、35ページをお開き願います。

2款総務費全体の補正額は4,414万1,000円の追加で、このうち当室所管分といたしまして2,000万円を追加するものでございます。

1項総務管理費、5目財産管理費、12節委託料の説明欄一番上の公共施設再編事業費は、

中心市街地における公共施設再編を官民連携で進めていくに当たり、企業向けサウンディング調査及び市民向けワークショップ（最低2回分）を委託する費用について計上したものでございます。

なお、企業向けサウンディング調査は、持続可能な民間事業を把握するために実施するもので、市民向けワークショップは、市民にとって魅力的な中心市街地の姿を把握するため、最低2回分の開催を見込んでいるものでございます。

以上で歳出予算について説明を終わらせていただきます。

なお、歳入につきましては、一般財源において措置させていただくものでございます。

続きまして、繰越明許費についてご説明を申し上げますので、ページは戻りまして22ページをお開き願います。

第2表繰越明許費をご覧ください。

先ほどの説明で申し上げた2款総務費、1港総務管理費において、中心市街地公共施設再編事業2,000万円を設定するもので、本年4月に組織されて間もない当室においては、公共施設再編に係る検討を本格化していくに当たり、必要な工期を確保してしっかりと検討するために、年度をまたぐ繰越明許費を設定するものでございます。

以上で議案第55号 令和7年度行田市一般会計補正予算のうち、公共施設再編・まちづくり準備室所管分についての説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第55号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 ありがとうございます。

2点ほど伺いたいと思います。

まず、1点目ですけれども、行田市の中心地の公共施設の見直しのための主に2つの事業というご説明がありましたけれども、この中心地というのはどういう範囲なのか、ここで支援業務の対象とする公共施設というのは具体的に想定をお持ちだと思うんですけれども、どの施設を対象として行うのか、あるいは施設も含めて地域全体という考え方もあるかもしれませんけれども、公共施設は具体的にはどの施設のことということについてまず1点目。

2点目ですけれども、現在進めていますマネジメント計画の見直しですよね。この作業と

の関連ですけれども、先ほどこの事業は、年度途中からの事業で繰越しをすると。その一方で、マネジメント計画は今年度末で新しい見直した改定版の計画が完了する、こういう計画で進んでいると思うんですよ。そうしたときに、マネジメント計画ではここが決まりました、例えば合築をするとか、あそこのコミュニティセンターのところの児童施設と産文なりを合築しますとかというそういう話は以前もあって、そういうのが計画上では固まって、ところがそれに関連するこの委託の事業はさらに続いていくというのは、どういう関係性を持って、整合性を持って進められていくのか、質疑の意図はお分かりになりましたでしょうか。長々とすみません。

○委員長 安田参事。

○参事 答弁申し上げます。

まず1つ目、中心市街地という範囲につきましてですが、この市役所が建っている市役所本庁舎、それから産業文化会館、それからまた今教育委員会で進めております忍小学校、忍中学校、またバスターミナルから南側が水城公園になっておりますが、その水城公園に含まれているエリアを主なターゲットとして考えております。

それから2点目マネジメント計画との関連についてでございますが、まず予算として、マネジメント計画を増額するための委託とは違います。まず、マネジメント計画では、今年度、それぞれの施設をどうしていくかという方針、それから時期というのを明示する形で改定をしたいと思っております。その中で、ある程度従前から、例えば市役所などもいつかは更新というようなものを明示しておりますが、それらについて具体的にどうやって進めていくかというものを、今回の委託で市民の意向ですとか参画していただける企業さんの意向というものを把握していきたいと思っております。

マネジメント計画自体は、方針として今年度策定をして世の中にお示しをいたしますけれども、今後プロジェクトとして具体的に進めていく形になりますので、実施具体的に動かしていくというのが別途8年度以降も進んでいくと、そういうふうにお考えいただければと思っております。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 確認になりますけれども、そうしますと、計画としては今年度末に對外的にも公表できる形で完了させて、それを具体的にその示された方針、目標に向かって進めていくためのある意味では準備作業、段階的な作業として、この補正予算で計上したこの委託

事業をまずは出発点にやっていく、そういう整理でよろしいのでしょうか。

○委員長 安田参事。

○参事 おっしゃるとおりでございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

4番 新委員。

○4番 新委員 よろしく申し上げます。

さっきの村田委員の発言で整理できたのが、公共施設マネジメント、今までのものは除却のための計画というか、いつ壊すかを決めて、今回は再開発というか、つくっていくための計画だと思うんですけども、実際この2,000万円の中の内訳で、ワークショップ、サウンディング調査というようなワードが出てきたんですけども、具体的にどういったことをやって、それぞれどれくらいの予算がかかっていくのかということが分かれば伺えますでしょうか。

○委員長 安田参事。

○参事 ご質疑にお答えします。

まず、市民向けワークショップにつきましては、このエリアにおいて、先ほど申し上げましたが、忍小学校、中学校も含んでおりますので、空き施設が生じてくるということになります。ですので、公共施設だけではなくて民間事業とコラボするような形でこのエリアを活性化させたいと考えております。その際に、市民にとってこのエリアがどういった形が望ましいというものになるのかを把握したいと思っております。ですので、やり方につきましては、今後、公募型プロポーザルになりますので、事業者からの提案という形になりますが、市民の方に各層、各世代からご参画いただいて、このエリアについて、こういう地域だとふだん使うとか、そういった望ましいエリアというものを明らかにしていきたいと思っております。

また、企業向けサウンディング調査につきましては、先ほど申し上げたとおり、このエリアで民間事業者に事業をしていただきたいと思っております。そのためには、どういった事業が持続可能性があって、どういう業種が集まるとこのエリアがさらに価値が高まるのかといったところを明らかにしたいと思っております。こちらにつきましても、具体的なやり方につきましてはプロポーザルの提案というような形にしておりますが、一般的には例えばディベロッパーなどに聞いて、こういった事業なら可能性があるよといったものを明らかにしていくと、そういったことを見込んでおります。

予算額につきましては、一体で見えておまして、ワークショップ、それからサウンディング調査を合わせて大体150時間分というんですかね、そういった形で見ております。また、例えば市民ワークショップですとファシリテーターの経費ですとか、あるいは消耗品などもかかってまいりますので、その他の経費を上乗せして2,000万円と、そういった形で設定をしております。

以上でございます。

○委員長 他に質疑等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑の申出はありませんので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時 42分 休憩

---

午前 11時 44分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○委員長 これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用の上、お願いいたします。

また、説明及び答弁につきましては簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

次に、総務部所管の議案について審査を行います。

まず、浅見総務部長にご挨拶をお願いいたします。

○総務部長 皆様、こんにちは。

委員の皆様には、日頃から総務部の事務事業の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日ご審議いただきます案件は、議案第55号、議案第58号、議案第59号及び議案第66号並びに議案第67号のうち総務部及び選挙管理委員会所管部分でございます。なお、説明につきましては担当課長から申し上げさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます、簡単ですが挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長 ありがとうございました。

△議案第58号について

○委員長 それでは、議案第58号 行田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部の説明を求めます。

柴崎人事課長。

○人事課長 それでは、議案第58号 行田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げますので、議案書の68ページをお願いいたします。

本案は、人事院規則が改正され、国家公務員について、妊娠・出産等の申出をした職員等に対し、仕事と育児の両立支援制度の意向確認等を行うことが義務づけられたことから、本市においても所要の改正を行うものでございます。

改正内容をご説明申し上げますので、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

第15条は、引用条項の整理を行うものです。

第17条の2ですが、第1項は、妊娠・出産等の申出をした職員に対し、仕事と育児の両立支援制度等について制度の周知や意向確認を行うことについて規定するもので、次のページの第2項になりますが、第2項につきましては、3歳未満の子を養育する職員に対し、先ほどご説明させていただいた第1項と同様の措置を講ずることについて規定するものでございます。

次の第3項は、意向確認を行った場合、当該意向への配慮義務について規定するものでございます。

第17条の3及び第17条の4は、第17条の2の新設に伴う条の繰下げ及び用語の整理を行うものでございます。

戻りまして、議案書の70ページをお願いいたします。

附則でございますが、第1項は施行期日について定めるもので、令和7年10月1日からとするものですが、第2項の規定は公布の日から施行するものです。

第2項は経過措置を定めるもので、施行日前においても、3歳未満の子を養育する職員に対し、仕事と育児の両立支援制度の意向確認等を行うことができることなどについて定めるものでございます。

以上で議案第58号についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

△議案第58号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 では、お尋ねします。

17条の2で、申出をした職員に対する意向確認等の措置の規定がされているわけですが、具体的には誰がどういうふうにこの意向確認等というのをを行うのかということですね。人事課なのか、所属長なのか、あるいはその命を受けた担当職員という形なのか、どのようなやり方でそれをやるのかですね。

もう1点は、ここに新しく出てくる言葉と思うんですが、出生時両立支援制度等、あるいは育児期両立支援制度等、これは具体的にはどういうものをいうのか、主なもので結構ですが、こういうものということがつかめるようなご説明をお願いしたいと思います。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

柴崎人事課長。

○人事課長 それでは、お答え申し上げます。

まず、意向確認についてですが、意向確認については人事課で行う予定でございます。

続きまして、出生時両立支援制度、あと育児期両立支援制度の具体的なものというところですが、まず出生時両立支援制度につきましては、部分休業のほか、育児のための早出・遅出勤務、子の看護等休暇、配偶者出産休暇、育児参加休暇、こういったものが挙げられるところでございます。

続きまして、育児期両立支援制度でございますが、育児期両立支援制度は、出生時両立支援制度のうち出産に関する制度を除いたものでございまして、具体的には部分休業ですとか、育児のための早出・遅出勤務、子の看護等休暇、育児参加休暇、こういったものが挙げられるところでございます。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 ありがとうございます。

詳しい制度のメニューは、また別途改めて資料等で頂ければありがたいと思うんですが、最初の意向確認等の具体的な措置ですが、答弁いただいたように、人事課でやるのが

間違いないと思います。いろいろある中で、意向を素直に申し立てられない職員もいるかもしれませんし、人事課がいいと思うんですが、それは面談の形ですか、それとも何か書面も伴うものでしょうか、その点の確認です。

○委員長 柴崎人事課長。

○人事課長 お答え申し上げます。

まずは意向確認についてですけれども、現在も面談等を行っておるところですが、これまでと同様に、面談による意向確認を予定しております。ただ、場合によっては書面の交付ですとか、電子メニュー、そういった対応も可能となっておりますので、状況に応じて対応を考えてまいります。基本的には面談というところを予定しているところでございます。

以上でございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

---

#### △議案第58号の討論、採決

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第58号 行田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第58号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

#### △議案第59号について

○委員長 それでは、議案第59号 行田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部の説明を求めます。

柴崎人事課長。

○人事課長 それでは、議案第59号 行田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する

条例についてご説明申し上げますので、議案書の71ページをお願いいたします。

本案は、地方公務員法の育児休業等に関する法律の改正により、育児部分休業の新たな取得パターンが追加されたことから、本市においても同様の措置を講じるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容をご説明申し上げますので、新旧対照表の3ページをお願いいたします。

第1条及び第21条は、法律の引用条項及び用語について整理を行うものでございます。

続いて、第22条ですが、第1項は部分休業の新たな取得パターンが追加されたことに伴い、現行の1日に2時間の範囲内で取得できる部分休業を第1号部分休業とするもので、あわせて、これまで1日の勤務時間の始まりまたは終わりとしていた部分休業が取得できる時間帯の条件を削除するものでございます。

次に、第2項及び第3項ですけれども、第1号部分休業が規定されたことに伴う用語の整理を行うものでございます。

第22条の2でございしますが、第22条の2は、今回追加された1年度当たり10日の範囲内で取得できる部分休業を第2号部分休業とし、その取得の承認について、原則1時間単位とすることなどについて定めるものでございます。

第22条の3は、部分休業の請求を年度単位とするものでございます。

第22条の4は、1年度当たり取得できる第2号部分休業の時間数について、常勤職員は10日分の勤務時間に相当する77時間30分と、非常勤職員は各非常勤職員の勤務時間の10日分に相当する時間とするものでございます。

第22条の5は、職員が部分休業の取得パターンを変更することができる特別の事情について、配偶者の入院などの理由により未就学児の養育に著しい支障が生じると認められる場合と規定するものでございます。

第23条は、部分休業が給与の減額の対象になることを明確化するため、法律の引用条項を規定するものでございます。

第24条は、部分休業の取得パターンの追加に伴い、部分休業の承認の取消し事由を整理して規定するものでございます。

戻りまして、議案書の73ページをお願いいたします。

附則でございしますが、第1項は、施行期日を令和7年10月1日からと定めるもので、第2項は、経過措置として、施行日から令和8年3月31日までの間に請求できる第2号部分休業の上限について読替規定を定めるものでございます。

以上で議案第59号についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

△議案第59号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

村田委員。

○5番 村田委員 ありがとうございます。今回の条例改正の発端といいますか理由として、地方公務員法の法律改正があったということで、今回の条例改正はそれにのっかって、それに準じてといったらいいのか、改正するもので、不足分というのが、あるいはこの法律改正に関わって今後改正するものがまだ残っているのかどうか、これで一旦完了するのか、その点だけお伺いしたいと思います。

○委員長 柴崎人事課長。

○人事課長 お答え申し上げます。

まず、今回の条例改正で、全体にあるのが地方公務員法の改正というところで、何か規定していない部分、不足している部分があるかということですが、このたびの条例改正に当たって示しているものにつきましては、特に不足等はございませんで、国から示されている条例例などにも載っております、適切に対応したところでございます。

今後の予定につきましては、今回の部分休業の改正に関しては、現時点では予定はされていないところでございます。今後、また新たに法律の改正ですとかそういったものがあれば、当然改正されるという可能性もございますが、現時点では特にそういったものの予定はないという形で考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

---

△議案第59号の討論、採決

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第59号 行田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第59号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午後 0時 03分 休憩

---

午後 0時 04分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第66号について

○委員長 次に、議案第66号 行田市議会議員及び市長選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部の説明を求めます。

白井選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長 それでは、議案第66号 行田市議会議員及び市長選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。議案書の89ページをお願いいたします。

本案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和7年6月4日に公布、施行され、国政選挙における選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことから、本市においても国と同様の改正を行おうとするものでございます。

なお、この公営制度における基準の見直しは、3年に一度の参議院議員通常選挙が執行される年に、そのときの社会情勢や経済状況の変化などを踏まえ行われるもので、最近における物価の変動等を鑑み、改正されたものでございます。

それでは、主な改正内容について説明申し上げますので、新旧対照表の17ページをお願いいたします。

第9条及び第10条は、選挙運動用ビラの作成単価を7円73銭から8円38銭に改めるもので

ございます。

次の第13条は、選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額の算定基礎となります。ポスターの印刷費の単価を541円31銭から586円88銭に改めるものでございます。

議案書に戻りまして、90ページをお願いいたします。

附則でございますが、施行期日及び経過措置を定めるものでございます。

以上で議案第66号 行田市議会議員及び市長選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第66号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

---

#### △議案第66号の討論、採決

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第66号 行田市議会議員及び市長選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午後 0時 08分 休憩

---

午後 1時 08分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第67号について

○委員長 これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからマイクを使用の上、お願いいたします。また、説明及び答弁につきましては、簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは、議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、総務部所管部分についてを議題とし、順次執行部の説明を求めます。

まず、白井総務課長兼選挙管理委員会書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長 総務課兼選挙管理委員会、白井でございます。よろしく  
お願いいたします。

恐縮ですが、着座にて説明させていただきます。

議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定のうち、総務課及び選挙管理委員会所管部分につきまして、それぞれ歳出歳入の順に説明申し上げます。

初めに、総務課所管の決算につきまして説明申し上げますので、行田市一般会計歳入歳出決算事項別明細書の80ページをお願いいたします。

2款総務費、1項1目一般管理費、備考欄の上から2つ目の総務課関係経費は649万3,463円で、前年度と比較しまして19万6,794円の増となっております。増額となった主な要因は、訴訟等に係る弁護士委託料が増加したものによるものでございます。

そのほか歳出の主なものを申し上げますと、10節消耗品費は、官報及び加除式書籍の追録のほか、月刊誌等の購入経費でございます。

12節弁護士委託料は、本市の顧問弁護士に対する顧問弁護士委託料及び訴訟等に係る弁護士委託料でございます。

13節、2行目の例規管理システム利用料は、例規の制定改廃事務や法令、判例の検索等を行うことができるシステムの利用料でございます。

少し飛びまして、86ページをお願いいたします。

2款1項2目文書広報費のうち、備考欄の2つ目の◎文書管理費は2,937万1,007円で、前年度と比較いたしまして663万9,025円の増でございます。増額となった主な要因は、令和6年1月に更新いたしました文書管理システムにおいて、人件費及び機器等の高騰によりシステム借上料及びその保守点検委託料が前のシステムと比較いたしまして高額となったこと、また、そのシステム更新の際にリース期間満了後無償譲渡となりました前のシステムを4カ

月間運用したことで、その期間借上料の支出がなかったこと等によるものでございます。

そのほか主なものを申し上げますと、10節消耗品費は、庁内及び地方庁舎に設置しているコピー機や再生紙、色紙等の用紙類のほか、各種印刷機のインク、トナーなどを購入したものでございます。

11節郵便料は、総務課及び担当課で予算措置がされていない郵便料のほか、庁内で使用する切手などを一括して購入した経費でございます。

12節文書使送業務委託料は、出先機関等のほか、市内各小・中学校等へ文書を使送する業務の委託料でございます。

13節の2行目、OA機器借上料は、本庁舎地下印刷室に設置しているカラー印刷機などの借上料でございます。

少し飛びまして、109ページをお願いいたします。

2款1項17目諸費、右ページ備考欄の◎栄典費は167万2,814円で、前年度と比較しまして92万8,410円の増でございます。増額となった主な要因は、市制施行75周年の節目の年として表彰しております特別表彰に加え行田市栄誉賞の創設などにより、記念品費等が増額になったこと、コロナ禍により中止としておりましたオープニングセレモニーを再開したことなどによるものでございます。

そのほか主なものを申し上げますと、1節委員報酬及び8節費用弁償は、功績表彰審査委員会の委員6名への報酬及び費用弁償でございます。

7節の報償金は、オープニングセレモニーで演奏いただいた団体への謝礼、次の記念品費は、記念式典における各表彰受賞者への記念品として銀杯、記念の盾、賞状額などを購入したものでございます。

112ページをお願いいたします。

11節の4行目、手数料は、教育文化センターホール技術員増員分の派遣料でございます。

続きまして、次の◎自衛官募集事務費4万5,000円は、埼玉県防衛協会の負担金で、前年度と同額でございます。

次に、歳入について説明申し上げますので、戻りまして、45ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、1項1目総務費国庫負担金の1節総務管理費負担金、右ページ備考欄、自衛官募集事務費負担金5万9,000円は、法定受託事務でございます自衛官募集のための事務費に対する国からの負担金でございます。

以上が総務課所管の決算でございます。

続きまして、選挙管理委員会所管の決算について説明申し上げますので、119ページをお願いいたします。

2款4項1目選挙管理委員会費、右ページ備考欄の◎選挙管理委員会費は1,149万8,416円で、前年度と比較しまして84万2,201円の増でございます。増額となった主な要因は、12節情報システム標準化移行業務委託料において、地方公共団体システムの標準化に関する法律に基づき実施いたしました選挙管理システムの標準化対応によるものでございます。

そのほか主なものを申し上げますと、1節委員報酬及び8節費用弁償は、選挙管理委員会委員4名への報酬及び費用弁償でございます。

2節一般職給から4節一般職共済組合負担金までは、事務局職員1名分の人件費でございます。

11節保管料は、選挙で使用する計数機等の機器の保管料でございます。

122ページをお願いいたします。

14節看板撤去工事請負費は、天満にございますグループホームそよ風の前に設置されておりました選挙啓発看板の鉄柱が老朽化したことにより腐敗したことから、その看板の撤去に要した工事の請負費でございます。

次に、左のページ、2款4項2目選挙啓発費、右ページ備考欄の◎選挙常時啓発費は11万6,100円で、前年度とほぼ同額の支出でございます。

7節の2行目、記念品費は、選挙啓発ポスターコンクールの入賞者への図書カード、全応募者への文具セットを購入した経費でございます。

10節消耗品費は、選挙啓発用パンフレットの購入経費でございます。

次に、左のページ、2款4項3目衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行費、右ページ備考欄の◎衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行費4,463万3,153円は、令和6年10月27日に執行された衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要した経費でございます。

主なものを申し上げますと、1節の各報酬及び8節の費用弁償は、投票日当日、28箇所の投票所及び期日前投票所の投票管理者及び投票立会人のほか、開票管理者及び開票立会人、選挙期間中の事務補助として雇用した会計年度任用職員への報酬及び費用弁償でございます。

10節の2番目、印刷製本費は、投票所入場券などの作成に要した経費でございます。

11節の5番目、運搬料は、各投票所への選挙器材等の搬入搬出などに要した経費、次の手数料は、選挙公報の新聞折り込み及び期日前投票所の案内業務従事者の派遣に要した経費で

ございます。

12節掲示板設置撤去委託料は、市内197箇所のポスター掲示場の設置、保守、撤去に要した委託料、124ページになりまして、期日前投票所設置撤去委託料は、期日前投票所の設置及び撤去の委託料で、今年度執行いたしました参議院議員通常選挙と案分した金額となっております。次の選挙事務従事者派遣委託料は、期日前投票所を含め各投票所の事務従事者の派遣に要した委託料、看板等作成委託料は、ポスター掲示場の掲示板の作成に要した経費、1つ飛びましてOAシステム改修委託料は、第18投票区の投票所で行いました下中条農村センターの解体による投票区の見直しに伴いまして選挙システムの改修を行いました、これについての経費でございます。

13節の2行目、OA機器借上料は、投票所で使用する投票管理システム及び期日前投票システムの借上料でございます。

17節事業用器具費は、投票用紙計数機4台の購入費でございます。

次に、歳入について説明申し上げますので、戻りまして、55ページをお願いいたします。

15款県支出金、3項1目総務費委託金の4節選挙費委託金、右ページ備考欄の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費委託金は、選挙執行に係る委託金でございます。

以上で、総務課及び選挙管理委員会が所管します令和6年度一般会計歳入歳出決算認定の説明を終わらせていただきます。

○委員長 次に、柴崎人事課長。

○人事課長 人事課の柴崎でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

説明につきましては、着座にて失礼させていただきます。

それでは、人事課所管部分について歳出からご説明申し上げますので、歳入歳出決算事項別明細書の75ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費のうち、右ページ備考欄1つ目の◎総務一般管理費は、給与、共済組合負担金などの人件費でございます。

主なものを申し上げますと、1節の2行目、会計年度任用職員報酬は、閉庁日における日直業務、庁内案内業務のほか、障害者雇用などにおいて任用している17名分の会計年度任用職員の報酬でございます。

2節の給料ですが、1行目の特別職給は市長、副市長、その下の一般職給は主に総合政策部、総務部の職員、その下の再任用職給は再任用職員それぞれに係る給料でございます。

3節の1行目、会計年度任用職期末勤勉手当から3行下の再任用職期末勤勉手当までは、

その職ごとの期末手当、勤勉手当でありまして、次の特別職その他の手当から2行下の再任用職その他の手当までは、その職ごとの扶養、地域、住居、通勤などの各種手当でございます。

4節の1行目、会計年度任用職共済組合負担金から、78ページの備考欄の上から4行目の再任用職社会保険料までは、その職ごとの市が負担する社会保険料等でございます。

8節の費用弁償は、主に会計年度任用職員に係る通勤費用でございます。

次に、備考欄2つ目の◎人事課関係経費でございます。

主なものを申し上げますと、3節時間外勤務手当は、主に人事課職員6名及び国等への派遣職員3名に係る支給額でございます。

8節普通旅費は、国等への派遣職員の出張旅費を支給したものでございます。

11節の2行目、広告料は、保育士の会計年度任用職員等の募集に当たり民間の求人サイトに求人広告を掲載した際の費用でございます。

12節の1行目、採用試験委託料は、職員採用に係る教養、専門、論文及び適性検査の問題作成及び採点のための委託料でございます。次の昇任選考試験委託料は、職員の課長級への昇任選考に使用する試験問題の作成及び採点に係る委託料でございます。次のOA機器保守点検委託料は、人事給与システムの専用サーバー及びパソコン等のハードウェア機器の保守点検に係る委託料でございます。次のOAシステム構築委託料は、勤怠管理システムのサーバーが耐用年数を迎えたことに伴う新たなクラウド型サーバーの構築に係る委託料でございます。次のOAシステム保守点検委託料は、勤怠管理システムのサーバーの保守点検に係るもののほか、新たなクラウド型サーバーの利用開始までの間のセキュリティソフトの利用延長、打刻機の保守延長に係る費用でございます。

13節1行目のOAシステム利用料は、主に職員採用試験の一次試験として実施している動画投稿面接のシステム利用に係る費用で、次の人事給与システム借上料は、職員の人事情報、給与計算等の処理を一元的に管理するためのシステムの借上料、18節職員厚生会交付金は、職員の福利厚生事業を行うため交付しているものでございます。

82ページをお願いいたします。

次に、備考欄上から2つ目の◎職員保健衛生管理費でございます。

主なものを申し上げますと、1節産業医報酬及び8節費用弁償は、職員の健康相談に係る精神科及び内科の産業医への支出でございます。

12節健康診断委託料は、職員の健康診断及びストレスチェックに係る委託料でございます。

次の◎職員研修費ですが、主なものを申し上げますと、8節研修旅費及び18節の2行目、研修負担金は、職員の人材育成及び能力向上を図るため、彩の国さいたま人づくり広域連合や自治大学校、市町村アカデミーなどにおいて実施する研修会場までの往復旅費及び研修参加のための負担金でございます。

次に、12節研修委託料は、庁舎内で実施した職員研修の委託料でございます。

18節の1行目、研修助成金は、主に市政等について研究する職員の自主研究研修グループ2グループに対して交付した助成金でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして、67ページをお願いいたします。

12節雇用保険料被保険者負担金は、会計年度任用職員の雇用保険料自己負担分でございます。

13節返還金の右ページ備考欄下から2つ目になります。職員手当返還金は、扶養手当の喪失の届出漏れに伴う過払いの扶養手当が遡及して返還されたものでございます。

69ページをお願いいたします。

15節雑入の右ページ備考欄上から4行目、全国市長会共済等事務費は、共済事務手数料で加入者数に応じて算定されたもの、次の全国都市職員災害共済会事務費は、職員が加入している火災・自動車共済に係る事務手数料で加入件数に応じて算定されたものでございます。

5行下になりますが、5行下の退職手当企業会計負担分は、水道事業会計の所管部署に在籍していた職員の退職手当のうち、その在籍期間に応じた水道事業会計の負担分、次の都市整備部長給与等企業会計負担金は、都市整備部長の人件費のうち、水道事業会計と公共下水道事業会計の負担分でございます。

次の行田羽生資源環境組合派遣職員給与等負担金は、組合との併任職員に支給した給与費相当額のうち、当該組合からの報告に基づき、業務割合に応じて案分した額が負担金として本市に納入されたものでございます。

以上で、人事課所管の歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長 次に、瀬尾税務課長。

○税務課長 税務課長の瀬尾です。よろしくお願い申し上げます。

着座にて失礼いたします。

それでは、税務課所管部分につきまして歳出からご説明いたしますので、歳入歳出決算事項別明細書の113ページをお願いいたします。

2項1目税務総務費の右ページ備考欄、◎税務一般管理費2億1,123万6,232円は、税務課職員及び収納課職員32名並びに税務課の会計年度任用職員3名に係る人件費でございます。

次の◎税務課関係経費は、税務課職員の時間外勤務手当でございます。

次に、2目賦課徴収費の右ページ備考欄、◎賦課費8,935万6,174円は、税務課の賦課業務における郵便料、電算委託料、OAシステム改修委託料などでございます。

主なものを申し上げますと、10節消耗品費は、書籍の加除追録代やプリンターのトナー代などでございます。

11節郵便料は、納税通知書などの郵便代でございます。

3行下の鑑定料は、固定資産税における令和6年7月1日時点の標準宅地279地点の時点修正に係る鑑定料でございます。

次のページをお願いいたします。

12節の2行目、課税基本資料作成委託料は、固定資産税の課税事務に関し現況に即した適正な課税を行うための基礎資料の作成や税務地図情報システムデータを更新する業務の委託料で、その下のOAシステム改修委託料は、定額減税、森林環境税、二輪関係手続の電子化などに対応するための基幹系システム改修委託料でございます。2行下の電算委託料は、課税業務に係る電算処理の委託料でございます。その下の、事務従事者派遣委託料は、令和7年1月から3月までに給与支払報告書などの整理などに関する業務を実施した委託料でございます。

13節OAシステム利用料は、地方税の電子申告に関する全国統一システム、いわゆるeLTAxに係る利用料で、次の家屋評価システム借上料は、固定資産税の家屋評価の積算のためのシステム借上料でございます。

18節の4行目、地方税共同機構負担金は、eLTAxシステムの運用に関する全国的な機構の負担金でございます。

22節還付金は、特別徴収された配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除について、他の所得及び所得控除を含めて申告があった場合、計算の結果、還付となった還付金でございます。

以上が歳出についての説明となります。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして、37ページをお願いいたします。

1款市税でございます。調定額は105億3,528万1,610円、収入済額103億4,622万8,858円でございます。不納欠損額として8,749万8,846円を処分した結果、収入未済額は1億155万

3,906円となっております。

次に、1項から6項までの税目ごとの状況につきましてご説明申し上げます。

初めに、1項1目個人市民税でございますが、現年課税分の調定額は39億1,142万6,482円、収入済額は38億7,932万7,109円でございます。滞納繰越分につきましては、調定額が8,946万5,937円、収入済額が2,925万6,112円でございます。

次に、2目法人市民税でございますが、現年課税分の調定額は5億8,483万5,700円、収入済額は5億8,418万4,501円でございます。滞納繰越分につきましては、調定額255万4,150円、収入済額は79万8,700円でございます。

次に、2項1目固定資産税でございますが、現年課税分の調定額は43億5,728万4,000円、収入済額は43億3,361万6,024円でございます。滞納繰越分につきましては、調定額6,648万6,565円、収入済額は1,771万6,002円でございます。

次に、国有資産等所在市交付金につきましては、調定額3,408万4,300円で、全額収入済みとなっております。

次に、3項軽自動車税でございますが、1目の環境性能割につきましては、調定額1,647万4,100円で、全額収入済みとなっております。

次に、2目種別割でございますが、現年課税分の調定額は2億6,692万2,900円、収入済額は2億6,424万5,830円でございます。滞納繰越分につきましては、調定額968万8,929円、収入済額は258万3,021円でございます。

次に、4項1目市たばこ税でございますが、現年課税分の調定額は5億7,175万5,652円で、全額収入済みとなっております。

次に、5項1目都市計画税でございますが、現年課税分の調定額は6億1,037万7,000円、収入済額は6億658万8,878円でございます。

次のページをお願いいたします。

滞納繰越分につきましては、調定額1,071万7,995円、収入済額は239万729円でございます。

次に、6項1目入湯税でございますが、調定額320万7,900円で、全額収入済みとなっております。

少し飛びまして、45ページをお願いいたします。

13款2項1目総務手数料でございます。1節徴税手数料の右ページ備考欄、税務証明手数料は、所得課税証明、評価証明、納税証明書など、課税に関する各種証明書発行の事務手数料でございます。

55ページをお願いいたします。

15款3項1目総務費委託金でございます。2節徴税费委託金の右ページ備考欄、個人県民税徴収委託金は、個人県民税の賦課及び徴収委託に基づき県から交付された委託金でございます。

69ページをお願いいたします。

20款4項1目雑入でございます。15節雑入の右ページ備考欄の上から8行目、不動産取得通知データ作成費は、埼玉県が不動産取得税を課税する際、市町村が所有する固定資産税のデータを使用するため、データの作成経費を県から受領したものでございます。

以上で、税務課所管の歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長 次に、蓮見収納課長。

○収納課長 収納課の蓮見でございます。よろしくをお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

それでは、収納課が所管いたします令和6年度一般会計歳入歳出決算についてご説明させていただきます。

初めに、主要施策の成果報告からご説明申し上げますので、成果報告書の15ページをお願いいたします。

15ページ、中段、市税等電話催告業務委託事業でございます。これは、行田市納税コールセンターの運営を民間に委託し、市税等の主に現年課税分の未納者に対して電話による納付勧奨を行い、累積滞納を未然に防止するとともに納付履行による収納率向上を目的に実施したものでございます。

主要施策の成果報告書については、以上でございます。

それでは、続いて、歳出から説明いたしますので、歳入歳出決算事項別明細書の116ページをお願いいたします。

2項2目賦課徴收費の右ページ備考欄、◎徴收費9,314万6,983円でございます。

主なものを申し上げますと、1節会計年度任用職員報酬は、徴収業務に従事する職員1名分の給与でございます。

11節郵便料は、督促状や催告書の郵送費用でございます。2行下の手数料は、市税の口座振替における金融機関へ支払う手数料でございます。

12節市税等コンビニエンスストア収納業務委託料は、コンビニ収納代行業務に関する基本

委託料及び委託手数料でございます。その下の市税電話催告業務委託料は、行田市納税コールセンターの業務委託料でございます。次の口座振替データ処理業務委託料は、市税等の口座振替において金融機関と市の間でデータの受渡しを安全かつ円滑に行うための費用でございます。次のOAシステム改修委託料は、eLTAシステムを利用した地方税共通納税システムの対象税目に、令和6年度より市県民税普通徴収及び国民健康保険税が追加されたことに伴い、当該納付書をQRコード対応とするための費用でございます。さらに、令和7年度から口座振替金融機関に三井住友銀行を追加するためのシステムの改修費でございます。次の電算委託料は、徴収業務に係る電算処理及び督促状や催告書作成の委託料でございます。

13節OAシステム利用料は、地方税共通納税システムのサービス利用料及び預貯金等照会電子サービスの利用料でございます。

次ページをお願いいたします。

22節過誤納金還付金は、法人市民税の確定申告及び所得税確定申告による市県民税の変更や固定資産税の更正等に係る還付金でございます。

以上が歳出についての説明となります。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして、62ページをお願いいたします。

一番下の20款1項1目1節延滞金は、調定額563万5円に対し、全額収納済みとなっております。

以上で、収納課所管の歳入歳出決算の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長 次に、木村人権・男女共同参画推進課長。

○人権・男女共同参画推進課長 人権・男女共同参画推進課の木村です。よろしく申し上げます。

説明につきましては、着座にて失礼させていただきます。

令和6年度から人権推進課と男女共同参画推進センターが統合され人権・男女共同参画推進課となったところでございますが、私からは、令和6年度における人権推進担当所管部分につきましてご説明させていただきます。

初めに、主要施策の成果報告からご説明いたしますので、成果報告書の10ページをお願いいたします。

1番目の人権教育・啓発事業でございます。これは、市民の皆様にも人権課題に対し理解を深めていただけるよう、人権・同和問題地区別研修会等を実施したもので、決算額は28万

9,400円でございます。

主要施策の成果報告については、以上でございます。

続きまして、歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳出から説明いたしますので、歳入歳出決算書の99ページをお願いいたします。

中ほどにございますが、2款1項12目人権推進費でございます。右ページ備考欄の◎人権推進費4,880万2,488円は、前年度と比べ471万1,890円の増額となっております。増額となった主な理由といたしましては、地域交流センターホールの空調設備更新工事に要した費用と会計年度任用職員の報酬額改定等によるものでございます。

そのほか主なものを申し上げますと、1節の会計年度任用職員報酬から4節の一番下の労働保険料までは、一般職3名と地域交流センター及び南河原隣保館に勤務する会計年度任用職員2名分の人件費でございます。

7節謝金50万8,000円は、人権・同和問題地区別研修会や地域交流センター及び南河原隣保館で実施した各種講座等の講師謝金でございます。

10節の2行目、印刷製本費27万9,705円は、人権啓発用リーフレットなどの作成経費でございます。

102ページをお願いいたします。

12節講演委託料10万8,000円は、県の再委託事業である地域人権啓発活動活性化事業と位置づけして実施した人権教育合同学習講演会の経費でございます。その下の遊具点検作業委託料以下の各種委託料は、主に地域交流センターの維持管理費に係る経費でございます。

18節の4行目、部落解放運動団体補助金208万4,000円は、同和問題の解決を目指す運動団体2団体に交付したものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして、51ページをお願いいたします。

15款2項1目総務費県補助金の1節総務管理費補助金ですが、右ページ備考欄の1行目、隣保館運営事業等補助金739万8,000円は、地域交流センター及び南河原隣保館の2館の運営費に対する県補助金でございます。

55ページをお願いいたします。

3項1目総務費委託金の1節総務管理費委託金の備考欄の2行目、地域人権啓発推進事業委託金18万8,000円は、国からの再委託事業として実施した人権講演会の人件費として県から受け入れたものでございます。

63ページをお願いいたします。

20款諸収入、3項2目1節同和対策住宅資金貸付金元利収入の右ページ備考欄、貸付金元利収入594万9,135円は、住宅資金貸付けに係る元利収入でございます。

続きまして、財産に関する調書についてご説明いたしますので、330ページをお願いいたします。

下段の3債権でございます。表の右から2列目、決算年度中増減高の2段書きの数字の上は増額、下は減額を表すものでございます。表の2つ目の項目、同和対策住宅建設資金貸付金につきましては、決算年度令和6年度中における新たな貸付けはなく、594万9,135円の減額は、31名からの償還によるものでございます。

令和6年度の人権推進担当所管部分の説明は以上でございます。

なお、男女共同参画推進担当に関する部分につきましては、中村参事兼男女共同参画推進センター所長からご説明いたします。よろしくをお願いいたします。

○委員長 次に、中村男女共同参画推進センター所長。

○男女共同参画推進センター所長事務取扱 それでは、男女共同参画推進センター所管部分についてご説明を申し上げます。

着座にてご説明申し上げます。

初めに、主要施策の成果報告から申し上げますので、主要施策の成果報告書及び決算附表の14ページをお願いいたします。

上段でございます。男女共同参画推進事業は、誰もが生き生きと暮らせる男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画推進審議会やセミナーなどの開催、夫婦間の悩みやDVなどに対する相談事業を実施したものでございます。

続きまして、歳出について申し上げますので、決算事項別明細書の107ページをお願いいたします。

2款1項16目男女共同参画推進費、右ページ備考欄、◎男女共同参画推進センター管理運営費について主なものを申し上げます。

1節会計年度任用職員報酬から8節費用弁償までは、会計年度任用職員1名分に係る人件費、11節、2行目、通信料は、来館者が利用するインターネットの利用料など、12節の1行目、調査測量設計委託料は、管内照明のLED化に係る設計委託料、その下、施設管理委託料から、110ページをお願いいたします、上から9行目、エレベーター保守点検委託料までは、施設や設備の維持管理上必要な点検等に要する経費でございます。

次に、◎男女共同参画推進事業費について申し上げます。

1 節の委員報酬及び8 節の費用弁償は、男女共同参画推進審議会の委員報酬及び費用弁償、7 節報償金は、各種講座開催に関する報償金、その下、委員謝金は、女性活躍ネットワーク会議の委員謝金、その下の謝金は、講座開催時の講師謝金及びDV等の相談事業に係る相談員3名分の謝金でございます。

12 節研修委託料は、女性活躍推進セミナー開催に係る委託料、14 節設備改修工事請負費は、館に防犯カメラを設置したもの、19 節DV被害者等支援金は、DV被害者で緊急一時避難が必要な方のうち、生活に困窮している方に対し宿泊費などを支援したものでございます。

続きまして、歳入について申し上げますので、戻りまして、43 ページをお願いいたします。

13 款 1 項 1 目 1 節総務使用料、右ページ備考欄 3 行目、男女共同参画推進センター使用料は、学習室等の使用料収入でございます。

57 ページをお願いします。

16 款 1 項 1 目財産貸付収入、1 節土地建物貸付収入、右ページ備考欄の上から15 行目、建物貸付収入（男女共同参画推進センター）は、屋上部分に設置した太陽光発電に係る屋根貸しの貸付収入などでございます。

63 ページをお願いします。

20 款 4 項 1 目雑入、3 節負担金収入、右ページ備考欄、上から 2 行目、男女共同参画講座自己負担金は、講座参加者からの参加費でございます。

66 ページをお願いします。

7 節施設貸付収入、備考欄の上から 8 行目、男女共同参画推進センター電気料は、自販機の電気料収入でございます。

70 ページをお願いいたします。

15 節雑入、備考欄下から 3 行目の事務手数料のうち 3 万 8,350 円が、コピー、印刷代の収入でございます。

左のページ、69 ページをお願いいたします。

21 款 1 項 1 目 1 節総務費の右ページ備考欄、男女共同参画推進センター設備改修事業債は、照明のLED化の設計委託に関する事業債でございます。

以上で、男女共同参画推進センター所管部分についての説明を終わります。

○委員長 次に、大木契約検査課長。

○契約検査課長 契約検査課の大木でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、着座にて失礼いたします。

契約検査課所管の歳出決算からご説明申し上げます。

恐れ入りますが、歳入歳出決算書の82ページをお願いいたします。

右側備考欄上から4つ目の◎契約検査課関係経費は、346万9,899円でございます。

主なものを申し上げますと、12節OAシステム保守点検委託料は、土木系の設計を行うCADソフトの保守費でございます。

18節埼玉県電子入札共同システム負担金は、県を初め県内68の自治体等が共同で運用している電子入札共同システム運営費の行田市負担分、その下、入札参加資格共同審査協議会負担金は、令和7、8年度の入札参加資格共同審査の定期受付に係る行田市負担金分でございます。

次に、その下の◎共通物品管理費、こちらにつきましては246万2,813円でございます。これは、市役所各部署内の物品の共通支給品を購入するための経費でございます。

10節共通需用費は、事務用消耗品や蛍光灯などの購入、印刷製本費は、市役所から書類等を郵送するための封筒等を作成したものでございます。

17節庁用器具費ですが、令和7年4月1日付の人事異動に伴い、新たに両袖机を3台、事務用回転椅子2客が必要となったため購入したものでございます。なお、これに伴う椅子、机の購入に当たりましては、当初予算では予算措置が間に合わなかったこと、また、4月1日には机、椅子等を配備する必要がある、3月の補正予算要求には間に合わなかったことから予備費から充当しております。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、恐れ入りますが、60ページをお願いいたします。

16款2項2目物品売払収入ですが、右ページ備考欄の1番目の不用物品売払収入、こちらは使用不能や不要となった机やロッカーなどを売却したことによる収入でございます。

次に、68ページをお願いいたします。

20款4項1目雑入の9節用品等売払収入の右ページ備考欄の1番目の資源ごみ売払収入(契約検査課)は、古新聞、古雑誌、段ボール、アルミ等の資源ごみの売払金額でございます。

以上で、契約検査課所管の説明を終了させていただきます。

○委員長 暫時休憩いたします。

午後 2時 07分 休憩

午後 2時 18分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第67号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 人権啓発・同和対策関係で大きく3つの事業について伺いたいと思います。

まず初めに、成果報告書の10ページ、人権教育啓発事業、こちらですけれども、まず、1点目、この地区別の研修会ですけれども、ここでの事業というのは人権教育と大きく振ってありますけれども、具体的には同和問題での研修会というものに限定されているという理解でよいのか、伺います。

それから、2つ目が、同じ事業の事業所人権教育研修会、こちらですけれども、これ前年度と事業所数と参加人数がくしくも同じ数字のようなんですけれども、この事業というのは対象事業者というのが固定した性格づけのものなんでしょうか。それとも、たまたまなのか。6年度はどのような事業所がこちらに参加しているのか、広報はどのようなふうに行っているのか、伺います。

大きな2つ目です。事項別明細書の102ページ、18節の負担金補助及び交付金の中の部落解放運動団体補助金ですが、前年度と比べてこの決算額というのはどういう数字なのか、伺います。

3つ目です。同じく事項別明細書の64ページ、これも昨年度も伺いましたが、この住宅資金貸付けの回収のことですけれども、収入済額594万9,000円何がしと、金額は前年度と比べてもおよそ30万円減っておるんですけれども、6年度はどのような徴収の努力を行ったのか。説明の中で34人分というのがあったんですが、ちょっとよく理解できなかったんですけれども、実際の返済人数は何人かですね。594万円の実人数ですね。新たに返済するに至った方というのがいるのかどうか、全員との連絡は取れるようになったのかどうか、この辺の状況についてお願いいたします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

木村人権・男女共同参画推進課長。

○人権・男女共同参画推進課長 お答え申し上げます。

まず初めに、10ページの啓発事業につきましてでございますが、こちらは同和対策の関係

のみの研修であるかということなんですけれども、こちらにつきましては人権全般となりますので、同和課題に限ったものではなく、同和課題含めた人権課題全般の研修会となります。

続きまして、事業所、人権研修の関係になりますが、こちらは昨年度と事業所の数と人数が一緒ということで、こちらはたまたま同じ事業所で同じ参加人数となりまして、対象といたしましては、20名以上の事業所のところにこちらから案内をお送りさせていただいて、参加のほうの募集を行っているところでございます。

続きまして、同和対策の貸付金の関係なんですけど、こちらが昨年度より30万円減っているというところでございますが、こちらにつきましては、完納されている方とかも5年度いらっしやいまして、そういった関係でちょっと金額が減ってきているという部分と、どのような形でということにつきましては、例年どおり対象者の方、滞ってしまっている方には、電話連絡したりとか訪問して徴収を行っているところでございます。

また、回収の人数でございまして、先ほどの31名というのは実人数でございまして、全体の残高が残っている方は今47名いらっしやいまして、47名中、31名から回収をさせていただいたものでございます。

また、昨年度と比べまして、1件完納の方がいらっしやったんですけれども、1件新たにまた再開できた方がいらっしやいまして、今のところ同じ人数の方にまた回収のほうをしていただいているというところでございます。

以上でございます。

○委員長 補助金の関係は。

○人権・男女共同参画推進課長 失礼いたしました。

団体への補助金につきましては、5年度と比べまして7万5,000円の減額。こちらにつきましては、団体の代表者の方と打合せを設けさせていただいております、そちらでこちらの金額についていろいろご相談させていただいて、その金額を減額できたものでございます。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 それぞれありがとうございます。再質疑、何点かさせていただきます。

まず、地区別の研修会の関係ですけれども、人権全般の研修会ということですので、そうしますと、どういう内容、人権といっても教育委員会ですと8種類とか10種類ぐらい分野ごとに整理しているようなんですけれども、どういう分野の研修が6年度としては多かったとか、新しくこういう分野のものを始めてみたとか、そういう特徴点といったものを紹介いただけれ

ばと思います。

2点目ですけれども、事業所、人権研修会ですけれども、せっかくのこうした事業所への働きかけなんですけれども、20人以上雇用している事業所にということですから、何件市からは案内を送っているのか、その点をお願いいたします。

それと、貸付けのほうは、16人に対しては返してもらえていないということですが、全員と連絡が取れているのか、連絡が取れていない件数をお教えてください。

最後、団体補助金ですけれども、これパーセンテージとしては減額が何%に当たるのか、そこをお願いします。

○委員長 答弁を求めます。

木村人権・男女共同参画推進課長。

○人権・男女共同参画推進課長 お答え申し上げます。

まず初めに、地区別研修会につきましては、こちらにつきましては、教育委員会のほうの生涯学習課が所管しております人権教育推進協議会というのがございまして、そちらの会長さんのほうにこちらの研修会について依頼をしております、その地区の創意工夫で研修のほうを行っていただいているものでございます。こちらの内容につきましては、DVDを鑑賞したりとか、学校の先生された方とかを講師にお招きしていただきまして、人権全般のお話でしたり、あとは同和の関係もございまして、新しいところだとLGBTの関係、中には当事者という方の講師もいらっしゃいまして、そういった方とかも6年度につきましては研修のほうを行った状況でございます。

続きまして、事業所につきましては、こちら20人以上の事業所ということで、件数につきましては、昨年度323件の事業所のほうに郵便を発送させていただきました。

続きまして、貸付金の16人もらえていないという方につきましては、こちらは生活保護受給者の方でしたりとか、高齢ということでなかなか返還が難しいという方もいらっしゃいまして、全く連絡が取れていないという方につきましては、今4名いらっしゃいます。

続きまして、団体の補助金につきましては、パーセンテージといたしましては、マイナス2.6%の減額でございます。

以上でございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、総務部所管部分についての審査を終了いたします。

---

△議案第67号の討論

○委員長 続いて、議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定のうち、当委員会所管部分についての討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 反対の立場からの討論です。

全体を見まして、何点かやはりこれは看過できないなという点について申し上げ、反対の討論としたいと思うんです。

まず、1つ、基金の適正管理の点です。積み立てられている基金の運用の面では、昨年度も一定の努力がなされているということは確認できました。しかし、財政調整基金ですとか公共施設整備基金ですとか、それぞれ億単位の新たな積増しが行われています。市民生活が物価高騰ですとか大変困難な中で、十分な計画性がない中での積立てを行っている状況が続いておるようです。やはり市民生活を支援する事業に充てるべきであると考えます。

2点目、ふるさと納税促進事業です。この事業は、以前から申し上げていますがけれども、メリットを受ける所得階層が限定されている、高額納税者ほど恩恵を受けやすい、返礼品競争の過熱ですとかバナー契約等の諸経費、この負担ですとか、いろいろ問題点が指摘されているところです。現状は、ふるさとを応援するという当初の制度の趣旨から離れてしまっている。また、地方自治体の財政制度そのものをやっぱりゆがめる、そういう性質の事業だということで、廃止や見直しを求める識者の声も相変わらず高いです。やはり私は、国に廃止、改善、この働きかけを行うべきだと考えます。

3つ目、最後ですが、同和事業あるいは部落解放運動団体への補助金の関係です。この補助金については、やはり他の分野の団体等への補助金、これと比べて、微減傾向にはありませんけれども、やはり依然として過度に厚く補助を続けているんじゃないか、補助金の在り方をやっぱり抜本的に見直すべきではないかと考えます。同和対策の集会所事業、これは教育委員会のほうですけれども、本来の人権学習とは無縁の事業が続いておるようですね。人権学習の一環として、やはり本来の趣旨に沿ってこれも抜本的に見直す必要がある。

にもかかわらず怠っていらっしゃるということから、本決算認定には反対をいたします。

○委員長 他に討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

---

△議案第67号の採決

○委員長 次に、採決いたします。

議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定について、当委員会所管部分については、これを認定するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数と認めます。よって、本決算はこれを可決することに決しました。

暫時休憩いたします。

午後 2時 34分 休憩

---

午後 2時 36分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第55号について

○委員長 次に、議案第55号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第3回）中、総務部所管の部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

蓮見収納課長。

○収納課長 収納課の蓮見でございます。引き続きよろしくをお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

それでは、議案第55号 行田市一般会計補正予算（第3回）の収納課所管部分についてご説明いたします。

議案書の34ページをお願いいたします。

2款2項2目賦課徴収費の右側ページ説明欄、◎徴収費のうち22節過誤納還付金2,000万円は、法人市民税の確定申告に基づく予定納税額の精算に伴い、見込みを上回る高額の還付金が急遽発生したため、予算に不足が見込まれることから追加措置するものでございます。

以上で、議案第55号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

△議案第55号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑の申出はございませんので、質疑を終結いたします。

以上で、議案第55号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第3回）中、総務部所管の部分についての審査を終了いたします。

---

#### △議案第55号の討論

○委員長 続いて、議案第55号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第3回）中、当委員会所管部分についての討論を行います。

討論のある方は挙手をお願いいたします。

5番 村田委員。

○5番 村田委員 反対の立場からの討論を行います。

教育部門ですけれども、教育総務費、事務局費では、学校再編の理解が、私は市民の中にしっかりと広がっているとは残念ながら考えられません。そうした中で、再編のための用地買収を前提にした予算の計上は早計であると考えます。

したがって、本補正予算案に反対とさせていただきます。

○委員長 他に討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

---

#### △議案第55号の採決

○委員長 次に、採決いたします。

議案第55号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第3回）のうち、当委員会所管部分について、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第55号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午後 2時 39分 休憩

---

午後 2時 40分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○委員長 以上で、当委員会に付託されました案件の審査を終了いたしました。

なお、お諮りいたします。委員会審査報告書及び委員長報告の作成等につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

△閉会の宣告

○委員長 以上をもって総務文教常任委員会を閉会といたします。

午後 2時 41分 閉会

---

行田市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

総務文教常任委員会委員長 町 田 光

建設環境常任委員会

9月12日（金曜日）

## 令和7年行田市議会建設環境常任委員会会議録

- 開会年月日 令和7年9月12日（金曜日）
- 開催場所 第2委員会室
- 付議事件 議案第55号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第3回）  
議案第60号 行田市斎場条例の一部を改正する条例  
議案第61号 行田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例  
議案第63号 行田市下水道条例の一部を改正する条例  
議案第64号 行田市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例  
議案第65号 行田市水道事業給水条例の一部を改正する条例  
議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定について  
議案第69号 令和6年度行田市交通災害共済事業費特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第72号 令和6年度行田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について  
議案第73号 令和6年度行田市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 審査日程 **【環境経済部】**  
議案第61号 行田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例  
議案第55号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第3回）  
議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定について
- 【市民生活部】**  
議案第60号 行田市斎場条例の一部を改正する条例  
議案第55号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第3回）  
議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定について  
議案第69号 令和6年度行田市交通災害共済事業費特別会計歳入歳出決算認定について

○出席委員（5名）

委員長	木村博	委員	3番	吉田豊彦	委員
副委員長	小林淳一	委員	4番	小野寺貴男	委員
	2番	小林修			委員

---

○欠席委員（1名）

1番 福島ともお 委員

---

○説明のため出席した者

森原秀敏	市民生活部長 危機管理監兼
加藤修	市民生活部 危機管理課長 事務取扱 参事兼市民生活部
島田あかね	交通政策課長 事務取扱
磯貝和実	市民生活部次長兼 市民課長
上野浩二	地域活動推進課長
吉田悦生	南河原支所長
長澤紳介	市民生活部副参事
江森裕一	環境経済部長
菅原広志	環境課長兼 粗大ごみ処理場長
横山敦亮	商工観光課長
萩原弘一	農政課長
小林誠	農業委員会 事務局長
寺田定弘	環境経済部副参事
吉田秀和	環境経済部副参事

---

○事務局職員出席者

書記 新井康夫

午前 9時 28分 開会

△開会の宣告

○委員長 ただいまから建設環境常任委員会を開会いたします。

ご連絡いたします。傍聴される方につきましては、委員会審査中の雑談、発言等を禁止いたしますので、よろしくご聴取のほどお願い申し上げます。

なお、審査中における傍聴人の入退室については自由となっておりますので、念のため申し添えます。

当委員会に付託されております案件は、議案8件及び総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案2件であります。

審査につきましては、お配りいたしました審査日程により行います。

---

△開議の宣告

○委員長 これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからマイクを使用していただけるようお願いいたします。

また、説明及び質疑並びに答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

初めに、環境経済部所管の議案について審査を行います。

まず、環境経済部長にご挨拶をお願いいたします。

○環境経済部長 改めましておはようございます。環境経済部でございます。

委員の皆様には、日頃から環境経済部の諸事業に対しまして多大なるご支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日の委員会では、条例1件及び補正予算、そして歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。ご審査のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、これより審議に入ります。

---

△議案第61号について

○委員長 初めに、議案第61号 行田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部の説明を求めます。

環境課、菅原課長。

○環境課長 おはようございます。

それでは、議案第61号 行田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

議案書の78ページをお願いいたします。

本市では、現在、市民の良好な生活環境の保全及び災害の防止を図ることを目的に、事業区域300平方メートル以上3,000平方メートル未満の土砂等による土地の埋立て、盛土、その他の土地への土砂等の堆積について、必要な規制を行っているところでございます。

そうした中、令和3年に静岡県熱海市で発生した大規模な盛土崩落を受け、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため、宅地造成等規制法の一部を改正する法律により、令和5年5月26日に宅地造成及び特定盛土等規制法が施行され、令和7年7月1日から500平方メートル以上の土砂の堆積または盛土もしくは切土の工事に関し、埼玉県が規制することとなったところでございます。

そこで、県の規制対象となる500平方メートル以上の土砂の埋立て等については、本条例の対象外とするため、事業区域の面積要件を改正しようとするものでございます。

具体的な改正の内容につきまして説明申し上げますので、条例案新旧対照表の10ページをお願いいたします。

第6条の適用範囲におきまして、事業区域の面積要件を「300平方メートル以上3,000平方メートル未満」から、「300平方メートル以上500平方メートル未満」に改正するものでございます。

議案書に戻りまして、79ページをお願いいたします。

附則でございますが、第1項は、本条例の施行期日を公布の日とし、第2項は、改正後、この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上で議案第61号の説明とさせていただきます。ご審査のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第61号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

2番 小林委員。

○2番 小林委員 おはようございます。お世話になります。

聞きたいんですけども、この面積を変えることによって、市の職員の仕事というのはど

うなるのでしょうか。

○委員長 菅原課長。

○環境課長 面積が変わることによって、市の仕事はどうなるかということでございますけれども、これまで300平方メートル以上3,000平方メートル未満ということでしたので、実績といたしましては、記録が確認できる平成20年から現在までの17年間で11件ほど環境課で受けておりました。

別途、農地につきましては、平成27年から令和7年までの間で、農政課で74件ほど届出を受けておりました。300平方メートル以上500平方メートル未満につきましては、これまで環境課で届出の実績はございませんでしたので、大分職員の事務量は少なくなるかなと考えられます。

農政課につきましても、300平方メートル以上500平方メートル未満につきましては10件という形でしたので、こちらも大分市の職員の事務としては減ると見込まれます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

3番 吉田委員。

○3番 吉田委員 説明ありがとうございます。

この3,000平方メートル以下ということですよ、要はね。3,000平方メートル以上の対象物はどうなっているんですか。それをお聞きしたいの。

○委員長 菅原課長。

○環境課長 これまで行田市の条例で300平方メートル以上3,000平方メートル未満が市への届出という形で管轄しておりましたけれども、3,000平方メートル以上につきましては県の所管になりまして、それが県が3,000平方メートル以上だったものが、今500平方メートル以上に落とされてきましたのでという形になります。

以上でございます。

○3番 吉田委員 分かりました。ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

---

△議案第61号の討論、採決

○委員長 続いて討論を行います。

討論のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第61号 行田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第61号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午前 9時 40分 休憩

---

午前 9時 42分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第55号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第55号 令和7年度行田市一般会計補正予算中、環境経済部所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

初めに、環境課、菅原課長。

○環境課長 それでは、議案第55号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第3回）について説明申し上げます。

議案書の38ページをお願いいたします。

4款衛生費、2項1目清掃総務費のうち、右ページ備考欄の◎清掃事業管理費の2節給料から4節一般職共済組合負担金までの人件費につきましては、人事異動に伴い、当該事業費から支出する人員が減員したことから減額補正を行うものでございます。

以上で議案第55号の説明とさせていただきます。

○委員長 次に、農政課、萩原課長。

○農政課長 議案書の40ページをお願いいたします。

6款農業費、1項2目農業総務費は、本年4月の人事異動に伴いまして、一般職給や手当に不足が生じることから、清掃事業管理費から農業一般管理費へ予算の組替えを行うもので

ございます。

次に、3目農業振興費につきまして、スマート農業等推進補助金において、農業用ドローンやデジタル色彩選別機などの要望が多く、当初予算で想定した10件を上回る申請及び相談があったことから、今後の申請件数を見込み、補助上限の100万円を6件追加する措置でございます。

また、6目農地費は、令和8年度に工事を予定している下中条地内の農業用排水路及び犬塚地内の農道において、工事発注の標準化のため、令和7年度中に設計を行う必要があることから、委託料を措置するものでございます。

なお、歳入の予算につきましては、全て一般財源になります。

以上で農政課が関わる議案第55号の説明を終わらせていただきます。

○委員長 次に、環境経済部、吉田副参事。

○環境経済部副参事 議案書の42ページをお願いいたします。

議案第55号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第3回）のうち、商工観光課が所管する部分につきましてご説明させていただきます。

本補正予算につきましては、地域の多様な観光資源を生かすとともに、収益性があり、かつ独自性、新規性のある観光コンテンツを造成する地方公共団体や民間事業者等に対して、国がその事業の一部を補助する地域観光魅力向上事業におきまして、本市が提案いたしました行田ストーリーライド事業が本年7月30日に採択されたことから、行田ストーリーライド事業を実施するための経費を措置するものでございます。

7款商工費、1項3目観光費は、行田ストーリーライド事業を一般社団法人行田おもてなし観光局に委託して実施するための経費を措置したものでございます。

事業内容につきましては、本市には忍城址やさきたま古墳群、古代蓮の里など魅力的な観光名所が点在しております。しかしながら、それぞれの観光名所は徒歩で移動するには距離が離れている状況でございます。このような課題を解決するため、徒歩や公共交通手段以外の新たに選択肢として、電動キックボードを活用した新しい体験型ツアーを計画したものでございます。

なお、今回の計画したツアーにつきましては、市内の観光名所を電動キックボードで巡るものでございまして、ガイドと参加者が一緒に巡ることを想定しております。

また、電動キックボードに乗車する際には、インカムつきヘルメットを着用することで、移動しながらガイドの説明を聞くことができるほか、360度カメラでツアーの様子を撮影し

た動画をプレゼントするものでございます。

右ページの説明欄の◎観光事業費、12節委託料は、行田ストーリーライド事業に係る経費を措置するものでございます。

内訳といたしましては、ガイドの育成、研修などに315万6,000円、電動キックボードの購入に202万5,500円、インカムつきヘルメットの購入に44万円、ツアー用アクションカメラの購入に30万3,000円、ツアーの販売やPRのための広告掲載や商材撮影写真として219万8,900円、また、多言語対応したツアー販売の環境整備に198万円、合計1,028万3,400円を一般社団法人行田おもてなし観光局に委託し、また、ツアーコースを含めた観光パンフレットであるとか、デジタルパンフレット作成費用277万2,000円については、印刷業者へ委託する予定でございます。

次に、歳入予算をご説明いたしますので、戻りまして議案書の26ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、2項6目商工費国庫補助金852万7,000円は、国の地域観光魅力向上事業に採択されたことから、行田ストーリーライド事業の補助対象経費のうち、400万円までは10分の10、400万円を超える部分については2分の1を見込むものでございます。

以上で議案第55号、商工観光課が所管する部分につきましての説明を終わらせていただきます。

○委員長 よろしいでしょうか。ほかに追加説明ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第55号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

2番 小林委員。

○2番 小林委員 農業関係でお聞きしたいんですけども、スマート農業の委託補助金で6件の600万円ということで、1件100万円ということなんですけど、これはもう該当する人は決まっているんでしょうかが1点。

もう1点は、農業の設計で平準化のために委託費が5,907万円来てましたけれども、これは聞き逃してしまいましたが、これは令和8年にやる事業だったのかの確認と、この委託は道路か水路かということで、これについては2点ほどお聞きしたいと思います。

それと、観光誘致推進事業委託費というのが新しく出たんですけれども、これは項目的には単独で、決算書とか見ますと、行田おもてなし観光局補助金とか、観光管理施設管理業務委託とかと出てきますが、これは単独でこの名前が出てくるということでよろしいのでしょうか。

以上です。お願いします。

○委員長 萩原農政課長。

○農政課長 それでは、農政課よりお答え申し上げます。

まず、スマート農業の補助金につきましては、現在4件、見込み、要望がございます。また、相談がございまして、6件を今回見込んだものでございます。また、農道整備につきましては、1件が農業用農道、もう1件が水路となります。こちらにつきましては令和8年度の工事予定となっております。

○委員長 吉田副参事。

○環境経済部副参事 行田おもてなし観光局の委託につきましては、単独で予算が出てくるものでございます。

以上です。

○委員長 2番 小林委員。

○2番 小林委員 もう1点ですけれども、農道の早期発注で、農道と水路ということがありますけれども、用水時期になるから、すぐ発注しないと間に合わないと思いますけれども、大丈夫ですかね。

○委員長 萩原農政課長。

○農政課長 用水期でありますので、発注、契約直後に工事着工はできませんけれども、工事標準化の促進の観点から、本年度より施行されている余裕期間設定制度を活用しまして、円滑な工事の体制を確保いたします。

○委員長 ほかに質疑のある方は挙手を願います。

小野寺委員。

○4番 小野寺委員 観光事業費、観光客誘致推進事業委託料について幾つかお聞きしたいんですけれども、ガイドは何人を想定しているのかということが1点と、そのガイドの研修というのは誰が指導というか、どこの機関に送り込むとか、指導方法についてお伺いしたいです。

あと、もう既にコース案というのがもし具体的にあれば、お伺いいたします。

あと、私が聞き逃したのかもしれないので、確認のためお聞きしますが、保険というのは加入するのでしょうか。

以上、教えてください。

○委員長 吉田副参事。

○環境経済部副参事 ガイドの人数につきましては、まだ具体的な人数についてはこれから詰めるところでございまして、1人でも多くの方がガイドに応募していただけるような形で対応したいと考えております。

また、ガイドの研修につきましては、おもてなし観光局に委託して実施いたしますので、そちらで一般社団法人行田おもてなし観光局を中心にガイドの内容を詰めて対応したいと考えております。

また、委託に当たりましては、その他専門の事業者さんをお願いをする予定でございまして、そこはちゃんとガイドはできるような形で環境整備を整えたいというふうに考えております。

また、コースにつきましては、基本的には1日を巡るコースと半日をかけて巡るコース、さきたま古墳群、忍城址、市内の観光名所を1日かけて巡るコース、あとはオプションで甲冑体験だとか、そういった体験もできるようなオプションを組んでいきたいというふうに考えております。あとは参加者のニーズに合わせて提供できればというふうに考えております。

あと保険につきましては、当然こちらは保険をつけて対応するものと存じますので、これについては加入する予定でございまして。

以上になります。

○委員長 小野寺委員。

○4番 小野寺委員 ご説明ありがとうございます。

ガイドの指導ですけれども、名所を巡る知識、行田の名所の知識をお教えするのもあると思うんですけれども、キックボードの安全確認とか、そういう技術指導みたいなのもされるのかどうかお伺いいたします。

○委員長 吉田副参事。

○環境経済部副参事 電動キックボードの技術講習ですけれども、当然乗車前に安全講習を行います。また、これはガイドが先導してツアーをご案内するものですが、ガイドさんにも当然安全講習をして、安全・安心に観光ツアーを体験してもらい、ガイドの講習の際には、キックボードを購入するんですけれども、キックボードの事業者様にもお越しいただいて、併

せて技術面からの安全講習もしたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長 小野寺委員。

○4番 小野寺委員 すみません、しつこくて申し訳ないです。

コースについてですけれども、例えば半日コース、1日コースとあるようにお聞きしたんですけれども、キックボードが通るコースというのはもう固定というか、確定、予定したコースからは外れないという考え方でよろしいのでしょうか。すみません、伝わりにくいかもしれないですが。

○委員長 吉田副参事。

○環境経済部副参事 現在、コースについてはまだ検討中でございますが、ある程度の固定のコースとかは決まると思うんですけれども、当然現地確認は十分に行って、安全性を優先したコースを設定していく予定でございます。また、条件によっては歩道も走行できるということでございますので、そのようなコースも含めて安全性を優先したコースを設定してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長 ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、討論及び採決は審査日程のとおり、16日に審査を行いますので、建設部所管部分の審査終了後に一括して行いますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

午前 9時 59分 休憩

---

午前 10時 02分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第67号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、環境経済部所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

ここで、江森部長より発言があります。

江森部長。

○環境経済部長 ご説明に入ります前に、1点おわびがございます。

主要施策の成果報告書の中で、農政課の部分で2箇所誤りがございました。後ほど担当課長からご説明申し上げますけれども、こういったことがないように再発防止に努めてまいります。大変申し訳ございませんでした。

○委員長 委員の皆様、ご了承願います。

それでは、執行部の説明を求めます。

初めに、環境課、菅原課長。

○環境課長 議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定に係る環境課所管部分の主要施策の成果報告、歳入歳出決算、財産に関する調書の順に説明させていただきます。

なお、主要施策の成果報告で説明させていただきました事業につきましては、この後の歳入歳出決算に基づく説明は割愛させていただきますので、ご了承願います。

初めに、主要施策の成果報告から説明申し上げますので、薄いほうの冊子、令和6年度主要施策の成果報告書の8ページをお願いいたします。

下段のクビアカツヤカミキリ協働対策事業は、クビアカツヤカミキリの被害を受けた市内に植生する桜や桃、梅の木などを所有し、または管理する個人または団体であって、被害木の伐採等、または薬剤防除を業者に依頼した際にかかった費用の一部を補助することにより、クビアカツヤカミキリの被害拡大の防止を図ったもので、補助件数は52件、合計で121万1,200円の補助を行ったものでございます。

9ページをお願いいたします。

上段の環境調査事業は、大気及び土壌の汚染、河川の水質及び底質、自動車騒音について定期的な調査を実施し、生活環境の保全に努めたものでございます。河川の水質分析調査は、市内の5つの河川のそれぞれ上流、中流、下流の3地点、計15地点を年4回、長善沼最終処分場周辺の5地点を年2回、河川の底質分析調査は、市内2つの河川のそれぞれ上流、中流の計4地点を年1回、地下水の水質分析調査は、市内5つの事業所において年1回、それぞれ調査を行ったものでございます。ダイオキシン類の調査は、大気の実験調査は、市内3地点において年2回、土壌分析調査は、市内3地点において年1回、それぞれ調査を行ったものでございます。自動車騒音調査は、毎年国からの調査に対する報告書を作成しており、令和6年度は県道行田市停車場酒巻線の星河公民館付近において、騒音及び交通量の調査を行

ったものでございます。

下段の合併処理浄化槽設置費補助事業は、下水道処理区域外において単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する設置者に対し、設置費、処分費及び配管費の一部を補助したもので、5人槽が11基、7人槽が16基、10人槽が1基で、合計28基分の補助をしたところでございます。

少し飛びまして、42ページをお願いいたします。

上段の行田羽生資源環境組合負担金は、本市と羽生市で構成する行田羽生資源環境組合への本市の負担金でございまして、経常経費となる組合の運営経費のほか、新ごみ処理施設の整備に必要な事業者の選定、整備事業の施工管理業務等に係る経費を羽生市と均等割2割、人口割8割で負担したものでございます。

2段目の彩北広域清掃組合負担金は、本市と鴻巣市で構成する彩北広域清掃組合への本市の負担金でございまして、小針クリーンセンターの可燃物の処理及び処分のほか、施設の維持管理等に係る経費を鴻巣市と平等割1.5割、ごみ量割8.5割で負担したものでございます。

3段目の生ごみ処理機器購入費補助事業は、家庭から排出される生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量化を図ることを目的に市民に対し電気式生ごみ処理機の購入費の一部を補助したもので、合計38基について補助したものでございます。

一番下の資源リサイクル地域活動促進事業は、地域における資源回収活動を促進するため、子ども会やPTAなどへ奨励金及び各地区衛生協力会へ買上金を交付したものでございます。

43ページをお願いいたします。

上段の資源物収集事業は、缶・瓶類及び紙・布類について資源物として収集することで、ごみの減量化及び資源化を図ったものでございます。

中段のごみ収集事業は、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ等を収集することで、生活環境の衛生的な保全に努めたものでございます。

下段の粗大ごみ処理場管理運営事業は、粗大ごみ処理場において粗大ごみや不燃ごみ等の処理及び処分を行ったもので、廃棄物などの処理及び施設の維持管理に要した経費でございます。

44ページをお願いいたします。

環境センター管理運営事業は、環境センターにおいてし尿及び浄化槽汚泥の処理及び処分を行い、公衆衛生の保全に努めたもので、施設の維持管理などに要した経費でございます。

以上で主要施策の成果報告についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入歳出決算について説明申し上げます。

初めに、歳出から説明申し上げますので、厚いほうの冊子、歳入歳出決算事項別明細書の97ページをお願いいたします。

2款1項11目環境対策費でございますが、右ページ備考欄の◎環境対策費の主なものといたしまして、1節委員報酬及び8節費用弁償は、環境審議会を2回開催したことによる委員への報酬及び費用弁償でございます。

7節褒賞品費は、市内6箇所において年1回行う道路騒音測定に係る電源の借用に係る謝礼でございます。

10節の2行目、印刷製本費は、第3次行田市環境基本計画の冊子の印刷に要した経費でございます。

100ページをお願いいたします。

12節の1行目、環境基本計画策定支援委託料は、第3次行田市環境基本計画の策定支援を委託したコンサルティング業者への委託料でございます。

4行下の害虫等駆除委託料は、市民の居宅につくられたスズメバチの巣の駆除を民間事業者へ委託した委託料でございます。

13節OAシステム利用料は、浄化槽台帳システムの利用料でございます。

次に、不用額の主なものについて説明申し上げますので、戻りまして98ページをお願いいたします。

12節委託料の不用額は、各種調査分析委託料の契約差金などでございます。

18節負担金補助及び交付金の不用額は、合併処理浄化槽の転換に対する補助件数を年間50件で見込んでいたところ、28件の申請となったことによるものでございます。

少し飛びまして、169ページをお願いいたします。

4款1項4目環境衛生費の右ページ備考欄の◎環境衛生一般管理費の主なものといたしまして、7節報償金は、年2回、春と秋に実施したごみゼロ運動で、各地区から粗大ごみ処理場にごみを運搬、搬入していただいた車両の借上料及び各集積所の管理指導に対する各地区衛生協力会への報償金でございます。

12節資料配送委託料は、各地区衛生協力会への文書等の使送業務を委託した経費でございます。

18節の1行目、地区衛生協力会交付金は、市内185の各地区衛生協力会への交付金、その下の衛生協力会連合会補助金は、各地区衛生協力会を束ねている衛生協力会連合会への補助

金でございます。

次に、不用額の主なものについて説明申し上げます。

12節委託料の不用額は、資料配送委託料の契約差金でございます。

171ページをお願いいたします。

4款2項1目清掃総務費の右ページ備考欄の◎清掃事業管理費の主なものといたしまして、2節一般職給から4節一般職共済組合負担金までは、環境課職員14人分の人件費でございます。

10節消耗品費から13節器具機材借上料までは、主に事務の遂行及び環境課事務所の維持管理等に要した経費でございます。

173ページをお願いいたします。

4款2項2目塵芥処理費の右ページ備考欄の◎塵芥処理事業費の主なものといたしまして、主要事業の成果報告書で説明申し上げたもの以外では、12節の6行目、パンフレット作成委託料は、外国語版ごみ分別マニュアルの作成を委託した経費でございます。

その下の◎粗大ごみ処理施設管理費は、粗大ごみ処理場の管理運営に要した経費で、主なものといたしまして、10節修繕料は破砕施設内の破砕機及び選別コンベアベルトの修繕のほか、クレーンの年次点検、施設内で使用しているショベルローダーやフォークリフトなどの重機の修繕に要した経費でございます。

11節の3行目、手数料は、破砕した鉄くずや破砕困難物の処理、小型家電の再資源化を行う民間事業者への手数料でございます。

12節の各種委託料は、各種廃棄物の処理及び施設の運転管理や施設設備の保守点検等を委託した経費でございます。

176ページをお願いいたします。

13節器具機材借上料は、施設内で使用している深ダンプ2台及び油圧ショベルローダー1台の借上料でございます。

14節設備設置工事請負費は、破砕施設で火事が発生した際に、初期消火を迅速に行うための火災報知器の設置に要した経費でございます。

その下の◎長善沼整備事業費は、荒木地区にある長善沼最終処分場の維持管理に要した経費で、主なものといたしまして、12節除草委託料は年2回の除草を委託した経費でございます。次の水質検査委託料は、場内の地下水及び浸出水を毎月検査した委託料でございます。

次に、2目塵芥処理費の不用額の主なものについて説明申し上げますので、戻りまして

174ページをお願いいたします。

7節報償費の不用額は、子ども会やPTAなどが行う集団回収及び各地区衛生協力会で分別排出された資源物の回収量が当初見込みを下回ったものでございます。

12節委託料の不用額は、資源物及び一般廃棄物の収集委託の契約差金及び粗大ごみ処理場における廃棄物の発生量が当初見込みを下回ったため、廃棄物の処理や運搬に要する委託料に不用額が生じたものでございます。

175ページをお願いいたします。

4款2項3目し尿処理費の右ページ備考欄の◎し尿処理事業費は、生活保護世帯のし尿処理を委託したものでございます。

その下の◎し尿処理施設管理費は、主に環境センターの管理及び運営に係る経費でございます。

一番下の14節設備改修工事請負費は、放流水槽の防水シートが経年劣化により剥がれが生じたため、防食工事を実施したものでございます。

次に、不用額の主なものについて説明申し上げます。

10節需用費の不用額は、主に環境センターに係る消耗品の購入が少なく済んだこと及びし尿浄化槽汚泥の再資源化業務委託において、し渣の発生量が当初見込みを下回ったことによるものでございます。

以上で歳出についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入について説明申し上げますので、45ページをお願いいたします。

13款2項2目衛生手数料の2節清掃手数料の右ページ備考欄、許可申請手数料は、ごみの収集運搬業務の許可に係る手数料、その下の諸手数料は、粗大ごみ処理場における事業系ごみの処理手数料でございます。

47ページをお願いいたします。

14款2項1目総務費国庫補助金の1節総務管理費補助金のうち、右ページ備考欄の3行目、循環型社会形成推進交付金は、合併処理浄化槽への転換設置補助金に対する国からの交付金で、補助率は2分の1でございます。

51ページをお願いいたします。

15款2項1目総務費県補助金の1節総務管理費補助金のうち、右ページ備考欄の2行目、浄化槽整備事業補助金は、合併処理浄化槽への転換設置補助金に対する県からの補助金で、1件につき20万円でございます。

その下のクビアカツヤカミキリ防除対策事業補助金は、市が行うクビアカツヤカミキリ防除対策に係る県からの補助金でございます。

55ページをお願いいたします。

15款3項1目総務費委託金の1節総務管理費委託金のうち、右ページ備考欄の1行目、環境保全交付金は、公害関係の事務及びアライグマの個体分析調査に対する県からの交付金でございます。

57ページをお願いいたします。

16款1項1目財産貸付収入の1節土地建物貸付収入のうち、右ページ備考欄の上から8行目、一般土地貸付収入（環境課）は、市内でメガソーラー発電事業を行っている事業者からの土地貸付収入、8行下の建物貸付収入（環境課）は、太陽光発電事業に係る環境センターの屋根貸し事業者からの建物貸付収入、さらに8行下の一般廃棄物最終処分場敷地貸付収入は、彩北広域清掃組合からの、その下の一般廃棄物処理施設敷地貸付収入は、行田羽生資源環境組合からの土地貸付収入でございます。

少し飛びまして、65ページをお願いいたします。

20款4項1目雑入の7節施設貸付収入の右ページ備考欄の上から12行目、環境課電気・ガス・水道料は、環境課事務所の2階部分を忍城おもてなし甲冑隊に貸し付け、その使用した光熱水費の実費分を納付していただいたものでございます。

その下の環境課電気料は、環境課事務所に設置しておりました自動販売機の電気使用料を納付していただいたものでございます。

67ページをお願いいたします。

9節用品等売払収入のうち、右ページ備考欄の上から2行目、資源ごみ売払収入（環境課）は、資源リサイクル事業で回収した缶・瓶及び紙・布類の売払収入でございます。

69ページをお願いいたします。

21款1項3目衛生債の1節清掃債、右ページ備考欄のし尿処理施設設備改修事業債は、環境センターの放流水槽の防食工事における財源として、一般廃棄物処理事業債を充当したものでございます。

以上で歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、財産に関する調書について説明申し上げますので、325ページをお願いいたします。

1、公有財産の（1）土地及び建物の行政財産のうち、公共用財産、その他の施設の土地

に係る決算年度中増減高の上段30.67平方メートルは、民間の宅地開発に伴い、不動産事業者から市に寄附されたごみ集積所10箇所分の土地でございます。

以上で環境課所管部分についての説明を終わらせていただきます。

○委員長 次に、商工観光課、横山課長。

○商工観光課長 初めに、主要施策の成果報告書に基づきご説明いたしますので、成果報告書の45ページをお願いいたします。

ページ上段の公的資格等取得支援事業は、市民の就業の促進及び市内企業の発展を目的に、就職のために必要な資格を取得した場合や、従業員が業務に必要な資格を取得した場合に係る費用の一部を助成したもので、就職のための資格の取得に係る助成を求職者1人に対し、また従業員の資格の取得等に係る助成を企業3社に対し行ったものでございます。

次に、50ページをお願いいたします。

ページ一番上の起業家支援事業は、空き店舗を活用して新たに事業を開始する方に店舗の改修費用その他の事業の立ち上げに係る費用の一部を助成したもので、新たに3件の助成を行ったものでございます。

次の小規模事業者経営改善支援事業は、行田商工会議所に補助金を交付し、小規模事業者の振興、育成のため、商工会議所の会員、非会員の区別なく、セミナーや金融、税務等の個別指導などを実施していただくことで、小規模事業者の活力強化を図ったものでございます。

次の住宅改修資金補助事業は、長引く物価高騰や社会情勢等を踏まえ、市内建築業界への支援と市民の良好な住環境の整備を目的に実施したもので、210件の補助を行ったものでございます。

次の中小企業経営安定化支援事業は、各種貸付制度における貸付け中の資金について、提携金融機関及び完済者に対し利子補給を行ったものでございます。

次のページの商工会議所及び商工会運営費補助事業は、企業の経営支援、産業・地域振興等に係る事業を実施する行田商工会議所及び南河原商工会の事業費を補助し、商工業者の共同社会を基盤にした商工業の総合的な改善、発達と社会福祉の増進を図ったものでございます。

次の観光関連施設運営事業は、忍城バスターミナル観光案内所、JR行田駅前観光案内所及びさきたまテラスゾーンの管理運営業務を一般社団法人行田おもてなし観光局に委託したものでございます。

52ページをお願いいたします。

行田おもてなし観光局による観光ブランディング事業は、本市の観光行政の主軸を担う行田おもてなし観光局に対し、観光客の受入れ態勢整備、観光コンテンツの開発強化及び観光プロモーション事業に係る費用について補助金を交付したものでございます。

次のわらアート制作事業は、田んぼアートの稲わらを用いてわらアート作品を制作し、観光施設への持続した誘客を図ったものでございます。

次のページの行田古墳フェスティバル開催事業は、本市を代表する観光資源であるさきたま古墳群へのさらなる誘客と魅力向上を目的に初めて開催したものでございます。

次の商工センター管理運営事業は、商工センターの管理運営に係る指定管理料のほか、トイレ改修工事や照明のLED化工事を実施したものでございます。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書について、歳出からご説明いたしますので、事項別明細書の177ページをお願いいたします。

5款労働費、1項1目労働諸費でございますが、右ページ備考欄の◎労務対策費は、主なもので、商工観光課職員の人件費のほか、新たなものでは、先ほど主要施策の成果報告書で公的資格等取得支援で説明いたしましたが、18節の一番下の行、求職者公的資格等取得助成金がございます。

少し飛びまして、183ページをお願いいたします。

7款商工費、1項1目商工総務費でございますが、右ページ備考欄の◎商工一般管理費は、商工観光課職員の人件費でございます。

185ページをお願いいたします。

2目商工業振興費でございますが、右ページ備考欄の商工業育成振興費は、新たなものでは、18節の下から2行目、足袋産業活性化推進交付金は、行田足袋組合に対して交付したものでございます。また、その下の行、企業等人材育成支援補助金は、先ほど主要施策の成果報告書の公的資格等取得支援事業で説明させていただいたものでございます。

次に、3目観光費に移らせていただきます。

右ページ備考欄の◎観光事業費でございますが、主なものとしましては、また先ほど主要施策の成果報告書で説明いたしましたが、188ページの中ほど、12節の一番上の行の観光関連施設管理業務委託料及び18節の上から2行目、行田おもてなし観光局補助金がございます。また、新たなものでは、こちらも先ほど主要施策の成果報告書で説明をいたしましたが、18節の上から8行目の行田古墳フェスティバル補助金がございます。さらに、臨時的なものとして、その下の行のモニュメント維持管理委員会補助金は、県道128号線などの歩

道に設置された童の銅人形を撤去するための費用に対し、補助金を交付したものでございます。

次に、その下の◎桜維持管理費は、武蔵水路沿いなどに植樹された桜の維持管理に関する経費でございます。

189ページをお願いいたします。

次に、商工センター費でございますが、右ページ備考欄の◎商工センター管理費は、主要施策の成果報告書で説明したとおりでございます。

以上で歳出についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入について主なものをご説明いたしますので、43ページをお願いいたします。

ページの中ほどより少し下、13款使用料及び手数料、1項4目商工使用料、1節観光使用料の右ページ備考欄、さきたまテラスゾーン使用料は、さきたまテラスゾーンでのイベント開催及び出店に伴う利用者からの使用料収入、同じく43ページ、同商工使用料の2節商工センター使用料は、右ページ備考欄に記載のとおりございまして、商工会議所のほか5団体からの商工センター3階フロアの使用料収入でございます。

51ページをお願いいたします。

ページの上、14款国庫支出金、2項6目商工費国庫補助金、1節商工費補助金の右ページ備考欄、観光客受入環境整備促進事業補助金は、国のポストコロナ禍を見据えたインバウンド安全・安心対策推進事業の補助金でございまして、補助率は2分の1でございます。商工観光課が所管する商工センターのほか、古代蓮の里、はにわの館及び産業文化会館のトイレ改修工事に充当しております。

次に、その下の行の地域観光新発見事業補助金は、補助率が補助対象事業費の400万円までが10分の10、400万円を超える部分については2分の1でございまして、行田足袋を活用した観光コンテンツの造成事業に活用したものでございます。

55ページをお願いいたします。

ページの中ほどより少し上、15款県支出金、2項5目商工費県補助金、1節商工費補助金の右ページ備考欄、魅力ある地域づくり事業補助金は、補助率が3分の2でございまして、忍城を核とした観光コンテンツの造成事業に活用したものでございます。

少し飛びまして、71ページをお願いいたします。

ページの上、21款市債、1項5目商工債、1節商工債の右ページ備考欄、商工センター設

備改修事業債は、商工センターの照明をLED化する工事費等に充当する財源として起債したものでございます。

以上で商工観光課所管部分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 続きまして、農政課、萩原課長。

○農政課長 まず、先ほど環境経済部長が申し上げましたとおり、主要施策の成果報告書におきまして2箇所訂正がございますので、お願いいたします。

申し訳ございません。農政課の1つ目の訂正箇所でございますが、主要施策の48ページの一番下の多面的機能発揮促進事業の決算内訳実績等の内容欄の下から2行目の認定農用地面積1万103.39ヘクタールとありますところを1,103.39ヘクタールに訂正させていただきたく存じます。

次に、2つ目の訂正箇所ですが、次の49ページの一番上の農道及び農業用排水路整備事業の決算内訳実績等の内容欄の上から2行目の調査測量設計委託料3件とありますところを2件に訂正させていただきたく存じます。

深くおわび申し上げますとともに、以後十分注意し、再発防止に努めてまいります。申し訳ございませんでした。

それでは、農政課所管の部分につきまして、主要施策の成果からご説明いたしますので、主要施策の成果報告書の46ページ、農業費をお願いいたします。

上段の農地集積推進事業は、農地中間管理機構を活用し、担い手への農地集積・集約化を促進したものでございます。

中段の新規就農総合支援事業は、就農後の所得を確保する資金の交付及び農業機械の購入に対する補助または定期的なサポートを行うことで、新規就農者の営農に寄与したものでございます。

下段の特色ある農業の推進事業は、行田在来の青大豆及びさきたまめとしてブランド化を図っている枝豆の生産力向上と販路拡大を図るため、各団体に対し運営費を補助したものでございます。

47ページをお願いします。

上段の環境保全型農業支援事業は、自然環境の保全に資する生産方式を導入する農業者等に対して、実施面積に対する補助金を交付し、環境保全に効果の高い営農活動の普及等に寄与したものでございます。

中段の田んぼアート米づくり体験事業は、古代蓮の里東側の水田約2.8ヘクタールに田ん

ぼアートの取組への補助を行ったもので、令和6年度は能登半島地震の復興の応援とともに、農業や環境への理解、観光振興に寄与したものでございます。

下段の行田はちまんマルシェ開催事業は、47回開催し、市内農産物などを販売することで地産地消の推進を図ったものでございます。

48ページをお願いします。

上段のスマート農業等推進事業は、攻めの農業支援事業補助金から名称等を変更し、既存の生産方法を改善するための取組やスマート農業機器の導入及び農地集約・集積のための畦畔撤去に関わる経費等の一部を補助し、農業者の意欲向上と農作業の効率化並びに生産量及び農業収入の増加に寄与したものでございます。

中段の県産木材活用促進事業は、森林環境譲与税を財源に、市内において埼玉県産木材を使用して住宅等の建築、リフォームまたは木塀等を設置した方に補助金を交付し、消費者の経済的負担の軽減とともに、県産木材の利用、普及啓発に寄与したものでございます。

下段の多面的機能発揮促進事業は、豊かな農村環境を次世代に遺すため、農業者と周辺住民との協働による地域活動組織を支援し、計画的な保全活動に寄与したものでございます。

49ページをお願いします。

上段の農道及び農業用排水路整備事業は、農道や農業用排水路の基盤整備を実施し、農業再生の向上に寄与したものでございます。

下段の田んぼダム事業は、排水口に田んぼダム用の水位調整管を設置し、大雨時に田んぼに雨水を一時貯留し、排水量を時間調整することにより、忍川流域の浸水被害の軽減を図るものでございます。

続きまして、令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算事項別明細書についてご説明申し上げます。

初めに、歳出についてご説明申し上げますので、事項別明細書の180ページをお願いいたします。

6款農業費、1項2目農業総務費でございますが、右ページの備考欄の◎農業一般管理費は、農政課並びに農業委員会の職員に係る人件費でございます。

次に、3目農業振興費でございますが、右ページ備考欄の◎農業振興費のうち主なものを申し上げます。

180ページをお願いします。

右ページ備考欄の◎、18節5行目、農業再生協議会交付金は、行田市農業再生協議会が行

う経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金に係る事務等に対して交付したものでございます。

次に、182ページをお願いします。

右ページ備考欄の3行目の田んぼアート米づくり体験事業推進協議会補助金、8行目の新規就農総合支援事業費補助金、下から3つ目の攻めの農業支援事業補助金、次の環境保全型農業支援事業補助金、一番下の県産木材活用支援事業費補助金につきましては、主要施策の成果報告書のとおりでございます。

続いて、不用額についてご説明申し上げますので、戻りまして180ページをお願いいたします。

18節負担金補助及び交付金の不用額1,681万8,688円の主なものは、農業再生協議会交付金について、要望額に対する国の採択が少なかったこと、県産木材活用支援事業費の補助金について、当初の見込み件数に対し、申請件数が少なかったこと、また、経営継承・発展等支援事業補助金については、申請がございましたが、不採択となったことによるものでございます。

続きまして、182ページをお願いします。

農業振興費、繰越明許費でございますが、18節負担金補助及び交付金につきましては、担い手確保・経営強化支援事業による農業機械の購入における補助金でございます。

次に、4目園芸振興費は、行田市花卉園芸組合の活動に対する補助金を交付したものでございます。

5目畜産業費は、埼玉県畜産会への負担金でございます。

6目農地費でございますが、右ページ備考欄の◎土地改良費のうち主なものといたしましては、14節土地改良事業工事請負費は、大字野地内における堰の改修工事を行ったものでございます。

18節の5行目、元荒川上流土地改良区土地改良事業の建設事業費の負担金は、当該土地改良区が行った8箇所工事に対する負担金でございます。

続きまして、184ページをお願いいたします。

18節、下から2行目の土地改良事業補助金までは、見沼代用水土地改良区を初めとする3つの土地改良区が行った4箇所工事に対する補助金でございます。

22節の返還金は、多面的機能発揮促進事業の補助金において、コロナ禍に活動ができなかったことによる持越金の返還及び農用地除外に伴う活動面積の減少により返還の申出があつ

たことから、国及び県負担分である返還金総額の4分の3に相当する額を県に返還したものでございます。

次に、◎土地改良費（繰越明許費分）は、県営圃場整備の2地区及び県営基幹水利施設ストックマネジメント事業の1地区において、整備事業を繰り越したことによる負担金でございます。

次の◎農業用道路及び農業用排水路整備事業費のうち主なものを申し上げますと、14節農道整備工事請負費、農道補修工事請負費及び用排水路整備工事請負費は、合わせて11箇所の工事を行ったものでございます。

◎農業用道路及び農業用排水路整備事業（繰越明許費分）は、斎条地内の用排水路整備工事を行ったものでございます。

続いて、不用額について申し上げますので、戻りまして182ページをお願いします。

12節委託料の不用額235万4,900円は、職員による設計業務の実施及び入札差金によるものでございます。

184ページをお願いします。

18節負担金補助及び交付金の不用額113万3,758円は、各事業における負担金及び補助金が見積額を下回ったことによるものでございます。

18節負担金補助及び交付金につきましては、県営圃場整備事業の2地区及び県営基幹水利施設ストックマネジメント事業の2地区における負担金でございます。

続きまして、歳入について主なものをご説明いたしますので、戻りまして55ページをお願いします。

15款県支出金、2項4目2節農業振興費補助金は、農業経営基盤強化資金利子助成金を初めとする7つの事業に対する補助金でございます。主に主要施策に対する財源としたものでございます。

3節農地費補助金は、土地改良事業費補助金及び多面的機能発揮促進事業の補助金でございます。

飛びまして、68ページをお願いします。

13節返還金のうち備考欄の一番下、多面的機能発揮促進事業補助金返還金は、補助金の返還が発生した活動組織2団体からの返還金でございます。

以上で農政課所管についての説明とさせていただきます。

○委員長 次に、農業委員会事務局、小林局長、お願いします。

○**農業委員会事務局長** 初めに、農業委員会関係の歳出につきましてご説明申し上げますので、事項別明細書の177ページをお願いいたします。

6款農業費、1項1目農業委員会費のうち、右ページ備考欄の◎農業委員会運営費の主なものについてご説明申し上げます。

1節委員報酬、8節費用弁償は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬及び費用弁償でございます。

次に、不用額の主なものについてご説明申し上げます。

1節委員報酬費の不用額は、農地利用の最適化に係る成果実績分の報酬が予算見込額を下回ったものでございます。

続きまして、農業委員会関係の歳入についてご説明いたしますので、戻りまして45ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、2項3目1節農業手数料は、耕作証明、農家証明、除外証明など296件の諸証明の手数料でございます。

次に、55ページをお願いいたします。

15款県支出金、2項4目1節農業委員会費補助金は、右ページ備考欄の農業委員会設置費交付金を初めとする各種補助金でございます。

次に、65ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目5節委託金収入のうち、右ページ備考欄の上から3つ目の農業者年金事務委託金は、農業者年金事務に対する農業者年金基金からの委託金でございます。

以上で農業委員会所管についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○**委員長** 暫時休憩といたします。

午前 10時 51分 休憩

---

午前 11時 00分 再開

○**委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○**委員長** お諮りいたします。ただいまの説明の中で、主要施策の報告の訂正がありましたが、先例により、これを承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ご異議なしと認め、承認することといたします。

議事を続行いたします。

---

△議案第67号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

2番 小林委員。

○2番 小林委員 何点かお聞きします

環境関係で、主要施策の9ページ、合併浄化槽設置補助金ということで聞きますけれども、これは下水道区域外においてということであるんですけれども、これはあくまでも公共下水道が5年以内に入らなかった場合というのもまだ該当するというのでいいのかが1点。

あとは環境課の項の予算書の174ページ、塵芥処理事業費の繰越明許費1,682万5,600円の原因と、いつまでに終わるかということについて。環境課についてはその2点を伺います。

どんどん行っちゃっていいですか。

○委員長 3つぐらいで1回切りますかね。

○2番 小林委員 いや、課だよ課。

○委員長 課でやりますかね。

○2番 小林委員 終わります。

○委員長 課で切りましょうか。

○2番 小林委員 じゃ以上です。

○委員長 菅原環境課長。

○環境課長 まず、1点目の合併浄化槽の関係でございますけれども、区域外というところで、公共下水道が5年以内に入らないところも対象になります。

2つ目の塵芥処理の繰越明許の関係ですけれども、こちらは粗大ごみ処理場の破砕機の振動コンベアのブッシュの修繕、こちらが1,682万5,600円でございます、昨年の12月議会で議決いただきまして、ただ、部品の調達に時間がかかるということで繰越明許をさせていただきました。部品が見込みより早く納入されましたので、今年の5月に修繕を完了いたしております。

以上でございます。

○委員長 続いてどうぞ。

○2番 小林委員 次に、商工関係で、主要施策の51ページの観光関連施設運営事業の中で、施

策事業の概要と成果の中で、さきたまテラスゾーンはさきたま公園の総合案内を行うとともに、桜開花繁忙期の交通誘導警備の配置や施設の清掃、自転車・バイク置場の整備などを実施し、さきたま古墳公園エリアの回遊促進を図ったということで、さきたまテラスゾーンに委託しており、275万円あるんですけれども、現地を見ても、自転車・バイク置場というのは、あるのはありますけれども、整理したら車1台分ぐらいしかないですけれども、それでこういう整理をやっているということでもいいんでしょうけれども、それに伴い、さきたまテラスの運営事業費の警備員の誘導の配置の基準、また要するに基準に満たなかった場合は減額したのかどうか、その2点について、関連について伺います。

それと、あとは予算書の186ページの商工振興費のあくまでも繰越明許が11節、12節、18節ありますけれども、繰越明許の理由と、いつまでかということをお伺いします。

続きまして、188ページ、桜維持管理費の桜維持管理委託料の991万1,900円で、令和5年度決算書を見ると799万9,400円ということで、大分上がったということもありますし、それに伴って、桜というのは要するに枯れてしまっていたので、維持管理費が前年よりももっと200万円ぐらい増えている理由をお聞きします。

それでいいです。以上です。

○委員長 吉田副参事。

○環境経済部副参事 私からは、さきたまテラスゾーンと桜についてのご質疑について回答させていただきますと存じます。

まず、さきたまテラスゾーンにつきましては、こちらは行田おもてなし観光局に委託をお願いしております。主な内容につきましては、さきたまテラスゾーンの清掃であるとか、あとはさきたまテラスゾーンの開閉であるとか、あとは警備の誘導であるとか、そういうのを1年間お願いして、基本的にはここは祝日か月曜日、あとは年末年始、それ以外の日は全て行っていただくということで、総合的な管理をお願いしているところでございます。

なお、交通誘導につきましては、繁忙期、いわゆる桜の開花時であるとか、ゴールデンウィーク、あと県民の日に交通誘導員を配備して、事故のないような形を取っておるところでございます。

続きまして、桜の維持管理につきましては約200万円ということで上がったということなんです。クビアカツヤカミキリの特定外来種の影響で、特に商工観光課所管のところは武蔵水路の沿線の桜の維持管理を担当しております。枯死している桜が多々ございますので、昨年度、令和6年度につきましては伐採した本数が多くなりましたので、それに伴い委託金額

が、伐採の額が上がったというものでございます。

以上でございます。

○委員長 横山商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

商工業育成振興費のうち繰越明許費についてでございますけれども、こちらの繰越明許につきましても、現在行っております行田市プレミアム付商品券事業に係る経費でございます。

以上でございます。

○委員長 小林委員。

○2番 小林委員 どうもありがとうございます。

何点かあれですけれども、さきたまテラスの委託費で誘導警備員とかいうのは、年間幾つという中で計算して委託を出しているということじゃないということですか。

○委員長 吉田副参事。

○環境経済部副参事 まず、当然さきたまテラスゾーンのゾーンの清掃であるとか、鍵の開閉、あとは自転車やバイクの整理であるとか、総合案内についての、その賃金と、あとは交通誘導についても、その期間について算出をさせていただきまして、その中で委託をしているということで、別に金額を算出して、こちらをお願いしているところでございます。

○委員長 小林委員。

○2番 小林委員 じゃこの275万円の誘導員に対する金額は幾らになりますか。

○委員長 吉田副参事。

○環境経済部副参事 まず、さきたまテラスゾーンの仕様におきまして、まず維持管理、先ほど申したさきたまテラスゾーンの清掃であるとか、維持管理については、基本的には仕様におきまして、昨年は317日行っていたというものでございます。

○2番 小林委員 誘導員が370人。

○環境経済部副参事 誘導員については1人でございます。

○2番 小林委員 1人で何人。

○環境経済部副参事 1人で。誘導員については、まず1人を配置しておりまして、桜の開花時とゴールデンウィークなので、基本的には交通誘導員の件については延べ17日です。それを1名で出入口の警備をお願いしているところでやっております。

○委員長 小林委員。

○2番 小林委員 じゃ、うちの設計委託は17人で、実質が17人ということでよろしいですね。

○委員長 吉田副参事。

○環境経済部副参事 そうですね、1日当たりその人数ですので、延べ17日でございます。17日で1日当たり1人でございまして、延べ17人ということで対応しております。

○委員長 小林委員。

○2番 小林委員 なぜかという、こういう委託であれば実績を基にやるのでありますから、その辺も含めて、要するに委託額、決算額については差が出ていいと思うんですけども、その辺もしっかり管理していただければと思います。

あとは、繰越しのは分かりました。繰越しの商工の関係の186ページでプレミアム商品券関係でということで、これが要するに11節、12節、18節、全部該当ということでよろしいんでしょうか。

○委員長 横山商工観光課長。

○商工観光課長 委員がおっしゃるとおりでございます。

○委員長 小林委員。

○2番 小林委員 じゃ、次に桜ですけども、桜は現在管理が何本あって、何本切ったんでしょうか。

○委員長 吉田副参事。

○環境経済部副参事 まず、桜なんですけど、令和6年度の状況でございまして、令和6年4月1日現在でございまして、桜は59本伐採させていただきました。まず、伐採箇所ですけども、武蔵水路で令和6年度中に伐採した本数が54本、あと商工観光は酒巻導水路沿いも桜の維持管理をしております、そこが5本伐採いたしました、合計で59本伐採いたしました。

商工で管理しているものでございますね。令和7年4月1日現在になりますが、商工全体で管理しておるのは679本でございます。

○委員長 小林委員。

○2番 小林委員 679本のうち、令和6年度に59本切ったということでよろしいんですね。

○委員長 吉田副参事。

○環境経済部副参事 申し訳ございません。令和6年4月1日現在が738本でございまして、679本が令和7年4月1日に商工観光課が維持管理している本数でございます。令和6年度中に59本伐採しておりますので、逆算すると、令和6年4月1日現在は738本維持管理しているということでございます。

以上でございます。

○委員長 小林委員。

○2番 小林委員 現在は679本あって、前回切っちゃったからかもしれないですけども、現在は679本存在して、そのうち足した59本、前年は切断した59本を足した数字がということなわけですよ。分かりました。いいです。

○委員長 ほかに質疑ございますか。

3番 吉田委員。

○3番 吉田委員 じゃ1点聞かせて。

50ページの中で、起業家支援事業についてお聞きしたいんですけども、この決算内訳を見ると、空き店舗家賃助成金が10件と書いてあって443万5,000円、これは10件ですから、均等割すると44万円ちょっとになるんですけども、10件のうちの家賃の対象が違うのか、それとも10件、大体等分、10で割ってしまってもいいのか、1件平等で44万4,000円というのか、そこら辺をお聞きしたいのが1点ね。

次に、空き店舗改修助成金が3件、空き店舗運営助成金が3件、同じ数字があるんですけども、これは3件とも同じところに、同じ件数に改修助成金と運営助成金がプラスで助成してあるのか、また別のところに助成してあるのか、これをお聞きしたいんですけども、お願いします。

○委員長 横山商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

まず、ご質疑の1つ目の空き店舗と家賃助成金、こちらは10件ございますけれども、平均して補助金を交付しているということではございませんで、その店舗、店舗ごとの家賃があります。それぞればらつきがございます。

それから、2つ目の空き店舗等改修助成金、また空き店舗運営助成金、こちらの2種類の助成金につきましては、3件の内訳といたしましては、美容業2件、不動産業1件、こちらの合計3件の方に対しまして、事業主に対しまして、それぞれの補助金を助成をしているというような形になっております。

○委員長 3番 吉田委員。

○3番 吉田委員 まず、助成金ですけども、家賃ですけども、ばらつきがあるという形ですけども、最低で幾らぐらい、最高のと、そういう決まり、上限はあるのか確認と、その中で、内訳は10件の家に1万幾らとか、またはこの1件の家は5万幾らとかと、上限もあるのかどうか。

それと、もう1つ続けたいんですけども、助成金が3件、3件に2件とか書いてあると言いましたけれども、1件、例えば例として、助成金が1件で、3件ですから、これを割ると約30万円、運営助成金が約40万円、そうすると1件の家に70万円ぐらい助成してあるのか、そこについてお聞きしたい。

○委員長 横山商工観光課長。

○商工観光課長 お答えいたします。

空き店舗等の家賃助成金10件で、合計で443万5,000円ございますけれども、先ほど申し上げましたが、多いところで上限が年間で60万円、つまり12月で割りますと1月当たり5万円、こちらが上限額という形になります。ですので、一番多い事業者さんは年間で60万円というような形になります。

ただ、この事業は、このメニューはもう終わっておりまして、以前に申請をされた方がまだ10件残っていらっしゃるという形でございます。令和6年度につきましては、12カ月借りていらっしゃる、家賃を払っていらっしゃる方もいらっしゃいますし、もう期限が終わってしまって、例えば5カ月分であるとか、4カ月分であるとかいうような事業者さんもいらっしゃいますけれども、先ほど申し上げましたように、家賃はそれぞればらばらということで、ただ、上限は1月当たり、先ほど申し上げましたけれども、5万円という形で12カ月補助している、事業者さんにおいては最大で60万円助成をさせていただいたというような実績でございます。

以上でございます。

○委員長 3番 吉田委員。

○3番 吉田委員 再確認させて。そうすると、今、現に令和7年度はこの助成金というのは、もう事業はないんですね。確認。

○委員長 横山商工観光課長。

○商工観光課長 もう廃止しておりますので、新たにはございません。

○委員長 ありがとうございます。

江森部長。

○環境経済部長 起業家支援事業自体は令和7年度も継続しています。メニューの中で、家賃を補助する制度は、新たに受付はもう令和6年度からやっていなくて、スタートアップの部分だけの補助に変わっておりまして、起業家支援事業は継続しています。家賃補助は今後行っていないという形。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

他に質疑ありますか。

小林委員。

○2番 小林委員 聞き忘れちゃって、農政課を聞くのを忘れちゃったので、農政課、教えてもらいたんですけども、主要施策の49ページ、予算書もありますけれども、ここに農道及び農業用排水路整備事業とありまして、箇所数、農道整備4箇所、農道補修3箇所、堰と排水路6件ということになってますけれども、4件、3件、6件というの、これはそれぞれの延長を教えてください。

○委員長 萩原農政課長。

○農政課長 お答え申し上げます。

まず、農道整備工事の4件ですけれども、延長が146メートル、次に農道補修工事3件、こちらが91メートル、最後に排水路整備工事6件、こちらが180メートルと堰です。

以上となります。

○委員長 小林委員。

○2番 小林委員 了解しました。だから4件とか、件数で表しているの、普通、水路自体が大体上流、下流というの、土地改良なんかをやりますと延長的には50メートルとか、そういうのが標準なわけですけれども、こんな延長の推進で大丈夫かなというのを聞きたいんですけども、取りあえず市民要望がありますから、その辺も酌んでいただいて、4件、3件、6件で146メートル、91メートルと言うと、要望の何箇所になるのかと思うと疑問がありますので、その辺も含めて事業を進めていただきたいと思います。

以上です。

○委員長 他に質疑ありますか。

小野寺委員。

○4番 小野寺委員 私からは、主要施策の成果報告書の52ページ、観光事業費の行田おもてなし観光局による観光ブランディング事業、こちらでお聞きしたいんですけども、こちらの主要観光施設入り込み客数、前年度と比べて減っていて、減った要因と、一方で観光消費額というのは逆に増えてまして、その要因、もし分かれば教えてください。

○委員長 吉田副参事。

○環境経済部副参事 52ページの主要観光施設入り込み客数でございますが、こちらは前年度

と比べて人数が減ったという要因ですけれども、令和5年度につきましては、さきたまテラスがオープンしまして、そのときのオープン特需というのがまず考えられます。あとは田んぼアートの絵柄が令和5年度は「翔んで埼玉」でありましたので、若干古代蓮に訪れるお客様が少し少なかったのかなというのを、そういうのを総合的に見まして、若干少なくなってしまったというのが要因で考えられます。

また、次の観光消費額につきましては、市内の宿泊だとかお土産を購入された方の統計を出させていただきまして、それを基に算出しているところでございますが、こちらはお土産だとか、飲食をしていただいた方が多いということで、客が減ってはいるんですけれども、お土産で購入していただいた方、お食事を食べていただいた方が1人当たりの単価が高かったというふうに想定しております。

以上でございます。

○委員長 小野寺委員。

○4番 小野寺委員 ご説明ありがとうございます。

すみません、もう1点だけお聞きしたいんですけれども、同じく主要施策の成果報告書52ページのわらアート制作事業ですけれども、こちらのわらアート制作等委託料の内訳について教えてください。

○委員長 吉田副参事。

○環境経済部副参事 わらアートにつきましては、令和6年度商工観光でやらせていただきまして、その内訳でございます。こちら詳細につきましては、まずわらアート作成そのものをお願いする、制作をお願いする、企画及びあとは実際わらアートをつくっていただくという、わらアート作成委託について、内訳が158万5,127円ということになります。

続きまして、わらアートをライトアップさせていただきましたので、そちらの照明に係る委託ですね、照明器具委託という形、設置委託ということでお願いいたしまして、それが13万350円で、残りの5万5,000円がPR看板、いわゆるわらアートを制作しましたということで看板を作成いたしましたので、その看板の作成委託で5万5,000円という形になります。

以上です。

○委員長 小野寺委員。

○4番 小野寺委員 すみません、もう1回確認。

わらアート、150万円の部分ですけれども、こちらはデザイン料なんですか。結構高額なのは。あるいはわらを収集するのに結構お金がかかっているということなんですか。

○委員長 吉田副参事。

○環境経済部副参事 企画制作ですね、デザイン等を含めて、あとは直接こちらに来ていただいて、わらアートは令和6年度は能登の復興応援ということで、加能ガニとキリコをモチーフにしたんですが、それ自体を作成していただく作成費も含めておりますので、この額になります。人件費も含めておりますので。

以上です。

○委員長 時間もありますので、小林副委員長から最後の質疑とさせていただきます。

○副委員長 すみません、質疑させていただきます。

まず、主要施策の46、47ページで、特色ある農業の推進事業、環境保全型農業支援事業というところで、申請があつて、これこれこういう効果が見込めるのでというところで、多分申請が来て補助というところだと思うんですけども、これに対して結果がどうだったという効果測定はされているのか。もしくはまだその時期じゃないので、今後する予定があるのかというところが1点と。

次に、主要施策の50ページですけれども、2番目、小規模事業経営者改善支援事業、こちらについても支援しました、結果的に改善されたのかどうなのかという効果測定をしているのか、それともまだその時期にないのか、これからする予定があるのか、それぞれお伺いさせていただきます。

○委員長 萩原農政課長。

○農政課長 お答え申し上げます。

まず、特色のある農業の推進事業につきましては、内容としましてはこちらに書いてございますとおり、枝豆並びに青大豆、こちらの団体への補助金として活用させていただいております。青大豆につきましても、多くの商品化が図られてますし、また、枝豆に関しましては、さきたまめという名前の名称を用いまして、今PRをしております、こちらにつきましては、年々県内だけではなく、市外にも行田の農産物についてPRができていくということで認識しております。

次に、環境保全型農業支援事業につきましては、2件の農業団体さんに補助金を交付しておりますが、こちらについては、有機農業などを中心とした形での作業を行っている方について補助しております、こちらについては、その農業者さんからすると高付加価値の金額で販売もできるということで、そういった面でも効果を得ていると認識しております。

以上です。

○委員長 続きまして、横山商工観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

小規模事業者経営改善支援事業につきましてでございますけれども、こちらはご説明申し上げましたように、行田商工会議所に補助金を行いまして、小規模事業者振興育成のため、会員、非会員の別なく経営改善支援事業を実施しているものでございます。商工会議所が行った実績でございますけれども、令和6年度におきましては、相談指導というところでございます、巡回指導を273件、窓口による指導を594件、また創業指導を50件行っていただいております。

また、個別指導と集団指導という形で行っておりますけれども、そちらの分類では、集団指導につきましては、令和6年度は回数にして13件、人数が262人というような形で報告をいただいております。また、個別指導につきましては、令和6年度は127件で、514者個別指導を行っているという報告を受けております。また、金融機関への借入れの金融あっせんの状況でございますけれども、令和6年度はあっせん件数にして109件、貸付件数が80件というようところで報告を伺っております。

以上でございます。

○委員長 小林副委員長。

○副委員長 全く私の質疑に答えていただけてないなというのがあるんですけども、何をやったというところではなくて、効果測定もちゃんとしていただいているんでしょうか、これからする予定があるんでしょうかというところなので、内訳を特に聞いているわけではないんですが、いかがでしょうか。

○委員長 横山課長。

○商工観光課長 失礼いたしました。

効果測定につきましては、こちらの小規模事業者対策につきましては、経営改善、言うなれば事業者がマイナスのところからゼロのところを持っていく。例えば、ゼロのところとどういふところかと申しますと、ご自身で例えば税務申告ができるであるとか、それから融資をご自身でできるであるとか、これがゼロのポイントというところだと存じ上げますけれども、その経営改善というのは、各事業者さんが失礼ですけども、そういったことあまり慣れていらないというところ、このところを伴走的に商工会議所の指導員さんがサポートして、借入れのあっせんをしたりとか、それから税務申告の補助をしたりというところの事業でございます。

ですので、効果測定につきましては、そういった事業者さんがいかに商工会議所の指導員さんによってゼロのポイントといたしますか、経営が助けられたかというようなところになるかと思っておりますので、先ほど申し上げました指導の件数であるとか、実績であるとかというのは、そういった効果測定の数値になるかと思っております。今後はより一層相談件数であるとか、そういった指導によって、助けられる小規模事業者さんが増えていくよう、また商工会議所と連携して事業を進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○委員長 江森部長。

○環境経済部長 補足をさせていただきたいと思っております。

この事業に関しましては、なかなか相談の状況であるとか、そういったものを数値化するというのは難しいものと承知しております。実績の報告をもって一定の効果があるものと認識して事業を行っているところでございます。

以上です。

○委員長 質疑はよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結し、環境経済部所管部分の審査を終了いたします。

なお、議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についての討論及び採決は、審査日程のとおり、16日に審査を行います。建設部所管部分の審査終了後に一括して行いますので、ご了承願います。

暫時休憩といたします。

---

午前 11時 37分 休憩

---

午前 11時 42分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長 これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからマイクを使用してくださいようお願いいたします。また、説明及び答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

次に、市民生活部所管の議案について審査を行います。

まず、市民生活部長にご挨拶をお願いいたします。

○市民生活部長 ご挨拶させていただきます。

建設環境常任委員会の皆様には、日頃より市民生活部各種事業に対してご理解、ご協力いただきましてありがとうございます。

本日は、市民生活部が所管いたします条例及び予算、また決算等についてご審議をいただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

---

#### △議案第60号について

○委員長 初めに、議案第60号 行田市斎場条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部の説明を求めます。

市民課、儀員課長。

○市民課長 議案第60号 行田市斎場条例の一部を改正する条例につきまして、細部説明を申し上げます。

議案書の75ページをお願いいたします。

本案は、令和8年2月から小動物火葬棟の供用を開始するため、このたび所要の規定を整備するものでございます。また、人体の火葬に係る斎場使用料は、平成14年4月1日適用の料金改定から23年が経過し、この間の社会経済情勢の変化とともに、近年の物価上昇や燃料単価及び人件費の高騰などにより火葬に要する経費も増加しており、実情を踏まえた適正な料金改定が必要でありますことから、火葬室の使用料を改定するものでございます。

改正内容につきまして、条例案新旧対照表によりご説明申し上げますので、新旧対照表の7ページをお願いいたします。

条例の施行期日が用語の整備、小動物火葬棟に係る規定及び火葬室使用料の改定に係る規定で、それぞれ異なるため、改正内容が2条立てとなっております。

初めに、第1条の規定による改正は、主に小動物火葬棟に係るもので、第2条第3項第4号は、小動物火葬棟の利用時間を規定するものでございます。

第3条第2項は、小動物火葬棟の利用の許可を50キログラム未満の小動物とするものでございます。

第4条は、別表の追加等に伴い、用語を整備するものでございます。

8ページをお願いいたします。

第5条は、小動物火葬棟の使用料を減額または免除の対象外とするため、ただし書を追加するものでございます。

別表第1は、斎場使用料を規定するもので、小動物火葬棟の使用料を新たに規定することに伴い、「別表」を「別表第1」に改めるものでございます。

別表第2は、小動物火葬棟の使用料を新たに規定するものでございます。

9ページをお願いいたします。

第2条の規定による改正は、火葬室使用料の改定に係るもので、別表第1は火葬室の使用料を表のとおり改めるものでございます。

戻りまして、議案書の77ページをお願いいたします。

附則でございますが、第1項は条例の施行期日を規定するもので、第1条の規定による改正のうち、第4条中「使用料を」の次に「市長に」を追加する用語の整備の規定は公布の日からとするものでございます。

また、第1条の規定による改正のうち、小動物火葬棟に係る規定は令和8年2月1日から、第2条の規定による火葬室使用料の改定は令和8年4月1日からそれぞれ施行するものでございます。

第2項は、小動物火葬棟の使用に係る準備行為について規定するものでございます。

第3項は、改正後の火葬室使用料の適用区分について規定するものでございます。

以上で議案第60号の細部説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第60号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

2番 小林委員。

○2番 小林委員 簡単ですけども、これは金額を決めたんですけども、県内で比べることはできないかもしれないですけども、県内の同等、比べるものが必ずしもあるかどうか分かりませんが、同等の規模、同等の内容とすると、行田市の単価というのはどのぐらいの位置に位置するんでしょうか。もし分からなかったら、どこを参考にしたかでも構わないですけども。

以上です。

○委員長 儀貝課長。

○市民課長 お答え申し上げます。

まず、12歳以上の市民の火葬料金、今回1万円に改定するんですけれども、熊谷市の斎場、それと加須市にございますメモリアルトネと同額でございます。

次に、12歳以上の市外の火葬料金、今回は7万円に改定するわけですけれども、こちらは熊谷市、それと鴻巣市にございます県央みずほ斎場と比較しまして1万円高額となっております。

また、12歳未満の市民でございますが、今回5,000円に改定いたしますけれども、熊谷市、メモリアルトネと同額でございます。

また、12歳未満の市外の火葬料金、今回5万円に改定いたしますけれども、深谷市と同様となっております、近隣の熊谷市、羽生市及び県央みずほ斎場と比較しますと2万円ほど高くなっております。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

〔「よろしいです」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ほかに質疑ありますか。

3番 吉田委員。

○3番 吉田委員 これは火葬場は休日というのは決めてあるんですか。ここだけ聞きたい。

○委員長 儀貝課長。

○市民課長 お答え申し上げます。

火葬場の休日でございますが、原則1月1日と1月2日、それと友引の日が火葬場休日となっております。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

〔「ありがとうございます」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第60号の討論、採決

○委員長 続いて討論を行います。

討論のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第60号 行田市斎場条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第60号は原案のとおり可決するに決しました。

引き続き審議を午後から開催したいと思いますので、一時中断させていただきます。午前中はこれで終了いたします。また1時からお願いいたします。

午前 11時 51分 休憩

---

午後 0時 59分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第55号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第55号 令和7年度行田市一般会計補正予算中、市民生活部所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。市民課、礒貝課長。

○市民課長 議案第55号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第3回）のうち市民課所管部分についてご説明申し上げます。

初めに、歳出について説明申し上げますので、議案書の34ページをお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費でございますが、右ページ説明欄の1節会計年度任用職員報酬から8節費用弁償までは、会計年度任用職員2名分の人件費でございます。具体的には、個人番号制度が開始されてから10年が経過したことにより、マイナンバーカード及びマイナンバーカードに登載されている電子証明書の有効期限を迎える対象者が増加しております。マイナンバーカードを継続して使用するためには、これらの更新が必要となり、その手続のために来庁する市民の方が増加しております。今後も更新の対象者の増加が見込まれる

ことから、更新手続を円滑に進めるため、これらのマイナンバーカード業務に従事する会計年度任用職員を新たに2名雇用するものでございます。

次に、12節OAシステム改修委託料は、戸籍法の改正により、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されることに伴い、本年7月下旬に戸籍に記載される振り仮名の通知書を本市に戸籍を有する筆頭者等に郵送したところでございます。

通知書に記載の振り仮名が正しければ届出は必要なく、通知書に記載の振り仮名が誤っている場合には、改正戸籍法の施行日である本年5月26日から1年以内に正しい振り仮名を届け出る必要があります。この届出期間内に氏名の振り仮名の届出がない場合に、市町村長は通知書に記載の振り仮名を戸籍に記載することが認められております。この職権により振り仮名を記載する機能を戸籍情報システムに追加するため、システムの改修委託料を措置するものでございます。

38ページをお願いいたします。

4款1項5目斎場費でございますが、右ページ説明欄の12節指定管理料は、令和8年2月から小動物火葬棟の供用開始を予定しており、小動物の火葬業務を指定管理業務に追加することから、業務に要する人件費、燃料費、維持管理費等の経費を追加措置するものでございます。

次に、歳入について説明申し上げますので、戻りまして26ページをお願いいたします。

14款2項1目総務費国庫補助金でございますが、右ページ説明欄の番号制度システム整備費補助金（市民課）は、戸籍情報システムの改修委託料、その下の個人番号カード交付事務費補助金は、マイナンバーカード業務に従事する会計年度任用職員2名分の人件費に対する国庫補助金で、それぞれ歳出で計上した全額を見込んでおります。

次に、戻りまして22ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正の1行目、斎場指定管理（小動物火葬業務分）でございますが、歳出で説明申し上げましたとおり、令和8年2月から開始予定の小動物火葬業務を指定管理業務に追加することに伴い、令和7年度から令和9年度までの小動物火葬業務に要する経費を指定管理料に追加措置する必要がありますことから、指定管理料の限度額を補正するものでございます。

以上で市民課所管分についての説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

△議案第55号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

2番 小林委員。

○2番 小林委員 確認ですけれども、マイナンバーカードで再任用と言うんですが、この再任用期間、いつからいつまでか。

あとマイナンバーカードは現在該当するのは何枚ぐらいあるか。

その2点について教えてください。

○委員長 議員課長。

○市民課長 お答え申し上げます。

会計年度任用期間でございますが、議会で補正予算を議決していただいた後、速やかに募集を行うんですけれども、予算上は10月1日から令和8年3月31日まで予算措置しております。

2番目のご質疑ですけれども、確認させていただきたいんですが、委員さんおっしゃる質疑は、現状の今のカードの交付枚数ということですか。

○2番 小林委員 要するに再任用職員がやる、該当する業務に対するマイナンバーカードの枚数。

○市民課長 具体的なカードの枚数が見込めないところであるんですが、令和6年度におきましては、1カ月当たり200件から300件の更新件数であったものが、今年度におきましては、多い月で600枚から700枚に増加しております、これらの業務に対してのものでございます。以上でございます。

○委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、討論及び採決は先ほど申し上げたとおり、16日に審査を行います建設部所管部分の審査終了後に一括して行いますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

午後 1時 06分 休憩

---

午後 1時 08分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第67号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、市民生活部所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

初めに、市民課、礒貝課長。

○市民課長 議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定につきまして、市民課所管部分をご説明申し上げます。

初めに、主要施策の成果報告からご説明申し上げますので、令和6年度主要施策の成果報告書及び決算書附表の15ページをお願いいたします。

一番下の住民票等コンビニエンスストア交付事業は、マイナンバーカードを利用して住民票の写しや印鑑登録証明書などをコンビニエンスストア等において取得できるサービスで、1万8,908件の利用があり、市民の利便性の向上や市役所窓口の混雑緩和が図られたものでございます。

飛びまして、41ページをお願いいたします。

上から2番目の斎場管理運営事業は、指定管理者による斎場施設の管理運営により、指定管理者が有する知識や技能を活用し、費用の削減や利用者等へのサービス提供など、効率的な管理運営が図られたものでございます。

その下の小動物火葬棟整備事業は、市民のペットライフに寄り添うため、令和6年度及び令和7年度の2か年で斎場敷地内に小動物火葬棟を整備しているものでございます。

以上で主要施策の成果報告の説明を終わらせていただきます。

続きまして、令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算事項別明細書につきまして、歳出から説明申し上げますので、歳入歳出決算書の117ページをお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費のうち、右ページ備考欄の◎戸籍住民基本台帳費について、主なものを申し上げますので、120ページをお願いいたします。

11節の3番目、手数料は、コンビニ交付サービスの利用に係るコンビニ交付事業者への事務手数料や市民課窓口及び電子申請サービスにおいて、証明書発行手数料の支払いに導入しているキャッシュレス決済の手数料、また市民課窓口で使用しているレジスターを令和6年7月に改刷された新紙幣に対応させるための設定費用でございます。

12節の2番目、OAシステム改修委託料は、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されることに伴い、戸籍情報システムを改修し、職権により戸籍に記載する予定の氏名の振り仮名を通知する機能を整備したものでございます。

その下のOAシステム保守点検委託料は、住民基本台帳ネットワークシステム、戸籍情報システム及びコンビニ交付システムの保守費用でございます。

13節の2番目、コンビニ交付システム借上料は、コンビニ交付サービスに係るサーバーやネットワーク機器の借上料、その下のOA機器借上料は、住民基本台帳ネットワークシステム及び戸籍情報システムのサーバーや端末等のほか、市民課ロビーに設置の有料コピー機などの借上料でございます。

次の◎戸籍住民基本台帳費（繰越明許費分）の12節OAシステム改修委託料は、戸籍に氏名の振り仮名を追加するための機能の整備に係る戸籍情報システムの改修並びにマイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に係る住民基本台帳システム及び戸籍附票システムを改修したものでございます。繰越しの理由は、国から提示されるシステム改造仕様書の確定が遅延したことや、システム改修に係る補助金申請のスケジュールにおいて、補助金決定通知後にシステム改修に係る契約を締結することが要件とされていたことなどに伴い、契約事務に遅れが生じ、年度内の業務完了が困難となったことによるものでございます。

戻りまして、左ページをお願いいたします。

2目住居表示整理費でございますが、右ページ備考欄の10節消耗品費は、住居表示板等を購入したものでございます。

次に、不用額の主なものについてご説明いたしますので、戻りまして118ページをお願いいたします。

金額の大きなもので申し上げますと、2節給料、3節職員手当等及び4節共済費は、本科目から支出される人件費について、職員17名での支出を見込んでおりましたが、人事異動によりこれらの人件費が他の支出科目から支出される再任用職員が1名新たに配置されたことに伴い、本科目での支出は16名分となったことから、不用額が発生したことが主な理由でございます。

飛びまして、171ページをお願いいたします。

4款1項5目斎場費でございますが、主なものを申し上げますと、右ページ備考欄の10節修繕料は、火葬炉を連日稼働したことにより劣化した耐火台車及びバーナー部品の交換のほか、オイル流量計のバッテリーを交換したものでございます。

12節の2番目、指定管理料でございますが、当初予算執行後に火葬件数の増加やエネルギー価格の高騰に伴い、斎場の電気料及び燃料費に不足が見込まれたことから、補正予算を措置し、不足額を補填しております。

14節施設整備工事請負費は、先ほど主要施策の成果報告でご説明申し上げました小動物火葬棟の整備費でございます。

次の◎斎場運営費（繰越明許費分）の12節調査測量設計委託料は、小動物火葬棟の設計業務委託料でございます。繰越しの理由は、小動物火葬棟の早期整備及び施設の早期供用開始に向け、設計業務委託料を令和5年12月議会にて補正予算措置し、ご議決いただきましたが、設計等の業務に約6か月の期間を要する見込みであったことから、繰り越したものでございます。

次に、不用額の主な要因でございますが、12節委託料は、指定管理料には斎場施設の管理運営において必要となる修繕の予算として250万円を措置しており、1件当たり50万円を超えない簡易な修繕に限って指定管理者が執行できることとしております。この250万円のうち未執行となった残額を年度末に精算したことにより生じたものでございます。

以上で歳出についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げます。

主なものを申し上げますので、戻りまして43ページをお願いいたします。

13款1項3目衛生使用料の1節保健衛生使用料、右ページ備考欄、斎場使用料は、火葬料を初めとする斎場施設の使用料でございます。

45ページをお願いいたします。

2項1目総務手数料の2節戸籍住民基本台帳手数料、右ページ備考欄、戸籍等手数料は、戸籍証明書や住民票の写し、印鑑登録証明書などの交付手数料でございます。

47ページをお願いいたします。

14款2項1目総務費国庫補助金の2節戸籍住民基本台帳費補助金、右ページ備考欄の番号制度システム整備費補助金（市民課）は、職権により戸籍に記載する予定の氏名の振り仮名を通知する機能を整備するための戸籍情報システムの改修に係る補助金でございます。

その下の同補助金の繰越明許費分は、戸籍に氏名の振り仮名を追加するための機能の整備に係る戸籍情報システムの改修並びにマイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に係る住民基本台帳システム及び戸籍附票システムの改修に対する補助金でございます。

その下の個人番号カード交付事務費補助金（市民課）は、マイナンバーカードの交付事務

に係る補助金でございます。

71ページをお願いいたします。

21款1項3目衛生債の2節保健衛生債、右ページ備考欄の斎場施設整備事業債は、小動物火葬棟整備の財源として措置したもので、事業費の75%を充当しております。

以上で市民課所管部分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 次に、地域活動推進課、上野課長。

○地域活動推進課長 初めに、主要施策の成果報告の主なものにつきまして説明申し上げますので、主要施策の成果報告書及び決算書附表の10ページをお願いいたします。

上から2つ目、自治会施設建設事業費補助事業は、コミュニティ活動の拠点となる自治会集会所の修繕や倉庫の新築をした自治会に対し、経費の一部を補助したものです。

その下の自治会等補助事業は、自治会連合会、自治会青年部女性部及び各单位自治体の運営に係る経費に対して補助金を交付したものです。

次のページ、一番上、防犯灯設置費補助事業は、夜間における犯罪防止等を目的に、自治会が設置・管理する防犯灯の新設、移設、修繕を行った際の経費の一部を補助したものです。

その下の防犯灯電気料補助事業は、防犯灯に係る電気料の全額を補助したものです。

その下の防犯カメラ設置事業は、市内の南河原交差点、荒木交差点、桜町交差点、佐間地内交差点、埼玉交差点に街頭防犯カメラを設置し、犯罪抑止を図ったものです。

その下の住宅用防犯カメラ設置費補助事業は、自宅等の屋外に防犯カメラを設置した際に、その経費の一部を補助したものです。

次のページ、一番上、特殊詐欺等対策機器購入費補助事業は、電話の着信時に警告音声を発し、通話内容を自動的に録音するなど、特殊詐欺の対策機能を有する電話器等の購入費用の一部を補助したものです。

その下の犯罪被害者等見舞金給付事業は、犯罪により被害を受けた本人または遺族に対して見舞金の給付を行い、経済的な負担の軽減を図るものです。

以上で主要施策の成果報告についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算事項別明細書の主なものにつきまして、歳出から説明申し上げますので、歳入歳出決算書の85ページをお願いいたします。

2款1項2目文書広報費のうち、右ページ備考欄の1つ目の◎市民相談費について、1節会計年度任用職員報酬と8節費用弁償は、市役所の開庁に合わせて実施しております消費生活相談の相談員3名に係る経費です。

その4つ下の12節弁護士委託料は、無料法律相談を実施するための委託料で、3箇所の法律事務所に委託したものです。

飛びまして、101ページをお願いします。

2款1項13目自治振興費のうち、右ページの備考欄1つ目の◎都市社会施設整備費について、次のページ、右ページ備考欄、上から2つ目の18節自治会施設建設事業費補助金は、先ほど主要施策の成果報告で説明申し上げたとおりでございます。

次に、その下の◎自治会振興費について、12節文書使送業務委託料は、市から自治会へ依頼しております回覧文書等を自治会に使送する業務を委託した経費です。

その下の18節自治会連合会補助金、自治会青年部女性部補助金及び自治会補助金は、先ほど主要施策の成果報告で説明申し上げたとおりです。

次に、その下の◎防犯対策費について、1節会計年度任用職員報酬、4節会計年度任用職員共済組合負担金及び同社会保険料並びに労働保険料、8節費用弁償は、防犯嘱託員2名に係る経費です。

12節安全・安心情報メール配信委託料は、行田警察署等からの情報を基に、不審者情報や犯罪情報などを市から登録者にメール配信するものです。

14節防犯カメラ設置工事請負費、18節の住宅用防犯カメラ設置費補助金から防犯灯電気料補助金までは、先ほど主要施策の成果報告で説明申し上げたとおりです。

その下の防犯協会補助金と暴力排除推進協議会交付金は、防犯対策関係団体に対する補助等です。

105ページをお願いいたします。

2款1項14目コミュニティ費のうち、右ページ備考欄1つ目の◎コミュニティセンター管理運営費について、11節の2つ目手数料は、コミュニティセンターみずしろの管理運営に係る人材派遣手数料及び令和5年6月から導入いたしました施設使用料のキャッシュレス決済手数料です

その下の12節警備委託料からOAシステム保守点検委託料までの各委託料は、コミュニティセンターに係る経常的な経費です。

次の◎コミュニティ事業活動費ですが、18節コミュニティ事業助成金は、一般財団法人自治総合センターの実施する一般コミュニティ助成事業を活用し、1自治会が交付対象となったもので、自治会集会所の太鼓、提灯、テント、椅子などの備品の購入に対し、助成金を交付したものです。

続いて、コミュニティ費の不用額ですが、12節委託料の不用額は、清掃委託料等において入札を実施したところ、想定より入札差金が生じたことによるもの、18節負担金補助及び交付金の不用額は、一般財団法人自治総合センターが実施する一般コミュニティ助成事業を利用して、3自治会に対して集会所用備品整備等に係る経費の助成を行う予定でありましたが、自治総合センターの審査により2自治会が交付対象とならず、未実施となったことによるものです。

少し飛びまして、111ページをお願いします。

2款1項17目諸費の右ページ備考欄、上から2つ目の◎市民活動支援費ですが、1節委員報酬及び8節費用弁償の一部は、行田市市民公益活動推進委員会の委員報酬などです。

同じく1節の会計年度任用職員報酬及び4節労働保険料、8節費用弁償の一部は、コミュニティセンターみずしろ内にあります市民活動サポートセンターの会計年度任用職員2名に係る経費でございます。

以上で歳出についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入について説明申し上げます。

戻りまして43ページをお願いいたします。

13款1項使用料、1目総務使用料の1節総務使用料のうち、右ページ備考欄の上から4つ目、コミュニティセンター使用料は、コミュニティセンターみずしろ、みずしろ分館及びコミュニティセンター南河原の施設使用料です。

45ページをお願いします。

2項手数料の1目総務手数料の3節自治振興手数料、右ページ備考欄、認可地縁団体証明手数料は、自治会等の認可地縁団体として登録している団体に対する証明書の交付手数料です。

少し飛びまして、53ページをお願いします。

15款2項県補助金、1目総務費県補助金の1節総務管理費補助金のうち、右ページ備考欄の上から1つ目、消費者行政活性化補助金は、消費生活相談窓口の機能強化などを図ることを目的とした県補助金で、消費生活相談員の研修に係る費用及び消費生活啓発用品の購入に係る経費などが補助対象となっております。

その下の防犯環境整備推進補助金は、犯罪を起こさせにくい地域環境づくりの推進を目的とした補助金で、防犯嘱託員に係る報酬や自主防犯活動に係る経費などが補助対象となっております。

少し飛びまして、65ページをお願いいたします。

20款4項雑入、1目雑入の4節交付金及び助成金収入のうち、右ページ備考欄の上から4つ目、自治総合センターコミュニティ助成金は、歳出のコミュニティ事業活動費の中のコミュニティ事業助成金で説明申し上げました自治会集会施設の備品整備に対する一般財団法人自治総合センターからの助成金であり、歳出と同額の収入を受けたものです。

以上で行田市一般会計歳入歳出決算の地域活動推進課所管分についての説明を終わらせていただきます。

○委員長 次に、危機管理課、加藤危機管理監。

○危機管理監 議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定について、危機管理課所管分につきましてご説明申し上げます。

初めに、主要施策の成果報告につきまして、主なものを申し上げますので、主要施策の成果報告書及び決算書附表の63ページをお願いします。

一番上の防災士資格取得支援事業は、地域防災力の向上を図ることを目的に、市民の防災士資格取得を支援する事業でございます。

次の防災体制整備事業は、市内各避難所に設置している防災備蓄倉庫に食料や生理用品、簡易トイレ、それを覆う簡易テントなどの備蓄品を整備したものでございます。

次の自主防災組織資機材購入費補助事業は、発電機など防災資機材の購入に対して補助を行ったものでございます。

次の災害情報伝達強化事業は、令和5年度、6年度で防災行政無線の放送と同時にホームページやSNS等で情報発信できるよう、防災行政無線操作卓の更新工事及びJアラート用パラボラアンテナの設置工事、防災行政無線の親局及び子局152箇所の保守点検、あらかじめ登録した方の電話番号に避難情報等を一斉配信するサービスのシステム利用料などがございます。

64ページをお願いします。

防災フェア開催事業は、地域防災力の向上を目的に実施してきた防災訓練に加え、対象者を拡大し、子どもから大人の幅広い世代に自分の身は自分で守るという自助・共助の意識づけの機会として行ったものでございます。令和6年度につきましては、市制施行75周年の記念事業として、公共機関や民間企業、団体の協力を得まして、行田市防災フェアを開催いたしました。

以上で主要施策の成果報告について説明を終わらせていただきます。

続きまして、令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算事項別明細書につきまして、歳出から主要なものを説明申し上げますので、歳入歳出決算書の79、80ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費、右ページ備考欄、一番下の◎危機管理課関係経費でございますが、主なものとして、10節消耗品費は、市職員を対象にした救命・応急処置研修会に要する費用でございます。

10節修繕料、11節車検代行料及び車検保険料は、危機管理課広報車の車検に関する経費でございます。

飛びまして、219ページをお願いいたします。

9款1項4目水防費のうち、右ページ備考欄、一番下の◎水防管理費は、荒川北縁水防事務組合費分担金と埼玉県水防管理団体連合協議会会費でございます。

次の222ページ、一番上の◎水防演習費は、行田市水防演習に係る経費で、主なものとして、10節消耗品費及び食料費は、演習に要する費用、12節会場設営委託料及び除草委託料は、演習会場となる利根川の河川敷の会場設営と除草に係る委託料でございます。

次の5目災害対策費の◎災害対策費でございますが、2節一般職給、3節時間外勤務手当等及び4節一般職共済組合負担金は、危機管理課職員6人分の人件費でございます。

7節謝金、10節消耗品費及び11節手数料は、主に防災士資格取得支援事業に係る経費で、謝金は防災士養成講座に係る講師謝金、消耗品費は防災士教本と防災士用キャップ、手数料は防災士の資格取得に要する受験料及び登録料でございます。

戻りまして、10節修繕料は、防災行政無線子局の蓄電池の交換などに係る経費、電気料は、防災行政無線の子局などの電気料、防災備蓄品費は、防災備蓄倉庫に備蓄する食料や生理用品、簡易トイレ、簡易テント等の購入費でございます。

11節通信料は、防災行政無線の専用回線や音声確認サービス、ホームページやSNSとの連携接続及び災害時用のMCAデジタル携帯無線機の通信などに係る経費でございます。

次の224ページの12節2行目の防災行政無線保守点検委託料は、親局及び子局152箇所の保守点検に要する経費でございます。

13節避難情報等電話配信システム利用料は、あらかじめ登録した方の電話番号に避難情報等を一斉配信するサービスのシステム利用料でございます。

14節通信設備設置工事請負費は、全国瞬時警報システム用パラボラアンテナの設置工事費用でございます。

また、次の防災行政無線操作卓更新工事請負費は、令和5年度、6年度の2か年で防災行

政無線の放送と同時にホームページやSNS等で情報発信できるよう、防災行政無線操作卓の更新工事に係る経費でございます。

17節庁用器具費は、新たに市長、副市長、危機管理監、3名分の災害時優先携帯電話の購入に要した費用でございます。

18節自主防災組織補助金は、自主防犯組織の防災資機材等の購入に対する補助金でございます。

次の◎防災訓練費でございますが、行田市防災フェアに係る経費で、10節消耗品費はフェアに要する費用、12節会場設営委託料は、会場となる総合体育館の会場設営に係る委託料でございます。

以上で歳出についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入について説明申し上げますので、戻りまして55ページをお願いいたします。

15款2項7目消防費県補助金のうち、1節消防費補助金の右ページ備考欄、地域防災活動活性化事業補助金は、防災士資格取得支援事業に対する県の補助金でございます。

飛びまして、59ページをお願いいたします。

17款寄附金、1項5目消防費寄附金、1節消防費寄附金の右ページ備考欄2番目の災害対策費寄附金は、事業者からの寄附金に基づき、防災備蓄品の簡易トイレ、簡易テントを購入したものでございます。

飛びまして、63ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目雑入、3節負担金収入の右ページ備考欄、下から2番目の災害救助等繰替支弁費負担金は、能登半島地震で避難所運営に派遣された職員の時間外手当と交通費でございます。

飛びまして、71ページをお願いいたします。

21款市債、1項7目消防債、1節消防債の右ページ備考欄2つ目の防災施設整備事業債は、防災行政無線操作卓の更新工事及び全国瞬時警報システムパラボラアンテナ設置工事の財源として、それぞれ借入れを行ったものでございます。

以上で令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についての危機管理課所管分につきまして説明を終わらせていただきます。

○委員長 次に、交通政策課、島田参事。

○交通政策課長 それでは、令和6年度一般会計歳入歳出決算のうち、交通政策課所管分につ

いてご説明申し上げます。

初めに、主要施策の成果報告につきましてご説明申し上げますので、令和6年度主要施策の成果報告書及び決算書附表の5ページをお願いいたします。

上から2番目の運転免許証自主返納者支援事業は、運転免許証を自主的に返納しやすい環境を整備し、交通事故防止を図るもので、デマンドタクシーでも使用可能な20枚つづりのタクシー利用券を1人1回に限り交付しております。なお、より一層運転免許証の自主的な返納を促すための施策といたしまして、本年1月6日から運行を開始した乗合型AIオンデマンド交通の運賃に運転免許証自主返納者に対する割引制度を創設したことから、タクシー券の交付につきましては、昨年12月28日をもって終了しております。

次のスマート街路灯・LED街路灯維持管理事業は、市が管理するLED化した道路照明灯、全1,180灯の調光操作や不具合対応などの維持管理に係る経費でございます。

次の交通安全施設等整備事業は、道路反射鏡や区画線など、交通安全施設等の整備により、交通事故の防止と道路交通の円滑化を図ったものでございます。

6ページをお願いいたします。

一番上の自転車用ヘルメット購入費補助事業は、本市における自転車用ヘルメット着用の定着を図るため、税込み3,000円以上で新品の自転車用ヘルメットを購入した市民に対し、1人1回に限り2,000円分の行田市内共通商品券を交付するものでございます。

次の生活路線バス運行支援事業は、住民生活に必要不可欠な路線バスの運行を維持するために、運行事業者2社に対して支援を行っているものであり、吹上駅を発着する行田吹上線につきましては朝日自動車株式会社へ、熊谷駅・犬塚間を走る熊谷駅犬塚線については国際十王交通株式会社へ支援を行っております。

なお、熊谷駅犬塚線の支援は、沿線自治体である熊谷市と設立しております熊谷駅・犬塚間路線バス利用促進協議会を通じて行っており、同協議会への負担金が本市支援分でございます。

次のデマンドタクシー事業は、路線バスや市内循環バスの停留所までの移動が困難な交通弱者の移動手段を確保する事業でございます。本事業につきましては、本年1月6日の乗合型AIオンデマンド交通の運行開始に伴い、昨年12月28日をもって運行を終了しております。

7ページをお願いいたします。

市内循環バス運行事業は、高齢者や運転免許証を持たない交通弱者の交通手段の確保、市内の公共施設及び観光施設の利用者並びに通勤・通学者の利便性の向上を目的に運行してい

るものでございます。令和6年度は6路線を運行しておりましたが、このうち利用者が著しく少なかった東循環コース、北西コース、北東コースの3路線につきましては、本年3月31日をもって運行を終了し、本年度は西循環コース、南大通り線コース、観光拠点循環コースの3路線を運行しております。

8ページをお願いいたします。

乗合型A I オンデマンド交通運行事業でございますが、本市における持続可能な地域公共交通を構築するとともに、マイカーがなくても安心して移動できる行田市を目指して、昨年度地域公共交通の再編を実施したところでございます。先ほどご説明申し上げましたとおり、デマンドタクシー事業及び市内循環バスの一部路線の運行を終了する一方で、これらに代わる新たな市民の移動の足といたしまして、A I を活用して最適な運行ルートを設定し、同じ時間帯に同じ方向へ乗り合わせて移動する乗合型A I オンデマンド交通うきしろ号の運行を本年1月6日から開始いたしました。令和6年度につきましては、うきしろ号導入のための準備経費及び本年1月から3月までの3か月間の運行経費から運賃収入を減じた額をA I オンデマンド交通事業補助金として運行事業者へ交付しております。

以上で主要施策の成果報告について説明を終わらせていただきます。

続きまして、令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算のうち、歳出からご説明申し上げます。

事項別明細書の95ページをお願いいたします。

2款1項10目交通対策費のうち、右ページ備考欄の◎交通安全対策費の主なものを申し上げます。

10節の3行目、修繕料は、市内全域に設置しております道路照明灯、道路反射鏡、路面標示などの修繕料でございます。

その2行下の電気料は、道路照明灯及び児童交通公園等の電気料でございます。

12節放置自転車指導委託料は、市内8箇所に設置しております市営自転車駐車場の整理・誘導に係る委託料、1つ下の交通公園管理委託料から剪定委託料までは、富士見町にございます児童交通公園の管理運営に係る委託料で、いずれも行田市シルバー人材センターへ委託しております。

13節の1行目、土地借上料は、秩父鉄道行田市駅及び持田駅に設置しております市営自転車駐車場敷地の借上料でございます。

98ページをお願いいたします。

備考欄の◎地域公共交通事業費でございます。こちらは循環バス運行事業費、デマンドタクシー利用助成費、生活路線バス支援事業費、乗合型A I オンデマンド交通運行事業の4事業に係る経費でございまして、いずれも先ほど主要施策の成果報告でご説明申し上げたとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、不用額の主なものについてご説明いたしますので、戻りまして95ページをお願いいたします。

12節委託料は、主に講習委託料及び看板等作成委託料が未執行となったため、不用額が生じたものでございます。いずれも乗合型A I オンデマンド交通導入のための所要経費として見込んでおりましたが、講習委託料は、市民向け説明会を委託によらず市職員が行ったため、また、看板等作成委託料は、主要な指定乗降場所への停留所看板を設置しないこととしたため、未執行となったものでございます。

次の18節負担金補助及び交付金は、主にA I オンデマンド交通事業費補助金の執行残で、運行結果に基づきまして、補助額に執行残が生じたものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

歳入につきましては、おおむね例年どおりでございますので、令和6年度に新たに受け入れたものにつきましてご説明申し上げます。

51ページをお願いいたします。

15節県支出金、2項1目総務費県補助金の1節総務管理費補助金、1ページめぐりまして、54ページ、右ページ備考欄の上から3番目、地域公共交通活性化事業補助金は、乗合型A I オンデマンド交通の導入に要する経費に対する埼玉県からの補助金でございます。

少し飛びまして、65ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目雑入の4節交付金及び助成金収入の右ページ備考欄の上から3番目、地域公共交通確保維持改善事業費補助金は、こちらにつきましても乗合型A I オンデマンド交通の導入に要する経費に対する国土交通省からの補助金でございます。

以上をもちまして、令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算のうち、交通政策課所管分についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 次に、南河原支所、吉田支所長、お願いします。

○南河原支所長 歳出から説明申し上げますので、歳入歳出決算書の93ページをお願いいたします。

2款1項8目支所費でございますが、94ページの説明欄から96ページの説明欄に記載され

ている事項につきましては、支所の運営、維持管理に係る経常的な経費でございます。

続きまして、歳入について説明申し上げます。

戻りまして、44ページをお願いいたします。

13款1項1目1節総務使用料のうち、右ページの1行目、土地改良区事務所使用料及び2行目の保護司会使用料は、支所の空き施設の貸付けに伴う使用料でございます。

少し飛びまして、66ページをお願いいたします。

20款4項1目7節施設貸付収入のうち、2行目の南河原支所電気料及び3行目の南河原支所清掃委託料は、先ほどの施設の貸付けに伴う電気料及び清掃に係る経費を使用団体に負担いただいたものでございます。

以上で南河原支所に係る説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第67号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

2番 小林委員。

○2番 小林委員 何点が聞かせていただいて、最初に、地域活動課の事業についての主要施策の成果報告の11ページの防犯カメラ設置事業ということで198万円ということになってますけれども、これの受け手はどういう方法で管理するかというのが1点と、5箇所選んだ理由。もう1点は、場所が詳細に分かるような何かないかなというのが3つ目の質疑ですけれども、お願いします

○委員長 上野課長。

○地域活動推進課長 小林委員のご質疑にお答えいたします。

これは映っている画像をどういうふうに取り取るのかということで。

○2番 小林委員 カメラを設置したので、それを受け手は一体でどう整備するかということですが、

○地域活動推進課長 カメラに映った動画の取り出し方ではなくてということでしょうか。

○2番 小林委員 防犯カメラに映った画像というのは、ただ映っているだけで、どこで受けて管理するかということですが、

○地域活動推進課長 このカメラは無線でつながる状態になっておりまして、カメラのそばに職員が出向いていきまして、パソコンとカメラを無線のLANでつなぎますと、カメラ本体

からデータがダウンロードできて、パソコンに動画データが収納できるというような仕様になってございます。それは警察からの捜査要請があったときに、それを確認しに行くという流れになってございます。

○2番 小林委員 日々管理するのではなくて、要請があったときに外向いてダウンロードしてやる管理ということですね。

○地域活動推進課長 お見込みのとおりでございまして、捜査要請がなければ取りに行くことはございません。捜査要請があって、初めて取りに行く形になってございます。

次に、どのようにしてこの5箇所を決めたのかということですが、南河原につきましては、皆様ご存じかもしれないんですけども、交通事故があって、小学生のお子様はねられてしまったんですけれども、そのはねた車が結果として今まだ見つかってないというような状況がありまして、地域からここに防犯カメラがあれば、そういうのがちゃんと映って非常に効果的なんじゃないかということは、もうかなりその事件後からご要望と申しますか、ご意見を頂戴していたところでございまして、まずはそこはつけようということで動き出しました。残りの点も含めまして、全て5箇所とも警察と協議させていただいております。警察と協議して、ここは効果的だよねというところで5箇所を選定して、今回設置したという形になってございます。

もう少し詳しくどの辺なのかということですが、南河原の防犯カメラにつきましては、支所のところの丁字路の交差点、駐在といいますか、警察の交番、あのそばのところについてございます。桜町はヤマダデンキがあるところの交差点についてございます。あと埼玉は、埼玉小学校のすぐそばに大きいガソリンスタンド、今整備されてすごくきれいになった交差点、あそこについてございます。佐間地内の交差点というのは、きつぷらザあおいのところについてございます。最後に荒木ですけれども、さつきホームってご存じでしょうか。あの羽生に抜けていくような、あそこについてございます。

以上でございます。

○委員長 ほかに質疑ありますか。

○2番 小林委員 次、危機管理課についてお聞きしたいんですけども、63ページ、自主防災組織資材購入費補助金、これは補助金で158万円ありましたけれども、何か発電機の購入とかと今説明の中であったと思いますけれども、これは何地区か。また、この自主防災組織補助金が前年度は219万9,700円で、今年度は158万円ということで減ってますけれども、その理由、その2点についてお聞かせください。

○委員長 加藤危機管理監。

○危機管理監 お答え申し上げます。

今年度の補助金の交付団体なんですけど、17団体、昨年度が219万円で今年158万円で減額している理由なんですけど、こちらは3年に一度の補助金の交付になっておりますので、その3年に一度の交付申請、補助金の申請をした団体の数によって今年は少なくなっているということです。

以上です。

○2番 小林委員 もう一度お願いします。

○危機管理監 3年に一度の交付なので、3年前の交付団体がもう一度申請できますので、その団体数が少なかったという、令和6年度に関しましては。

以上です。

○委員長 小林委員。

○2番 小林委員 もう1点ですけれども、防災士資格取得支援事業ということで、先ほど予算の中で何款、何節と言ったんですけれども、私メモできなかったの、この防災士資格取得支援事業の節、この予算の内訳を教えてください。確認の意味ですけれども。222ページだよ。

○委員長 小林委員、今の質疑は男女別とか、そういう資格を……

○2番 小林委員 災害の予算の節で、これに見当たるところがなくて、謝金が幾らでか何かあったので、内訳をもう一度確認の意味でお願いしたいことなんですけれども。

○委員長 よろしく申し上げます。

加藤危機管理監。

○危機管理監 お答え申し上げます。

消耗品費……

○2番 小林委員 何節でしたっけ。10節。

○危機管理監 報償費。

○2番 小林委員 何節。7節報償費、謝金ね。

○危機管理監 講師謝金です。11節役務費の防災士受験料。

○2番 小林委員 11節でしょう。11節の出役料ということ。

○危機管理監 役務費です。

○2番 小林委員 11節は、だって出役料と郵便料と通信料と手数料しか書いてないけれども。

○危機管理監 11節役務費の手数料に試験料と登録料、一番下の。

以上です。

○2番 小林委員 この3つということは、謝金と消耗品と手数料、これで合計で128万135円ということで以上ですね。分かりました。

最後ですけれども、交通政策課で、最後2点だけ確認させていただきたいんですけれども、主要施策の5ページで交通安全施設等整備事業ということで220万451円とありますけれども、これはあくまでも新規事業に対する事業費ということでよろしいですかが1点。

あとはもう1点ですけれども、予算書の96ページの交通安全対策費の10節修繕費、この修繕費の内容を教えてください。以上2つお願いします。

○委員長 島田参事。

○交通政策課長 まず、1点目の主要施策の5ページに掲載しております交通安全施設等整備事業でございますが、ご指摘のとおり、ここに掲げておりますものは新規の工事請負費のもののみを掲載しております。事項別明細書に記載されております修繕費でございますが、修繕料につきましては、交通安全施設の整備だけではなくて、修繕料に含まれておりますものは、主に区画線の修繕と道路反射鏡の修繕が主立ったもので、区画線の修繕で718万円ほどかかっております。道路反射鏡の修繕が62万4,800円ほどかかっておりまして、このほかに児童交通公園の貸出し用自転車の修繕をしたりですとか、あとは交通政策課で管理しております公用車がございますので、こちらの点検整備などの費用がこちらの修繕料から執行しております。

以上でございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

吉田委員。

○3番 吉田委員 ご説明ありがとうございます。

私も簡単なことを聞きたいんですけれども、防犯カメラがありますよね。この説明を見ると、防犯カメラを設置するには、住宅等に設置するのであれば補助金が必要、街路灯とか、そういうところへ設置するにはまた補助金の対象はあるんですけれども、自治会館、公共施設、何か特に防犯カメラを設置するとすれば補助金の対象になるのかどうか。個人宅ではここに書いてあるように、居住する住宅または道路には対象になるけれども、公共施設、例えば私たちからいえば自治会館、そこへ防犯カメラを設置するに当たっては助成はあるのか、そこをお聞きしたいの、まずは。

もう1点は、寄附金、60ページですか、災害防災寄附金というのがありましたよね。100万円。その100万円というのは、もう寄附をいただいて、今年度事業でどこかに寄附で利用させていただいたか。またはそれが今まだ使ってなくて預金してあるのか。寄附金だから、災害寄附金100万円があったでしょう、説明が。それについての詳細な説明をお願いします。以上2つ。

○委員長 上野課長。

○地域活動推進課長 吉田委員さんのご質疑にお答えいたします。

まず、令和6年度に行いました住宅用防犯カメラの設置につきましては、あくまでも個人のお宅でお住まいのお宅のみでございます。また、街灯の防犯カメラにつきましては、これは補助金ではなくて、市の単独の予算として執行させていただきまして、委員さんお尋ねの例えば自治会館等にはどうなのかということにつきますと、現状ではそういったものに対する補助はございません。今のところはそういう状況でございます。

以上です。

○委員長 続きまして、加藤危機管理監。

○危機管理監 60ページの災害対策寄附金100万円についてですが、こちらに関しましては、簡易トイレと簡易テント、それを48基で、旧小学校も含めまして24箇所ありますが、そちらに2基ずつ配備する予定でございます。もう購入しております。

以上です。

○3番 吉田委員 分かりました。ありがとうございます。

○委員長 小野寺委員。

○4番 小野寺委員 分厚いほうの104ページ、防犯対策費の12安全・安心情報メール配信委託料ですけれども、こちらというのはメール受信者というんですかね、何人分が対象になっているのか教えていただきたいです。

あと2点ありまして、続いて分厚いほうの106ページで、コミュニティ事業活動費、その中にコミュニティ事業助成金というのがありまして、先ほど私、聞き落としたかもしれないですけれども、こちらが3件対象で、1件採用、2件失格というか、見送りになったと思うんですけれども、その判断基準というか、1件なぜ採用されたか、決め手みたいなのか、駄目だったほうはどんな感じの理由で駄目だったのかを教えていただきたいです。

あと最後に、主要施策の63ページで、自主防災組織資機材購入費補助事業なんですけど、ご説明の中で、防災資機材、発電機というふうにお聞きしたような気がするんですけども、

ほかに購入している種類とかあれば、参考までに教えてください。

以上でございます。

○委員長 順に上野課長、お願いします。

○地域活動推進課長 小野寺委員さんのご質疑に順次お答えいたします。

最初に、安全・安心情報配信メールの何人登録かということですが、令和6年度で1万1,429でございます。

次に、コミュニティ助成金で3自治会が応募したにもかかわらず、1自治会しかもらえなかった理由でございますが、こちらは市は経由しているだけでございまして、判断そのものは一般財団法人自治総合センターで審査される状況になってございまして、伺ったところ、全国から多数の応募がある中で、今回は行田市の場合は1つということになりましたという結果でございました。

以上でございます。

○委員長 加藤危機管理監。

○危機管理監 自主防災組織補助金の購入についてですが、発電機のほかに簡易テントとか、スコップとか、そういうものを購入している自主防災組織があります。

以上です。

○委員長 他に質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、討論及び採決は先ほど申し上げたとおり、16日に審査を行いますので、建設部所管部分の審査終了後に一括して行いますので、ご了承願います。

一部入替えということで暫時休憩いたします。

午後 2時 15分 休憩

---

午後 2時 16分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第69号について

○委員長 次に、議案第69号 令和6年度行田市交通災害共済事業費特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

交通政策課、島田参事。

○交通政策課長 それでは、議案第69号 令和6年度行田市交通災害共済事業費特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

初めに、主要施策の成果報告についてご説明いたしますので、令和6年度主要施策の成果報告書及び決算附表の80ページをお願いいたします。

交通災害共済事業は、交通事故により災害を受けた方やその遺族の方に対し見舞金を支給することにより、生活の安定を図るものでございます。

見舞金の給付状況でございますが、給付総額は167件、813万7,000円で、令和5年度と比較いたしまして7件の減少、96万1,000円の増額でございます。

給付内容ごとの内訳といたしましては、死亡見舞金が1件、後遺障害見舞金のうち、事故により障害等級が1級または2級と認定される案件が1件、等級が3級と認定される案件は該当がございませんでした。

医療見舞金につきましては、行田市交通災害共済条例第11条による交通事故に関する公の証明が添付された事故でございまして、合計で135件、573万3,000円、令和5年度と比較いたしまして2件の増加、18万7,000円の減少でございました。条例第13条第2項によるものは、交通事故に関する公の証明を添付できず、自認書等により請求された場合の見舞金でございまして、合計で30件、50万4,000円、令和5年度と比較いたしまして10件、15万2,000円の減少でございました。

続きまして、令和6年度行田市交通災害共済事業費特別会計歳入歳出決算のうち、歳出からご説明申し上げます。

事項別明細書の295ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費の右側備考欄の1節会計年度任用職員報酬、4節労働保険料並びに8節費用弁償は、交通災害共済の掛金集金業務や窓口業務に当たる会計年度任用職員2名分の人件費でございます。

7節報償費は、自治会との協定に基づき共済会費の取りまとめに対する報償金としてご協力いただいた175自治会へ加入者1人当たり50円を3万2,343人分支払ったものでございます。

10節印刷製本費は、加入申込書兼会員証や会費の取りまとめを自治会に依頼する際の封筒などを作成したものでございます。

次に、2款1項1目事業費の右ページ備考欄、18節共済見舞金は、先ほど主要施策の成果報告でご説明申し上げました交通事故に遭われた会員への見舞金でございますので、説明は

省略させていただきます。

次に、3款1項1目交通災害共済基金費の右ページ備考欄、24節交通災害共済基金積立金は、交通災害共済基金の運用利子の基金への積立てで、令和5年度と比較して986万4,765円の減額となっております。大幅に減額となった要因といたしましては、令和5年度は基金の運用利子に加え、令和4年度からの繰越金1,000万円を積み立てたことによるものでございます。

ここで、基金の年度末現在の残高についてご説明申し上げますので、331ページをお願いいたします。

上から4番目、交通災害共済基金でございます。前年度末現在高に令和6年度中の積立金25万3,235円を加え、令和6年度末現在高は5,464万8,474円でございます。

戻りまして、295ページをお願いいたします。

歳出合計は一番下の欄に記載のとおり、予算現額2,775万8,000円に対しまして、支出済額1,226万4,377円で、執行率は44.1%でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして293ページをお願いいたします。

1款1項1目共済会費収入、右ページ備考欄、交通災害共済会費収入は、交通災害共済の3万4,233人分の掛金収入でございます。

2款1項1目負担金、右ページ備考欄、生活保護者交通災害共済会費は、一般会計から支出される生活保護受給者795人分の交通災害共済会費でございます。

3款1項1目利子及び配当金、右ページ備考欄、交通災害共済基金利子は、基金の運用利子でございます。

4款1項1目繰越金、右ページ備考欄、前年度繰越金は、前年度の繰越金で、令和5年度と比較いたしまして306万9,481円の減額となっております。これは令和5年度中に1,000万円を基金に積み立てたことによるものでございます。

5款1項1目市預金利子、右ページ備考欄、歳計現金預金利子は、共済会費に対する預金利子でございます。

その下の2項1目雑入、右ページ備考欄、雇用保険料被保険者負担金は、会計年度任用職員に係る雇用保険料の被保険者負担金でございます。

歳入合計は、一番下の欄に記載のとおり、予算現額2,775万8,000円に対しまして、収入済額5,412万2,420円でございます。

以上をもちまして、令和6年度行田市交通災害共済事業費特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

△議案第69号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

2番 小林委員。

○2番 小林委員 1点確認の意味ですけれども、収入に対して収支ですか、不用額が4,000万円ぐらい出ていると思いますけれども、その辺について、毎年不用額がどんどん増えていきますので、それについて市の考え、要するに負担金を安くするとか、そういう議論はあるのかないのか。

もう2点目として、だったら基金がありますから、基金にもっと回して、収入、支出の繰越しがそんなに多くならないような方法も取れるのではないかなと思いますけれども、その辺の考えがあるかどうか、2点お伺いします。

○委員長 島田参事。

○交通政策課長 ご質疑に対してお答え申し上げます。

1点目と2点目は関連がございますので、一括してお答えしたいと思いますのですが、不用額に対してですけれども、会費収入に対しての見舞金の金額が結果的に少なかったために、不用額が大きく出ているわけですけれども、これは結果的に市民の交通事故の件数が少なかった、交通事故の被害に遭われた方が少なかったという結果であるところが1つあると思います。

その一方で、毎年多額の不用額を発生させているというところは事実でございます、この点につきましては、制度全体の見直しも必要であろうというふうに考えておまして、会費を上げるのか下げるのか、それだけではなく、給付面のところで見直しを図るのかといったところも含めた全体で見直しを検討していく予定としております。

基金の積立てをするかどうかというところでございますが、基金の積立てをするということも1つの方法だとは思いますが、その積立てをいつどのタイミングでするかにつきましても、総合的に考えて、制度の見直しとともに一緒に考えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長 ほかに質疑はありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

---

△議案第69号の討論、採決

○委員長 続いて討論を行います。

討論のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第69号 令和6年度行田市交通災害共済事業費特別会計歳入歳出決算認定については、これを認定するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第69号はこれを認定するに決しました。

---

△散会の宣告

○委員長 以上をもって、本日の議事日程を終了いたしました。

今回は連休明け16日午前9時半から委員会を開き、引き続き都市整備部及び建設部所管の議案について審査を行いますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

皆さん、お疲れさまでした。

午後 2時 29分 散会

---

建設環境常任委員会

9月16日（火曜日）

## 令和7年行田市議会建設環境常任委員会会議録

- 開会年月日 令和7年9月16日（火曜日）
- 開催場所 第2委員会室
- 付議事件 議案第55号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第3回）  
議案第63号 行田市下水道条例の一部を改正する条例  
議案第64号 行田市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例  
議案第65号 行田市水道事業給水条例の一部を改正する条例  
議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定について  
議案第72号 令和6年度行田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について  
議案第73号 令和6年度行田市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 審査日程 **【都市整備部】**  
議案第55号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第3回）  
議案第63号 行田市下水道条例の一部を改正する条例  
議案第64号 行田市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例  
議案第65号 行田市水道事業給水条例の一部を改正する条例  
議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定について  
議案第72号 令和6年度行田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について  
議案第73号 令和6年度行田市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 【建設部】**  
議案第55号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第3回）  
議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定について

○出席委員（6名）

委員長	木村博	委員	2番	小林修	委員
副委員長	小林淳一	委員	3番	吉田豊彦	委員
1番	福島ともお	委員	4番	小野寺貴男	委員

---

○欠席委員（0名）

---

○説明のため出席した者

高橋栄一	都市整備部長
五十幡雅弘	都市整備部次長兼 下水道課長
金子政好	都市整備部次長兼 都市計画課長
山崎博司	建築開発課長
馬場康治	企業誘致課長
根岸正臣	上下水道経営課長
内山正一	水道課長
中島延雄	都市整備部副参事
青山義徳	建設部長
新井大	管理課長
藤野賢哉	道路治水課長
小倉健	営繕課長
黒澤典弘	建設部副参事

---

○事務局職員出席者

書記 新井康夫

午前 9時 28分 開会

△開議の宣告

○委員長 皆さん、おはようございます。

先週12日金曜日に引き続きまして、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

ご連絡いたします。傍聴される方につきましては、委員会審査中の雑談、発言等を禁止いたしますので、よろしくご聴取のほどお願い申し上げます。なお、審査中における傍聴人の入退場については自由となっておりますので、念のため申し添えます。

本日は、都市整備部及び建設部所管の議案について審査を行います。

審査につきましては、12日にお配りいたしました審査日程により行います。

これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからマイクを使用していただくようお願いいたします。また、説明及び質疑並びに答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

初めに、都市整備部所管の議案について審査を行います。

まず、都市整備部長にご挨拶をお願いいたします。

○都市整備部長 皆さん、おはようございます。

本日は、審査内容も大変多い中、恐縮ではございますが、一言挨拶をさせていただきます。

建設環境常任委員会の皆様には、日頃から都市整備部所管の事務事業にご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。また、本日、都市整備部に係る7議案につきまして審査をいただきますことにつきまして、感謝を申し上げます次第でございます。

さて、本日審査をお願いいたしますのは、議案第55号 令和7年度行田市一般会計補正予算のうち都市整備部所管、議案第63号 行田市下水道条例の一部を改正する条例、議案第64号 行田市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第65号 行田市水道事業給水条例の一部を改正する条例、議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定（審査依頼分）、議案第72号 令和6年度行田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議案第73号 令和6年度行田市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての7議案でございますが、上下水道経営課、水道課、下水道課、都市計画課、建築開発課、企業誘致課と多岐にわたるものでございます。何とぞ慎重なる審査、ご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、この後担当課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。本日はよろしくお願い致します。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

---

△議案第64号について

○委員長 初めに、議案第64号 行田市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部の説明を求めます。

上下水道経営課、根岸課長。

○上下水道経営課長 それでは、議案第64号 行田市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の85ページをお願いいたします。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が、令和7年1月8日に公布され、同法第19条が適用される地方公務員について部分休業制度の拡充が図られ、現行の1日につき2時間を超えない範囲内での取得に加え、1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で1日の勤務時間の全部または一部について勤務しないことを選択できるようになりました。

本市企業職員においても同様の対応とすることから、部分休業に係る給与の減額の規定について改正するものでございます。

改正内容についてご説明申し上げますので、新旧対照表の15ページをお願いいたします。

第16条第2項は、部分休業制度の拡充に伴い、部分休業の時間について「1日の勤務時間の一部（2時間を越えない範囲内の時間）」を、「1日の勤務時間の全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき市長が規定する時間）」に改め、給与の減額対象となる部分休業の時間の範囲を追加するものでございます。

議案書に戻りまして、86ページをお願いいたします。

附則でございますが、施行規日は、令和7年10月1日からとするものでございます。

以上で議案第64号についての説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

△議案第64号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

---

△議案第64号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。

討論のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第64号 行田市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第64号は原案のとおり可決するに決しました。

---

△議案第65号について

○委員長 次に、議案第65号 行田市水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部の説明を求めます。

水道課、内山課長。

○水道課長 それでは、議案第65号 行田市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書の87ページをお願いいたします。

令和6年1月に発生した能登半島地震において、水道事業者が管理する配水管が復旧した以後、個人が管理する宅内配管の復旧が遅れ、家庭で水が使用できない状況が長期化いたしました。その要因といたしまして、地元業者の数が被災規模に比して少なかったことや、地元業者も被災したことに加え、水道復旧に係る工事以外の様々な工事需要が集中した等により、宅内配管に係る業者の確保が困難であったこととされております。

宅内配管に係る業者である指定給水装置工事事業者は、工事の安全性や適正性を確保するため、専門的な技術や知識、施工能力がある工事事業者を指定給水装置工事事業者として登録し、その指定給水装置工事事業者でなければ工事が実施できない制度となっております。

そこで、災害その他非常の場合は、市民の生命、財産を守る観点から、市長または市長が指定した指定給水装置工事事業者以外でも給水装置工事を行えるものとし、宅内配管の早期

復旧に対応できる業者を確保するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容についてご説明申し上げますので、新旧対照表の16ページをお願いいたします。

第7条第1項に、災害時など非常の場合において、他の水道事業者又は他の水道事業者が指定をした者の給水装置工事を認めることについて追加するものでございます。

議案書に戻りまして、88ページをお願いします。

附則でございますが、施行期日は、公布の日からとするものでございます。

以上で議案第65号についての説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第65号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

2番 小林 修委員。

○2番 小林委員 どうも説明ありがとうございます。

1点教えてもらいたいですけれども、この改正後の災害その他非常時の場合において、この災害その他非常時の場合って、どういう、もしあれだったら、その内容、事例的なものでちょっとお示し願いたいと思うんですけれども。

以上です。

○委員長 内山課長。

○水道課長 お答え申し上げます。

災害その他の場合におきまして、水道法第2条の2、4項におきまして、水道事業者は、経営する事業を適正かつ合理的に運営することを責務とすると示され、自然災害、人為災害、特殊災害などの災害により市が指定する工事事業所で対応ができず、その責務を果たせないと水道事業者である市長が判断された場合を想定しておりますが、自然災害としまして大雨や地震、津波、火山噴火、竜巻といった天災、人為災害としまして火災や爆発、列車事故など人的に起こる災害、特殊災害としまして人為災害の中でテロや化学物質の事故といった災害というものを示すものでございます。

以上です。

○委員長 他に質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

---

△議案第65号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。

討論のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第65号 行田市水道事業給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成する委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第65号は原案のとおり可決するに決しました。

---

△議案第67号及び議案第72号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、上下水道経営課及び水道課所管部分並びに議案第72号 令和6年度行田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを一括議題とし、執行部の説明を求めます。

上下水道経営課、根岸課長。

○上下水道経営課長 それでは、議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、水道事業に関する事項についてご説明申し上げます。

歳入歳出決算書の177ページをお願いいたします。

4款衛生費、3項上水道費、1目上水道事業費は、予算現額1億5,104万9,000円に対し、支出済額5,074万1,566円、繰越明許費は1億30万7,434円で、水道事業会計への繰出金でございます。

18節負担金補助及び交付金の繰越明許費は、物価高騰の影響による市民や市内事業者の負担を軽減するための支援として、令和7年3月検針分及び4月検針分の水道基本料金の無償化を実施するための経費として水道事業会計へ繰出しをするもので、基本料金無償化の対象は令和7年4月分及び5月分の水道料金となることから、令和7年度への繰越し措置を講じたものでございます。

右側備考欄の水道事業会計繰出金は、繰出基準に基づく統合前の南河原地区簡易水道事業

債償還金の元金及び利子等に対する繰出金でございます。

以上で、議案第67号について水道事業に関する事項の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第72号 令和6年度行田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてご説明申し上げますので、決算書及び決算附属書類をご覧ください。

なお、本決算は、地方公営企業法の規定に基づき、決算報告書、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出については消費税及び地方消費税を含み、損益計算書、貸借対照表等については消費税及び地方消費税を含まず作成しているため、金額の表示が一致しない箇所がございますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

それでは、1ページをお願いいたします。

令和6年度行田市水道事業決算報告書でございます。

1、収益的収入及び支出ですが、この表は消費税及び地方消費税込みで作成しております。初めに、収入でございます。

第1款水道事業収益の決算額は18億8,102万7,313円で、予算額に対し100.3%の収入実績でございます。

次に、支出でございますが、第1款水道事業費用の決算額は16億3,179万7,024円で、予算額に対し89.6%の執行率でございます。

3ページをお願いいたします。

2、資本的収入及び支出につきましても、消費税及び地方消費税込みで作成しております。

まず、収入でございますが、第1款資本的収入、第1項企業債は、主に老朽管更新工事を行うためのもので、第5項負担金は、道路工事等に伴う配水管の移設及び消火栓の設置等に係る負担金、第9項他会計補助金は、旧南河原地区簡易水道事業に係る企業債の元金償還金の一部を一般会計から繰り入れたものでございます。これらの収入決算額は4億5,856万5,627円で、予算額に対し76%の収入実績でございます。

次に、支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費でございますが、主なものは老朽管更新工事及び施設改良工事費で、第2項は企業債の元金償還金でございます。支出決算額は14億9,472万330円で、予算額に対し85.1%の執行率でございます。

収入決算額から支出決算額を差し引きますと、10億3,615万4,703円の不足となります。この不足額の補てんですが、3ページ欄外に記載してありますように、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,603万6,277円、減債積立金5,000万円、建設改良積立金3億円、過年度分損益勘定留保資金3億4,806万2,014円、当年度分損益勘定留保資金2億5,205万

6,412円で補てんしております。

5ページをお願いいたします。

損益計算書についてご説明申し上げます。

損益計算書は、1年間の経営成績を示したものでございます。ここからは、消費税及び地方消費税抜きで作成しております。

1、営業収益は、(1)給水収益及び(2)その他営業収益で、水道料金や口径別加入金等、合計14億4,388万6,345円でございます。

2、営業費用は、(1)原水及び浄水費から(6)資産減耗費まで、浄水や配水に要する費用や減価償却費等で、合計14億8,294万6,921円でございます。

営業収益から営業費用を引いた営業利益は、3,906万576円のマイナスでございます。

3、営業外収益は、(1)受取利息から(4)雑収益まで一般会計繰入金や減価償却した資産の財源となった補助金等を収益化した長期前受金戻入などで、合計2億7,595万5,752円でございます。

次の4、営業外費用は、(1)支払利息及び(2)雑支出で、企業債の支払利息や特定収入に係る消費税及び地方消費税で、7,607万7,380円でございます。

収益から費用を差し引いた経常利益は、1億6,081万7,796円でございます。

次の5、特別損失、(1)過年度損益修正損は、過年度の漏水等による還付に伴う損失を計上したもので、36万2,444円でございます。

経常利益から特別損失を差し引いた額1億6,045万5,352円が当年度純利益でございます。

また、この当年度純利益と資本金及び支出の不足額の補てん財源として使用した積立金の相当額であるその他未処分利益剰余金変動額3億5,000万円、前年度繰越利益剰余金2,835万4,357円を加えたものが、当年度未処分利益剰余金5億3,880万9,709円でございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

(3)剰余金計算書についてご説明申し上げます。

上段の表の上半分が前年度処理を表し、下半分が当年度処理を表したものでございます。また、左から資本金、剰余金、資本合計の順になっております。

表の下半分をご覧ください。

資本金の当年度末残高は、67億346万9,758円でございます。

次に、剰余金のうち資本剰余金でございますが、第7水源用地を市長部局から受贈財産として受け入れたことにより、326万6,670円増の1億4,345万2,713円でございます。

利益剰余金につきましては、減債積立金5,000万円、建設改良積立金3億円を資本的収入及び支出の補てん財源として使用し、未処分利益剰余金につきましては、その他未処分利益剰余金変動額3億5,000万円、当年度純利益1億6,045万5,352円を加えた5億3,880万9,709円となり、利益剰余金合計の当年度末残高は16億5,830万4,209円でございます。

これにより、資本金と剰余金を合わせた資本合計は、85億522万6,680円でございます。

次に、下段の表、(4)剰余金処分計算書(案)についてご説明申し上げます。

これは、地方公営企業法第32条第2項の規定により、本決算により生じた利益の処分につきまして議会の議決をお願いするものでございます。

令和6年度末での未処分利益剰余金の額は、表の一番右上にありますとおり、5億3,880万9,709円でございます。このうち5,000万円を企業債の償還に備え減債積立金に、1億円を施設等の大規模な更新に備え建設改良積立金にそれぞれ積み立て、資本的収入及び支出の補てん財源として使用した積立金相当額3億5,000万円を資本金へ組み入れ、残りの3,880万9,709円を令和7年度への繰越利益剰余金とするものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

貸借対照表でございますが、決算日において保有する全ての財産を総括的に表示したもので、資産、負債及び資本で構成されております。

まず、8ページ、資産の部でございますが、1、固定資産は、(1)有形固定資産から(3)投資その他の資産までの合計164億4,709万2,038円、2、流動資産は、(1)現金預金から(5)未収収益までの合計21億7,298万1,784円で、資産合計は186億2,007万3,822円でございます。

なお、2の流動資産(2)未収金は、主に令和7年3月に調定を行った1月、2月使用分の水道料金等で、令和6年度中の債権ですが3月31日までに収納されていないものでございます。

次に、9ページ、負債の部でございますが、3、固定負債は、(1)企業債及び(2)引当金の合計51億5,572万8,633円、4、流動負債は、(1)企業債から(5)その他流動負債までの合計10億3,560万5,387円、5、繰延収益は、資産の取得の財源とした国庫補助金等である(1)長期前受金から、当該資産の減価償却に合わせ期間損益の観点から、その見合い分を収益化した累計額である長期前受金収益化累計額を控除した39億2,351万3,122円となり、負債合計は101億1,484万7,142円でございます。

次に、10ページ、資本の部でございますが、6、資本金は、(1)固有資本金から(3)

組入資本金までの合計67億346万9,758円、7、剰余金は、(1)資本剰余金及び(2)利益剰余金の合計18億175万6,922円でございます。

6、資本金と7、剰余金の資本合計は、85億522万6,680円、負債資本合計は、186億2,007万3,822円で、資産合計と負債資本合計が一致するものでございます。

11ページ、12ページは、決算書の注記でございます。会計処理方法や財務諸表等、表示方法について記載したもので、説明は省略させていただきます。

13ページをお願いいたします。

こちらから附属書類となります。

令和6年度水道事業の事業報告についてご説明申し上げます。

1、概況、(1)総括事項として、①利用状況についてでございますが、令和6年度末における給水戸数は3万5,684戸、給水人口は7万4,525人で、給水区域内人口7万7,426人に対する普及率は96.25%でございます。

次に、②建設改良事業についてでございますが、向町浄水場中央監視装置等更新工事を令和6年度までの継続事業として実施しました。また、向町浄水場ろ過機等改修工事等、水道施設の改修工事や水道管網の整備拡充、老朽管の更新を実施し、安全で安定した水道水の供給と災害に強いライフラインの構築を図りました。

③経営経理状況につきましては、1ページから4ページでご説明したもので、省略させていただきます。

(2)経営指標に関する事項についてでございますが、令和6年度決算における経営成績として、経営の健全性を示す経常収支比率は110.32%となり、健全経営の水準とされる100%を上回っております。料金水準の妥当性を示す料金回収率は103.22%となり、事業に必要な費用を給水収益で賄えている状況とされる100%を上回っております。

また、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は53.30%、法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路経年化率は22.47%と施設の老朽化が進んでおります。また、当該年度に更新した管路を示す管路更新率は0.27%となっております。

14ページをお願いいたします。

(3)議会議決事項は、記載のとおり、6件でございました。

(4)行政官庁認可事項はございません。

(5)水道事業運営審議会は2回開催し、水道事業経営戦略の改定についてご審議いただきました。

(6) 職員に関する事項は、令和6年度末現在、一般職は13名で、前年からの増減はございません。

(7) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項につきましては、該当事項はございません。

15ページをお願いします。

2、工事の概要についてご説明申し上げます。

令和6年度に契約を締結した契約金額1,000万円以上の工事は20件で、契約金額合計は5億3,679万4,500円、契約金額1,000万円未満の工事は13件で、契約金額合計は4,641万1,200円でございます。

16ページをお願いいたします。

3、業務の状況についてご説明申し上げます。

(1) 業務量でございますが、給水人口は7万4,525人、3行下の年度末給水戸数は3万5,684戸で、前年度と比較しますと18戸の増でございます。また、年間配水量は985万3,921立方メートルで、前年度より11万7,312立方メートル、1.2%の増でございます。また、年間有収水量は841万8,727立方メートルで、有収率は85.44%でございます。

(2) 事業収入に関する事項、(3) 事業費に関する事項につきましては、この後、20ページからの収益費用明細書によりご説明いたしますので、省略させていただきます。

17ページをお願いいたします。

(4) 供給単価は、1立方メートル当たり165.17円、給水原価は1立方メートル当たり160.02円となり、また、単年度総括原価は1立方メートル当たり283.10円でございます。

(5) 口径別加入金収入状況は、新規申込み口径13ミリから50ミリの245件と、増径等22件を合わせた267件で、合計金額は5,326万2,000円でございます。

次に、4、会計についてですが、(1) 重要契約の要旨として①工事契約金額1億5,000万円以上のものはなく、②委託契約金額1,000万円以上は3件でございます。

(2) 企業債及び一時借入金の概況でございますが、①企業債は、当年度借入高3億6,000万円、当年度償還高4億6,055万9,398円で、当年度末の残高は前年度比1億55万9,398円減の51億5,648万4,052円でございます。なお、②起債前借分及び③一時借入金はございません。

18ページをお願いいたします。

5、その他、(1) 決算日後に生じた企業の状況に関する重要な事実は、該当事項はござ

いません。

(2) 他会計負担金等の用途につきましては、消費税等の税額計算を行うに当たり必要となる不課税収入の用途の特定を行うものでございます。収益的収入のうち配水管移設工事負担金及び一般会計からの繰入金について、それぞれ記載のとおり用途を特定するものでございます。

次に、資本的収入のうち工事負担金及び一般会計からの繰入金について、それぞれ記載のとおり用途を特定するものでございます。

19ページをお願いいたします。

キャッシュ・フロー計算書についてご説明申し上げます。

キャッシュ・フロー計算書は、一事業年度の資金収支の状況を一定の活動区分別に表示したもので、資金の適正な調達と運用を把握するものでございます。

1、業務状況によるキャッシュ・フローについてでございますが、ページ中段になりますが、7億9,527万5,518円のプラス、その下、2、投資活動によるキャッシュ・フローは、8億4,826万5,307円のマイナス、3、財務活動によるキャッシュ・フローは、1億55万9,398円のマイナスで、資金期末残高は18億5,997万7,449円でございます。

20ページをお願いいたします。

水道事業会計収益費用明細書のうち、収益的収入及び支出についてご説明申し上げます。

収入でございますが、1款水道事業収益の当年度決算額は、17億1,984万2,097円で、前年度比1,349万3,132円の増でございます。

収入の主な項目といたしまして、1項1目1節水道料金は、令和5年度は水道基本料金無償化を実施したことから、前年度比25.77%の増でございます。

3目2節手数料は、設計審査手数料及び完成検査手数料で、5節加入金は、口径別加入金でございます。

2項2目1節他会計補助金は、旧南河原地区簡易水道事業の企業債利息に係る一般会計からの繰入金や能登半島地震による被災地の復興支援のため、穴水町へ派遣していた職員の人件費の負担金等でございます。

3目1節長期前受金戻入は、資産取得のために交付を受けた国庫補助金等を長期前受金という勘定科目で会計処理しており、減価償却費を計上する際、期間損益の考え方から、その見合い分として収益化したもので、非現金収入でございます。

次に、収益的支出についてご説明申し上げます。

21ページをお願いします。

1 款水道事業費用の当年度決算額は、15億5,938万6,745円で、前年度比6,445万2,709円の増でございます。

支出の主な項目といたしまして、1 項 1 目原水及び浄水費は、4 億1,910万8,590円で、前年度比3.32%の増でございます。そのうち主な項目といたしまして、17節委託料は、向町浄水場を初めとする施設管理委託等でございます。23節動力費は、原水から浄水までに至る電気料等で、電気料金の高騰により前年度比14.88%の増でございます。31節受水費は、県営水道用水受水費でございます。

22ページをお願いいたします。

2 目配水及び給水費は、2 億3,266万2,937円で、前年度比12.8%の増でございます。主な項目といたしまして、17節委託料は、向町浄水場を初めとする施設管理委託等で、前年度比48.14%の増となりました。増額の主な要因は、新たに漏水調査業務や水管橋の点検業務を実施したこと等によるものでございます。20節修繕費は、配水管や給水管の漏水修繕等によるものでございます。23節動力費は、配水から給水までに至る電気料で、電気料金の高騰により前年度比17.17%の増でございます。

23ページをお願いいたします。

3 目業務費は、1 億5,133万9,891円で、前年度比3.69%の増でございます。主な項目といたしまして、17節委託料は、料金徴収事務や量水器取替えに係る委託料等でございます。20節修繕費は、計量法に基づく検定期間8年満了の量水器費用でございます。

4 目総係費は、5,822万74円で、前年度比28.3%の増でございます。主な項目といたしまして、5 節退職給付費は、水道事業に従事した職員の退職時の支出に備え、退職給付として計上したものでございます。

24ページをお願いいたします。

17節委託料は、庁舎清掃委託等でございます。36節貸倒引当金繰入額は、当年度に貸倒引当金を取り崩したこと、また、将来の貸倒れを見込み、所要の額を計上したものでございます。

25ページをお願いいたします。

5 目減価償却費は、前年度比0.03%の増で、内訳は備考欄のとおりでございます。

6 目資産減耗費は、配水管の布設替え工事や施設改修工事等により除却された配水管や設備等の減価償却未済分を費用として計上したものでございます。

2項1目1節企業債利息は、償還計画に基づく支払利息でございます。

3項3目1節過年度損益修正損は、過年度の漏水による還付や誤納となった水道料金等の還付を損失として処理したものでございます。

26ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。こちらは、消費税及び地方消費税込みで作成しております。

初めに、収入でございます。

1款資本的収入の当年度決算額は、4億5,856万5,627円で、前年度比1,586万6,238円の増でございます。

1項2目1節建設改良費等の財源に充てるための企業債は、老朽管更新工事等を実施するため借入れを行ったものでございます。

5項1目1節負担金は、道路工事に伴う配水管移設工事や富士見工業団地拡張に伴う配水管布設工事等の負担金でございます。

9項1目1節他会計補助金は、旧南河原地区簡易水道事業に係る企業債の元金償還金の一部を一般会計から繰り入れたものでございます。

27ページをお願いいたします。

資本的支出でございます。

1款資本的支出の当年度決算額は、14億9,472万330円で、前年度比706万6,128円の減でございます。

1項1目建設費は、5億7,568万8,974円で、前年度比18.43%の減でございます。主な項目といたしまして、17節委託料は、工事設計委託料でございます。26節工事請負費は、浄水場や配水場の施設改修工事や配水管布設替え工事、舗装復旧工事等の工事請負費でございます。

28ページをお願いいたします。

6目向町浄水場中央監視装置等更新事業費は、4億5,766万8,968円で、前年度比41.29%の増でございます。26節工事請負費は、令和3年度から令和6年度までの継続事業として実施しました向町浄水場中央監視装置等更新事業工事請負費でございます。

2項2目1節建設改良費等の財源に充てるための企業債償還金は、各事業に係る元金償還金でございます。

以上で、資本的収入及び支出の説明を終わらせていただきます。

29ページをお願いいたします。

(4) 固定資産明細書でございます。これは、令和6年度末時点の固定資産の償却未済額を一覧にまとめたものでございます。

次の30ページから32ページは、企業債明細書でございます。企業債の未償還残高の借入れ明細として、行田市上水道事業企業債分、旧南河原地区簡易水道事業企業債分に区分して表にまとめたものでございます。

以上で、議案第72号についての説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第67号及び議案第72号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

1番 福島委員。

○1番 福島委員 ご説明ありがとうございました。

決算書のほうから、23ページの退職給付費、もうちょっと。これ、前年が321万円に対して、やっぱり1,331万円になっていますので、この1,000万円増えたところの理由をもうちょっと聞かせてもらいたい。

あと、次の24ページの研修費、全額減になってしまっているんですけども、これはどういう理由なのかなと思ったんですけども、ちょっとそこをお願いします。

○委員長 根岸課長。

○上下水道経営課長 お答え申し上げます。

まず、退職給付費につきまして、この退職給付費は、水道事業に従事したことのある職員が退職した際に支払う退職金の額を毎年度、皆さんが一斉に退職したと仮定した場合の所要額を繰入金として積み立てているものでございまして、これはちょっと人事異動によりまして多少の増減はありますので、その所要額を繰り入れたものでございます。

それと、次のページの研修費でございますが、研修の参加費としていろんな各種機関で行っている研修がありまして、参加費のかかるもの、それから参加費のかからないもの、いろんな研修ございまして、令和6年度につきましては、研修自体はいろんな研修には参加しておりますが、例えば県の主催する研修であったりとか、参加費のかからないオンラインの研修であったりとか、そういったものを受講した結果、決算はゼロとなったものでございます。

以上でございます。

○委員長 福島委員。

○1番 福島委員 研修費ですけれども、ゼロというのが、全く何かちょっと行ってないような印象に見えてしまったので、ちょっと質疑をさせていただきました。

以上です。

○委員長 ほかに質疑はございますか。

2番 小林委員。

○2番 小林委員 決算のほう、15ページの工事、建設改良工事契約金20件、(1)番20件とあって、その中でゼロ債務で舗装復旧工事(その1)、(その2)ありますけれども、ゼロ債務の場合の工期というのは、どのような考えで設定したかというのが1点。

それとあと、工事の番号を見ると、本当に単純なことですけれども、1、2が無くて、3、4か何かで、その1とかと始まっていますけれども、それが使われてないというのはなぜかということで、2点目伺います。

それと、もう一点ですけれども、22ページの17節の委託料、説明の中で漏水調査とか水管橋の調査を入ったために今年度は前年度よりも48.14%増えているということですが、この漏水調査委託料の内訳、漏水のほうは幾らで、水管橋が幾らか。あと、漏水調査というのは今年だけだったのか、伺います。

最後ですけれども、27ページ、支出の工事請負費が5億2,281万5,700円ということで前年度より20.82%減額になっておりますけれども、13ページの説明の中で管路経年劣化率は前年度比1.9ポイント増の22.47となっていると、劣化が進んでいるということですが、なぜこの辺で今年度は減っちゃったかという、その理由です。

以上です。

○委員長 内山課長。

○水道課長 順番のほう違って来るかもしれないんですけれども。

まず、工期でございますが、ゼロ債務の、基本は夏までに終わらせるということで工期を設けております。

○2番 小林委員 頭は、いつからいつまでの。

○委員長 小林さん、言うときはマイクをつけてやってください。

○水道課長 具体的に工期でございますが、その1とその2の工期としまして、すみません。一応具体的に、ゼロ債務のその1の工期は令和7年2月28日から令和7年7月31日、その2としまして令和7年2月16日から令和7年6月21日という工期を設けております。

○2番 小林委員 じゃ、夏場でということはないわけですね。それはそれでいいです。

あとは、単純ですけれども、工事番号の振り方ですね。

○水道課長 抜けているところがあるのは、1,000万円と1,000万円を下回るもので区別して  
まして、1,000万円を下回っているものが抜けてございます。

○2番 小林委員 はい、分かりました。

○水道課長 水管橋と漏水の内訳でございますが、水管橋のほうが882万2,000円が請負額にな  
っています。漏水調査業務委託ですけれども、1,210万円でございます、1,210万円が請負費  
になっています。

○2番 小林委員 漏水調査というのは1,100万円しかないんだから、漏水調査が1,200万円あ  
るのはおかしいし。

○水道課長 ああ、すいません、これ1,210万円が税込みの価格でございます、税抜きでそ  
れは表示されてございます。

○2番 小林委員 ああ、これは税抜きなんだ。そうすると、水管橋というのはどこに入るん  
ですか。

○委員長 内山課長。

○水道課長 水管橋に関してのご質問、もう一度お願いできますか。

○委員長 小林委員。

○2番 小林委員 説明の中で漏水委託と水管橋の調査でこの48.1%増えたと言ったんで、だ  
から、水管橋がどこに入っているかということちょっと教えてほしいということの質問で  
すけれども。

○委員長 根岸課長。

○上下水道経営課長 その水管橋の点検業務委託、この決算書でどこに表示されているかとい  
うことかと思うんですけれども、今委託料の備考欄内訳に各設備点検、施設管理、漏水調査、  
台帳修正委託料等と表記ございますが、この水管橋点検業務につきましては、申し訳ござい  
ません、台帳修正委託料等という中でその他の委託業務とまとめて、金額のほうはこの  
1,277万5,776円、この中の内数として水管橋点検委託は入っております。

以上でございます。

○2番 小林委員 はい、分かりました。

もう一つ、ちょっと細かくて申し訳ないんですけれども、今度は工事請負費ですね。

○委員長 高橋部長。

○都市整備部長 お答え申し上げます。

前年度と比べて決算額の差が大きいよと、そういうことだと思っんですけども。

○2番 小林委員 差が大きいんじゃないかと、13ページの老化率が進んでいる割には減っているということも含めてです。

○都市整備部長 前年度決算額に対して減っているのは表のとおりでございます。前年度決算額が約6億6,000万円、当該年度は5億2,000万円と。この6億6,000万円のほうが、通常大体5億円前後で工事費を推移して実施しているんですが、前年度の繰越額が多かったことから前年度の決算額が多くなったということで、事業の平準化としては、通常大体おおむね5億円程度の事業費で推移していると、そういうことで考えていただければいいのかなと思います。

以上でございます。

○2番 小林委員 了解です。

○委員長 他に質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についての討論及び採決は、審査日程のとおり、本日最後に審査を行います建設部所管部分の審査終了後に一括して行いますので、ご了承願います。

---

#### △議案第72号の討論、採決

○委員長 続いて、議案第72号 令和6年度行田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について討論を行います。

討論のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第72号 令和6年度行田市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、これを原案可決及び認定するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第72号はこれを原案可決及び認定するに決ま

した。

暫時休憩いたします。

午前 10時 31分 休憩

---

午前 10時 38分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第67号及び第73号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、上下水道経営課及び下水道課所管部分並びに議案第73号 令和6年度行田市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを一括議題とし、執行部の説明を求めます。

上下水道経営課、根岸課長。

○上下水道経営課長 それでは、議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、下水道事業に関する事項についてご説明申し上げます。

歳入歳出決算書の207ページをお願いいたします。

8款土木費、4項都市計画費、3目公共下水道費は、公共下水道事業会計への繰出金でございます。

210ページをお願いいたします。

右側備考欄の18節公共下水道事業会計繰出金は、公共下水道事業会計への負担金及び補助金、23節下水道事業会計出資金は、繰入資本金としてそれぞれ繰り出したものでございます。

以上で議案第67号について、下水道事業に関する事項の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第73号 令和6年度行田市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてご説明申し上げますので、決算書及び決算附属書類をご覧ください。

なお、本決算は、地方公営企業法の規定に基づき、決算報告書、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出については、消費税及び地方消費税を含み、損益計算書、貸借対照表等については、消費税及び地方消費税を含まず作成しているため、金額の表示が一致しない箇所がございますので、あらかじめご了承いただきたいと存じます。

それでは、33ページをお願いいたします。

令和6年度行田市公共下水道事業決算報告書でございます。

1、収益的収入及び支出でございますが、この表は消費税及び地方消費税込みで作成しております。

初めに、収入でございます。

第1款下水道事業収益の決算額は17億2,396万608円で、予算額に対し97%の収入実績でございます。

次に、支出でございますが、第1款下水道事業費用の決算額は16億2,060万8,396円で、予算額に対し93.2%の執行率でございます。

35ページをお願いいたします。

2、資本的収入及び支出につきましても、消費税及び地方消費税込みで作成しております。

まず、収入でございますが、第1款資本的収入、第1項企業債は、下水道整備に伴う公共下水道事業債、埼玉県が実施する流域下水道事業に対する負担金に充てるための流域下水道事業債及び企業債の元金償還金に充てるための資本費平準化債で、第3項国庫（県）補助金は、各種工事等に係る社会資本整備総合交付金、第4項貸付金償還金は、排水設備の改造資金貸付金の元金償還金、第6項負担金等は、下水道整備に伴う受益者負担金等、第8項他会計出資金は、一般会計からの出資金でございます。これらの収入決算額は8億7,078万6,425円で、予算額に対し69.2%の収入実績でございます。

次に、支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費でございますが、主なものは、污水管渠の幹枝線工事請負費等で、第3項は企業債の元金償還金でございます。支出決算額は15億1,265万3,601円で、予算額に対し79.2%の執行率でございます。この収入決算額から支出決算額を差し引きますと、6億4,186万7,176円の不足となります。この不足額の補填ですが、35ページの欄外に記載してありますように、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,091万6,326円、当年度分損益勘定留保資金5億4,962万1,757円、当年度利益剰余金処分額4,132万9,093円で補填しております。

37ページをお願いいたします。

損益計算書についてご説明申し上げます。

損益計算書は、1年間の経営成績を示したものでございます。ここからは消費税及び地方消費税抜きで作成しております。

1、営業収益は、（1）下水道使用料から（3）その他営業収益まで、下水道使用料や雨水処理に係る一般会計からの繰入金等で、合計8億2,379万5,770円でございます。

2、営業費用は、（1）管渠及びポンプ場費から（6）資産減耗費まで、下水道施設の維

持管理に係る費用等で、合計14億5,327万589円でございます。営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は6億2,947万4,819円のマイナスでございます。

3、営業外収益は、(1)受取利息及び配当金から(5)雑収益まで一般会計からの繰入金や減価償却した資産の財源となった補助金等を収益化した長期前受金戻入等で、合計8億1,159万5,305円でございます。

4、営業外費用は、(1)支払利息及び企業債取扱諸費及び(2)雑支出で、企業債の支払利息や特定収入に係る消費税及び地方消費税で、合計1億2,958万6,980円でございます。

収益から費用を差し引いた経常利益は5,253万3,506円でございます。

次の5、特別損失、(1)過年度損益修正損は、過年度の漏水等による下水道使用料の還付に伴う損失を計上したもので9万7,620円でございます。

経常利益から特別損失を差し引いた5,243万5,886円が当年度純利益でございます。また、この当年度純利益に前年度繰越利益剰余金1億185万9,742円を加えたものが、当年度未処分利益剰余金1億5,429万5,628円でございます。

続きまして、38ページをお願いいたします。

(3) 剰余金計算書についてご説明申し上げます。

上段の表の上半分が前年度処理を表し、下半分が当年度処理を表したものでございます。また、左から資本金、剰余金、資本合計の順になっております。

表の下半分をご覧ください。

資本金についてでございますが、一般会計からの出資金1億1,426万7,000円を組み入れ、資本金の年度末残高は65億1,696万6,058円でございます。

次に、剰余金のうち資本剰余金でございますが、当年度の変動はなく、当年度末残高は7億6,711万7,361円でございます。利益剰余金につきましては、未処分利益剰余金として、当年度純利益5,243万5,886円を加え、当年度末残高は1億5,429万5,628円でございます。

これにより、資本金と剰余金を合わせた資本合計は74億3,837万9,047円でございます。

次に、下段の表、(4) 剰余金処分計算書(案)についてご説明申し上げます。

これは地方公営企業法第32条第2項の規定により、本決算により生じた利益の処分につきまして議会の議決をお願いするものでございます。令和6年度末での未処分利益剰余金の額は、表の一番右上にありますとおり、1億5,429万5,628円でございます。このうち資金的収入及び支出の補填財源として使用した額4,132万9,093円を資本金へ組み入れ、残り1億1,296万6,535円を令和7年度への繰越利益剰余金とするものでございます。

続きまして、40ページをお願いいたします。

貸借対照表でございますが、決算日において保有する全ての財産を総括的に表示したもので、資産、負債及び資本で構成されております。

まず、40ページ、資産の部でございますが、1、固定資産は、(1)有形固定資産から(3)投資その他の資産までの合計223億1,980万942円。

2、流動資産は、(1)現金預金から(4)前払金までの合計4億1,454万3,742円で、資産合計は227億3,434万4,684円でございます。

なお、2の流動資産、(2)未収金は、主に令和7年3月に調定を行った、1月・2月分の下水道使用料や社会資本整備総合交付金等で、令和6年度中の債権ですが、3月31日までに収納されていないものでございます。

次に、41ページ、負債の部でございますが、3、固定負債は、(1)企業債69億4,171万9,229円、4、流動負債は、(1)企業債から(4)その他流動負債までの合計10億7,747万7,517円。

5、繰延収益は、資産の取得の財源とした国庫補助金等である(1)長期前受金から当該資産の減価償却に合わせ、期間損益の観点から、その見合い分を収益化した累計額である長期前受金収益化累計額を控除した72億7,676万8,891円となり、負債合計は152億9,596万5,637円でございます。

次に、資本の部でございますが、6、資本金合計は65億1,696万6,058円、7、剰余金は、(1)資本剰余金及び(2)利益剰余金の合計9億2,141万2,989円でございます。

6、資本金と7、剰余金の資本合計は74億3,837万9,047円、負債資本合計は227億3,434万4,684円となり、資産合計と負債資本合計が一致するものでございます。

42ページは、決算書の注記でございます。会計処理方法や財務諸表等の表示方法について記載したもので、説明は省略させていただきます。

43ページをお願いいたします。

こちらから附属書類になります。

令和6年度行田市公共下水道事業報告書についてご説明申し上げます。

1、概況の(1)総括事項として、(イ)業務の状況についてでございますが、令和7年3月末現在の処理区域内人口は4万4,919人、行政区域内人口7万7,426人に対する普及率は58.02%、水洗化人口は4万422人で、水洗化率は89.99%でございます。また、年間汚水処理水量は714万8,200立方メートルで、そのうち下水道使用料の賦課対象となった水量である

年間有収水量は465万3,045立方メートル、有収率は65.09%でございます。

次に、（ロ）建設改良状況についてですが、第10処理分区に属する藤原町地内において汚水管渠整備を実施し、下水道処理区域の拡大をはかりました。また、行田市下水道ストックマネジメント計画に基づくポンプ場等の機械設備等の更新や、管路施設調査、マンホール点検を行うとともに、マンホール蓋改修工事を実施し、下水道施設の持続的な機能確保をはかりました。

次の（ハ）経理の状況につきましては、33ページから36ページでご説明したもので、省略させていただきます。

（2）経営指標に関する事項についてでございますが、令和6年度決算における経営成績として、経営の健全性を示す経常収支比率は103.32%で、健全経営の水準とされる100%を上回っておりますが、料金水準の妥当性を示す経費回収率は73.22%と事業に必要な費用を料金収入で賄えている状況とされる100%に到達していない状況となっております。

また、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は20.76%、法定耐用年数を経過した管渠延長の割合を示す管渠老朽化率は23.85%で、いずれも前年と比べ施設の老朽化は進んでおります。

44ページをお願いいたします。

（3）議会議決事項は、記載のとおり5件ございました。

（4）行政官庁認可事項は、行田都市計画下水道の変更等、3件ございました。

（5）下水道事業運営審議会は2回開催し、行田都市計画下水道の変更及び受益者負担金負担区の設定、単位負担金額についてご審議いただきました。

（6）職員に関する事項は、令和6年度末現在、一般職は11名で、前年からの増減はございません。

（7）料金その他供給条件の設定、変更に関する事項につきましては、令和7年3月に下水道使用料を20%改定いたしました。

45ページをお願いいたします。

2、工事の概要についてご説明申し上げます。

令和6年度に契約を締結した契約金額1,000万円以上の工事は8件で、契約金額の合計は8億9,340万3,600円、契約金額1,000万円未満の工事は25件で、契約金額の合計は4,003万3,400円でございます。

次に、3、業務の状況についてご説明申し上げます。

(1) 業務量でございますが、処理区域内人口は4万4,919人で、前年度と比較しますと227人の減でございます。表の下から3行目、年間汚水処理水量は714万8,200立方メートルで、前年度と比較しますと16万115立方メートルの増、また、年間有収水量は465万3,045立方メートルで、前年度と比較しますと8,174立方メートルの増でございます。

46ページをお願いいたします。

(2) 事業収入に関する事項、(3) 事業費に関する事項につきましては、この後、49ページからの収益費用明細書によりご説明いたしますので、省略させていただきます。

4、会計についてでございますが、(1) 重要契約の要旨として、工事契約額1億5,000万円以上のものは1件で、委託契約額1,000万円以上のものは8件でございます。

(2) 企業債及び一時借入金の概況でございますが、(イ) 企業債は、当年度借入高6億4,360万円、当年度償還高7億9,580万4,374円で、当年度末の残高は1億5,220万4,374円減の77億1,764万8,339円でございます。

なお、(ロ) 起債前借分と(ハ) 一時借入金はございません。

(3) その他会計経理に関する重要事項でございますが、該当事項はございません。

5、附帯事項についてでございますが、(1) 排水設備改造資金貸付状況は、令和6年度における新規の貸付けはなく、令和6年度末の貸付状況は1件で、未償還額は2万8,800円でございます。

6、その他、(1) 決算日後に生じた企業の状況に関する重要な事実は、該当事項はございません。

(2) 他会計負担金等の用途につきましては、消費税等の税額計算を行うに当たり必要となる不課税収入の用途の特定を行うものでございます。

収益的収入のうち、一般会計からの繰入金である雨水処理負担金、他会計負担金、他会計補助金について、それぞれ記載のとおり用途を特定するものでございます。

次に、資本的収入のうち、国庫補助金及び負担金等について、それぞれ記載のとおり用途を特定するものでございます。

48ページをお願いいたします。

キャッシュ・フロー計算書についてご説明申し上げます。

キャッシュ・フロー計算書は、1事業年度の資金収支の状況を一定の活動区分別に表示したもので、資金の適正な調達と運用を把握するものでございます。

1、業務活動によるキャッシュ・フローについてでございますが、ページ中段になります

が、5億8,099万7,050円のプラス、その下、2、投資活動によるキャッシュ・フローは5億4,556万7,747円のマイナス、3、財務活動によるキャッシュ・フローは1億2,671万8,916円のマイナスで、資金期末残高は1億9,362万2,938円でございます。

49ページをお願いいたします。

収益費用明細書のうち、収益的収入及び支出についてご説明申し上げます。

収入でございますが、1款下水道事業収益の当年度決算額は16億3,539万1,075円で、前年度比333万1,939円の増でございます。

収入の主な項目といたしまして、1項1目1節下水道使用料は、前年度比0.56%の増でございます。

2目1節雨水処理負担金は、雨水処理に係る費用に対する一般会計繰入金でございます。

2項2目1節他会計負担金は、分流式下水道等に要する経費や不明水処理費等に係る一般会計繰入金でございます。

3目1節他会計補助金は、企業債支払利息等に充当した一般会計繰入金でございます。

4目1節長期前受金戻入は、資産の取得のために交付を受けた国庫補助金等を長期前受金という勘定科目で会計処理しており、減価償却費を計上する際、期間損益の考え方からその見合い分として収益化したもので、非現金収入でございます。

次に、収益的支出についてご説明申し上げます。

50ページをお願いいたします。

1款下水道事業費用の当年度決算額は15億8,295万5,189円で、前年度比5,254万8,248円の増でございます。

支出の主な項目といたしまして、1項1目管渠及びポンプ場費は1億8,395万6,821円で、前年度比3.26%の減でございます。そのうち主な項目といたしまして、17節委託料は、ポンプ場施設の管理委託料及び機械設備の保守点検委託料等でございます。41節動力費は、市内5箇所のポンプ場及びマンホールポンプ5箇所の電気料等で、電気料金の高騰により前年度比10.08%の増でございます。

2目流域下水道維持管理負担金2億9,892万4,730円は、桶川市にあります終末処理場の元荒川水循環センターへ行田市から送水した汚水の処理に要した費用で、汚水処理に係る単価が、令和6年度より汚水処理量1立方メートル当たり38円から46円に値上がりしたことから、前年度比23.83%の増でございます。

51ページをお願いいたします。

3目業務及び普及促進費は6,422万8,228円で、前年度比15.58%の増でございます。主な項目といたしまして、17節委託料は、水道課への下水道使用料徴収委託料でございます。

4目総係費は3,583万3,415円で、前年度比13.89%の増でございます。主な項目といたしまして、19節使用料及び賃借料は、水道庁舎の一部を下水道課の執務室として使用していることから、水道課への賃借料等でございます。36節貸倒引当金繰入額は、当年度に貸倒引当金を取り崩したこと、また、将来の貸倒れを見込み、所要の額を計上したものでございます。52ページをお願いいたします。

6目減価償却費は、前年度比0.22%の減で、内訳は備考欄記載のとおりでございます。

2項1目1節企業債利息は、償還計画に基づく支払利息でございます。

2目2節その他雑支出は、特定収入に係る消費税及び地方消費税等を費用計上したものでございます。

3項4目1節過年度損益修正損は、過年度の漏水等による下水道使用料の還付を損失として処理したものでございます。

53ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。こちらは消費税及び地方消費税込みで作成しております。

初めに、収入でございます。

1款資本的収入の当年度決算額は8億7,078万6,425円で、前年度比2億4,408万2,995円の増でございます。

主な項目といたしまして、1項1目1節公共下水道事業債は、管渠整備等建設改良事業の財源に充てた企業債で、2節流域下水道事業債は、荒川左岸北部流域下水道建設負担金に充てた企業債、2目1節資本費平準化債は、企業債元金償還金の財源に充てた企業債でございます。

3項1目1節国庫補助金は、汚水管渠枝線工事等に対する社会資本整備総合交付金でございます。

6項1目1節受益者負担金は、下水道事業受益者負担金でございます。

8項1目1節他会計出資金は、企業債の元金償還金等に対する一般会計からの繰入金でございます。

54ページをお願いいたします。

資本的支出でございます。

1 款資本的支出の当年度決算額は15億1,265万3,601円で、前年度比2億384万645円の増でございます。

1 項 1 目建設改良費は6億1,679万4,071円で、前年度比89.8%の増でございます。主な項目といたしまして、17節委託料は、工事に係る設計委託やマンホール点検委託等でございます。26節工事請負費は、第10処理分区污水枝線工事や舗装復旧工事、ポンプ場の設備改修工事等の工事請負費でございます。

2 目 1 節流域下水道建設負担金は、荒川左岸北部下水道事務所が桶川市にある元荒川水循環センターや中継ポンプ場等で実施した工事等に対する負担金で、埼玉県と流域構成5市でその費用を負担しているものでございます。

3 項 1 目建設改良企業債償還金は、各事業に係る企業債の元金償還金でございます。

以上で、資本的収入及び支出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、55ページをお願いいたします。

(4) 固定資産明細書でございます。これは、令和6年度末時点の固定資産の償却未済額を一覧にまとめたものでございます。

次の56ページから60ページは企業債明細書でございます。企業債の未償還残高の借入明細として表にまとめたものでございます。

以上で、議案第73号についての説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第73号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

1 番 福島委員。

○1 番 福島委員 ご説明ありがとうございました。

まず、決算書の54ページの委託料のところですけども、言及はあったと思うんですけども、もうちょっと詳しく、この調査測量設計委託料等が、前年度が4,217万700円だったのが、当年度だと1億5,296万7,000円なので、そのの上まっている理由をお聞かせいただけたらと思います。もうちょっと詳しく。

以上です。

○委員長 五十幡課長。

○下水道課長 資本的支出の17節委託料の前年度比に対しての増額の理由ということでよろし

いでしょうか。

こちらにつきましては、主な理由といたしましては、緑町ポンプ場の耐震診断工事委託ですとか、管路の耐震診断、また新しく面整備を行います第6処理分区の汚水の実施設計業務委託、また都市計画決定の事業認可ですとか、新しい事業の部分が入ってまして、それで全体で約1億1,000万円の増額になったというところでございます。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

2番 小林委員。

○2番 小林委員 決算の50ページの流域下水道維持管理負担金ということで、何か料金が38円から46円に上がったということですが、この上がった料金体系はどういう体系で38円から46円になっているかということが1点と、この場合、令和6年度は量も増えたのか、減ったのか、その2点です。

あと、もう一点が、54ページの26節の工事請負費4億2,593万8,100円ですが、これが前年度より78.27%増えているんですけども、これはあくまでも枝線工事が増えたのか、機械設置工事の費用が増えたのかということの質問です。

もう一点が、その下の2節流域下水道建設負担金、負担金を5市で負担するというものになってはいますが、これはいつまで続くのか、その点についてお聞きします。

以上です。

○委員長 以上4点でいいですか。

○2番 小林委員 そうですね、はい。

○委員長 五十幡課長。

○下水道課長 まず、50ページの流域下水道維持管理負担金についてのご質問ということですのでよろしいですかね。

まず、こちらの料金の算定根拠になりますが、こちらにつきましては流域下水道で5年ごとに見直しされている負担金でございますが、算定方法につきましては、荒川左岸北部流域下水道事業で5年間、令和6年から10年の電気料や修繕費、運転管理費などの維持管理の管理費の推移から、負担金以外の収入、繰入金ですとか固定資産税の貸付料収入ですとか、消化ガスの売却料等の控除後の支出予定額に対して、汚水の推計処理水量で割って算出しているということでございます。

これまでは38円という負担金でございましたが、平成31年4月から令和6年3月まで38円という負担金でございましたが、その後、そちらの維持管理費の算定をして、46円になった

ということでございます。

○委員長 小林委員。

○2番 小林委員 説明だと、38円からというのが、最低が38円から46円ということなのか、その枠で考えたんですけれども、当初が38円だったのが46円になったという、そのからですね。

○下水道課長 はい。

○2番 小林委員 了解です。

○委員長 五十幡課長。

○下水道課長 平成26年から38円でございます、令和6年度からその維持管理負担金は5年ごとに見直しされている中で、46円になったということでございます。

こちらの維持管理負担金の処理した水量でございますが、令和5年度が698万8,085立方メートルに対しまして、令和6年度、714万8,200立方メートルということで、水量も増となっております。

続きまして、54ページの工事請負費の増額となった主な要因ということによろしいでしょうか。

こちらの主な要因でございますが、令和5年度から令和6年度に繰り越した事業費が大きいものがございまして、例えば緑町ポンプ場のし渣ベルトコンベヤ、ホッパの更新工事、こちらが約1億2,300万円、またマンホール蓋の改修工事が2件ございまして、合わせて約3,500万円、こちらの事業が繰越しされて6年度に実施されたということが主な要因でございます。

続きまして、同じく54ページの流域の下水道建設負担金がいつまで続くかということでございますが、こちらの事業費につきましては、各流域5市が日最大計画汚水量の割合によって支出する負担金でございます。行田市の場合は、令和6年度で16.17%を支出する負担金となっておりまして、こちらにつきましては、昨年度に対して約18億円ほど減となっておりますが、県に確認したところ、予定されていた事業が交付金の内示がなかったという部分で事業を見直して、約18億円減になったというところでございます、今後続くかということにつきましては、やはり維持管理の部分にも関わりますので、施設の改築更新、また新たなエネルギーの開発ですとか、そういうものを考えますと、継続的に事業は進んでいくということになるかと思えます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

○2番 小林委員 いいです。

○委員長 他に質疑はございませんか。

3番 吉田委員。

○3番 吉田委員 説明ありがとうございます。

私は、37ページの営業外収益という形で、受取利息及び配当金、受取利息は分かるんですけども、配当金というのはどういう投資に対して配当金がついているのか、それが1点と、あとその5番目に雑収益というのがありますよね。雑収益というのはどういうものが雑収益になっているのか、教えていただきたい。

以上、お願いします。

○委員長 根岸課長。

○上下水道経営課長 お答え申し上げます。

まず、配当金につきまして、ここで項目としまして受取利息及び配当金ということでは表示はしておりますが、これは公営企業法の損益計算書のひな型に準じたつくりになっておまして、ここに配当金という言葉がこの項目では出ておりますが、実際にはこれは全て預金利息になります。配当金は含まれておりません。

それと、雑収益でございますが、こちらは窓口での、下水道課の埋設図とかのコピー代ですとか、あとは不納欠損を行った下水道使用料、こちらにつきましての消費税の相当分ということで、これは収益として計上しておりますので、その分でございます。

以上でございます。

○委員長 吉田委員。

○3番 吉田委員 再度、お聞きしたいんですけども、配当金というのは、受取利息ですよ。別に改めてこの受取利息、1行だけでいいんじゃない。配当金をカットしてしまってもいいんじゃないかと思うんですけども、これはこういう水道課のこれで、経理で書かなくてはならないんですか、記載は。削除したらどうなんだろう。

○委員長 根岸課長。

○上下水道経営課長 お答え申し上げます。

これは、ある程度国での様式、ひな形はあるんですが、必ずしもそのとおりに記載しなければならないというものではございませんので、それは各事業体の実情に応じて、この辺の変更というのは当然可能でございますので、またその辺につきましては、配当金等、その収

入としての実態がないという中で、表示方法については検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長 よろしくお願ひします。

他に質疑はございますか。

〔「いいですよ」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についての討論及び採決は、先ほど申し上げたとおり、本日最後に審査を行います建設部所管部分の審査終了後に一括して行います。

---

#### △議案第73号の討論、採決

○委員長 続いて、議案第73号 令和6年度行田市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について討論を行います。討論のある方は挙手を願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第73号 令和6年度行田市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、これを原案可決及び認定するに賛成の委員は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第73号は、これを原案可決及び認定するに決しました。

暫時休憩いたします。

午前 11時 25分 休憩

---

午前 11時 26分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### △議案第63号について

○委員長 次に、議案第63号 行田市下水道条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部の説明を求めます。

下水道課、五十幡課長。

○下水道課長 それでは、議案第63号 行田市下水道条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の83ページをお願いいたします。

本案は、災害その他非常の場合において、排水設備などの工事を行うことができる事業者の対象範囲を拡大して、工事の円滑な実施を確保するため、市長が指定した指定工事店以外の他の市町村長または管理者の指定を受けた指定工事店であっても、排水設備などの工事を行うことができるよう改正するものでございます。

家庭や事業所で発生した下水を公共下水道へ流すための排水管や排水ますなどの排水設備は、排水が流れにくくなったり、排水管が詰まることがないように、適切に施工することが必要です。こうしたことから、工事の安全性や適正性を確保するため、排水設備の工事は専門的な技術や知識、施工能力がある工事業者を、それぞれの自治体が指定工事店として登録し、その指定工事店でなければ工事を実施することができない制度となっております。

こうした中、令和6年1月に発生した能登半島地震では、多くの家屋で排水設備などが破損したことにより、工事を行うことができる指定工事店が不足し、これによって排水設備などの復旧が遅れることとなりました。これを踏まえて、国土交通省で定める市町村の下水道条例の制定などに関する事務の参考となる標準下水道条例等が改正されたことを受けて、改めるものでございます。

改正内容についてご説明申し上げますので、新旧対照表の14ページをお願いいたします。

第6条は、排水設備指定工事店の指定について定めるもので、条文の改正内容に即して所要の整理を行い、各号を追加するものでございます。

議案書に戻りまして、84ページをお願いいたします。

附則でございますが、施行期日は公布の日からとするものでございます。

以上で議案第63号の細部説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第63号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

△議案第63号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に採決いたします。

議案第63号 行田市下水道条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第63号は原案のとおり可決するに決しました。暫時休憩いたします。

午前 11時 31分 休憩

---

午前 11時 33分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第67号について

○委員長 皆様にお諮りいたします。お昼休みにかかってしまうと思うんですけれども、続けて最後までやりたいと思いますので、一つよろしく願いいたします。

次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、都市計画課、建築開発課及び企業誘致課所管部分についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

初めに、都市計画課、金子課長。

○都市計画課長 それでは、議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算のうち、都市計画課所管事業についてご説明申し上げます。

初めに、主要施策についてご説明申し上げますので、主要施策の成果報告書及び決算書附票の57ページをお願いいたします。

中段の景観計画策定事業でございますが、令和5年度から景観法に基づく計画策定に着手し、2カ年で実施したものでございます。

58ページをお願いいたします。

下段の常盤通佐間線街路事業でございますが、事業主体である埼玉県が行う事業費の一部

を負担したほか、先行取得用地の維持管理のため、除草を実施したものでございます。

59ページをお願いいたします。

上段の古代蓮の里C棟トイレ更新事業でございますが、南側駐車場から西側園内への入り口付近に多目的トイレを整備したものでございます。

次に、水城公園東側園地再整備事業でございますが、水城公園東側園地内に北口駐車場、芝生広場の整備、また複合遊具を設置したものでございます。

次に、公園施設長寿命化事業でございますが、行田市公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した園内灯やフェンスの更新工事を実施したものでございます。

次に、古代蓮の里行田タワーサイン設置事業でございますが、全国発射プロジェクトと銘打ち、行田タワーにサイン及び屋上に展望台を設置したものでございます。

主要施策の説明は以上でございます。

続きまして、令和6年度一般会計歳入歳出決算事項別明細書についてご説明申し上げます。

初めに、歳出からご説明申し上げますので、事項別明細書の203ページをお願いいたします。

8款土木費、4項1目都市計画総務費は、主に都市計画課、建築開発課、企業誘致課の3課に対する経費でございます。予算現額は2億7,114万3,512円に対し、支出済額は2億1,798万1,115円で、執行率は80.4%でございます。

次に、歳出の主な内容についてご説明いたしますので、右ページ備考欄をお願いいたします。

◎都市計画一般管理費の主なものといたしまして、1節から8節までは職員に関する経費で、都市計画課、建築開発課、企業誘致課職員21名分及び会計年度任用職員1名の人件費等でございます。

次の◎都市計画課関係経費は、経常的な経費のほか景観計画の策定委託料、水道庁舎執務室の借上料、関係団体への分担金及び負担金でございます。

主なものといたしまして、12節景観計画策定委託料は、主要施策でご説明したとおりでございます。

13節、上から3行目、施設借上料は、都市計画課、建築開発課、企業誘致課の水道庁舎2階への移転に伴う施設借上料でございます。

続きまして、不用額についてご説明申し上げます。

全体の不用額5,316万2,397円のうち、都市計画課の主なものを申し上げますと、13節使用

料及び賃借料は、水道庁舎2階への執務室移転に伴い、施設借上料が見込みより少なかったことによるものでございます。

18節負担金補助及び交付金は、八幡通りにおける建物等の修景整備に対する補助を3件予定しておりましたが、申請がなかったことによるものでございます。

207ページをお願いします。

中段の2目街路事業費は、道路治水課執行分を一部含みますが、予算現額431万4,000円に対し、支出済額は429万8,000円で、執行率は99.7%でございます。

右ページ備考欄の◎常盤通佐間線街路事業費は、都市計画道路常盤通佐間線に係る費用でございまして、主要施策でご説明申し上げましたが、18節常盤通佐間線街路事業負担金は、事業主体である埼玉県が実施した詳細設計業務などに係る本市負担金でございます。

209ページをお願いいたします。

4目公園費は、予算現額4億6,919万9,998円に対し、支出済額は4億1,078万3,461円で、執行率は87.5%でございます。

右ページ備考欄の◎公園維持管理費は、市内87箇所の公園と4箇所の緑地の維持管理に要した費用でございます。

主なものといたしまして、1節から8節までは職員関係経費で、公園担当職員4名及び会計年度任用職員7名分の人件費等でございます。

10節、3行目の修繕料は、遊具や草刈り機などの修繕に要した費用でございます。2つ下の電気料は、園内灯や公園管理事務所などの電気料でございます。

11節出役料及び212ページの13節器具・機材借上料は、公園施設の補修や樹木の剪定・伐採などの緊急作業に要した費用でございます。

210ページに戻りまして、12節調査測量設計委託料は、水城公園東側園地再整備に係る設計業務及び都市計画緑地かすが緑道の計画予定地の土地取得に伴う調査測量業務に要した費用でございます。

その下の催物委託料及び看板等作成委託料は、行田タワー全国発射プロジェクト完成記念式典に係る会場設営、横断幕の作成、またライトアップ照明の設置に要した費用でございます。

その下の施設管理委託料は、忍城址の緑地管理業務や、自治会が管理する各所公園の施設管理業務、樹木剪定などの施設管理に要した費用でございます。

その下の総合公園等指定管理料及び古代蓮の里指定管理料は、指定管理者である公益財団

法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団への委託料でございます。

その下の清掃委託料は、公園の園内清掃やトイレ清掃などに要した費用でございます。

212ページをお願いいたします。

一番上の除草委託料は、各所公園や緑地の除草業務に要した費用でございます。

次に、14節各所公園整備工事請負費は、主要施策で申し上げた水城公園東側園地内の北口駐車場の整備などを含む計7件の工事に要した費用でございます。

その下の総合公園整備工事請負費は、汚水ポンプの更新工事に要した費用でございます。

その下の古代蓮の里整備工事請負費は、行田タワーのサイン設置工事やC棟トイレの更新工事など、計6件の工事に要した費用でございます。

次の◎公園維持管理費（繰越明許費分）の14節各所公園整備工事請負費は、水城公園東側園地内の施設整備工事において、全国的な電線供給不足の影響により、年度内の工事完成が困難となったことから、繰越措置を講じ、実施したものでございます。

次の◎忍川水辺環境維持費は、埼玉県行田県土整備事務所と締結した河川環境水辺親水施設の維持管理に関する覚書の規定に基づき、忍川堤防の除草や清掃、樹木の消毒作業などを実施したものでございます。

次の◎彩の国さきたま公園整備対策費は、地元の方が中心となって活動しているさきたま古墳公園整備事業地元推進協議会への交付金でございます。

次に、不用額についてご説明申し上げますので、戻りまして210ページをお願いいたします。

1節報酬から4節共済費につきましては、公園作業員が一時定員に満たなかったことによるものでございます。

10節需用費につきましては、電線ケーブルの盗難防止用のマンホール蓋の開閉防止具について、プラスチック製に仕様を変更したことにより、見込みより安価で購入したことによるものでございます。

12節委託料につきましては、忍城址内において、新たに飲食店等の便益施設を計画しておりましたが、ヒアリング調査の結果、参入見込みが乏しいことから、設計業務を見送ったことによるものでございます。

14節工事請負費につきましては、入札差金等によるものでございます。

16節公有財産購入費につきましては、都市計画緑地かすが緑道の計画予定地の土地取得について、地権者の事情により売買契約の締結に至らなかったことによるものでございます。

次に、繰越明許費についてでございますが、14節工事請負費につきましては、古代蓮の里の幹線ケーブル復旧工事において、全国的な電線供給不足により、年度内の工事の完成が困難となったことから、繰越明許費を設定したものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして43ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、1項5目3節都市計画使用料は、公園及び緑地の占用料及び使用料でございます。

55ページをお願いいたします。

15款県支出金、1項6目1節都市計画補助金のうち、右ページ備考欄のみどりの創出事業補助金は、水城公園東側園地の芝生広場整備に対する県の補助金でございます。

57ページをお願いいたします。

16款財産収入、1項7目1節土地建物貸付収入のうち、右ページ備考欄の12行目、一般土地貸付収入（都市計画課）は、長野5丁目などの土地貸付収入でございます。

61ページをお願いいたします。

17款寄附金、1項7目1節都市計画費寄附金の右ページ備考欄、公園費寄附金は、行田タワー全国発射プロジェクトに対する市内事業者からの寄附金でございます。

65ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目7節施設貸付収入のうち、右ページ備考欄の下から3行目、公園電気料は、水城公園バスターミナルなどに設置している災害時飲料供給用自動販売機の電気料の収入でございます。

67ページをお願いいたします。

9節用品等売払収入のうち、右ページ備考欄の上から6行目の都市計画図売払収入は、都市計画図などを販売した収入でございます。

71ページをお願いいたします。

21款市債、1項6目3節都市計画債の右ページ備考欄の上段、都市公園整備事業債（繰越明許費分）は、水城公園東側園地の東口広場に充当したもの、下段の都市公園整備事業債につきましては、水城公園東側園地の北口駐車場整備に充当したものでございます。

続きまして、財産に関する調書についてご説明申し上げますので、少し飛びまして、325ページをお願いいたします。

表中の中段、公共用財産のうち、公園についてでございますが、非木造の延べ面積の

12.68平方メートルは、古代蓮の里において、C棟多目的トイレを設置したことによるものでございます。

以上で、都市計画課所管についての説明を終わらせていただきます。

○委員長 次に、建築開発課、山崎課長。

○建築開発課長 それでは、続きまして、建築開発課所管部分についてご説明申し上げます。

初めに、主要施策の成果報告書55ページをお願いいたします。

上段の狭あい道路整備事業でございます。本課分としましては、決算内訳欄の2行目、建築基準法に基づく道路後退用地の整備工事としまして、南河原地内以下3件の道路整備を実施したものでございます。工事3件の内訳ですが、整備工事その1としまして、南河原地内で延長15.6メートルを、その2としまして、谷郷地内で延長22.4メートルを、その3としまして、桜町3丁目及び長野1丁目地内で延長34.2メートルをそれぞれ拡幅整備したものでございます。

次に、57ページをお願いいたします。

一番下の老朽空き家等解体補助事業でございます。老朽化した空き家を解体する際に、工事費用の2分の1以内で30万円を上限に補助を行ったもので、補助件数は15件でございます。

続きまして、歳入歳出決算書の説明をさせていただきます。

初めに、歳出から説明させていただきますので、歳入歳出決算書の206ページをお願いいたします。

8款4項1目都市計画総務費、備考欄上の◎建築開発課関係経費は、職員の時間外勤務手当などの経常的経費のほか、道路後退用地整備事業や空き家対策に関する費用などがございます。

主要施策以外の主なものについてご説明いたします。

12節の空き家物件調査業務委託料は、空き家の可能性見える化プロジェクトとして、所有者から申込みのあった空き家6件に対して、当該物件の現場調査を行い、売却金額等に関する報告書の作成を行ったものでございます。

18節の2行目、道路後退用地分筆補助金は、後退部分の土地を寄附いただく際の分筆費用について、1件当たり15万円を補助したもので、補助件数は3件でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして、45ページをお願いいたします。

13款2項4目土木手数料のうち、2節開発手数料についてでございます。右ページ備考欄

をご覧くださいまして、開発許可等申請手数料は、都市計画法第29条の規定に基づく開発許可等の申請手数料でございます。

45ページにお戻りいただきまして、3節建築手数料についてでございます。同じく右ページの備考欄、建築確認等申請手数料は、建築基準法第6条の規定に基づく建築確認等の申請手数料でございます。

次に、49ページをお願いいたします。

14款2項4目土木費国庫補助金の3節都市計画費補助金についてでございます。右ページ備考欄の狭あい道路整備事業補助金（建築開発課）は、南河原地内で実施した道路後退用地の整備工事に対する国からの補助金でございます。

次に、57ページをお願いいたします。

15款3項3目土木費委託金、1節の都市計画費委託金についてでございます。右ページ備考欄の建築動態統計調査交付金は、毎月国がまとめている建築物の統計調査に関し、市が調書を作成することに対して国から支出される交付金でございます。

次に、65ページをお願いいたします。

20款4項1目雑入、5節委託金収入についてでございます。右ページ備考欄の1行目、建築確認調査事務委託金は、埼玉県が審査を行う建築確認申請等に関して、市が書類の受付業務を行ったことに対する県からの委託金でございます。

以上で、建築開発課所管分の説明を終わらせていただきます。

○委員長 次に、企業誘致課、馬場課長。

○企業誘致課長 それでは、企業誘致課所管事業についてご説明申し上げます。

初めに、主要施策の成果についてご説明いたしますので、主要施策の成果報告書及び決算書附表の58ページをお願いいたします。

上段の企業立地奨励金でございますが、企業立地促進による雇用の創出や産業の振興を目的に、施設設置奨励金を交付したものでございます。

次の企業誘致促進事業でございますが、行田市都市計画マスタープランの土地利用構想を見直すことで、企業が立地できる新たな候補地を創出するための計画策定を実施したものでございます。

主要施策の説明は以上でございます。

続きまして、令和6年度一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

事項別明細書の206ページをお願いいたします。

8款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費、備考欄2つ目の◎企業誘致課関係経費は、職員の時間外勤務手当などの経常的経費のほか、都市計画マスタープランの策定などに要する委託料や企業立地奨励金に関する費用でございます。

主要施策以外の主なものについてご説明いたします。

12節のコンサルティング業務委託料は、本市の現状を把握した上で、企業誘致に関するアドバイス及び立地の可能性がある企業に対し、サウンディング調査を実施したものでございます。

次のアンケート調査集計委託料は、抽出条件を絞り、本市に立地の可能性がありそうな企業に対し、回答率の高い電話によるアンケートにてニーズ調査を実施したものでございます。

次に、不用額についてご説明申し上げます。

戻りまして、204ページをお願いいたします。

全体不用額5,316万2,397円のうち、企業誘致課分の主なものを申し上げますと、14節工事請負費は、水城公園飲食施設出店事業に伴い、水城公園の整備を予定しておりましたが、出店中止となったため、不用となったものでございます。

18節負担金補助及び交付金は、企業立地奨励金1件分を見込み計上したことによるものでございます。

以上で企業誘致課所管分の説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第67号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

2番 小林委員。

○2番 小林委員 何件かお聞きますけれども、最初に、都市計画課のところで、208ページ、常盤通佐間線街路事業333万1,000円ですけれども、これは常盤通佐間線街路事業の何の事業に対する負担金か。あと、負担率の確認をしたいので、負担率はどうなっているか、お聞きします。

あと、2点目が、次の210ページの公園ですけれども、繰越金、工事費が1,798万7,200円ということで、電線とかの関係であると思うんですけれども、これはあくまでも契約はしたのか、未契約なのか、また契約末をいつまでと考えているか、伺います。

それと、もう一つ、同じページの不用額の公有財産購入費で、常盤通佐間線か何かで買え

なかったということで、これは何筆かということでお伺いします。

○委員長 金子課長。

○都市計画課長 お答え申し上げます。

まず、208ページの常盤通佐間線街路事業費の333万1,000円の内訳でございますが、電線共同溝の予備設計と用地測量に係る経費でございます。このうち本市に係る負担金については5分の1、20%でございます。その合計が333万1,000円という形になります。

続きまして、210ページの繰越費1,798万7,000円の事業完了予定でございますが、既に工事は完成しております。令和7年5月7日に完成検査を実施し、精算をしているところでございます。

続きまして、都市計画緑地かすが緑道の未買収の筆数でございますが、3筆を予定していたところでございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

では、次に質疑のある方は挙手を願います。

1番 福島委員。

○1番 福島委員 ご説明ありがとうございました。

私からは、不用額の説明で、水城公園の飲食施設出店者募集事業の絡みの不用額が出ていたと思います。全体的にどのくらいの額に及んだのか、そこら辺の詳細もお聞かせいただけたらと思います。

あと、成果報告書の59ページの水城公園東側園地再整備事業ですけれども、先ほどの水城公園の飲食施設出店者募集事業、スターバックスの誘致の絡みのところになってくると思うんですけれども、一部再整備工事の北口駐車場が、その誘致のために造ったんじゃないかという声がちょっと聞こえてきたりするんですよ、市民から。僕は、あくまで当初の計画どおりに、スターバックスの誘致に関係なく、当初の計画どおりにこの北口駐車場の整備があったという認識ですけれども、その認識でよいのかどうか。

あと、もう一点が、松とかがあったと思うんですけれども、その伐採費用はこの中に、どこに入っているのかというのを、そこを3点ほどお願いします。

○委員長 馬場課長。

○企業誘致課長 工事請負費の不用額の部分で、うちの水城公園整備に係る部分ですが、12月補正をさせていただいた中で、まず駐車場整備の舗装盤撤去、あとは既存ぐいの撤去、あと

看板の設置と区画線、最後に追加議案として補正させていただいた、新たな駐車場の整備の部分についてというところで、土坑だとか、あとは構造物の取壊し、ポンプ小屋があったりしたので、そちらの取壊し部分と、あと駐車場の中のフェンスだとか、照明灯の取付けの予算として計上しておりました。金額が、合計で3,207万7,000円になります。

以上でございます。

○委員長 金子課長。

○都市計画課長 水城公園の東側園地の北口駐車場の整備計画の件についてご説明申し上げます。

水城公園東側園地再整備基本計画につきましては、平成28年3月に策定してございまして、この中でふれあい広場というところとモニュメント広場、こういったゾーニングをしております、今回駐車場のほかに複合遊具の設置、またじゃぶじゃぶ池等がございまして、そういったものに係る、ご利用いただく方々への駐車場ということも含めて、計画に基づきまして整備をさせていただいたというところでございます。

それから、松の伐採につきましては、北口駐車場、広場等の整備を行うに当たって、その中で伐採費用、撤去費用を一部見込んだものでございます。

以上でございます。

○委員長 福島委員。

○1番 福島委員 改めての確認ですけれども、当初の予定どおりで、スターバックス誘致とは関係なく、もう当初の予定どおりに北口駐車場を整備されたということでもいいということですよ。

○委員長 高橋部長。

○都市整備部長 お答え申し上げます。

委員のおっしゃるとおり、当初から、スターバックスとは関係なしに、駐車場の建設があった中で実施したものでございます。

以上でございます。

○委員長 福島委員。

○1番 福島委員 何でこんなに確認したのかと言いますと、ある報道番組とかで、何かそこが因果関係があるかのような報道をされてしまっていたんですよ。それなので、ちょっと今こういうふうに確認しています。その報道機関がちゃんと確認せずに、勝手に放送してしまっていたんですよ。まるで因果関係があるかのようにね。だから、ちょっと今、ここで

確認させてもらいました。

以上です。

○委員長 他に質疑はございますか。

小林委員。

○2番 小林委員 建築開発課関係で、老朽空き家解体補助事業ということで、前年よりも今年度、6年度のほうは70万円ぐらい多くなっているということですが、これは、老朽解体の補助金はマックスで30万円、あとは2分の1ということですが、やはり補助金の平均額とすると30万円が多いんですか。それとも、それ以下の件数が多かったんですか、実績でお願いします。

○委員長 山崎課長。

○建築開発課長 補助金の上限が30万円ということになっています。工事費の2分の1ということになっておりまして、極めて小規模な貸家的なものも補助対象にも含まれています。小規模なものについては、上限の30万円にいかないこともございます。

昨年度の例で申し上げますと、15件の補助対象のうち、上限の30万円に達しなかったものが2物件ほどございました。その他については、全て上限の30万円を補助を出させていただいております。

以上です。

○委員長 ほかに質疑はございますか。

4番 小野寺委員。

○4番 小野寺委員 主要施策の58ページ、企業立地奨励金についてお伺いしたいんですが、雇用の実績総数21人となっておりますけれども、こちらは何社で21人だったのかということをお教えいただきたいと思っております。あとは、その会社の業種についても教えてください。

もう一点ありまして、210ページの不用額の部分ですが、公園作業員を募集して、要は不採用というか、来なかったという内容だったと思うんですが、何人募集して、何人ぐらい不足で、その原因と、その結果、影響というのはあったのか、その辺をお教えください。

○委員長 馬場課長。

○企業誘致課長 初めの企業立地奨励金、何社で21人なのかということですが、1社に交付しております。

その次の業種ですけれども、危険物を扱う製造業となっております。

以上でございます。

○委員長 2つ目の質問に。

金子課長。

○都市計画課長 公園作業員についての不用額についてお答え申し上げます。

公園作業員につきましては、水城公園に常駐する、令和6年度につきましては7名で維持管理を実施していたというところがございます、そうした中で、公園作業員の個々の事由によりまして退職等がございます、退職してからハローワーク等で募集して、面接して採用になるんですが、その期間、1カ月、2カ月等で不足、定員に満たないケースがございますので、そういった方々何名かいるという形で合算した額が不用額になったというものでございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、討論及び採決は、先ほど申し上げたとおり、この後、審査を行います建設部所管部分の審査終了後に一括して行います。

暫時休憩いたします。

午後 0時 10分 休憩

---

午後 0時 11分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第55号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第55号 令和7年度行田市一般会計補正予算中、建築開発課所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

建築開発課、山崎課長。

○建築開発課長 それでは、議案第55号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第3回）のうち、建築開発課所管部分についてご説明申し上げます。

議案書の44ページをお願いいたします。

4項1目都市計画総務費の補正額240万円についてでございます。右ページ説明欄をご覧くださいまして、老朽空き家等解体補助金について、事前相談件数まで含めると、当初予算で想定していた12件に達する見込みであることから、補助金額30万円で8件分を追加措置するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

△議案第55号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結し、都市整備部所管部分の審査を終了いたします。

なお、討論及び採決は、この後、審査を行います建設部所管部分の審査終了後に一括して行いますのでご了承願います。

暫時休憩いたします。

午後 0時 13分 休憩

---

午後 1時 14分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○委員長 これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからマイクを使用してくださいようお願いいたします。また、説明及び答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

次に、建設部所管の議案について審査を行います。

まず、建設部長にご挨拶をお願いいたします。

青山部長、お願いします。

○建設部長 委員の皆様におかれましては、日頃より建設部所管の事務事業につきましてご理解ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日は、令和6年度一般会計歳入歳出決算認定及び令和7年度一般会計補正予算（第3回）

のうち、建設部が所管する部分についてご審議を賜りたいと存じます。

審査いただきます内容は多岐にわたりますが、慎重なる審査、そしてご指導を賜りますようお願い申し上げます。なお、説明につきましては、担当課長から申し上げます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

---

#### △議案第67号について

○委員長 初めに、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、建設部所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

初めに、管理課、新井課長。

○管理課長 それでは、管理課所管部分についてご説明申し上げます。

初めに、主要施策の成果報告書についてご説明申し上げますので、報告書の54ページをお願いします。

54ページ、道路台帳整備事業でございます。これは、令和5年度に実施しました道路新設改良工事や側溝整備工事等によりまして、道路形態が変わった箇所、それから開発行為等により整備されました本市に帰属、寄附された道路を道路台帳に反映させたものでございます。

主要施策の成果についての説明は以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げますので、189ページをお願いいたします。

8款土木費、1項1目土木総務費のうち、右ページの備考欄の◎土木一般管理費でございますが、これは、管理課及び営繕課所属職員の一般職給、期末勤勉手当、その他の手当及び共済組合負担金並びに会計年度任用職員2名分の報酬等の費用でございます。

192ページをお願いします。

備考欄の◎管理課関係経費の主なものをご説明申し上げます。

11節保険料は、本市で管理する市道の瑕疵が原因で発生した不測の事故に備えるため加入している道路賠償責任保険の保険料でございます。

12節除草委託料でございますが、見沼廃川敷や旧忍川及び忍川の遊歩道沿いの除草費用でございます。

18節埼玉県行田地方庁舎施設管理費負担金は、埼玉県が管理する地方庁舎の2階、3階を

本市が借用しているため生じた支出でございます。その下の五県連合利根川上流改修促進期成同盟会会費ほか4つの負担金及び分担金は、加入している各種団体への会費及び分担金を支出したものでございます。

次に、不用額についてご説明申し上げますので、お手数ですが、戻りまして、190ページをお願いします。

12節委託料の不用額でございますが、178万1,083円でございますが、これは、各委託業務に係る契約差金でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、43ページをお願いします。

13款使用料及び手数料、1項5目土木使用料のうち、1節備考欄の道路占用料は、東京電力やN T Tの電柱の設置、東京ガスの埋設管など、市道の使用に伴う占用料でございます。

次に、2節水路敷使用料でございますが、東京電力やN T Tの電柱の設置や接道要件として宅地と道路の間にある水路に工作物を設け、出入口として水路敷を使う場合などに生じた使用料でございます。

また、水路敷使用料については、不納欠損処理がございました。欠損額は、資料の不納欠損額欄の下から7行目なのですが、11万6,141円で33件分の処理をしたものでございます。

続きまして、5行下の行田羽生資源環境組合使用料でございますが、地方庁舎3階に組合の事務室がありますが、その事務スペースの使用料でございます。

次に、45ページをお願いします。

中段の2項4目土木手数料のうち、1節土木管理手数料の備考欄、屋外広告物許可手数料でございますが、これはサインポールや広告板等の設置に係る手数料でございます。その下の境界確認等証明手数料でございますが、これは、証明書の交付に係る手数料でございます。その下の道路台帳等交付手数料でございますが、これは、道路台帳平面図等の写しの交付による手数料でございます。

次に、57ページをお願いします。

16款財産収入、1項1目財産貸付収入でございます。備考欄上から9行目の一般土地貸付収入（管理課）でございますが、不用水路敷等の9件、貸していることによる収入でございます。

続きまして、59ページをお願いします。

2項1目不動産売払収入でございますが、1節土地売払収入の備考欄の2行目、土地売払

収入（管理課）は、不用となり廃止となった道路敷等を隣接者に売払いをしたことによる収入でございます。

以上で、管理課所管の説明を終わらせていただきます。

○委員長 次に、道路治水課、藤野課長。

○道路治水課長 続きまして、道路治水課所管分についてご説明申し上げます。

初めに、主要施策の成果についてご説明申し上げますので、主要施策の成果報告書及び決算書附表の54ページをお開き願います。

ページ中ほどの道路維持補修事業は、長年の供用により老朽化や損傷した道路の舗装及び側溝などについて、路面排水や生活排水の適正処理を行うことにより生活環境の改善を図るため、道路及び側溝の修繕や補修などを実施したものでございます。

次のページをお願いいたします。

一番上の狭あい道路整備事業は、安全で快適な生活環境の改善を図るため、幅員4メートル未満の生活道路を拡幅し、舗装や側溝の整備などを実施したものでございます。

次の幹線道路整備事業は、主要地方道佐野・行田線と一般県道羽生・妻沼線を結ぶ全長1,900メートルの荒木・須加幹線道路について、交通ネットワークの強化や地域交通の利便性の向上、周辺住民の生活環境の改善など、幹線道路としての機能の向上を図るため、未整備区間である須加地区の延長830メートルの区間において、見沼代用水土地改良区が管理する土腐落悪水路に架かる橋の架け換えや道路改良工事に伴う設計業務及び一部道路改良工事などを実施したものでございます。

次の踏切拡幅事業は、行田市駅西側の行田市NO. 1踏切道において、車両と歩行者の通行を分離することで、踏切道を通行する方々の安全を確保するため、令和5年度、6年度の2カ年で踏切道を拡幅し、歩道を設置したものでございます。

なお、本工事は、行田市NO. 1踏切道拡幅工事の施工に関する協定書に基づき、秩父鉄道株式会社が実施したものでございます。

56ページをお願いいたします。

一番上の行田市駅南口駅前広場再整備事業は、駅前広場の再整備による歩行者空間の向上を図り、交流、滞在を促す都市空間を形成するための設計業務を実施したものでございます。

次の橋りょう長寿命化事業は、計画的な橋りょうの維持管理により利用者の安全確保及び施設の延命化を図るため、市が管理する橋りょうについて、行田市橋梁長寿命化修繕計画を策定したほか、定期点検業務や修繕工事などを実施したものでございます。

次の橋りょう新設事業は、地域住民の交通の安全確保及び利便性の向上を図るため、大字荒木地内において、狭あいでの老朽化した橋りょうの架け換えを実施したものでございます。また、埼玉県が事業主体となって進めている忍川の河川改修事業における樋の上橋及び諏訪山橋の架け換えに伴い、諏訪山橋の取り付け道路に係る物件補償調査積算業務を実施したほか、樋の上橋架換工事に対する応分の負担をしたものでございます。

57ページをお願いいたします。

一番上の出水対策事業は、台風や局地的な豪雨による都市型水害の防止を図り、安全で快適な住みよい住環境を確保するため、泉小学校の校庭貯留施設整備に伴う測量設計業務や上荒井ポンプ場及び第8号排水機場の設備更新工事を実施したものでございます。

次に、一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳出から申し上げますので、歳入歳出決算事項別明細書の189、190ページをお開き願います。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費は、予算現額1億7,855万6,490円のうち、道路治水課所管分82万9,000円に対し、支出済額1億6,806万8,751円のうち、道路治水課所管分40万566円で、不用額は42万8,434円でございます。

194ページの備考欄をご覧ください。

1つ目の◎用地関係事務費の主なものといたしまして、10節修繕料は、道路治水課が保有する車両のうち、主に用地担当職員が使用する車両2台分の車検整備費用でございます。

次に、193ページ下段の2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費は、予算現額1億1,976万7,000円に対し、支出済額1億1,658万791円で、不用額は318万6,209円でございます。不用額の主な要因といたしまして、2節給料、3節職員手当等及び4節共済費は、人事異動による給与の高低差によるものでございます。

194ページの備考欄をご覧ください。

2つ目の◎道路橋りょう一般管理費の主なものといたしまして、2節一般職級から196ページの備考欄になります4節一般職共済組合負担金は、建設部長及び道路治水課職員計14名の人件費でございます。

13節土木積算システム借上料は、工事や委託業務の設計積算に使用している埼玉県土木積算システムの借上料でございます。

18節水道工事負担金は、道路工事の際に支障となる水道管の移設に係る費用で、その5つ下の道路河川愛護会補助金は、道路、河川の愛護思想の普及を目的として活動する市内33団

体に対する補助金でございます。

次に、195ページの中段、2目道路維持費は、予算現額4億5,395万5,100円に対し、支出済額3億7,012万3,655円で、不用額は1,883万1,445円でございます。

不用額の主な要因といたしまして、12節委託料及び14節工事請負費は、請負差金や国の交付金の活用を予定していた幹線道路舗装修繕工事において交付金の内示額を踏まえた工事発注をしたことにより、事業執行額が当初予定より少額となったことによるものでございます。

196ページの備考欄をご覧ください。

1つ目の◎市道維持補修費の主なものといたしまして、10節電気料は、秩父鉄道行田市駅やJR行田駅の公衆トイレ及び国道125号のアンダーパスに設置している雨水排水ポンプ稼働時の電気料でございます。

11節出役料は、道路、側溝などの簡易な修繕や清掃、街路樹の剪定や除草など緊急作業に要した費用でございます。

12節道路点検委託料は、市が管理する道路1,136.4キロメートルのうち、損傷の進行が早い幹線市道など、31.7キロメートルについて、路面性状測定車により、ひび割れ、わだち掘れ、平坦性など、路面の破損状況を調査したものでございます。その下の調査測量設計委託料は、幹線道路舗装修繕工事や生活道路等整備に係る舗装修繕工事及び側溝修繕工事に伴う調査測量設計を実施したものでございます。その下の清掃委託料は、秩父鉄道行田市駅やJR行田駅の公衆トイレ及び自由通路エレベーターの清掃に係る委託料でございます。その下の除草委託料は、須加、荒木、太田地区の主要道路等3件の除草に係る委託料でございます。その下の剪定委託料は、向町地内南大通り線の街路樹の剪定に係る委託料でございます。その下の機械器具等保守点検委託料は、JR行田駅自由通路エレベーターの設備保守点検に係る委託料でございます。その下の道路パトロール業務委託料は、道路の異状の有無を確認するために実施している道路点検に係る委託料でございます。その下の側溝清掃委託料は、道路側溝の清掃で発生した土砂の運搬、処分に係る委託料で、吉見町の民間事業所へ搬出したものでございます。

198ページをお願いいたします。

13節器具・機材借上料は、道路、側溝などの簡易な修繕や清掃、街路樹の剪定や除草など、緊急作業時の建設機械の借上料でございます。

14節道路舗装修繕工事請負費は、生活道路等整備に係る舗装修繕工事及び歩道根上がり対策工事を実施したものでございます。その下の幹線道路舗装修繕工事請負費は、富士見町1

丁目、長野4丁目入会において、道路舗装個別施設計画に基づき、幹線道路舗装修繕工事を実施したものでございます。その下の側溝修繕工事請負費は、生活道路等整備に係る側溝修繕工事を実施したものでございます。

15節補修用材料費は、道路や側溝などの補修に必要となるアスファルト合材やガードレール、ラバーポール及び側溝蓋などを購入したものでございます。

次の◎市道維持補修費（繰越明許費分）の14節側溝修繕工事請負費は、生活道路等整備に係る側溝修繕工事について、発注の平準化を図るため、繰越明許費により実施したものでございます。

196ページの翌年度繰越額の欄をご覧ください。

12節委託料及び14節工事請負費の繰越明許費は、生活道路等整備に係る側溝修繕事業で、工事や委託業務の発注の平準化を図るため、繰越措置を講じたものでございます。

197、198ページをお開き願います。

次に、3目道路新設改良費は、予算現額5億3,502万2,986円に対し、支出済額3億7,161万3,026円で、不用額は4,021万7,560円でございます。不用額の主な要因といたしまして、14節工事請負費は、請負差金によるものでございます。

18節負担金補助及び交付金は、行田市駅西側の行田市NO.1踏切道拡幅工事に係る秩父鉄道株式会社への負担金で、電気工事のうち、踏切警報器及び附帯設備の一部が不要となったことによるものでございます。

198ページの備考欄をご覧ください。

2つ目の◎市道新設改良費の主なものといたしまして、12節調査測量設計委託料は、生活道路等整備に係る道路改良工事、舗装新設工事及び側溝新設工事に伴う調査測量設計業務や物件補償調査積算業務を実施したものでございます。

14節道路改良工事請負費は、生活道路等整備に係る道路改良工事及び藤原町1丁目地内の富士見工業団地拡張地区若小玉産業団地整備事業に伴う市道第4.3-320号線の道路工事施工承認において、埼玉県の発注工事により舗装の打ち換えを予定しておりましたが、路床部分の脆弱性が判明したことから、路盤等を築造する道路改良工事を実施したものでございます。その下の道路舗装新設工事請負費及びその下の側溝整備工事請負費は、生活道路等整備に係る舗装新設工事及び側溝新設工事をそれぞれ実施したものでございます。

18節踏切拡幅事業負担金は、行田市NO.1踏切道拡幅工事に係る秩父鉄道株式会社への負担金でございます。

21節電柱移設補償料は、生活道路等整備における南河原地内の道路改良工事で支障となる電柱の移設に要した費用でございます。

次の◎市道新設改良費（繰越明許費分）の主なものといたしまして、12節調査測量設計委託料は、行田市駅南口駅前広場の再整備工事に伴う調査測量設計業務を実施したものでございます。

14節道路改良工事請負費は、生活道路等整備に係る道路改良工事で、底版突出型の側溝を設置する必要があり、製品の製作に不測の日数を要したことにより、年度内の工事完成が困難となったため、繰越明許費により実施したものでございます。その下の道路舗装新設工事請負費及びその下の側溝整備工事請負費は、それぞれ生活道路等整備に係る工事を実施したもので、繰越明許費により工事発注の平準化を図ったものでございます。

200ページの備考欄をご覧ください。

一番上の◎市道新設改良費（継続費逐次繰越分）の18節踏切拡幅工事負担金は、行田市駅西側の行田市NO. 1踏切道拡幅工事に係る秩父鉄道株式会社への負担金でございます。

次の◎幹線道路整備事業の主なものといたしまして、12節調査測量設計委託料は、荒木・須加幹線道路の未整備区間である須加地区の延長830メートルの区間において、見沼代用水土地改良区が管理する北河原用水路に架かる橋の架け換えや道路改良工事に伴う設計業務を実施したものでございます。

14節道路改良工事請負費は、見沼代用水土地改良区が管理する土腐落悪水路に架かる橋の架換工事を実施したものでございます。

次の◎幹線道路整備事業費（繰越明許費分）の14節道路改良工事請負費は、荒木・須加幹線道路の未整備区間である須加地区の延長830メートルのうち、埼玉用水路以南の道路改良工事を実施したものでございます。

198ページの翌年度繰越額の欄をご覧ください。

3目道路新設改良費、12節委託料の繰越明許費は、生活道路等整備に係る道路改良工事に伴う調査測量設計業務について、発注の平準化を図るため、繰越措置を講じたものでございます。

また、須加地区の幹線道路整備事業における物件補償調査積算業務を発注したところ、入札不調となったことに伴い、再度の入札を行うに当たり、年度内の完了が困難となったことから繰越措置を講じたものでございます。

14節工事請負費の繰越明許費は、生活道路等整備に係る道路改良工事について、発注の平

準化を図るため、繰越措置を講じたものでございます。

また、須加地区の幹線道路整備事業における橋りょう新設工事について、施工に支障となる電柱の移設先の用地交渉が不調となったことに伴い、施工方法変更の検討に不測の日数を要したことにより、年度内の完成が困難となったため、繰越措置を講じたものでございます。

16節公有財産購入費の繰越明許費及び21節補償補填及び賠償金の繰越明許費は、生活道路等整備に係る道路改良事業において、令和5年度に調査積算を行った物件移転補償について、その後、対象路線に新たな工作物が築造されたことに伴い、改めて追加調査が必要となったため、年度内の地権者との契約締結が困難となったことから、繰越措置を講じたものでございます。

199、200ページをお願いいたします。

199ページの中段、4目橋りょう維持費は、予算現額2億9,215万円に対し、支出済額2億5,429万7,300円で、不用額は2,102万6,400円でございます。不用額の主な要因といたしまして、12節委託料は請負差金のほか、橋りょう修繕詳細設計業務について、交付金の内示額を踏まえた発注をしたことによるものでございます。

200ページの備考欄をご覧ください。

上から4つ目の◎橋りょう維持補修費の主なものといたしまして、12節橋りょう長寿命化修繕計画策定委託料は、市が管理する橋長2メートル以上の橋りょうを対象とした行田市橋梁長寿命化修繕計画を策定したものでございます。その下の橋りょう点検委託料は、市が管理する橋りょうについて、道路法施行規則第4条の5の6第1号の規定に基づき、近接目視による5年に1回の点検を実施したものでございます。その下の調査測量設計委託料は、行田市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋りょう修繕工事に伴う設計業務を実施したものでございます。

14節橋りょう修繕工事請負費は、行田市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋りょう修繕工事を実施したものでございます。

次の◎橋りょう維持補修費（繰越明許費分）の18節橋りょう修繕事業負担金は、行田市駅跨線橋修繕工事に対する秩父鉄道株式会社への負担金でございます。

200ページの翌年度繰越額の欄をご覧ください。

4目橋りょう維持費、14節工事請負費の繰越明許費は、大字小針地内の橋りょう修繕工事で予定している表面含浸工の実施可能な下請業者の手配に不測の日数を要したことにより、年度内の工事完成が困難となったため、繰越措置を講じたものでございます。

次に、5目橋りょう新設改良費は、予算現額1億936万6,400円に対し、支出済額2,723万5,397円で、不用額は6,853万1,003円でございます。

不用額の主な要因といたしまして、16節公有財産購入費及び21節補償補填及び賠償金は、埼玉県が事業主体となって進めている忍川の河川改修事業における樋の上橋及び諏訪山橋の架け換えに伴う、諏訪山橋取り付け道路の拡幅整備工事に係る土地購入費と物件移転等補償費などで、埼玉県の事業進捗に合わせて、事業執行を見送ったことによるものでございます。

200ページの備考欄をご覧ください。

下から2つ目の◎橋りょう新設改良費の主なものといたしまして、12節調査測量設計委託料は、埼玉県が事業主体となって進めている忍川の河川改修事業に伴い、県が架け換えを予定している諏訪山橋取り付け道路の拡幅整備に係る物件補償調査積算業務を実施したものでございます。

次の◎橋りょう新設改良費（繰越明許費分）の14節橋りょう整備工事請負費は、大字荒木地内において橋りょう新設工事を実施したものでございます。

202ページの備考欄をご覧ください。

18節橋りょう架換工事負担金は、埼玉県が事業主体となって進めている忍川の河川改修事業に伴う、樋の上橋の架け換え工事に対する応分の負担金でございます。

200ページの翌年度繰越額の欄をご覧ください。

5目橋りょう新設改良費、12節委託料の繰越明許費、16節公有財産購入費の繰越明許費及び202ページになります。21節補償補填及び賠償金の繰越明許費は、埼玉県が事業主体となって進めている忍川の河川改修事業に伴い、県が架け換えを予定している諏訪山橋取り付け道路の拡幅整備について、元荒川上流土地改良区が管理する水路の付け替えに関する協議に不測の日数を要し、用地買収面積の確定が遅れたことにより、年度内の地権者との契約締結が困難となったことから、繰越措置を講じたものでございます。

201、202ページをお願いいたします。

3項河川費、1目河川維持費は、予算現額4億6,607万9,000円に対し、支出済額3億862万6,123円で、不用額は1,053万2,877円でございます。

不用額の主な要因といたしまして、12節委託料及び14節工事請負費は、請負差金によるものでございます。

202ページの備考欄をご覧ください。

1つ目の◎河川等改修費の主なものといたしまして、12節調査測量設計委託料は、生活道

路等整備に係る側溝改良工事や排水路改良工事、校庭貯留施設整備工事に伴う測量設計業務のほか、忍川と忍沼川の合流部に、逆流防止堰の必要性を検討するためのシミュレーション業務を実施したものでございます。

14節排水路整備工事請負費及びその下の排水路改良工事請負費は、生活道路等整備に係る側溝改良工事及び排水路改良工事をそれぞれ実施したものでございます。

次の◎河川等改修費（繰越明許費分）の14節排水路整備工事請負費及びその下の排水路改良工事請負費は、生活道路等整備に係る側溝改良工事及び排水路改良工事で、発注の平準化を図るため、繰越明許費により実施したものでございます。

次の◎河川維持管理費の主なものといたしまして、10節電気料は、内水排除施設及び調整池のポンプ施設稼働時の電気料でございます。

11節出役料は、水路の清掃やしゅんせつ、簡易な修繕などの緊急作業に要した費用でございます。

12節除草委託料は、調整池や水路などの除草に係る委託料でございます。その下の自家用電気工作物保守点検委託料は、上荒井ポンプ場や成田排水機場などの各排水機場、各所の調整池及び国道125号のアンダーパスなど、25箇所の排水施設等に係る保守点検に要した費用でございます。

13節器具・機材借上料は、先ほど申し上げた水路の清掃やしゅんせつ、簡易な修繕など、緊急作業時の建設機械の借上料でございます。

14節水路補修工事請負費は、市民の方からご要望のあった水路の防草対策として土揚敷にコンクリートを設置する水路補修工事を実施したものでございます。その下のしゅんせつ工事請負費は、準用河川忍沼川において、河床に堆積している土砂を撤去するためのしゅんせつ工事を実施したものでございます。その下の設備改修工事請負費は、平成4年に設置し、32年が経過した第8号排水機場において、除塵機及び制御盤の更新工事を実施したものでございます。

18節排水路改良事業負担金は、長野2丁目地内において元荒川上流土地改良区が実施している下長野用水路の改修工事について、年度協定書の規定に基づき一部負担をしたものでございます。

次の◎河川維持管理費（繰越明許費分）の14節設備改修工事請負費は、上荒井ポンプ場における排水ポンプ及び制御盤の更新工事で、半導体や電気部品不足の影響により、納期までに不測の日数を要することが判明したことから、繰越明許費により実施したものでござい

す。

202ページの翌年度繰越額の欄をご覧ください。

3項河川費、1目河川維持費、12節委託料の繰越明許費は、生活道路等整備に係る側溝改良工事に伴う調査測量設計業務について、発注の平準化を図るため、繰越措置を講じたものでございます。

14節工事請負費の繰越明許費は、生活道路等整備に係る排水路工事について、発注の平準化を図るため、繰越措置を講じたほか、上荒井ポンプ場の自家発電機設備の更新工事について、長引く半導体や電気部品不足の影響により、部品の調達に不測の日数を要することが判明したため、繰越措置を講じたものでございます。

203、204ページをお開き願います。

次に、4項都市計画費、1目都市計画総務費は、予算現額2億7,114万3,512円のうち、道路治水課所管分2万4,000円に対し、支出済額2億1,798万1,115円のうち、道路治水課所管分2万4,000円で、道路治水課が所管する部分の不用額はございません。

208ページの備考欄をご覧ください。

一番上の◎道路治水課関係経費の18節全国街路事業促進協議会負担金及び県街路事業推進協議会負担金は、都市計画道路の整備充実の推進を目的とする協議会への負担金でございます。

207、208ページをご覧ください。

次に、2目街路事業費は、予算現額431万4,000円のうち、道路治水課所管分12万円に対し、支出済額429万8,000円のうち、道路治水課所管分12万円で、道路治水課が所管する部分の不用額はございません。

208ページの備考欄、一番下の◎県道整備促進事業調整費の18節行田市停車場酒巻線道路改築連絡協議会交付金、その下の騎西鴻巣線道路整備促進協議会交付金及びその下の熊谷羽生線道路整備促進協議会交付金は、県が事業を進める県道3路線の整備促進のため、埼玉県への要望活動等を行う地元協議会に対する交付金でございます。

少し飛びまして、269、270ページをお開き願います。

12款諸支出金、2項1目土地開発公社振興費は、予算現額8万9,000円に対し、支出済額2万8,380円で、不用額は6万620円でございます。

270ページの一番下、備考欄の一番下、◎土地開発公社振興費の18節土地開発公社事務費補助金は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立した行田市土地開発公社の運営に

充てるために交付した補助金でございます。

歳出についての説明は以上となります。

続きまして、歳入について申し上げますので、戻りまして、49、50ページをお開き願います。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金、1節道路橋りょう費補助金は、予算現額2億1,436万円に対し、収入済額1億9,231万9,000円でございます。

備考欄1つ目の踏切拡幅事業補助金（継続費通次繰越分）及び下から2つ目の踏切拡幅事業補助金は、いずれも行田市駅西側の行田市NO.1踏切道拡幅工事に対する国からの交付金でございます。

2つ目の幹線道路整備事業補助金（繰越明許費分）及びその下の幹線道路修繕事業補助金は、いずれも富士見町1丁目、長野4丁目入会の幹線道路舗装修繕工事に対する国からの交付金でございます。その下の通学路安全対策事業補助金は、大字堤根地内の側溝修繕工事に、その下の狭あい道路整備事業補助金（道路治水課）及びその下の同（繰越明許費分）は、いずれも大字小針地内の道路改良工事に対する国からの交付金でございます。その下の橋りょう長寿命化事業補助金は、行田市橋梁長寿命化修繕計画に基づき実施した道路橋定期点検業務や橋梁長寿命化修繕計画策定業務及び橋りょう修繕工事などに、また、その下の橋りょう長寿命化事業補助金（繰越明許費分）は、行田市駅跨線橋修繕工事に対する国からの交付金でございます。一番下の幹線道路整備事業補助金は、荒木・須加幹線道路の道路改良工事に対する国からの交付金でございます。

次に、2節河川費補助金は、予算現額200万円に対し、収入済額200万円でございます。

備考欄の治水事業費補助金は、泉小学校で予定している校庭貯留施設整備工事に伴う測量設計業務に対する国からの交付金でございます。

57、58ページをお願いいたします。

16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入のうち、備考欄の上から13番目、一般土地貸付収入（道路治水課）は、向町排水機場の土地を運動会開催時の保護者用駐車場として貸し付けた際の収入でございます。

少し飛びまして、71、72ページをお開き願います。

21款市債、1項市債、6目土木債、1節道路橋りょう債は、予算現額5億8,300万円に対し、収入済額3億320万円でございます。

備考欄の1つ目の道路整備事業債（継続費通次繰越分）は、行田市駅西側の行田市NO.

1 踏切道拡幅工事に充当したものでございます。その下の幹線道路整備事業債（繰越明許費分）及び下から2つ目の幹線道路整備事業債は、荒木・須加幹線道路の道路改良事業に、それぞれ充当したものでございます。

上から3つ目の橋りょう長寿命化事業債（繰越明許費分）及び一番下の橋りょう長寿命化事業債は、いずれも行田市駅跨線橋修繕工事に充当したものでございます。

上から4つ目の道路整備事業債は、幹線道路舗装修繕事業のほか、生活道路等整備に係る道路改良事業や側溝修繕事業などに、それぞれ充当したものでございます。

次に、2節河川債は、予算現額3億3,360万円に対し、収入済額1億7,820万円でございます。

備考欄1つ目の出水対策事業債（繰越明許費分）は、上荒井ポンプ場の排水ポンプ及び制御盤の更新工事に、また、その下の出水対策事業債は、上荒井ポンプ場の自家発電機設備や第8号排水機場の除塵機及び制御盤の更新工事及び泉小学校で予定している校庭貯留施設整備工事に伴う測量設計業務に、それぞれ充当したものでございます。その下の排水路整備事業債は、生活道路等整備に係る側溝改良事業及び排水路改良事業にそれぞれ充当したものでございます。

以上で、令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定に係る道路治水課所管分の説明を終わらせていただきます。

○委員長 次に、営繕課、小倉課長。

○営繕課長 続きまして、営繕課所管事項についてご説明申し上げます。

初めに、主要施策の成果報告書からご説明申し上げます。

主要施策の成果報告書の60ページをお願いいたします。

上段の市営住宅管理事業は、市営住宅16住宅の管理について、県営住宅などの管理運営で長年実績のある埼玉県住宅供給公社へ管理代行することで、施設の円滑な管理運営を図ったものでございます。

その下の下段の市営住宅改修事業は、行田市営住宅長寿命化計画に基づき、改修工事や解体工事を実施することで、施設を維持保全し、入居者が安心して暮らせる住環境の整備を図るとともに、老朽化した住宅の解体を行ったものでございます。

以上で、主要施策の成果報告書についての説明を終わります。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書により各事業の主なものについてご説明申し上げます。

まず初めに、歳出についてご説明いたしますので、歳入歳出決算事項別明細書の192ページをお願いいたします。

8款土木費、1項1目土木総務費のうち、備考欄の一番下の◎営繕課関係経費は、営繕課職員の時間外勤務手当、消耗品費、営繕課で所有する車両の修繕料や保険料などの経常的経費でございます。

194ページの備考欄をお願いいたします。

上から3行目の13節データ利用料は、建築工事等の積算を行う際に埼玉県が作成した標準単価データを利用するための経費でございます。

次に、213、214ページをお願いいたします。

8款5項1目住宅管理費の右ページ備考欄の一番上の◎市営住宅維持管理費のうち、主なものについてご説明申し上げます。

12節のうち、調査測量設計委託料は、斎条住宅の電気幹線を更新するための工事設計に要した費用で、次の住宅管理委託料は、市営住宅の管理を埼玉県住宅供給公社へ管理代行した費用でございます。

13節のうち、器具・機材借上料は、市営住宅の各住戸に設置しておりますガス漏れ警報機の借上料で、次の土地借上料は、市営住宅の敷地として借用している民地の借上料でございます。

14節のうち、市営住宅工事請負費は、施設を適正に維持保全するため、小橋住宅1号棟の給水管更新工事や荒木住宅の外部鉄部塗装工事などに要した費用でございます。

次の建物解体工事請負費は、東住宅や荒井住宅などで空き家となった棟の解体工事に要した費用でございます。

同ページの備考欄の上から2つ目の◎市営住宅維持管理費（繰越明許費分）は、令和5年度の繰越事業として実施した北部住宅の解体工事に伴う費用で、12節の調査測量設計委託料は、住宅解体後の土地を地権者へ返還するため、土地の境界測量に要した費用で、次の14節建物解体工事請負費は、建物の解体工事に要した費用でございます。

次に、不用額の主なものについてご説明申し上げます。

12節委託料及び14節工事請負費の不用額につきましては、市営住宅の改修や解体工事を行うための設計委託や工事を実施した請負差金でございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、お手数ですが、戻りまして、43、44

ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、1項5目土木使用料のうち、4節住宅使用料は、現年度分及び滞納繰越分を合わせた市営住宅に関わる住宅使用料収入でございます。

次に、49、50ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、1項4目土木費国庫補助金のうち、4節住宅費補助金は、市営住宅の改修工事に関わる補助金として国から交付されたものでございます。

次に、57、58ページをお願いいたします。

16款財産収入、1項1目財産貸付収入の右ページ備考欄、上から11番目の一般土地貸付収入（営繕課）は、市営住宅の敷地の一部を近隣の住民などへ貸し付けている収入でございます。

以上で、営繕課所管事項に関わる令和6年度一般会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。審査のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長 1時間たちますので、暫時休憩いたします。

午後 2時 12分 休憩

---

午後 2時 17分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、執行部から発言の申出がありますので、これを許します。

企業誘致課、馬場課長。

○企業誘致課長 先ほどの都市計画関係経費の不用額の部分、14節の工事請負費の不用額の金額ですが、発言で3,207万7,000円と発言したんですけれども、正しくは2,894万1,000円でございます。こちらに訂正をお願いいたします。

○委員長 それでは、ただいまの申出のとおりご了承願います。

じゃ、退席をお願いします。

それでは、議事を続行いたします。

---

#### △議案第67号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

1番 福島委員。

○1番 福島委員 ご説明ありがとうございました。

私からは、成果報告書の56ページの行田市駅南口駅前広場再整備事業ですけれども、ここにも一応書いてあるんですけれども、「歩行者空間の向上を図り、交流・滞在を促す都市空間を形成するため」ということで、どのようなイメージなのか、前から私、この関連のとき聞いていると思うんですけれども、今の段階で言える範囲でいいんで具体的にどうしていくのということをちょっと教えてもらっていいですか。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 お答え申し上げます。

行田市駅南口駅前広場の再整備事業の内容でございますが、大きくは施設の配置というのはそれほど変更はそういう予定はございません。主に車道と歩道の段差を解消することと、あと限られた用地の中でといいますか、施設の配置は変えずともより歩行空間の確保をしたいということで、歩道内の低木を撤去したりですとか、歩道内のブロックを全面に貼り替えたりだとか、そういった再整備の内容を考えております。

以上でございます。

○委員長 福島委員。

○1番 福島委員 あくまで歩道というか、真ん中に駐車場があるじゃないですか。あそこら辺はいじらないんですかね。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 真ん中の駐車場の下には、出水対策事業で平成9年頃に設置しました排水機場というかピットがございます、ちょっとそこはそれが関係で、駐車場の中というのはいじらずに再整備する予定でございます。

○委員長 福島委員。

○1番 福島委員 そう考えると、結構何か限られてきてしまうような感じがするんですけれども、ちょっと今の現状とどのように変わるのというのが、段差をなくす、以前からそういう答弁だと思うんですけれども、いまいちちょっとイメージがつかないですよね。そこら辺だから単に段差なくしてバリアフリー化するみたいなイメージでいいんですか。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 そうですね、簡単に申し上げますと、バリアフリー化が主な内容といいますか、そういった事業になろうかと思えます。あとは、先ほど申し上げた歩道のブロックを全面に貼り替えるということで、ちょっと見た目も少し明るくなるようなイメージになればなというふうに考えております。

○委員長 よろしいですか。

次に質疑ありますか。

小林委員。

○2番 小林委員 確認ですけれども、決算書の196ページ、道路点検委託業務で257万9,500円ということで……

○委員長 マイクお願いします。

○2番 小林委員 調査延長が31.7キロと言ったんですけれども、以前も同じようなことでちょっと質問したと思うんですけれども、南大通りか何かでダブルカウントしているんで、実際は19.5じゃないのというのが1つ目の質問。

もう1点は、この成果報告の中に、排水路改良とか排水路整備という実績が載っていないんですけれども、その載っていない理由を教えてください。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 すみません、1点目の舗装修繕計画の延長ですけれども、これは点検延長ということで、上り線、下り線を両方カウントしているというか、そういった延長の計上の仕方しております。

○委員長 小林委員。

○2番 小林委員 前もそれは説明されたけれども、それは点検延長ってそれでは道路延長でやっぱりやらなくてはおかしいんじゃないかと思えますけれども。要するにダブルカウントしているということによろしいんですね。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 上り線、下り線とちょっとあえて表現をさせていただきますと、それぞれで劣化状況を確認するということで、ダブルカウントというかそれぞれの車線で延長計上しているということで考えております。

○2番 小林委員 それはいいんですが、本来であれば道路延長は4車線であろうが、6車線であろうが道路延長は同じですから、調査延長は3倍になったり2倍になったりしますけれども、やっぱり管理とすると調査延長とすると19.5というのが私はいいと思えますけれども、どう思いますか。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 今後検討していきたいと思えます。

○委員長 小林委員。

○2番 小林委員 排水路改修工事の出来高が実績報告に載っていないですけども、なぜかということですけども。

○道路治水課長 57ページですか。

○2番 小林委員 予算書の102ページの河川等改修費の中の14節の工事があるじゃないですか。排水路整備工事とか排水路改良工事とか、これは重要施策に反映されていないですけどもなぜということですか。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 すみません、ちょっと確認をさせていただきたいと思うんですが。

○委員長 小林委員。

○2番 小林委員 まあいいです。私が思うに、この57ページの出水対策にはいろいろ一緒にしてしまっているんですけども、その項目が欠損しているような感じに受けますけれども、ちょっと確認してください。

○委員長 小林委員。

○2番 小林委員 それとあと、側溝新設もあると思うんですけども、それも載っていないような気もするんですけども、その辺もまた確認してください。

以上です。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

小林委員。

○2番 小林委員 そうしますと、管理課もそうですけれども、道路台帳整備費ということで、今年度1,034万5,500円ということで、前年を見ると100万円ぐらいちょっと増えているので、多分この道路委託の延長が伸びたと思うんですけども、幾つ増えたために前年と比べて委託費が増えているか教えてください。幾ら増えたか教えてください。

○委員長 新井課長。

○管理課長 お答えします。

道路台帳整備に関して、5年度と6年度を比較して増減している、そういった理由ですが、要因が2つあります。

まず1点目は、令和5年度に盛り込んでいなかったパソコン等の機器の使用料、それを盛り込んだこと、あとはシステムのリプレースに伴うデータ移行費を入れたこと、あともう1点が、更新すべき道路が、令和5年度は延長が1.95キロメートルでしたが、令和6年度は延長が4.43キロメートルに増えたために、道路台帳補正とシステムデータ更新にかかる費用が

多くなったというのが要因でございます。

以上です。

○委員長 小林委員。

○2番 小林委員 じゃ、取りあえずは延長もですけども、そのほかのシステムも含めて要するに100万円ぐらいの決算が増えているということですね。

○委員長 新井課長。

○管理課長 そのような要因で増加しております。

以上です。

○委員長 ほかに質疑ございませんか。

福島委員。

○1番 福島委員 私から、成果報告書の60ページの市営住宅の改修事業で、東住宅解体工事で8棟ということで3,410万円、これ1棟当たり単純に3,410割る8でいいのということと、あと荒井住宅の2号棟と曲目第2住宅の22号棟の解体工事は、それぞれ幾らずつだったのか教えてください。

○委員長 小倉課長。

○営繕課長 お答え申し上げます。

まず、1点目のご質問の東住宅の解体工事にかかる費用でございますけれども、8棟解体しています。その費用が3,410万円かかっていますけれども、単純に8で割ったのが1棟当たりの工事費という形になります。

それと、2点目の質問ですけども、荒井住宅2号棟1棟と曲目第2住宅1棟解体してございます。この内訳に関しましては、すみません、手元に資料がないもので、2棟合計でこの額という形でしか、ちょっとこの段階ではご説明申し上げられない。申し訳ありません。

○委員長 後で資料頂きたいということで、よろしく願いいたします。

他に質疑はありますか。

小林委員。

○2番 小林委員 主要施策の成果の55ページの幹線道路整備事業についてちょっと伺います。

幹線道路について、明許繰越で道路改良工事ということで6,043万7,300円ということで、これ前払金残額ということになると思いますけれども、この工事の工期末及び最終的な請負額を教えてください。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 お答え申し上げます。

最終的な契約額ですが、9,783万7,300円で、工期末が令和7年の3月31日でございます。  
以上です。

○委員長 よろしいですか。

他に質疑はありますか。

小林委員。

○2番 小林委員 じゃ、あとは福島君と同じになってしまうけれども、行田市駅南口駅前広場再整備事業ということで、これなんかウォークアブル事業ということになっているんですけども、当初これが市道改良の関係で委託していると思うんですけども、委託で以下1件となっていますけれども、この以下1件は、2件の委託の内容を教えてください。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 お答えします。

まず1件が、先ほども申し上げている駅前広場の再整備に係る調査測量設計で1件です。  
もう1件がシェルターの設計業務がもう1件ということで、計2件となっております。

○委員長 小林委員。

○2番 小林委員 ちょっと内訳で金額を教えてください。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 お答え申し上げます。

駅前広場の再整備調査測量設計業務が1,100万円、税込みです。シェルター設置設計業務が299万9,700円です。税込みで。

以上です。

○委員長 小林委員。

○2番 小林委員 じゃ、同じく工期末をお願いします。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 申し訳ございません。資料を持ち合わせておりませんでした。後ほどでよろしいでしょうか。

○委員長 後ほどということよろしいですか、小林委員。

では、そのようにお願いいたします。

他に質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

以上をもって議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、当委員会所管部分について全ての部署の質疑が終了いたしました。

---

△議案第67号の討論、採決

○委員長 続いて、議案第67号について討論及び採決を行います。

討論のある方は挙手を願います。

[発言する者なし]

○委員長 これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、当委員会所管部分については、これを認定するに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手全員と認めます。よって、本決算はこれを認定することに決しました。

暫時休憩いたします。

午後 2時 36分 休憩

---

午後 2時 39分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第55号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第55号 令和7年度行田市一般会計補正予算中、建設部所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

管理課、新井課長。

○管理課長 管理課所管部分について説明させていただきます。

それでは、議案第55号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第3回）のうち、管理課所管部分についてご説明申し上げます。

議案書の44ページをお願いいたします。

8款土木費、1項1目土木総務費でございまして、373万6,000円の追加でございます。右ページ◎管理課関係経費のうち、11節の出役料114万4,000円でございますが、これは法定外

道路や水路敷等における除草について、道路の通行の妨げになる箇所除草や水路敷に繁茂した草木の除去を行うための費用でございまして、当初の件数を上回る見込みであることから計上したものでございます。

その下の12節除草委託料162万4,000円でございますが、こちらは忍川水際散策路において、特に雑草が繁茂している箇所、具体的には東橋の下流左岸側、翔栄橋の上流左岸側及び翔栄橋から平成橋の左岸側の部分について、除草等を実施するために計上したものでございます。

次に、その下の13節器具・機械借上料96万8,000円でございますが、これは11節出役料と関連しますが、道路や水路敷の除草を行う際に、事業者がダンプですとかトラックなどを利用する場合に生じる機材にかかる費用を計上したものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長 次に、道路治水課、藤野課長。

○道路治水課長 引き続き、道路治水課所管分についてご説明申し上げます。

初めに、歳出予算についてご説明申し上げますので、議案書の44、45ページをお開き願います。

8款土木費全体の補正額は3,713万6,000円の追加で、道路治水課所管分といたしまして3,100万円の増額措置をするものでございます。このうち2項道路橋りょう費は2,770万円の増額でございます。

2目道路維持費の説明欄◎市道維持補修費は、幹線道路舗装修繕計画の策定業務において、当初計画延長を31.7キロメートルとしておりましたが、昨年度に実施した路面性状測定車を使用した点検の結果、損傷が著しく修繕の必要がある幹線道路の範囲が予想より広がったことから、計画延長を63.7キロメートルに変更するため、不足が見込まれる12節道路長寿命化計画策定委託料について追加措置するものであります。

3目道路新設改良費の説明欄◎市道新設改良費は、大字長野地内市道第7.3-239号線の道路改良事業において、物件補償調査の結果、立ち木補償費が当初の見込みを上回ることから、不足が見込まれる21節物件移転等補償料について追加措置するものであります。その下の◎まちなかウォークアブル推進事業費は、行田市駅南口駅前広場の再整備により、市道第5.1-7号線の交差点における雨水排水施設が影響を受けるため、設計延長を150メートル追加すること、また駅前広場の再整備工事で使用する資材価格及び人件費の高騰により、不足が見込まれる12節調査測量設計委託料及び14節駅前広場整備工事請負費について、それぞれ追加措置するものであります。

4目橋りょう維持費の説明欄◎橋りょう維持補修費は、埼玉県行田県土整備事務所による河川の点検において、大字小敷田地内で忍川の合流部に架かる橋の基礎部分の洗掘が確認され、緊急に調査等を実施する必要性が生じたことから、12節調査測量設計委託料について追加措置するものであります。

次に、3項河川費は330万円の増額でございます。1目河川維持費の説明欄◎河川維持管理費は、緑町排水機場に設置されているマンホールポンプにおいて、本年5月に実施した施設点検で異常が確認され、このままの状態で使用した場合ポンプの故障につながり、緑町地区の排水に支障を来すおそれがあるため、ポンプを交換するための工事請負費を追加措置するものであります。

以上で歳出予算に係る説明を終わらせていただきます。

なお、歳入予算につきましては、一般財源において措置させていただくものでございます。

以上で道路治水課所管分の補正予算についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第55号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

小林委員。

○2番 小林委員 管理課の除草委託費の162万4,000円ですが、もう一度場所を教えてください。

○委員長 新井課長。

○管理課長 除草の委託の関係ですね。場所が、具体的には東橋の下流左岸側、翔栄橋の上流左岸側及び翔栄橋から平成橋の左岸側の部分について除草等を実施するものでございます。

○委員長 小林委員。

○2番 小林委員 もう一度、翔栄橋の関係だとどうなっているんですけど、翔栄橋の……

○管理課長 翔栄橋の上流左岸側とあとは翔栄橋から平成橋の左岸側の部分です。について実施するというものでございます。

○委員長 小林委員。

○2番 小林委員 あと東橋が何でしたっけ。

○管理課長 東橋の下流左岸側です。

○委員長 福島委員、どうぞ。

○1番 福島委員 私からは、橋りょう維持補修費ですけれども、この調査測量設計ということで、小敷田で忍川に架かる橋のところで洗掘が起きているということだったんですけれども、具体的にどんな状況になってしまっているんですかね、場所とか含めて。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 本年の6月18日に、県土整備事務所による河川点検で、忍川にぶつかる水路と市道が交差するところにボックスカルバートが設置されているんですけれども、そのボックスカルバートの下が洗掘されてしまっていて、その影響で道路陥没が起きてしまったんですね。それを行田県土整備事務所の点検で発覚したというところで、まずは道路陥没が発見されたと、その調査をしたところ、ボックスカルバートの下が一部ちょっと空洞というかなっていたということが分かったというところでございます。

○委員長 福島委員。

○1番 福島委員 じゃ、現状は、対処というか緊急的な対応はできているということではないですか。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 まず、道路陥没については、発見したその日のうちに応急措置として埋めさせていただきました。ボックスカルバートの下の洗掘された部分については、ちょっと少し時間を置いてからになってしまったんですが、今ボックスカルバートの下に土のうを詰めて、手前には大型土のうを置いて、さらなる洗掘の拡大というのは今防いでいる状態でございます。

○委員長 他に質疑はございますか。

小林委員。

○2番 小林委員 道路長寿命化計画で200万円補正しているということで、調査延長が63.71キロ増えたためにということですが、当初の先ほどの質問とラップしてしまいますけれども、前回250幾ら使って31.7キロ調査したわけですよね。その差額の調査はいつ実施したんでしょうか。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 当初の契約履行中に変更契約という形で併せて実施をしていただいております。

○委員長 小林委員。

○2番 小林委員 じゃ、当初は31.7で変更で63.7になったということによろしいんですね。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 そのとおりでございます。

○2番 小林委員 分かりました。そうしますと、次いきます。まちなかウォークラブル推進事業、またさっきの説明と同じですけれども、調査委託また工事請負費とありますけれども、この工事請負費というのは、全体の設計でやっているやつが不足するために必要なお金なのか。

あと12節の委託は、それ以外の150メートルぐらいあるんで、それを設計するということですが、その設計するのは本体に設計したものを含めて発注するのか、その3点教えてください。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 まず、工事請負費の増額ですけれども、発注に当たり積算をしたところ、資材価格の高騰だとか人件費の高騰によって、予算に不足が見込まれるということで増額した後に発注を考えております。

委託業務につきましては、次期工事路線といいますか、駅前から熊谷羽生線までの設計をこれから予定しているんですが、そこの延長を追加して次期工事に含めて発注をすることを考えております。

以上です。

○委員長 小林委員。

○2番 小林委員 分かりました。工事今組んでいるやつについてはまた設計変更するというんじゃなくて、資材単価の見直しをして遅滞なく発注をするということで分かりました。

もう1点、委託については来年度にやるということですが、それで今年1,000万円か何か委託費見えていますよね。それで足りないの今回補正するということがよろしいですか。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 そのとおりでございます。

○2番 小林委員 もう1点ですけれども、このまちなかウォークラブル事業が、私6月に一般質問したときに9月には発注するようなことを言っていたんですが、発注が遅れている原因は何ですか。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 工事の発注ということよろしいですか。

使う資材の中に、ちょっと高額なものがございまして、物価特別価格調査を発注する必要が生じまして、100万円を超える資材があつたりすると物価調査会に資材価格の特別調査をかける必要がございまして、それに約2カ月ぐらいの日数を要したことからちょっと発注が遅れている状況でございます。

○委員長 小林委員。

○2番 小林委員 それは分かるんですけども、この委託というのは2年前か何か補正で出た委託だと思いますんで、それを含めて進捗が見えないのかもしれないし、あと発注見通しに何で掲載していないか、それだけ伺います。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 詳細設計の実施中ということもあって、まだちょっと掲載をしていなかったもので、間もなく掲載をさせていただきたいと思います。

○委員長 よろしいですか。

小林委員。

○2番 小林委員 やはり、業者の受注予定じゃないですけども、ある程度見ると思いますから、その辺の情報は出したほうがいいと思いますけれども。

以上です。

○委員長 ほかに質疑のある方は挙手願います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○委員長 いいですか。他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

以上をもって議案第55号 令和7年度行田市一般会計補正予算中、当委員会所管部分について全ての部署の質疑が終了しました。

---

#### △議案第55号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第55号 令和7年度行田市一般会計補正予算中、当委員会所管部分については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第55号は原案のとおり可決するに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

なお、お諮りいたします。委員会審査報告書及び委員長報告の作成等につきましては、ご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

---

#### △閉会の宣告

○委員長 以上をもって建設環境常任委員会を閉会いたします。

皆さん、お疲れさまでした。

[発言する者あり]

○委員長 すみません、今執行部から発言の申出がありましたので、これを許します。

藤野課長、お願いします。

○道路治水課長 大変申し訳ございません。

先ほどの道路治水課所管分の決算認定の部分で、お答えできなかった部分について発言させていただければと思います。

まず、排水路整備工事と排水路改良工事が成果報告書の中になぜ記載していないのという点についてですけれども、まず、成果報告書の出水対策事業につきましては、こちらに記載させていただいているのは、浸水常襲地区に対する対策事業、載せさせていただいております。排水路整備工事請負費は持田太井地区の側溝の機能向上を図る、蓋のかけられない側溝を蓋つきの側溝に替えるという機能の向上を目的としたもの。そして、排水路改良工事請負費は、現在素掘りの水路をコンクリート水路に替える排水処理機能の向上ということで、出水対策事業からはちょっと除いて考えている関係で、こちらには載せていないということでございます。

○委員長 小林委員。

○2番 小林委員 主要施策ですよ。なぜ載せないんですか。

○道路治水課長 今、申し上げたとおりで……

○2番 小林委員 自分が言ったのは、出水対策じゃなくて排水路改良の対策事業というような新しい項目か何かで今までは載っていたんですよ。それをだから今回載せないのはなぜと

ということです。

○委員長 藤野課長。

○道路治水課長 ちょっと確認して回答させていただきます。

あと、もう1点、委託業務の工期ですが、駅前広場再整備調査測量設計が、令和6年の9月30日、シェルター設置設計業務が令和7年の3月28日でございます。

○委員長 小林委員。

○2番 小林委員 駅前広場が要するに令和6年の9月30日でシェルターが3月28日、了解しました。

○委員長 よろしいですか。

それでは、ただいまの申出のとおりご了承願います。よろしくお願いいたします。

お疲れさまでした。

午後 2時 56分 閉会

---

行田市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

建設環境常任委員会委員長 木 村 博

健 康 福 祉 常 任 委 員 会

9 月 1 7 日 ( 水 曜 日 )

令和7年行田市議会健康福祉常任委員会会議録

- 開会年月日 令和7年9月17日（水曜日）
- 開催場所 第2委員会室
- 付議事件 議案第55号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第3回）  
議案第56号 令和7年度行田市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1回）  
議案第57号 令和7年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第1回）  
議案第62号 行田市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例  
議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定について  
議案第68号 令和6年度行田市国民健康保険事業費特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第70号 令和6年度行田市介護保険事業費特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第71号 令和6年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 審査日程 **【消防本部】**  
議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定について
- 【健康福祉部】**  
議案第62号 行田市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例  
議案第55号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第3回）  
議案第70号 令和6年度行田市介護保険事業費特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第56号 令和7年度行田市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1回）  
議案第57号 令和7年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第1回）  
議案第68号 令和6年度行田市国民健康保険事業費特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 7 1 号 令和 6 年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計歳入歳出決算認定について

○出席委員（7名）

委員長	田中和美	委員	3番	岩崎彰	委員
副委員長	野本翔平	委員	4番	養田英雄	委員
1番	橋本祐一	委員	5番	村田清治	委員
2番	斉藤博美	委員			

---

○欠席委員（0名）

---

○説明のため出席した者

熊谷崇皓	健康福祉部長
風間重文	福祉課長
春日千恵	高齢者福祉課長
内田智之	健康課長兼 保健センター所長
大崎直子	健康福祉部副参事 兼総務部副参事
吉澤宏	消防長
野口祥和	消防本部次長 兼消防署長
山口謙一	消防総務課長
新井竹秀	予防課長
服部昌彦	消防本部副参事
尾野学	消防本部副参事
野口友也	消防本部副参事

---

○事務局職員出席者

書記 進藤翔太

午前 9時 28分 開会

△開会の宣告

○委員長 おはようございます。

改めまして、当委員会より委員長の任を賜りました田中和美でございます。

執行部の皆様、そして、委員の皆様のご協力の下、委員長の教示を持ち、全ては市民のため、よりよい審議を目指し、頑張っている所存でございますので、その任を務めてまいります。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまより健康福祉常任委員会を開会いたします。

ご連絡いたします。

傍聴される方につきましては、委員会審査中の雑談、発言等を禁止いたしますので、ご聴取のほどよろしく願いいたします。

なお、審査中における傍聴人の入退室については自由となっておりますので、念のため申し添えます。

当委員会に付託されました案件は、議案6件及び総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案2件でございます。

審査につきましては、お配りしております審査日程により行います。

初めに、消防本部所管の議案について審査を行います。

まず、消防長にご挨拶をお願いいたします。

吉澤消防長。

○消防長 おはようございます。

田中委員長をはじめ委員の皆様方には、日頃、消防行政の推進に当たり、ご理解、ご指導を賜り、誠にありがとうございます。

消防の任務は、住民の生命、身体、財産を災害から守り、被害を軽減することでありますが、近年では、猛暑による体調不良、地震やゲリラ豪雨といった自然災害の頻発など、消防の役割はますます重要性を増しております。

そのような中、報道等でご存知かと思われませんが、先月、市内の下水管において、懸命な救助活動にもかかわらず、4名の尊い命が亡くなる痛ましい事故が発生してしまいました。

いかなる災害や事故にも迅速に対応し、地域住民の皆様の安全と安心を確保するために、我々消防職員と消防団員は、不断の努力を続けていく所存であります。皆様には引き続き、ご理解とご指導のほどをよろしくお願いをいたします。

さて、本日ご審議いただきますのは、議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定のうち、消防本部が所管する部分についてでございます。細部説明は担当課長がいたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上、挨拶とさせていただきます。よろしく願いします。

○委員長 ありがとうございます。

これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。また、発言時はマイクを使用していただくようお願いいたします。

なお、説明、質疑及び答弁は簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

---

#### △開議の宣告

○委員長 それでは、これより議事に入ります。

---

#### △議案第67号について

○委員長 初めに、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定中、消防本部所管部分について議題とし、執行部から説明を求めます。

消防総務課、山口課長。

○消防総務課長 おはようございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、令和6年度一般会計歳入歳出決算のうち、消防本部所管部分につきましてご説明させていただきますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

初めに、主要施策の成果報告書からご説明申し上げます。

主要施策の成果報告書及び決算書附表の61ページをお願いいたします。

一番上の防火服更新事業は、経年劣化等により防火性能が低下した防火服について、令和3年度から4年間で102着の更新を計画したもので、令和6年度は21着分を購入したものでございます。この事業により、隊員の安全性の向上と災害現場活動の強化が図られたところでございます。

次の救急救命士養成事業は、高度な処置が可能な救急救命士を新規養成することで、救急車への搭乗率と救命率を向上させること、また資格を有する者に対して病院実習を実施する

ことで、救急救命処置能力の維持・向上を図ったものでございます。

次の災害現場中継システム整備事業は、災害対応ドローンと現場中継システムを導入し、災害の的確な実態把握と対応を図ったものでございます。なお、令和6年度は、二等無人航空機操縦士1名を養成しております。

62ページをお願いいたします。

一番上の消防緊急通信指令センター共同運用事業は、熊谷市と共同運用している高機能消防指令センターを安定稼働させるための事業で、消防通信指令業務の効果的な運用が図られたものでございます。なお、令和6年度は、消防指令センター設備及び各署所に配備された通信系機器の更新と旧南分署閉鎖に伴うシステム改修を行っております。

次の消防団装備の充実強化事業は、消防団員の安全確保上必要な個人装備のほか、救出救助器具を配備し、大規模災害時等における救助活動等、消防力の充実・強化を図ったものでございます。

次の消防車両更新事業は、消防本部管理車両更新基準に基づき、消防署本署に配備する救助工作車を更新したものでございます。

次の消防施設照明LED化事業は、行田市公共施設照明LED化基本計画に基づき、本年度、消防本部、消防署庁舎の工事を実施するために必要な設計業務を委託し、電力消費量の削減とカーボンニュートラルへの取組推進の準備を進めたものでございます。

主要施策の成果報告書につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出について申し上げますので、決算事項別明細書213ページをお願いいたします。

9款消防費のうち、1項1日常備消防費から4目水防費のうち、水防活動費までの消防本部所管部分についてご説明申し上げます。

まず、1日常備消防費ですが、不用額につきましては、2節給料から4節共済費までの人件費において、月額給与が見込額より低かったこと、自己都合による退職者3名の支出がなかったことが主な要因となります。

右ページ備考欄の◎消防本部及び消防署運営費につきましては、2節給料から4節共済費までの人件費が、支出額の約86%を占めております。

216ページをお願いいたします。

そのほか、消防業務を遂行する上で、常備消防組織の活動及び運営費の主なものを申し上げますと、備考欄8節の2つ目、研修旅費は、埼玉県消防学校、救急救命士養成所、消防大

学校への各種研修に係る旅費でございます。

10節の1つ目の消耗品費は、救急・救助活動に伴う消耗品と一般事務用品の購入、その4つ下の被服費は、消防職員の職務に必要な被服及びその附属品等、給貸与品の購入と主要施策で説明いたしました防火服更新事業の防火服等を購入したものでございます。

その下の電気料は、消防本部・本署及び分署において使用する電気料、さらにその下の燃料費は、消防団を含めた47台の車両・資機材に係る燃料と各署所におけるLPガス、灯油等の購入費でございます。

11節の3つ目、通信料は、消防通信指令回線の使用料及び救急活動用タブレットのポケット通信定額料等でございます。

その3つ下、手数料は、消防職員の定期健康診断及びB型肝炎の抗体検査、ワクチン接種等の手数料でございます。

12節の1つ目の救急救命処置事後検証業務委託料から3つ目の救急救命士病院実習委託料までは、救急救命士養成事業に係る委託料でございます。

13節の一番下、AED借上料は、市内コンビニエンスストアに設置したAED34式分のリース料でございます。

17節の1つ目、事業用器具費は、寄附金を活用し、市内中学校8校のほか、JR行田駅、秩父鉄道行田市駅及び東行田駅の11箇所に設置するAEDと収納箱を購入したものでございます。

218ページをお願いいたします。

18節の上から3つ目、救急救命士教育訓練事業負担金は、救急救命士養成事業により、救急救命士1名を新規養成するための負担金でございます。

その下、消防通信指令事務協議会負担金は、熊谷市と消防通信指令業務共同運用に伴う本市の負担金で、令和6年度は、指令センター設備の通信系機器を更新しております。

その2つ下、研修負担金は、消防職員として職務遂行に必要な知識、技術を習得するため、消防学校等で実施される研修を受講するための負担金でございます。

217ページをお願いいたします。

2目非常備消防費のうち不用額の主な要因は、1節報酬の団員報酬が、基本団員の条例定数270人に対して、実際の支給団員数が223人であったことによるものでございます。

右ページ備考欄の◎消防団活動費の主なものを申し上げますと、1節の団員報酬は、基本団員223人分の年額報酬と出動報酬でございます。

7節の3つ目の退職団員報償金は、令和5年度で退団した13人分の退職報償金でございます。

10節の2つ目の被服費は、行田市消防団員被服等給貸与規則に基づき、消防団員の職務に必要な被服及び給貸与品と消防団装備の充実強化事業で防火衣40着を購入したものでございます。

18節の3つ目、退職報償掛金は、消防団員等公務災害補償等共済基金へ、退団される消防団員に対して退職報償金を支払うための掛金でございます。

その2つ下、分団運営交付金は、行田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例に基づき交付する分団運営のための交付金でございます。

その下、消防互助会交付金は、消防団員の福利厚生を目的とした消防互助会に対して、消防団員等福祉共済に加入する掛金等を交付したものでございます。

219ページをお願いいたします。

次に、3目消防施設費のうち不用額の主な要因は、17節備品購入費のうち、救助工作車の車両購入費の予定価格と入札による差額のほか、18節負担金補助及び交付金の消火栓設置負担金において、設置箇所が工事費用を抑えられた場所であったことなどが主な要因となります。

右ページ備考欄◎消防施設整備費は、車両購入をはじめ、消防施設設備等の整備及び維持管理に係る費用となります。

主なものを申し上げますと、10節の2つ目、修繕料は、消防車両、消防資機材、消防庁舎の維持管理のための整備、修理代でございます。

11節の一番下、手数料は、火災・救急等災害現場活動時に使用する資機材等の保守点検及び法定点検等の手数料でございます。

12節の1つ目、調査測量設計委託料は、消防本部、消防庁舎のLED化工事に伴う設計委託料で、その下、清掃委託料は、消防本部庁舎の日常清掃、定期清掃に係る委託料でございます。

さらにその下、施設機械設備保守点検委託料は、通信指令業務に係る行田市単独部分の保守点検委託料でございます。

14節の2つ目、建物改修工事請負費は、消防団西部第五分団庁舎の便所改修及び下水管への接続工事でございます。

その下、設備更新工事請負費は、主に指令センター設備の通信系機器更新に合わせた各署

所の機器の更新工事と、南分署閉鎖に伴うシステム改修によるものでございます。

17節の2つ目、車両購入費は、車両更新事業である本署配備の救助工作車を購入したものでございます。

18節消火栓設置負担金は、新設消火栓2基分の設置負担金の支払いを行田市水道事業に行ったものでございます。

次に、4目水防費のうち不用額の主な要因は、1節報酬において、水防活動を必要とする災害の発生がなく、行田市水防演習と荒川北縁南縁合同水防訓練以外、出動報酬に支出がなかったことによるものでございます。

右ページ備考欄◎水防活動費の内訳ですが、1節の団員報酬は、機能別消防団員34人分の年額報酬と出動報酬で、その下の費用弁償は、千葉県香取市で行われた第72回利根川水系連合水防演習の視察による支出、さらにその下、10節被服費は、水防活動用手袋を購入したものでございます。

歳出につきましては、以上でございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして、45ページをお願いいたします。

13款2項5目消防手数料の備考欄、許可手数料は、危険物施設の設置や変更許可、完成検査等32件分の手数料でございます。

58ページをお願いいたします。

16款1項1目財産貸付収入の1節土地建物貸付収入のうち、備考欄の下から13行目、建物貸付収入（消防本部）は、消防本部庁舎屋上の太陽光発電設備のパネル設置に係る屋根貸し収入と消防署本署の自動販売機3台の設置に係る公有財産の貸付収入でございます。

次に、60ページをお願いいたします。

17款1項5目消防費寄附金の備考欄の1つ目、消防費寄附金は、市内の法人から、本市のためになるような事業に使ってほしいと寄附があったものでございます。

次に、66ページをお願いいたします。

20款4項1目雑入の4節交付金及び助成金収入のうち、備考欄の上から5つ目、消防団員安全装備品整備等助成金は、消防団員の安全装備品である防火手袋40双の購入に当たり、消防団員等公務災害補償等共済基金からの助成金でございます。

7節施設貸付収入のうち備考欄の下から5行目、消防庁舎電気料は、消防庁舎に設置の自動販売機6台分の電気料及び消防本部敷地内に設置してある水道課管理である第二水源取水ポンプの電源供給元が消防庁舎であることから、水道課の取水ポンプの使用電気料の収入で

ございます。

68ページをお願いいたします。

11節消防団員退職報償金は、令和5年度をもって退団した13人分の退職報償金であり、消防団員等公務災害補償等共済基金からの収入でございます。

70ページをお願いいたします。

15節雑入のうち備考欄の下から5つ目、自動車リサイクル預託金等返戻金は、令和5年度に海外寄贈のため日本消防協会に引渡しをしていた旧行田2号車と旧化学車が、インドネシア共和国への寄贈が決まったことによる返戻金でございます。

72ページをお願いいたします。

21款1項7目消防債の備考欄の1つ目、消防施設整備事業債は、消防通信指令設備の部分更新及び救助工作車購入並びに消防本部、本署庁舎のLED化工事設計に地方債を活用したものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

以上で消防本部所管部分の決算についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、財産に関する調書のうち、消防本部が所管する部分についてご説明申し上げますので、325ページをお願いいたします。

1、公有財産の(1)土地及び建物について、消防本部が所管し、決算年度中に増減がある部分についてご説明いたします。

行政財産のうち、そのほかの行政機関の消防施設、土地(地積)につきましては、都市計画法に基づく開発行為に伴い、防火水槽が設置された前谷と佐間3丁目の2箇所について、防火水槽部分の土地が帰属され、51.00平方メートルの増となったものでございます。

次に、327ページをお願いいたします。

一番下の表、2、物品の取得価格が50万円以上のものについて、消防本部が所管し、決算年度中に増減がある部分についてご説明いたします。

まず、328ページをお願いいたします。

表の下から11段目、救助工作車の1台増につきましては、更新した救助工作車の特殊性を鑑み、訓練期間を設けた後、本格運用を開始したことから、旧救助工作車の抹消手続が令和7年度となったことによるもので、決算年度末1台増となっております。

次に、329ページをお願いいたします。

表の上から10段目、除細動器の1台増につきましては、救急車に積載している除細動器の

うちの1台が、メーカーによるサポート終了に伴い購入したものでございます。

以上で令和6年度財産に関する調書について、概要説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

△議案第67号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 それぞれ説明ありがとうございます。

本当に、この間の下水道の事故で、消防署の役割というのは非常に重要だなと感じているところですけども、ちょっと分からないので教えていただきたいんですけども、消防署の職員が、災害時に事故とかけがとかの、そういった労働保険といますか、そういったものというのはどこに入っているのか、内容を教えていただきたいんですね。

○委員長 山口消防総務課長。

○消防総務課長 お答えいたします。

公務災害の補償に関する掛金という認識をさせていただきました。

1目消防費のうちの共済費が、216ページ、4節の共済費あたりのところが保険の掛金となっております。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 すみません。これというのは消防署で掛けていて、仕組みがよく分からないんですけども、1億3,100万円掛けているのかな。

それで、下の労働保険、これもちょっと少ないので金額が違うのかと思うんですけども、一般の人が仕事でけがすれば、普通の保険は使えなくて、労働保険という形にはなると思うんですけども、消防署がどういうふうになっているのというのでちょっと分からなかったもので、内容を教えていただくと助かります。

○委員長 では、後ほど、お答えいただくということよろしいでしょうか。

ほかに、斉藤委員ございますか。

○2番 斉藤委員 それと、218ページの消防団活動費ということで、先ほど223人分という説明がありましたけれども、216ページの手数料で、職員の健康診断、B型肝炎ということで126万9,000円という説明がありますけれども、消防団については何か健康診断の補助という

のがありますか、まず1点お願いします。

○委員長 山口消防総務課長。

○消防総務課長 お答えいたします。

消防団の健康診断等の助成はいたしておりません。

以上となります。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 これは、全国的にそういうものでしょうか。

○委員長 山口課長。

○消防総務課長 消防団の健康診断について助成しているといった取組を、私は認識しておりません。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 それと、別のことでお伺いしたいんですけれども、特に消防団というのは普通の生活をしていて、緊急時に駆けつけることが多いという認識ですけれども、例えば、そのときに酒気帯び運転がないか。緊急時なので、検査というのはなかなか難しいんですけれども、そういった検査していないですかね。

その辺と、本人の資質の問題もあるかと思うんですけれども、組織としてその辺、何か注意喚起だとかそういったことをしているのかどうか、お伺いします。

○委員長 山口課長。

○消防総務課長 お答えいたします。

消防団において、分団長会議等の場で、参集するときの飲酒。団員に対しては、出動してこないような注意喚起はいたしておりますが、アルコールチェッカー等の配付をして、具体的にその当日に、アルコール濃度の検出といった行為は、現在のところいたしておりません。

以上となります。

○委員長 ほかに質疑ございますか。

3番 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 すみません、お世話になります。教えてください。

218ページ、9款1項1目ということになるんですかね。これの先ほど説明があったんですけれども、消防通信指令事務協議会負担金ということで8,067万2,107円という金額ございまして、これにつきましては先ほど説明あったわけなんですけれども、令和5年度が689万1,109円ということで、この増加部分というのが、設備更新ということで使われたものと思うんで

すが、こちらにつきましてお尋ねしたいのは、この更新につきましては、何年に一度あるのというのが1点と、あと熊谷市との共同ということになるので、熊谷市はどのくらいの負担をしているのかという、この2点についてお尋ねしたいと思います。

○委員長 山口課長。

○消防総務課長 お答えいたします。

更新時期については、おのこの設備によって耐用年数が異なっているので、その耐用年数に基づいて更新をされております。

それなので、基本的には5年、6年ぐらいに部分更新が行われて、10年から全更新というものが検討されるんですけども、部分更新で済む場合と、あとは機器等がもうなくなってしまって、部分更新ができなくなってしまうもの等がありますので、そういったものを調査しながら、更新の時期というものが協議会の中で検討されて、負担金が決定していくような形とお考えいただければと思います。

金額の割合ですが、おおよそ人口割合になっておりまして、国勢調査の人口の割合に基づいて負担金が決定されておりますので、細かいところまで数字を持ち合わせていないですが、行田市が約28%、熊谷市が約72%程度の割合だったと認識しております。

以上となります。

○委員長 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 分かりました。

○委員長 大丈夫ですか。

○3番 岩崎委員 大丈夫です。

○委員長 ほかに質疑ございますか。

2番 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 救急救命士だとか何種類あって、それぞれの取得率を知りたいんですね。

それで、全国平均でも県でもいいですけども、行田市は上回っているのか、平均なのというの。

特に救急救命士というのは重要ですよ。なるべく多いほうがいいと思いますし、先ほど何か追加1名、新規養成ということで200万円ぐらい決算に出ていますので。

消防に関わる資格、それと取得率と平均、何でもいいですけども、県でも全国でも分かる範囲で。行田市は足りているのか、足りていないのかを知りたいです。

○委員長 この3点ですかね。

○2番 齊藤委員 はい。

○委員長 山口課長、お願いいたします。

○消防総務課長 まず、救急に関する資格といいますと、救急標準課程という消防学校等で講習を受ける認定資格がございます。こちらは、ほぼ消防職員全員が行田市においては受講させております。そのうちの、現在は39名が救急救命士の資格を取得しております。

全国で職員に対する救急救命士の割合といった調査が、存じ上げていないので、当消防本部が、他市他県と比べて、職員の救命士割合が多いか少ないかといったところは、お答えができないですが、不足しているかどうかという観点でいいますと、不足はしていないと認識をしております。

ただ、活動上、1隊につき救急救命士が2名搭乗することで、安全率が高まるであったり、活動がより高度化できるといったことを考えたときに、2人ずつ常時乗れるような人数は、もう少し養成する必要があるという認識はしております。

以上となります。

○委員長 2番 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 そうしますと、資格というのは救急救命士一つということですかね。

認定資格は、当然、全員、消防署員が持っているということですが、一つということですか。

○委員長 山口課長。

○消防総務課長 救急に関する国家資格は、救急救命士一つとなります。

○委員長 齊藤委員、よろしいでしょうか。

○2番 齊藤委員 はい。

○委員長 ほかに質疑ございますか。

では、5番 村田委員、お願いいたします。

○5番 村田委員 ご説明ありがとうございました。

2点お伺いします。成果報告書の61ページ、真ん中の救急救命士養成事業の中で、資格を有する者に対する2段階ですね。厚労省の定めるガイドラインなどに基づきということで、病院での実習を実施していると。このガイドラインに示されている中身について教えていただけますか。

○委員長 山口総務課長。

○消防総務課長 お答えいたします。

救急救命士を取得している者に対しては、2年間で128時間以上の再教育を受けることと  
いう努力義務となっております。

この128ポイントというのは、医師の管理下に置かれるような研修といったものがほぼで  
して、そのうちの48時間以上、病院実習をなささいというガイドラインとなっております。

以上となります。

○委員長 5番 村田委員。

○5番 村田委員 48時間の病院実習というのは、具体的にどういう実習内容になるか教えて  
ください。

○委員長 山口総務課長。

○消防総務課長 お答えいたします。

救急外来において、救急患者さんに対するバイタル測定や、あとは医療機関で了解を得ら  
れたものに関しては、静脈路、いわゆる点滴ですね、そういった処置も体験をさせていただ  
いたりですとか、救急業務における技術的な部分を研修するといった内容となっております。

○委員長 5番 村田委員。

○5番 村田委員 分かりました。

次に、災害現場中継システム運用事業ですけれども、令和5年に1台のドローンを配備し  
ました。その中で災害対応というのは、想定しているものの災害というのはどの程度なのか、  
教えていただけますか。

○委員長 山口総務課長。

○消防総務課長 主に想定しているものは、利根川河川における水難事故等による人命検索と  
いったものを主な想定としております。

そのほかに、火災における延焼拡大等の範囲の確認等ができるといったものも想定して事  
業を考えておりました。

以上となります。

○委員長 5番 村田委員。

○5番 村田委員 今まで一般住宅の火災とか、その類焼とか、工場の火災って大きな火災が  
ないから、今のところ、これはまだドローンは出動していないという状況ですか。

○委員長 山口総務課長。

○消防総務課長 実災害においては、水難事故において人命検索した事例はございます。

火災において、ドローンを飛行させた実績は現在のところございません。

附属されている現場中継システムといったものを、スマートフォンの撮影機能を有して、指揮本部から消防本部に対する延焼状況の画像伝送といったものは実際にはしております。ドローンの飛行といった火災現場での実績は現在のところございません。

以上となります。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 水難事故でドローンを飛ばしたという、それは利根川ということですか。

○委員長 山口総務課長。

○消防総務課長 そのとおりでございます。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 せんだって、水難事故が、これは不確定な情報ですけれども、北河原用水路に人が落ちたという情報を聞いたんですね。

例えば、北河原用水でも人が落ちたということがあれば、ドローンを飛ばすということはあるんですか。

○委員長 山口総務課長。

○消防総務課長 可能性という点では、当然ドローンを飛行させて検索することが有益であるという判断をした場合には、飛行させることはあると考えております。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 ありがとうございます。

○委員長 では、ほかに質疑ございますでしょうか。

1番 橋本委員。

○1番 橋本委員 ご説明ありがとうございます。

市内に、消火ボックスの中に消火器が設置されている箇所があると思うんですけれども、その設置、もしくは保守点検料はどの部分に入るか、まずお聞きします。

○委員長 山口総務課長。

○消防総務課長 お答えいたします。

保守管理という点で申し上げますと、職員が年間を通して計画的に点検を実施しております。

その中で、消火器の失効、消火器として期限が設けられているんですが、それを年間104本、10年間で市内の1,040本が交換できるような計画で、消耗品費で購入をさせていただいております。

以上となります。

○委員長 1番 橋本委員。

○1番 橋本委員 ありがとうございます。

消火器自体の使用実績が分かればお願いします。

○委員長 山口総務課長。

○消防総務課長 お答えいたします。

過去、大分遡りますと使用実績はあるんですが、近年、過去5年ぐらいで見ますと、街角消火器による初期消火というのは、すみません、記憶に私はございません。

○委員長 橋本委員。

○1番 橋本委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑ございますでしょうか。

4番 養田委員、お願いいたします。

○4番 養田委員 ご説明ありがとうございました。

歳入で、1点質疑させていただきたいです。

歳入の60ページですけれども、消防費寄附金500万円があったと思うんですけれども、こちらの詳細についてお伺いしたいんですけれども、お願いします。

○委員長 山口総務課長。

○消防総務課長 お答えいたします。

これは、直接消防本部に寄附したいということで申出があったものではなく、市役所に、市のためになるような事業として使ってほしいという申出があったものに対して、他市の屋外設置AED事業というものに対する予算として使用したらよいんじゃないかということで、AED事業ということで、消防本部で事業を展開することとなっております。

○委員長 養田委員、よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございますか。

では、5番 村田委員。

○5番 村田委員 真夏の火災、分署だと、人が火事場に行ったときに少ない人数だと思うんですね。

あと、消防団も現場に駆けつけますけれども、防火服を着て消火活動する中で、鎮火に向けて一生懸命放水していて、知らぬ間に脱水症状になってしまう、熱中症になった事例もあると思うんですね。

そういうのを、本部として交代要員を、一般火災といいながらも、暑い中での消火活動って大変だと思うんですね、物すごく汗をかいて。その辺のフォローをどのようにしているか、お尋ねしたいと思います。

○委員長 野口消防署長。

○消防本部次長兼消防署長 お答え申し上げます。

基本的に、火災が燃えているような状況であれば、非番者招集というようなところがあると思うんですけれども、そのような状況に応じて、火災現場では指揮隊がおります。その辺の状況によって、交代要員が必要というような判断をした場合には、非番者で招集された職員を、交代要員として現場に派遣するような体制は取っております。

また、今年度からは、マリンプールとかもありますので、それを使ったクーリンバスですかね。そういったところで、防火衣ごと入って体を冷やすとか、そういったところの対策も今検討しているところでございます。

○委員長 ほかに質疑ございますでしょうか。

[発言する者なし]

○委員長 他に質疑はないようですのでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定についての討論及び採決については、明日審査を行います健康福祉部所管部分の審査終了後に一括して行いますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

午前 10時 17分 休憩

---

午前 10時 23分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○委員長 次に、健康福祉部所管の議案について審査を行います。

まず、健康福祉部長にご挨拶をお願いいたします。

○健康福祉部長 皆様おはようございます。

田中委員長はじめ委員の皆様には、日頃より健康福祉行政の推進に、ご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本日、ご審議いただく案件でございますが、議案第62号の行田市重度心身障害者医療費助

成条例の一部を改正する条例、また、議案第55号、第56号及び第57号の各補正予算、そして、議案第68号、第70号及び第71号の各歳入歳出決算認定についてご審議をいただくこととなります。

内容の説明につきましては、各所属長から行わせていただきますので、何卒ご審議ご指導賜りますようお願い申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。

これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。また、発言時はマイクを使用していただくようお願いいたします。

なお、説明及び答弁は簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

---

#### △議案第62号について

○委員長 初めに、議案第62号 行田市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部から説明を求めます。

福祉課、風間課長。

○福祉課長 それでは、議案第62号 行田市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

議案書の80ページをお願いいたします。

本案は、埼玉県の重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱の改正により、医療費の助成の対象範囲が拡大されることに伴い、所要の改正を行うものです。

精神障害をお持ちの方に対する行田市重度心身障害者医療費助成条例の規定に基づく医療費助成については、現在、1級相当の障害を有する方の医療費が助成対象となっておりますが、2級相当の障害を有する方の精神通院医療費についても助成対象に追加するものでございます。

それでは、改正内容について説明申し上げますので、新旧対照表の11ページをお願いいたします。

初めに、第2条第1項第3号の改正は、本条例が定義する重度心身障害者に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令において定める2級相当の障害を有する方を新たに追加するものです。

次に、第2条第4項の改正は、精神通院医療費の定義について定めるものでございます。

次のページ、第5条第1項の改正についてでございますが、同項は、本条例による医療費助成の範囲について定めるものでございまして、同項第1号は、改正前と同様に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令において定める1級相当の障害を有する方が、精神病床に入院したときの一部負担金について、助成の対象から除くものです。

次に、同項第2号は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行において定める2級相当の障害を有する方の精神通院医療費以外の一部負担金について、助成の対象から除くものです。

次のページ、同項第3号は、改正前と同様に、受給資格者の責めによる過分の自己負担額について、助成の対象から除くものです。

戻りまして、議案書の82ページをお願いいたします。

附則でございますが、本条例の施行期日を、令和8年4月1日とするものです。

以上で議案第62号の説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第62号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 3点ほどお伺いしたいんですけども、現在、1級相当だったということで、2級に広がるということで、大変いいことと思います。

その中で、対象者が、成果報告書にも載っていますけれども、現在、1級相当というのが5,124人、現在というか令和6年度ですけれども、この拡大によって、2級の人がどれぐらいいるのかということで、何人ぐらい広がるのかというのが1点目、お伺いします。

それと、先ほど新旧対照表の定義についてと載っていたんですけども、一概には言えないですけども、ざっくりと、1級と2級の精神障害の重さの違いというのはどういう違いがあるんですかというのが2点目です。取りあえず2点まで。

○委員長 風間課長。

○福祉課長 お答え申し上げます。

まず、2級の方の人数ですが、本年4月1日の時点で548名いらっしゃいます。

2点目の障害程度についてですが、施行令では、1級の判定基準といたしまして、「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」と定められています。2級程度の判断基準ですが、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」。ちなみに、3級ですが、「日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」とされております。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 分かるような、分からないようなという感じがするんですけども、著しくということの範囲が入るのかな。

それで、これは医者が判定するということでもいいですか、誰が判定するんですか、こういうことは。

○委員長 風間課長。

○福祉課長 手帳の等級につきましては、診断書をもって、県で判定を行っております。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 3点目として、今回の80ページの理由ですけども、埼玉県のことと書いてあるんですけども、これは埼玉県で同一、全県で同じということですかね、それ確認したいのと、全国的にはどうですか、埼玉県は書いてあるけれども、全国的にはどういった流れですかということをお伺いします。

○委員長 風間福祉課長。

○福祉課長 埼玉県の補助金交付要綱の改正によりまして、全県で改正されて、全県で対応するような形になっております。

開始時期といたしましては任意とされていますが、本市では令和8年4月からとしたところでございます。

全国的な関係ですが、2級について対象としている県は僅かと伺っております。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員、ほかにありますか。

○2番 齊藤委員 以上です。

○委員長 他に質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長 他に質疑がないようですのでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

---

△議案第62号の討論、採決

○委員長 続いて討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第62号 行田市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第62号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩をいたします。

再開時刻を10時45分といたします。

午前 10時 33分 休憩

---

午前 10時 43分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第55号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第55号 令和7年度行田市一般会計補正予算中、健康福祉部所管部分についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

初めに、福祉課、風間課長。

○福祉課長 それでは、議案第55号 令和7年度行田市一般会計補正予算のうち、福祉課所管部分につきまして説明を申し上げます。

初めに、歳出ですが、議案書の36ページをお願いいたします。

3款民生費、1項2目障害者福祉費の右ページ説明欄の◎重度心身障害者医療支給費ですが、埼玉県重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱が改正され、重度心身障害者医療費の対象者が精神障害者手帳2級相当の障害を有する方まで拡大されることに伴い、対象者

へ通知するための郵便料及びシステム改修に係る委託料を措置するものでございます。

次に、歳入を説明いたしますので、戻りまして28ページをお願いいたします。

15款県支出金、2項2目民生費県補助金は、重度心身障害者医療費支給事業に係るシステム改修に対するもので、歳出計上額の2分の1を見込むものでございます。

以上が福祉課所管部分の説明でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 次に、高齢者福祉課、春日課長。

○高齢者福祉課長 それでは、議案第55号 令和7年度行田市一般会計補正予算（第3回）のうち、高齢者福祉課所管部分についてご説明いたしますので、議案書の36ページをお願いいたします。

歳出3款民生費、1項社会福祉費、4目老人福祉センター費、補正額400万円ですが、内訳につきましては、右ページ説明欄、14節空調設備設置工事請負費です。これは、老人福祉センター大堰永寿荘のロビー、機能訓練室、和室、娛樂室、図書室をカバーしている全館空調設備の老朽化が著しく、異音の発生などの不具合が生じており停止するおそれもあることから、新たに使用頻度の高い部屋ごとに個別空調設備を、また、現在は脱衣室に空調が入っていないことから、夏場の熱中症や冬場のヒートショックを防ぐ対策として、新たに男女の脱衣室にそれぞれ個別空調設備を設置する工事請負費を措置するものでございます。

なお、当該補正額の財源は、全て一般財源です。

議案第55号の説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第55号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

斉藤委員。

○2番 斉藤委員 大堰永寿荘の空調設備ということで、壊れたのかなと思ったんですけども、今の課長の説明ですと、ロビー、機能訓練、和室、もろもろの擬音がしていて停止のおそれという説明があったんですけども、これは壊れたんじゃないかと、何かそういう音が鳴った、どういうことなのか、もう一度お伺いしたいのと、男女の脱衣室も一緒に追加すること、それはいいんですけども、不具合について状況をお聞きしたいのと、いつ頃そういう不具合があったのか、内容についてお伺いします。

○委員長 春日課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

まず、どのような不具合かという点でございますけれども、全館空調のほうのスイッチを入れますと大きな音が、もう機械室全体に響き渡るような大きな音がもう既にずっとしていきまして、鳴りやまない状況です。

また、8月上旬の様子を見にいったところ、冷房が少し効き目が悪くて、29度ぐらいしかもう下がらない状況でした。

いつ頃からの不具合かといいますと、異音については、令和3年頃から既に設備点検の会社のほうから指摘がありまして、4年ほどもう過ぎているので、いつ停止してもおかしくないというような報告を受けたところでございます。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 今のお話聞くと、かなり前からそういう状況だったということで、効いていたんだろうけれども効きめも悪いということで、もうちょっと早くこれ補正予算取れなかったのかなと思うんですけれども、こういう計画、例えば耐用年数もあるんでしょうけれども、計画ってどうなっているんですか。壊れたら直すという形なんですか。それとも、もうある程度年数が来たら換えるという状況なのか、その辺伺います。

○委員長 春日課長。

○高齢者福祉課長 不具合については、異音の問題だけであればそのまま様子を見ながら使用していくというところだったんですけれども、今年度は直接設備会社のほうから本当にまずい状況というような報告を受けたことから緊急的な措置と、この暑さが心配のため、急遽補正予算を措置させていただきたいと思って上程させていただいたところでございます。

以上です。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 ぎりぎりまで使うということはいいいことなんだけれども、一方で本当に急に停止してしまっただたばたするということがないように、もうちょっと早めに補正予算を組んでもよかったのかなとは思いますが。

以上です。

○委員長 ほかに質疑ございますか。

3番 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 1点質問です。今この空調設備を改修するという事で、非常にいいことだと思います。私一度行ったことがあるんですけども、玄関入って、自動ドア開けて入りますと、あまりいい臭いがしないというか、それを感じてしまったのが第一印象だったんですね。ということで、この空調設備を換えることでいろんなその辺の臭いというか、その辺は改善されるということでよろしいんですかね。すみません、こういったことで申し訳ないですけども。

○委員長 春日課長。

○高齢者福祉課長 空調からもしカビの臭いですとか、ほこり臭いような臭いが出ていたとしたら、更新することで臭いが抑えられるかなというところはありますけれども、建物が古い状況でもう約50年ぐらいたっている建物ですので、壁からの臭いですとか、天井からの臭い等は、ちょっと取り除けない部分もあるかなと感じますが、空調を換えることで期待はしたいなというところでございます。

以上でございます。

○委員長 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 そうですね。

実は、私の中ではトイレの臭いが大分あるのかなというのが私の印象なんです。ということで、大分老朽化しているというのもあるんですけども、その辺のところ改善になれば、せっかく空調設備を改修するというのであれば、そういう部分も改善していただけると、そこを利用する方も非常によりカンフォーダブルなそういう状況になるのかなと思いますので、そこら辺を留意していただければいいかなと思いました。

○委員長 要望ということで。

他に質疑はございますか。

村田委員。

○5番 村田委員 個別の空調は全部で何箇所になりますか、数的には。

○委員長 春日課長。

○高齢者福祉課長 空調の台数としては7台を予定しておりまして、ロビーなんかは2箇所入れないと効きが悪いということでロビーに2箇所、使用頻度の高い部屋がありますので、和室1部屋ずつに2部屋、機能回復訓練室、男女の脱衣室1つずつ、計7台を予定しております。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 今の全館空調は、何年に入ったものなのでしょうか。

○委員長 春日課長。

○高齢者福祉課長 すみません、今の空調が入った時期、手元に資料がなくてあれなんですけれども、平成26年までさかのぼった修繕工事の経過では空調設備が入っていないことから、平成26年以前ではあるもので間違いないかと思えます。

ただ、導入時期というのは、設置した時期のものなのか、途中で入れたのかは、すみません、今定かではない、手元に資料がございません。

○5番 村田委員 はい、分かりました。

50年からたつということで、全館空調で燃料は灯油か重油か分からないんですけれども、燃料は灯油が多いのかと思うんですけれども、その機械をどこかで更新はしていると思えますね、年数的に。個々の個別の空調のほうが、後々何か故障があったときに対応がスムーズにできると思うので、こういう設置の方法がいいかなと思えます。

これで暑い時期が、あさってあたりから寒気が入ってきて涼しくなりますけれども、補正予算が通って早々に、年内に空調の工事を実施するという考えでよろしいですか。

○委員長 春日課長。

○高齢者福祉課長 これは競争入札の案件になる可能性がありますので、その準備が整い次第、工事をしたいと思っております。

○5番 村田委員 はい、分かりました。

以上です。

○委員長 他に質疑はございますか。

[発言する者なし]

○委員長 他に質疑はないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

---

#### △議案第55号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第55号 令和7年度行田市一般会計補正予算中、当委員会所管部分は、原案のとおり

可決するに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第55号は原案のとおり可決するに決しました。  
暫時休憩いたします。

午前 10時 56分 休憩

---

午前 10時 58分 再開

○委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第70号について

○委員長 次に、議案第70号 令和6年度行田市介護保険事業費特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

高齢者福祉課、春日課長。

○高齢者福祉課長 議案第70号 令和6年度行田市介護保険事業費特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

初めに、主要施策の成果報告書の81ページをお願いいたします。

介護保険給付事業は、要介護者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な介護サービスを提供したものです。

次の地域支援事業（介護予防・生活支援サービス事業）は、要支援認定者や事業対象者にサービスを提供し、利用者の生活支援体制の確保と生活機能の維持向上を図ったものです。

82ページをお願いいたします。

地域支援事業（介護予防ケアマネジメント事業）は、地域包括支援センターが作成するケアプラン作成費用を負担したものです。

2段目、地域支援事業（一般介護予防事業）は、生活機能の維持向上を目的として介護予防に関する活動の普及啓発や住民主体の介護予防活動の育成支援を行うなど、各種介護予防事業を実施したものです。

3段目、地域支援事業（包括的支援事業）は、介護サービス利用者の適切な支援に向け、栄養、口腔、リハビリの専門職がケアプラン作成者に助言を行う機会を確保し、利用者の自立支援、重度化防止に向け地域ケア推進会議を実施したものです。

83ページをお願いいたします。

地域支援事業（任意事業）は、高齢者本人や家族の在宅生活の充実と負担軽減を図るため、各種事業を実施したものです。

2段目、地域支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）は、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護の関係機関が連携して包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供する体制を構築するために、各種取組や仕組みづくりを市内の医療・介護関係者と協働で行ったものです。

84ページをお願いいたします。

地域支援事業（認知症総合支援事業）は、認知症を抱える本人及び家族の相談支援体制の確保と地域住民に対する認知症関連の普及を図るための各種事業を実施したものです。

以上で、介護保険事業費特別会計の主要施策の成果報告書の説明を終わります。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書についてご説明申し上げます。

なお、主要施策の成果報告書で説明した事業につきましては、省略させていただきます。

歳入歳出決算書の29ページをお願いいたします。

初めに、令和6年度における介護保険の基本的な財源構成の仕組みについてご説明申し上げます。

2款保険給付費の箇所ですが、この給付費の負担割合については、被保険者の保険料で50%、国・県・市の公費負担で50%という仕組みになっています。

また、保険料の部分につきましては、65歳以上の第1号被保険者がその23%を、40歳から64歳までの第2号被保険者がその27%を負担し、公費負担の部分につきましては、在宅系サービスでは国が25%、県と市がそれぞれ12.5%を負担、施設系サービスでは、国が20%、県が17.5%、市が12.5%を負担する仕組みとなっております。

また、4款地域支援事業費の負担割合は、まず、1項介護予防・日常生活支援総合事業費は、保険給付費でご説明した在宅系サービスの負担割合と同じで、2項包括的支援事業・任意事業費は、第1号被保険者が23%、第2号被保険者の負担割合はなく残りの77%が公費となり、そのうち国が38.5%、県と市がそれぞれ19.25%ずつを負担する仕組みとなっております。

続きまして、事項別明細書の歳出から説明いたしますので、303ページをお願いいたします。

1款総務費は、執行率85.6%となっております。

1項1目一般管理費は、右ページ備考欄で主なものを申し上げますと、12節一番上の介護

人材確保促進事業委託料は、市内の介護人材が不足している状況を鑑み、人材確保の一環のため、介護に関する介護入門的研修及びその後の市内の介護事業者と受講者及び求職者のマッチングイベントの業務委託料です。

また、右ページ不用額が大きいもののうち12節委託料は、令和6年度の介護報酬改定に伴いシステム改修を行ったものですが、必要経費が見込みより下回ったことから不用額が発生したものです。

次に、2項1目賦課徴収費は、介護保険料の賦課徴収業務に要した費用です。

305ページをお願いいたします。

3項1目介護認定審査会費は、介護保険サービスを利用するために必要な要介護度を判定する介護認定審査会を開催するために要した費用です。

次に、2目介護認定調査費は、先ほど説明いたしました介護認定審査に必要となる介護認定調査及び主治医意見書作成に要した費用です。

307ページをお願いいたします。

4項1目趣旨普及費は、介護保険制度の理解普及のために要した費用です。

次に、2款保険給付費は、歳出全体の93.1%を占めており、執行率は99.1%となっております。

まず、1項1目介護サービス等諸費は、介護保険事業者に支払われる要介護1から5までの方が利用した介護サービスの給付費です。右ページ備考欄2つ目の◎は、全て18節の支出となっております。

2項1目介護予防サービス等諸費は、要支援1及び2の方が利用した介護予防サービスの給付費です。右ページ備考欄3つ目の◎は、全て18節の支出となっております。

3項1目審査支払手数料は、埼玉県国民健康保険団体連合会に支払った年間9万4,964件分の介護給付費明細書の審査支払手数料です。

309ページをお願いいたします。

4項1目高額介護サービス費は、要介護1から5の方の月額自己負担額が定められた基準を超えた場合に高額介護サービス費として支給するもので、月額の基準額につきましては、世帯の所得状況に応じ6段階に区分されております。

2目高額介護予防サービス費は、要支援1及び2の方が対象となるものです。

5項1目高額医療合算介護サービス費は、医療と介護の双方のサービスを利用している世帯の負担軽減を図るため、8月から翌年7月までの1年間の自己負担額が定められた基準を

超えた場合に高額医療合算介護サービス費として支給するもので、要介護1から5の方が対象となるものです。

2目高額医療合算介護予防サービス費は、要支援1及び2の方が対象となるものです。

次の6項1目特定入所者介護サービス費は、施設サービス費を利用した場合、全額自己負担となる食費や居住費について、低所得者の負担軽減措置として所得に応じて4段階の負担軽減額が定められており、その限度額を超えた部分を給付するというもので、要介護1から5の方が対象となるものです。

311ページをお願いいたします。

3目特定入所者介護予防サービス費は、要支援1及び2の方が対象となるものです。

次の3款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金は、行田市介護保険給付費準備基金条例に基づき積み立てたものです。

次の4款地域支援事業費は、執行率91.3%となっております。

1項1目介護予防・生活支援サービス費及び2目介護予防ケアマネジメント事業費は、先ほど成果報告書で説明したとおりです。

313ページをお願いいたします。

3目一般介護予防事業費及び次の2項1目包括的支援事業費は、先ほど成果報告書で説明したとおりです。

2目任意事業費、右ページ不用額が大きいもののうち12節委託料は、右ページ備考欄4つ目、高齢者等配食サービス事業委託料において利用者数及び食数が見込みより少なかったことから不用額が発生したものです。

3目在宅医療・介護連携推進事業費及び315ページの4目認知症総合支援事業費は、先ほど成果報告書で説明したとおりです。

次に、6款1項1目第1号被保険者還付加算金は、右ページ備考欄の22節過誤納金還付金で、年度途中で転出や死亡等によって過誤納となった336件分の還付金です。

2目償還金は、令和5年度分の介護給付費等の確定に伴い、超過交付が生じたことによる国・県への返還金です。

2項1目他会計繰出金は、令和6年度から開始した重層的支援体制整備事業として、一般会計で実施した地域包括支援センターの運営、生活支援体制整備事業、介護予防事業の一つである地域介護予防活動支援事業の経費の第1号介護保険料及び第2号介護保険料の法定割合分について一般会計へ繰り出したものです。

続きまして、歳入を説明いたしますので、戻りまして297ページをお願いいたします。

1款介護保険料、1項1目第1号被保険者保険料の徴収率は、現年度分が99.73%、滞納繰越分が21.88%で、全体では98.73%となっております。不納欠損額の主な要因は、2年の時効が到来したことによるものです。収入未済額は、納付書による納付忘れ等によるものです。

3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金は、保険給付費のうち居宅給付費の20%、施設等給付費の15%に相当するもの、次の2項1目調整交付金は、保険給付費の5%に相当するものです。2目地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業の25%相当分と、包括的支援事業・任意事業の38.5%相当分の合計です。

3目保険者機能強化推進交付金は、自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組を支援するための交付金、4目の保険者努力支援交付金は、介護予防・健康づくりに資する取組のうち、介護予防・日常生活支援総合事業や在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業及び認知症総合支援事業に係る取組を支援するための交付金、その下の5目介護保険事業費補助金のうち、右ページ備考欄1つ目、災害臨時特例交付金は、東日本大震災により避難している方に対する介護保険料減免額に対する補助金、次の介護保険システム改修費補助金は、令和6年度介護報酬改定に伴うシステム改修費用に対する補助金です。

次のデジタルで田園都市国家構想交付金は、介護認定審査会オンライン・ペーパーレス化事業及び要介護、要支援認定申請に係る進捗確認システム導入における補助対象経費の2分の1の補助金です。

299ページをお願いいたします。

4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金は、第2号被保険者の保険料に当たるもので、保険給付費の27%相当額を社会保険診療報酬支払基金が取りまとめて市に交付するもの、次の2目地域支援事業支援交付金は、同様に介護予防・日常生活支援総合事業費の27%相当額です。

5款県支出金、1項1目介護給付費負担金は、保険給付費のうち在宅系サービス費の12.5%、施設系サービス費の17.5%に相当するもの。

次の2項1目地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業の12.5%相当分と包括的支援事業・任意事業の19.25%相当分の合計です。

2目介護保険事業費補助金は、介護人材確保のために実施した事業に対する補助金です。

6款財産収入、1項1目利子及び配当金は、介護給付費準備基金の運用利子です。

7款繰入金は、一般会計からの繰入金で、1項1目介護給付費繰入金は、市負担分として給付費の12.5%に相当するもの、その下の2目地域支援事業繰入金は、地域支援事業費の市負担分で、介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%相当分、包括的支援事業・任意事業費の19.25%相当分の合計です。

3目その他一般会計繰入金は、給与費繰入金と事務費繰入金です。

301ページをお願いいたします。

4目低所得者保険料軽減繰入金は、低所得者である第1段階から第3段階までの保険料を軽減した分の公費負担分です。

8款繰越金の1節介護給付費交付金繰越金と、2節地域支援事業交付金繰越金は、国・県への令和5年度超過交付分返還金の充当財源として計上したものです。

3節その他繰越金は、保険料の余剰金であり、令和7年度への繰越金となるものです。

9款諸収入、1項1目第1号被保険者延滞金は、52件分の延滞金、2項1目預金利子は、介護保険特別会計における歳計現金分の利子、3項1目雑入は、認定調査票及び主治医意見書の情報開示のコピー代のほか、備考欄に記載のとおりです。

2目返納金は、主に利用者負担割合変更に伴う自己負担額等の返納金です。

次に、財産に関する調書についてご説明申し上げますので、333ページをお願いいたします。

1番上、(11)介護給付費準備基金の決算年度中増減高の金額は、行田市介護保険給付費準備基金条例に基づき積み立てたものです。

以上で、令和6年度行田市介護保険事業費特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第70号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 まず、成果報告の84ページと分厚いほうだと316ページの認知症カフェ事業委託料ということで出ていますけれども、これは毎年少しずつ増えてきているのかなということで、いろいろ努力しているのかなと思います。

それで、これのまず成果をお伺いしたい。成果というのは、それに参加した家族とか、そ

ういった参加者の声など、参加してよかったとかあると思うんですけども、そういった成果のほうをお伺いしたい。

それと、今10箇所ということなんですけれども、富士見町、本丸、藤間、城西、下須戸、佐間に2箇所、向町、持田、長野ということで、これ地域的な偏りというのはいませんか。例えばこれ見たとき、ざっくり見たところで、北部にはちょっとないのかなと思うんですけども、そういった地域的な偏りがないように市内全体見渡したときに、設置するに当たりそういったところの観点って必要かなと思いますので、その辺どのように考えていますか、お願いします。

○委員長 春日課長。

○高齢者福祉課長 まず、認知症カフェの成果、また、その参加した方のお声ですけれども、参加されている方は結構何回もリピーターのように参加されていて、「やっているレクリエーションがよかった」、「脳に刺激のあるようなことをやってもらってよかったです」とか、それから、薬局がやっていただいているカフェなんかは、医療的なこととお話しされたりしますので、「薬の関係の知識が入ってよかった」というお声があります。そのほかに、「同じような悩みを抱えている方とお話しできるということがすごくいい」というお話ですとか、家族も一緒に参加しますので、「自分たちだけじゃないということが分かってよかった」というお話も聞きます。そのほかには、専門職が必ずカフェには今ついていますので、「ちょっとした相談ができるということがいい」というお話もいただいております。

認知症カフェの設置の地域の偏りについてのご質問ですけれども、今10箇所になっていますが、今年度また募集しまして2箇所増えています。北部になかったということなんです、北部に1箇所、新規で設置できることになりました。また、南部のほうですけれども、太井地区にも設置できることになりましたので、大体東西南北に設置できているかなというような形ですけれども、確かに去年までは少し偏りがあった状況です。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 緑風苑グループというのがそうなのかな、北部だと、どこのことを言っている。ごめんなさいね、今、私は市のホームページを見て、住所が全部載っているのだから北部にないなと思ったんですけども、そこはどこですか、北部。

○委員長 春日課長。

○高齢者福祉課長 北部は今年度設置できたものなんですけれども、南河原地区に1箇所設置

できました。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 はい、分かりました。南河原に1つ開設するというので、それはよかったですと思います。

だからね、北部にやすらぎの里があるので、民間ということをやっているのかなとも思うんですけども、そういったやすらぎの里だとか永寿荘だとか、そういったところでもできるのかなと思ったので、民間にこだわっているのかどうか、お伺いします。

○委員長 春日課長。

○高齢者福祉課長 認知症カフェについては、ある程度委託をするに当たり専門職の配置ですか、その法人でやりやすい場所等を加味した仕様書をつくって、応募を受けて委託するという形を取っています。その中で応募いただいた法人が、自分が持っている施設の中で実施できるとして応募されていることが多いというのが1点あります。場所を移動してというところも、別にこちらがいけないということではないんですけども、受けていただく法人が設定する場所で行っていただいているというのが実情となっております。

また、やすらぎの里の指定管理者である社会福祉協議会のほうでは、こちらのカフェの応募はない状況ですので、そちらでの開催はしていないという状況になります。

○委員長 2番 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 実際に場所貸しということでの実施というのは可能ということですね。

○委員長 春日課長。

○高齢者福祉課長 可能でございます。

以上でございます。

○2番 齊藤委員 はい、分かりました。

○委員長 ほかにありますか。

3番 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 決算書の314ページでございます。包括的支援事業費のところを改めて伺いたいと思います。

この部分につきまして27万円という数字がございまして、これ令和5年度が1億300万円ということで非常に大きな金額が、令和6年度が27万円ということで大きく減少しているんですが、この運営委託費がどこにいつってしまったのかなというところについてお尋ねしたい

んです。ちなみに、令和5年度が9,875万3,000円、令和4年度が9,698万円ということで1億円近い金額であったものが、今回令和6年度が27万円ということでございまして、これについてご説明をいただければなと思います。

○委員長 春日課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

包括的支援事業については、令和5年度まで地域包括支援センターの運営に関する経費もこちらで計上していたところでございますけれども、令和6年度から重層的支援体制整備事業という新たな事業を開始することになりまして、それに当たり地域包括支援センター運営事業の部分を一般会計のほうに移行しました。そちらが1億円近い金額がかかりますので、令和6年度の決算では、その決算額については一般会計のほうの介護保険事業費のほうで計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 ありがとうございます。どこへいったという部分の説明いただきましたので、理解できました。ありがとうございます。

○委員長 他に質疑ございますか。

続いて、どうぞ。

○3番 岩崎委員 引き続き、同じくこれ介護認定調査費ということでございまして、これはページが306ページでございます。介護認定調査費の中の11節に手数料というのがございますが、これが1,680万8,000円ということでございまして、この手数料の中身につきまして、参考までに伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長 春日課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

こちらの手数料については、主治医意見書作成手数料となっております。主治医意見書です。

以上でございます。

○委員長 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 ありがとうございます。分かりました。

○委員長 ほかにございますか。

村田委員、お願いいたします。

○5番 村田委員 決算書のほうの310ページで教えていただきたいんですけども、備考欄のほうで高額介護サービス費というのがあるんですけども、この高額介護というのは具体的にどういったことになるのでしょうか。

○委員長 春日課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

高額介護サービス費になりますけれども、こちらについては、要介護1から5の方の月額  
の自己負担額というのが所得に応じて定められた基準がありまして、それを超えたもの  
に対して超えた部分を支給するものでございまして、ある一定額の基準額までは負担して  
ください、それを超えた場合の自己負担額の補てん分という形になります。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 そういうことですね。

続けて、その同じページですね、特定入所者介護サービス、これ自分の認識だと入所  
できるのは要介護3以上の方という認識なんですけれども、この特定入所者というのが1  
から5が対象で、食費、居住費ということだったんですけども、この場合の特定が何を  
指しているのか、教えていただけますか。

○委員長 春日課長。

○高齢者福祉課長 特定の指している意味ですけれども、いわゆる施設サービスを利用  
した方のうち低所得者の方を指しておりまして、所得に応じて4段階の所得段階があり  
ます。また、施設サービスを利用した場合なんですけれども、ショートステイですとか  
老人保健施設等の利用も含まれますので、要介護1以上の方が対象となっているも  
のでございます。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 それでしたら、入所というのは要介護3以上のことで、通所も  
この中に入っているということですね、今の説明だと。

○委員長 春日課長。

○高齢者福祉課長 先ほどの答えも含めて、すみません、訂正の部分があります  
ので、お答え申し上げます。

特定入所者介護サービス費は、要支援1、2の方も含まれます。施設サービスの  
利用ですけれども、通所は入りません。あくまで宿泊を伴う施設サービスになり  
ます。

以上となります。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 短期の入所ということですね、はい、分かりました。

もう一つ、歳入のほうで298ページ、これ滞納繰越分、2年間で時効で不納欠損しているんですけれども、滞納している方というのは、介護保険料って40歳以上から納めますよね。この中身について、大体年金受給者は、年金元から介護保険料は引かれていきますよね。そうすると、普通徴収の切符が出ている方が滞納する可能性が高いかなと想像するんですけれども、それが年齢構成の中で40歳以上、60歳未満の人がこの中に多いのか、どうなのかという、滞納繰越分の内訳というのは把握できているでしょうか。

○委員長 春日課長。

○高齢者福祉課長 こちらの滞納繰越分は、第1号被保険者の分となります。だから65歳以上の分になります。また、40歳以上64歳未満の方は、医療保険と一緒に上乗せで介護保険料が徴収されていますので、各保険者、医療保険者のほうでの徴収になっておりまして、社会保険支払基金のほうがそれを一括して取りまとめているという形になります。

こちらの滞納繰越分については、第1号被保険者の方で、特に65歳になったばかりの方については、年金の天引きの手続が間に合いませんので普通徴収となって、一部納付書で払っていただく形になっておりますので、そちらの納付忘れというのが主な要因と考えております。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 まさに自分がその年齢を迎えるんですけれども、納付書が来て払えばいい話なんだけれども。これ、その人たちだけ、手続上、年金から引けない方の滞納繰越分だけでしょうか。もしかしたら、無年金者の方は、なかなか生活、働いていて年金をもらえない、無年金の方ですね、掛けてないから、だけど、もう70歳でも75歳でも頑張って働いている方が滞納しているのでしょうか。

○委員長 春日課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

年金収入が年間18万円未満の方については普通徴収になりますので、無年金の方含めて納付書で支払っていただく形になりますので、そちらの方たちの滞納もあるものでございます。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○5番 村田委員 余り言ってもしょうがないので、終わります。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 私もそのところを聞こうかなと思ったんですけども、普通徴収、年間18万円、月1万5,000円の方たちというのは、引けないわけですよね、そこから。そこから介護保険が引けないから、普通徴収してくださいよと。大変な方たちということが言いたいんですけども。その方たちの滞納がどれぐらい、何%ぐらいあるんですか。払えないような方たちが、介護保険払わなければいけないという実態があると。その中で、この方たちがかなりいるのかなと見ていますので、その辺どうなのかなというのを聞きたかったのです。

それと、収入未済額900万円ということで、納付忘れと一言で課長おっしゃったんですけども、単純に忘れていたという方だとすれば、どんな手だて、促すということですね、払ってくださいよということを市としてやっているのか、お伺いします。

○委員長 春日課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

滞納繰越分の方々の背景というか状況ですけども、そちらは滞納繰越分については把握し切れてないんですけども、同じような形で不納欠損となった方たちの状況は把握しております。令和6年度で不納欠損の手続を行った方のうち、低所得である1段階から3段階までの方が39.58%、世帯課税をしていて本人が非課税の方、4段階、5段階の方は26.25%、6段階以上で本人課税である程度所得のある方についても34.17%という形で、低所得の方たちのみならず、全部の段階で不納欠損処理をせざるを得ないという方たちがいらっしゃいます。

納付忘れに関してですけども、介護保険料の収納については収納課が行っているところでございますけれども、各納期で20日過ぎたときに、必ず督促を行っているとのことでございます。年度末に催告をしているということもございます。督促1回、催告1回ということで、お知らせをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 分かりました。

20日で督促1回、年度末催告1回ということで2回で、不納欠損2年、これ2回だから4回ですね、4回で不納欠損にいくということで、分かりました。とりあえずそれはいいです。違うのを聞きたいんですけども、介護認定についてお伺いしたいんですけども、この

間の行田市のほうでオンライン、ペーパーレス化というのをやってきたと思うんですね。まず、要介護度の判定の流れについて、まずお伺いしたいと思います。

○委員長 春日課長。

○高齢者福祉課長 介護認定の判定の流れというご質問でございますけれども、まずは、要介護認定申請という申請から始まります。申請いただきましたら、その申請のところで主治医がどなたかということまで聞きまして、市の職員のほうで主治医意見書の取り寄せと、それから本人さんの状態を聞く認定調査、その日程調整に入ります。その調査と主治医意見書がそろった段階で、介護認定審査会という合議体があるんですけれども、その審査会に書類とともに上げまして認定結果が出ます。

その前に、調査については、コンピューター判定で1回、1次判定を行っております。審査会の判定は2次判定となっております、その審査会を経て、正式な介護度が判定されるという形を取ります。

オンライン、ペーパーレス化のところは、審査会についてペーパーレス化を図ったものでございまして、書類の送付、それからオンラインでの審査会ができるような環境設定をしたところでございます。

現在、資料送付については、ほとんどがシステム配信になっております。また、どうしても紙書類が必要という方については、審査委員のもとまで紙書類をお届けしております。

オンラインの会議については、オンラインで参加できる方については参加していただいている状況ですけれども、あんまりその頻度は高くない状況でございます。

審査の結果が出ましたら、各申請者、対象者に対してすぐに結果通知を送っているという形になります。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 そのオンラインとペーパーレス化の成果って、今課長が言っていた中では、オンラインに関しては参加できる方と、もちろんそうなっちゃうんですけれども、頻度が少ないよということですよ。ペーパーレスということでシステム配信やっているけれども、必要な方には届けて、それはしようがないんですけれども。お金かけてやっていうわけなので、その辺の成果というのは、求められてしまうわけですよ。あと時間短縮、コスト削減ということで、その辺の成果、今やっている、どんどんこれからまたやっていかなくてはいけないと思うんですけれども、今の時点でやっぱり成果ってないと駄目ですよ、やっぱり、

その辺どうですか。

○委員長 春日課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

成果についてでございますけれども、書類の送付、書類の作成のデジタル化と送付の電子配信については、非常に成果が上がっているかと思えます。書類の作成に職員が取り組んでいますけれども、送付がぎりぎりまで可能になりましたので、1回の審査会の人数が多く審査できること、書類がそろうのでできることになる成果は大きく、大きな成果だと思っております。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 それと、人数が増えたということで成果、それは大きな成果かなと思えますけれども、もう一つ、介護認定の判定、認定までの日数が遅いということで、これ市民の方からかなり言われているところなんですけれども、40日ぐらいかかかっていませんか。何日ぐらいかかっていますか、平均で、その辺の時間の短縮。ここだけじゃないですよ、今の流れを見るとここだけじゃないんだけど、全体の流れとしてももう少しスピーディーにできないものかという声がありますので、その辺改善できないのかどうか、お伺いします。

○委員長 春日課長。

○高齢者福祉課長 判定までの日数についてお答え申し上げます。

昨年度から厚生労働省のほうで全国の保険者の判定日数の公表というのが始まりまして、令和5年度結果がホームページ上に公表されていますけれども、当市では申請から判定までの日数が平均で52日を超えていた、令和5年では超えていたような状況になります。市民からのお声ですとか、ケアマネジャーからのお声も市のほうに届いておりまして、今改善に向けて努力しているところでございます。また、医師会の先生方にも協力いただいておりますけれども、現在今年度の4月から7月途中までの結果を出したところ、今42～43日まで縮まってきているところでございまして、今度も努力していきたいなと思っております。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 分かりました。

コンピューターで1次判定をして、またさらに2次があるんですけれども、そういったところで何か短縮というのは可能なんですか。1回コンピューターで判定が出て、コンピューター

ター任せじゃ、それはもちろん駄目なんですよ、やっぱり人が見なくては駄目なんですけれども、そういったところの流れで何かできますかね。もうそれを全てではない、1次だけで判定しろということではないですけれども。

○委員長 春日課長。

○高齢者福祉課長 コンピューター判定のところまでの短縮についてお答え申し上げます。

コンピューター判定というのは、認定調査票をコンピューターにかけるわけなんですけれども、そこまでの間、コンピューターにかけるまでの間というのは、調査とそれから調査結果、調査員が行った調査結果の書類がそろうという、これ大前提になりますので、調査の日の調整、それから調査員の訪問の日取りですね、そちらが申請日からなるべく早くということと調整すること、それと、調査員の方がなるべく早く書類作成をしていただけるような形で取り組むことができるかと思います。今それを努力しているところでございます。

また、コンピューターで認定調査が入ったとしても、主治医意見書がそろわないと次の2次の判定の審査会にかけることができませんので、そちらも先生方のほうにご協力をいただくように、医師会のほうにお話しさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 努力しているということで、できれば1カ月で出るといいかなと、そこを目指して頑張っていたきたいと思います。

それで、あと1点お伺いしたいんですけれども、特養なんですけれども、これ決算でいうとどこですかね、特養の決算額というのは、どこに入っていますか。

○委員長 春日課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

明細書の307ページ、2款保険給付費の1項1目介護サービス等諸費の右ページ備考欄になりますが、介護サービス等諸費の備考欄の上から3つ目、施設介護サービス給付費、こちらの中に入っております。特養だけでというのは、こちらでは見ることはできない状況です。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 現在というか、ここ5年間ぐらい知りたいんですけれども、特養の待機者って行田市どうなっていますか。特養に入れない方、待っている方ですよ。

○委員長 春日課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

特養の待機者については、毎年4月1日を基準に県のほうが各特養に調査を行っておりまして、それが9月に市町村のほうに本人存在の状況の確認というのが来るんですけれども、9月の調査回答時点でお答え申し上げますと、手元にある資料が4年間のものですが、令和4年度が192人、令和5年度が172人、令和6年度が192人、令和7年度が160人となっております。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 私も200人弱ぐらいのイメージでしたんですけれども、これはちょっと分からない、令和7年が160人にちょっと減っているんですけれども、これ改善、ちょっと分からない、数字で見ても分からないんですけれども、中身を見ないとちょっと分からないんですけれども、改善しているのか。これ単純に見たら不足しているのかな、入れないんですから。ずっと待機している状況なんですけれども、内容的にはどうですか、担当課が見て。

○委員長 春日課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

調査のとき、9月に市町村に県から返ってくる調査については、死亡されているとか転出されているか、特養入所をされたかとかという調査に回答するんですけれども、今年度においては、特養入所者もいれば亡くなってしまったという方もいらっしゃいます。

改善しているかどうかの担当課としての認識でございますけれども、単純に人数から見れば、今年度は少し待機者が減ったなという印象でして、当市には特養が新設はされていませんけれども、羽生市ですとか鴻巣市のほうに特養が新設されて、広域型の特養が新設されていますので、そちらに入所されている方もいらっしゃるかなと思います。

また、行田市では、施設入所より、今後の先を見ると在宅系サービスを充実させる方針で計画を立てていますので、なるべく本人が本当に希望する場所はどこなのかというニーズを把握しながら、より本人が希望する方の多い在宅のサービスを充実させていきたいと考えておりまして、施設サービスなのか、在宅サービスなのかというのは、両輪で考えていかなければいけないと感じているところでございます。

改善されているかといえば、実際に待機者は今年度は減少したという認識でございます。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 課長がいい答弁したんであれですけども、減ってはきているのかな、内容は分かりませんが、亡くなっちゃった方もいらっしゃる、もう待っていても亡くなっちゃった方もいらっしゃると思いますし、諦めた方もいらっしゃるのかなというところで、やっぱり200人弱いるということは、足りてないのかなと含めて、近隣ができているというのも分かるんですけども、さっき課長のほうも、その辺も施設サービスなのか、在宅型なのというのは、両方とも考えていかななくてはいけないという、それが一番根底にあるわけなんですよ。行田市のほうで在宅型の方針でいくといっても、こちらのほうも一緒に考えていただきたいということで、そういうことをおっしゃっていましたので、それで分かりました。

○委員長 他に質疑はございますか。

養田委員、お願いします。

○4番 養田委員 ご説明ありがとうございます。

1点だけ質問したいんですけども、成果報告書の81ページ、地域支援事業なんですけれども、この中でお伺いしたいのが、通所型サービスAの基準緩和型サービスと通所型サービスC（短期集中型サービス）の違いというのは何なのか、教えていただきたいんです。

○委員長 春日課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

通所型サービスAについては、より自立に近い方が通所されることを前提としまして、人員基準とそれから施設基準、そちらの基準を緩和したサービスであって、サービス内容としてはミニレクリエーションですとか、それからちょっとしたリハビリですね、そこら辺を行っているもので、入浴ですとか食事の提供がないものになります。

通所型サービスC（短期集中型サービス）というのは、これは専門職が関わって、より自立に向けて集中的にサービスを提供するタイプの通所型サービスでして、より健康づくりですとか、それからリハビリもPTも関わっていただいて、より機能回復するようなプログラムを交えて、ある程度期間を決めて専門的に集中したサービスを提供して卒業して自立した生活に戻っていただく、そのようなサービスとなっております。

以上でございます。

○委員長 養田委員。

○4番 養田委員 ご説明いただき、ありがとうございます。

それで、もう一点なんですけれども、決算見ると、昨年度の決算と比較すると通所型サービスの利用者というのが何か減っているかと思うんですけども、通所型サービスAのほう

なんですけれども、その理由というのを教えていただきたいと思います。

○委員長 春日課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

通所型サービスAについても、指定事業所方式を取っております。そのうちの1箇所が指定から外れまして介護予防通所介護相当サービスのほうに切り替えた事業所がありまして、その影響かと思っております。

以上でございます。

○委員長 ほかに質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長 他に質疑はないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

---

#### △議案第70号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第70号 令和6年度行田市介護保険事業費特別会計歳入歳出決算認定については、これを認定するに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第70号は、これを認定するに決しました。

暫時休憩をいたします。

午前 11時 55分 休憩

---

午後 0時 59分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### △議案第56号について

○委員長 次に、議案第56号 令和7年度行田市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1回）についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

初めに、健康課、内田課長、お願いいたします。

○健康課長 それでは、議案第56号 令和7年度行田市国民健康保険事業費特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の48ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出それぞれ865万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ78億1,903万7,000円とするものです。

まず、歳出について説明申し上げますので、56ページをお願いいたします。

1款総務費、2項1目賦課徴収費は、令和8年度から、保険者が被保険者から徴収する保険税について、子ども・子育て支援納付金に要する費用を含めることになるため、そのシステム改修に係る経費について措置するものです。

予算内容といたしましては、57ページ、説明欄◎賦課徴収費の12節OAシステム改修委託料は、子ども・子育て支援制度に向けたシステム改修の経費を措置するものです。

次に、歳入について申し上げますので、戻りまして、54ページをお願いいたします。

3款国庫支出金、1項2目国民健康保険事業補助金は、OAシステム改修委託料に係る歳出計上額の全額を見込むものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第56号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので質疑のある方は挙手を願います。

2番 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 本会議でも質疑しましたけれども、何点か追加でお伺いしたいと思います。

今後のスケジュールです。令和8年度からということがあったのですがけれども、今後、国保運営協議会にも諮るということで、まず今後の流れについてお伺いしたいのと、この保険料は目安で言っていたのです。これから国保運営協議会でやるということだったので、多分子ども家庭庁が出している目安かと思いますが、国保は世帯ですから、世帯の金額はまたちょっと変わってくると思うのですが、毎月1人当たり250円上がるという目安が出ていますけれども、ほかの保険とはばらばら、一律ではないと本会議で出ましたのでお伺いしたいのですが、そうすると、国保として、今、県に移管されていますけれども、県内では統一なのですか。なぜかという、行田市の運営協議会で決まるという言い方をしたと思うのですが、そうすると意味がなくなってしまう、県と同じになると。その辺

の保険料についてお伺いしたいと思います。

○委員長 内田健康課長。

○健康課長 まず、1点目です。今後のスケジュールですけれども、国・県の政省令が、こども家庭庁のスケジュールですと、省令が公布されて、初めて率というのが提示されてくるのかと。あと県の通知というのを含めまして、遅くても12月ぐらいに出るのかというところでございます。それを受けまして、市のほうで年明けに運営協議会になると思います。3月議会に上程するようなスケジュールなのかというところですよ。

2点目ですけれども、目安で1人当たり月250円というところで、ばらばらというところと、国保としては県内統一になるのかというところですよけれども、県から標準保険税率が示される予定です。その標準保険税率を参考に市の条例で定めていくということになりますので、市のそれぞれの考え方というのがばらばらになるのか、あるいは、令和9年度に準統一を控えておりますので、恐らく、標準保険税率をどの市も使ってくるのではないのかとは思いますが、運営協議会で諮って、どの市も3月議会のほうに上程するような形になるのかというのが今のところのスケジュールです。

以上です。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 柔軟性があるようで、今の話を聞くと、県から出てくる標準保険税率に基づいていろいろ基準がありますということで諮ると、運営協議会で決められるのだけれども、大体それに倣って進んでいくのかというのが見えてきたところです。分かりました。

そうすると、全国はばらばらですよ。今は県の話をした、県で令和9年度に統一するので今聞いたのですけれども、全国的にも全く一緒ではないということは言えますよね。

○委員長 内田課長。

○健康課長 保険者のそれぞれの規模とか、そういったところで納付金が決まってくるので、一律ではないというところだと思われまして。

以上です。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 今、医療分、後期高齢者支援分、介護保険分というのがありますけれども、そこにもう一つ追加されて子ども支援納付金というのができるのですか。そうすると、当然賦課限度額がそれぞれ設定されているから、そこもできるということですか。どのように今のところの予定では示されているのですか。

○委員長 内田課長。

○健康課長 委員おっしゃるとおり、こども家庭庁の中では、もう法改正をしており、その部分は限度額を設けるとなっております。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 示されてはいない。

○委員長 内田課長。

○健康課長 数字は示されていません。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 分かりました。

部長の本会議の答弁で毎年50円ずつ上がっていくようなことを言っていましたけれども、これはずっと上がっていく予定ですか。

○委員長 内田課長。

○健康課長 こども家庭庁のお話をしてしまっただけで申し訳ないですが、こども家庭庁の示している部分では、子ども・子育て支援制度は、歳出改革、規定の予算の活用を最大限図った上で、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に構築するものというようなところがあります。こども家庭庁の試算によりますと、令和9年度の1人当たりの平均月額額は300円、令和10年度が400円を見込んでいるというところでございます。

以上です。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 そうしますと、段階的に引き上げていくという中で、令和10年度まではもう確定してしまった、その先はまだ分からないという認識でいいですか。

○委員長 内田健康課長。

○健康課長 こども家庭庁の部分では試算のところに載っていて、確定というところでは、令和8年度に創設して、令和10年度までに段階的に導入するというようなことになっております。

以上です。

○委員長 他に質疑はございますか。

[発言する者なし]

○委員長 他に質疑がないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第56号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第56号 令和7年度行田市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1回）は原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第56号は原案のとおり可決するに決しました。

---

△議案第57号について

○委員長 次に、議案第57号 令和7年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第1回）についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

初めに、健康課、内田課長。

○健康課長 それでは、議案第57号 令和7年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計補正予算について説明申し上げます。

議案書の58ページをお願いします。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出それぞれ176万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ13億7,977万7,000円とするものです。

まず、歳出について説明申し上げますので、66ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費は、令和8年度から保険者が被保険者から徴収する保険料に子ども・子育て支援納付金に要する費用を含めることになったため、そのシステム改修に係る経費について措置するものです。

予算の内容といたしましては、67ページをお願いいたします。

説明欄◎一般管理費の12節OAシステム改修委託料は、子ども・子育て支援制度に向けたシステム改修の経費を措置するものです。

次に、歳入について申し上げますので、戻りまして、64ページをお願いいたします。

6款国庫支出金、1項1目総務費国庫補助金は、OAシステム改修委託料に係る歳出計上額の全額を見込むものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

---

△議案第57号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手願います。

2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 こちらの後期高齢も、先ほどの国保と全く同じ内容での徴収ということですけれども、国保も含めて、後期高齢者も、働いていない方も徴収するというので私は反対なんですけれども、国保はこれからやっていくところなんですけれども、こちらは完全に統一されているということで、国保とは別ですから、同じように今後のスケジュールをお伺いしたい。

それと、部長が本会議で200円と言っていたと思うのですが、国保に比べれば安いのですが、この200円というのは、ほかの協会けんぽとかいろいろなところから見るとどうなのですか。働いていないとか、ワーキングプアの方が入っている国保も含めて、こちらが高齢者は働いていないですよね。働いている方もいらっしゃるのですが、高いというのはどうなのかというところで、どの辺の位置なのかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

○委員長 内田課長。

○健康課長 後期高齢者の改正スケジュールですけれども、政省令の公布が同じ時期に基づいて改正していく形になると思いますので、手元に資料がないのですが、元となる政省令は同じ改正となりますので、恐らく同じ時期、年明けに議会で改正をしていくのだと思われます。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 3月。

○委員長 内田課長。

○健康課長 はい、同じです。すみません、失礼しました。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 200円、これはどうなんですか。

○委員長 内田課長。

○健康課長 月当たり平均200円ということで、後期の場合には一人一人に課税になっていくの

で、1人当たり200円と子ども家庭庁では試算しているところです。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 私も、子ども家庭庁の、多分課長と同じものを持っているのですが、ホームページで誰でも取れるものですが、後期高齢者が200円ということで、取ること自体が大問題だと思っているのです。協会けんぽは働いていますよね。働いている人が250円で、後期高齢者は200円、国保250円ということで、この徴収の加減も、今の目安でいけば後期高齢者が一番安いわけですよね。それにしても、あまり変わらないのかと思うので、どうなのかと。これは県の統一ということで、こちらの権限はないということでよろしいですか。

○委員長 内田課長。

○健康課長 そうですね、広域連合のほうで議会にかけて決まっていくということなので、県内統一ということで、よろしくをお願いします。

○委員長 ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長 他に質疑はないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

---

#### △議案第57号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ人あり〕

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第57号 令和7年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第1回）は原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第57号は原案のとおり可決するに決しました。

---

#### △議案第68号について

○委員長 次に、議案第68号 令和6年度行田市国民健康保険事業費特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

健康課、内田課長。

○健康課長 議案第68号 令和6年度行田市国民健康保険事業費特別会計歳入歳出決算について説明申し上げます。

初めに、主要施策の成果報告書78ページをお願いいたします。

まず、保険給付事業についてですが、国民健康保険加入世帯や被保険者数は記載のとおりで、前年度と比較しまして474世帯、966人の減です。保険給付については記載のとおりで、合計額は前年度と比較しまして6.0%の減となっております。

次の特定健康診査等事業費は、40歳から74歳までの被保険者を対象に特定健康診査及び特定保健指導を実施したものです。健康診査の受診率は38.7%、前年同月比では0.1ポイントの増です。

次に、人間ドック助成事業は、35歳以上の被保険者を対象に人間ドックの費用の一部を助成したものです。受検者数は表のとおりで、総受検者数は前年と比較し12人の増となりました。

次に、79ページをお願いいたします。

まず、医療費適正化促進事業は、増加が見込まれる医療費を抑制するため、ジェネリック医薬品を希望する旨のシールの配布や、ジェネリック医薬品に切り替えを行った場合に自己負担額を300円以上削減することができた方に対し、自己負担額の差額を記載した通知を年4回送付したものです。ジェネリック医薬品の利用率といたしましては、本年3月審査分で85.7%、前年同月比では2.8ポイントの増となっております。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書について説明申し上げます。

まず、歳出から申し上げますので、279ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費の不用額の主な要因ですが、人件費によるもので、人事異動に伴う給与等の高低差によるもの及び審査支払い手数料などが当初の見込みより少なかったものによるものです。

次に、歳出の主なものを申し上げますと、280ページ、備考欄、11節郵便料は、被保険者証の送付に伴うもの、2行下、審査支払手数料は、埼玉県国保連合会に支払ったものです。

次に、12節、2行目、OAシステム保守委託料は、令和6年12月2日以降にマイナンバーカードと保険証が一体化され、資格確認書等の発行に対応するためシステム改修を行ったものです。

次に、2項1目賦課徴収費の主なものを申し上げますと、11節郵便料は、納税通知書等の郵送料で、12節電算委託料は、納税通知書や納付書の作成に係る電算委託料です。

281ページをお願いいたします。

3項1目運営協議会費は、行田市国民健康保険運営協議会を3回開催したことによる委員報酬です。

次に、2款保険給付費は、成果報告書の保険給付事業で説明申し上げたとおりです。

285ページをお願いいたします。

3款国民健康保険事業費納付金の内訳は、1項医療給付費分及び2項後期高齢者支援金等分及び287ページの3項介護納付金分です。

次に、1つ飛びまして、5款保健事業費は、成果報告書の特定健康診査等事業費で説明申し上げたとおりでございます。

289ページをお願いいたします。

2項保健事業費の不用額の主な要因は、2目疾病予防費の18節負担金補助及び交付金が当初の見込みを下回ったことによるものです。

290ページの備考欄、18節健康診断助成金は、成果報告書の人間ドック助成事業で説明申し上げたとおりでございます。

その下の生活習慣病重症化予防事業負担金は、埼玉県国保連合会と県内の市町が共同で事業を実施するためのものがございます。

次に、6款国民健康保険基金費は、運用利子の積立てでございます。

次に、1つ飛びまして、8款諸支出金、1項1目国保税還付金は、国保税の納付後、所得税額の変更に伴い国保税を還付したものでございます。

291ページをお願いいたします。

2目償還金は、国及び県の交付金の清算に伴う償還金です。

歳出については以上となります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして、273ページをお願いいたします。

まず、1款国民健康保険税ですが、右ページ、収入済額は、前年と比較して3.5%の増でございます。

274ページの不能欠損の主な要因は、国保税の時効が到来したことによるものや、財政調査の結果、徴収することが困難と判断し、欠損したことによるものでございます。実際の処理は、収納課において不能欠損を行っております。収納課に確認したところ、不能欠損が増えた理由としては、これまでコロナの関係で欠損に消極的だったが、コロナも落ち着いたこ

とから、財産調査の結果、欠損処理を行っているとのこと。

次に、273ページ、一番下、3款国庫支出金の1項1目災害臨時特例補助金は、東日本大震災被災者分でございます。

275ページをお願いいたします。

2目国民健康保険事業補助金は、令和6年12月2日以降、マイナンバーカードと健康保険証が一体化され、資格確認書等の発行に対応するためのシステム改修に伴うものでございます。

次に、4款県支出金、1項1目保険給付費等交付金の1節普通交付金は、保険給付に係る交付金で、次の2節特別交付金は、市町村に対し財政支援として交付される交付金です。

次の5款財産収入は、国民健康保険基金の利子収入です。

次の6款繰入金は、一般会計からの繰入金で、1節保険基盤安定繰入金は、主に保険税の軽減措置を補てんするためのもので、前年度と比較し8.5%の増です。

備考欄1行目、保険税軽減分は、低所得者の国保税軽減分について、県が4分の3、市が4分の1を負担するものでございます。その下の保険者支援分は、国保税軽減者数に応じて一定割合を公費が負担する制度で、国が2分の1、県及び市がそれぞれ4分の1を負担するものです。

次に、2節未就学児均等割保険税繰入金は、未就学児の国保税均等割を2分の1軽減するに当たり、その軽減分について、国が2分の1、県及び市がそれぞれ4分の1を負担するものです。

3節職員給与等繰入金は、歳出の総務費相当分の繰入れで、4節出産・育児一時金繰入金は、歳出の出産・育児一時金に対する地方財政措置分の繰入れ、5節財政安定化支援事業繰入金は、国の財政支援です。

次の6節その他一般会計繰入金は、決算補てん分として、法定外繰入れです。

次の7節産前産後保険税繰入金は、令和6年1月に開始された産前産後国保税免除制度に伴うものです。

7款繰入金は、前年からの繰入金です。

277ページをお願いいたします。

8款諸収入、1項1目延滞金は、国保税の延滞金の収入です。

1つ飛びまして、3項1目雑入、1節一般被保険者第三者納付金は、交通事故等の第三者等による損害賠償金が納付されたもの、3節一般被保険者返納金は国民健康保険の資格喪失

後に保険証を使用して医療機関を受診した場合に対応する医療費返還金となります。

以上で、令和6年度行田市国民健康保険事業費特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第68号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 成果報告書78ページ、基本的なことを聞きたいのですけれども、国保は傷病手当はないと思うのですけれども、78ページに傷病手当が1件、3万2,400円ということなんですけれども、これはどういうことでしょうか。

○委員長 内田課長、お願いします。

○健康課長 傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症に伴う療養のため労務に服することができなかった部分の給与等の全部または一部の支払いが受けられなかった被用者保険、雇われている方の傷病手当金が令和6年度で1件あって、3万2,400円ということでございます。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 原則論で言えばないのだけれども、1件出ている。課長の説明だと新型コロナ特別な場合だけれども、ないものなんだけれども出るというところで、傷病手当金が出るという特別な場合はどんなときですか。

○委員長 内田課長。

○健康課長 これは、国からの補助金が出ますので、行田市は脆弱な財政なので、傷病手当をほかの理由でというのではないのですが、新型コロナに関しては、5類に落ちてというところの部分から、まだ時効を迎えていないものですから、その部分で支払いがあったというところでございます。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 国が全額負担で出したという認識でいいのか。

傷病手当金はどこの保険もあるので、国保だけがないわけで、その辺の議論というのはないのですか。国保運営協議会においても、担当課においても創設したほうがいいと思うのですけれども、その辺の傷病手当金に関する内部の議論というのはないのですか。

○委員長 内田課長。

○健康課長 傷病手当金は、国から10分の10補てんされるということです。

傷病手当の必要性というところで、本市は国保財政が厳しい状況が続いていますので、国や県からの財政支援がない状態で、恒久的な施策として傷病手当を支給することは難しいものと考えております。

以上です。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 一般会計の繰入れをどんどん減らしてきている厳しい状況で値上げをしているわけなので、その辺の議論というのは今後必要なのではないかと思いますけれども、それは要望とします。

次に、特定健診の事業費ですけれども、これは受診率が0.1上がったという中で、県平均と同じか低いぐらいだったと考えているのですけれども、令和5年度のときに、7パターンのその人に合った通知、実は私も持っているのですけれども、よくできていました。その人の過去の受診率に基づいて、あなたはこうだからもう一度受けませんかということで、それぞれの努力はすごく分かるのですけれども、費用対効果として、やったからすぐ効果が出るというわけではないでしょうけれども、受診率というのは上げないと、医療費の削減、受診が遅れたために医療費がかかってしまうということを防ぐために受診率を上げなさいということなので、受診率を上げるような努力を市として何をやっていますか。私はこれをもらいましたので分かりましたけれども、ほかにありますか。

○委員長 内田課長。

○健康課長 受診率は、県よりちょっと下のところです。

取組といたしましては、令和7年度からになるのですけれども、受診券を入れて個別に送付したりして、直接的に個人個人に受診券が届くという、そういった施策で、少しでも上がっていただければと考えております。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 電話勧奨をこれまでやっていたと思うが、どれだけの効果がありましたか。

○委員長 内田課長。

○健康課長 いろいろな施策をしております、はがきの通知、先ほど委員がおっしゃられた7パターンの種類とか、いろいろな施策をしているので、電話だけの成果というのは、推し量ることがなかなか難しいのですが、令和6年度では、電話勧奨を12月にしております。そ

これから2か月、2月末まで経過を見ますと、その間に受診をされた方が390件ありました。それも一つの指標というか、成果かとは見ております。

以上です。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 いろいろな手法でやらなくてはいけないというのは当然なんですけれども、電話勧奨というのは家の電話にかけているのですよね。どうなんですかね、今、皆さん家の電話に出られるでしょうか。今は高齢者でも携帯を持っているが、その辺の変化というか、時代に合わせた電話勧奨は必要だと思うんです。昔は、みんな必ず家の電話で、携帯を持っていない時代もありましたけれども、その時々で効果というのが、今あるということをおっしゃっていましたが、時代に合わせた受診勧奨という意味で、今、皆さんは家の電話に出るのかと疑問なのですか、どうですか。

○委員長 内田課長。

○健康課長 今年度は、SNSを活用して、そういったことも予定等はしております。

以上です。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 電話番号は、どこに記載しているのを使っているのですか。市は電話番号をどこでつかむのですか。それぞれ担当があって、個人情報的なもので、横のつながりが駄目な場合が個人情報の関係であるではないですか。国保で電話番号をつかんでいるということがあるのですか。

○委員長 内田課長。

○健康課長 国保の資格取得をする際に連絡先をいただいておりますので、そちらを活用してというところです。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 人間ドック受診事業ですけれども、受診件数は出ているのですけれども、それは何%なんですか。この634人とされているのは、どのぐらいのパーセントの人がやっているのか疑問です。

それと、これは人間ドック、脳ドック、併診ドックとありますけれども、人間ドックを先に受けてしまった、または脳ドックを先に受けてしまうと、併診ドックを受けられなかったと思うのです。その辺の今の現状はどうですか。

○委員長 内田課長。

○健康課長 人間ドックのパーセントは、個人個人で見えておりますので、世帯とつなげるような形ではないというところです。

併診ドックの関係は、4万円という形を上限になります。

○委員長 大崎副参事。

○健康福祉部副参事 人間ドックを受けた後に脳ドックを受けられるか、脳ドックを受けた後に人間ドックが受けられるかというご質疑ですが、併診ドック扱いとして、人間ドックを受けた後に脳ドックを受けていただけます。その場合には、併診ドックの扱いとするために、人間ドックが先に2万8,000円助成させていただいた場合は、残りの脳ドックは併診ドック扱いになるので1万2,000円の助成、脳ドックを先に受けていただいた場合は、脳ドックが2万円の助成になりますので、人間ドックは、その後2万円の助成ということで、合わせまして4万円の助成となります。

以上です。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 しばらく聞いていなかったのですが、以前は駄目だったのです。そこを要望してきたのですが、いつから変更になったのですか。よかったということでお伺いしたいのですが、以前は片方を受けてしまうと受けられなかったのです。そこを改善してということとを常々言ってきて、しばらく言わない間に直っていたのですけれども。

○委員長 大崎副参事。

○健康福祉部副参事 以前に、委員から、後から受けたものに対して現物給付できないかというご要望をいただいていたのですが、そのご要望をいただいた以降には、市内のものに関しては全て現物給付させていただいております。年度については後でお答えします。

以上です。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 関連なんですけれども、先ほど、課長のほうでいろいろなものを送っているという中で、健康福祉部のほかの課にも聞こうかと思うのですけれども、国保は世帯なので、5人家族で3人が国保に入っている世帯もあると思うんです。そういった場合は1つの世帯で1通送っていますか。というのも、ほかの課だと、例えば、1世帯に同じものを送ればいいのに一人一人に送っている場合があるのです。今は郵送料が高いではないですか。そういった意味合いで聞きたいのですけれども、当然、国保は世帯でやっているわけなので、世帯で一括で送っているのかと思うのですけれども、近年郵送料の値上げもありますので、

その辺、コスト削減意識を持たないと、同じところに1人ずつ送ることがないようにしてほしいと思うのですけれども、その辺どうですか。

○委員長 内田課長。

○健康課長 削減を考えていまして、名寄せをして1つの世帯をしてやれないかというところを業者とも話しているのですが、名寄せというのがなかなか難しく、封入できない現状があるというところなんです。納期も長くなってしまうので、今、どんな工夫ができるかということで、業者とは一緒にできないかということで話を。来年の1月から準統一が、基幹系システムが全国統一されるような形の仕様の中で、どうしても分かれてしまうような仕様らしいので、それを一括して出すことができないかというのを、今まさに調整しているところなんです。現状としては、納期が延びてしまうのと名寄せするのに経費がかかってしまうというところなんです。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 分かりました。私は国保に1人しか入っていないので分からなかったのですけれども、システム上、それはやはり無理なのですね。全庁を挙げて、いろいろところで、健康福祉部ももちろんそうですけれども、無駄に個々に送ってくるわけです。今回、280ページを見ても、郵便料だけで670万円もかかっているわけです。今どんどん値上げしていますので、システム上難しいということがありましたけれども、ぜひ努力というのも、全庁にも関わってくることなのですから、お願いしたいと思います。

次に、274ページ、令和6年度は国保料の繰入れを3段階で減らしていますよね、令和6年度は1回目ですね。繰入れの状況の5年間の推移と、この1回目の値上げで滞納がどうなのか、最後にお聞きしたいと思います。

○委員長 内田課長。

○健康課長 繰入れの状況と滞納の関係でございます。繰入金、令和6年度に1回目の税率改正を行いました。こちらの被保険者数の減少を、5年間の平均を見まして3.5%と見込んでいたところ、被用者保険の適用拡大の影響などによりまして、最終的には、想定を超える5.8%の減となっております、1億円の増収を目指していたのですけれども、結果的に4,800万円ぐらいの増収というところになっております。それに対して、繰入金を減らしていくと言っていたのですけれども、令和6年度の繰入金、法定外ですけれども、約3億9,700万円、令和5年度が3億2,700万円だったので、繰入額を減らしていこうというところだったのですが、逆に増えてしまった形になっております。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 今の話だと、繰入れは3億2,700万円が3億9,700万円で実質増えた、4,800万円の増収ということで、値上げは確実にやりましたよね。結局、繰入れは減っていないけれども、値上げはしたという状況ですね。

○委員長 内田課長。

○健康課長 いろいろ複合的な要素がありまして、前年度の繰越金が、令和6年度は3,600万円ほどだったのです。令和5年度が1億3,200万円あったものですから、ここの部分で1億円ちょっと差が出ているわけなので、繰入金が上がってはいるのですけれども、令和7年度の収支を見て、繰越額が来年は少し上がってくるのではないかとということなのです。

○委員長 2番 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 トータルで見て、いろいろなところでというのは分かるのだけれども、結局、繰入れを減らしたから値上げをするという説明で来ていたわけで、ここを見ると値上げありきと捉えてしまうのです。だって、繰入れは増えているわけでしょう。そうすると、単純に考えたら、何で値上げするのか、その辺はどうなのかと思うので、担当課も、統一に向けて減らさないといふ県の意向もあるのですけれども、市として、本市の市民が入っている保険に対して、払える金額なのかどうか、状況をよく見て、その辺の値上げありき、繰入れを下げるありきではなくて、内容を見て協議してほしいと思います。要望です。

○委員長 内田課長。

○健康課長 収納率の影響なんですけれども、令和5年度が93.25%だったところが、令和6年度は94.69%なので、値上げに対する収納率の響きというのは、今のところないのかということなのです。

以上です。

○委員長 他に質疑はございませんでしょうか。

[発言する者なし]

○委員長 他に質疑はないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

---

△議案第68号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

[発言する者なし]

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第68号 令和6年度行田市国民健康保険事業費特別会計歳入歳出決算認定については、これを認定するに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第68号は、これを認定するに決しました。暫時休憩いたします。

午後 1時 53分 休憩

---

午後 1時 59分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△発言の訂正

○委員長 この際、執行部から発言の申出がございましたので、これを許します。

健康課、内田課長、お願いいたします。

○健康課長 先ほどの斉藤委員のお話の中で、令和7年度から新たな取組というところで、特定健診の個別通知をしますと答弁しましたが、正しくは、令和7年度からがん検診の個別通知をしたと訂正させていただきます。特定健診のほうは前からやっていたので、がん検診については新たにということです。

以上です。

○委員長 それでは、ただいまのご説明でご了承願います。

議事を続行いたします。

---

△議案第71号について

○委員長 次に、議案第71号 令和6年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

健康課、内田課長。

○健康課長 議案第71号 令和6年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計歳入歳出決算認定について説明申し上げます。

初めに、主要施策の85ページをお願いいたします。

後期高齢者医療制度は、主に75歳以上の方を対象としたもので、埼玉県後期高齢者医療広

域連合が運営主体となります。本市では、各種申請の受付業務と保険料の徴収事務を行っております。事業費等内訳については記載のとおりであります。

次に、歳入歳出決算事項別明細書について説明申し上げます。

まず、歳出から申し上げますので、321ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費は、322ページ、備考欄のとおり、保険料の納付書送付に係る郵便料及び納付書作成に係る委託料です。

次に、2項1目徴収費、備考欄OAシステム利用料は、基幹系システムの利用料となります。

次に、2款後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合の積算に基づき納付したもので、その内訳は、保険料、事務費及び低所得者の保険料軽減分を公費で負担する保険基盤安定負担金です。

次に、3款諸支出金、1項1目保険料還付金は、死亡や転出等により資格を喪失した際の保険料の還付金です。

以上が歳出となります。

続きまして、歳入について申し上げますので、戻りまして、317ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料、右ページ、収入済額は、前年度と比較し1億2,041万3,972円、率にして13.5%の増です。右側、不能欠損は、時効の到来や財産調査の結果、徴収が困難と判断し欠損したものです。

次に、3款繰入金は、一般会計からの繰入金で、前年度と比較して8.6%の増です。この繰入金の内訳ですが、1項1目事務費繰入金は、本事業の事務に係る経費について繰り入れたもの、2目保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険料軽減分について、県が4分の3、市が4分の1の負担割合に応じて一般会計から繰り入れたものです。

次に、4款繰入金は、前年度からの繰入金、5款諸収入、1項1目延滞金は保険料の延滞金、2項1目保険料還付金は保険料の過年度分の還付金、3項1目市預金利息は、歳計現金に係る預金利子です。

以上で、令和6年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計歳入歳出決算認定について説明を終わります。

○委員長 ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

△議案第71号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

2番 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 後期高齢者医療事業費ですけれども、課長の言うとおりに、県に移管されていますから行田市に権限はないということで、受付事務と徴収事務だけだということですが、取りあえずお聞きしたいのは、318ページ、滞納の推移だけお伺いしたいのです。滞納者が増えているのか減っているのか、5年間でもいいのですけれども、状況についてお伺いします。

○委員長 内田課長。

○健康課長 過去5年間ということで、令和6年度は、滞納率は29.33%です。令和5年度が28.16%、令和4年度が29.99%、令和3年度が13.34%、令和2年度が26.76%です。

以上です。

○委員長 2番 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 例えば、滞納した方への通知とかは全部市でやっているということでしょうか。徴収業務を任せられているということで、どのような方法でやっているのでしょうか。

○委員長 内田課長。

○健康課長 滞納の通知、どういった方法でやっているかということですが、文書と電話での催告、納付相談、督促状を出したりということになります。個別の徴収等を、広域連合で定めている後期高齢者医療保険料収納対策実施方針に基づいて、収納課と連携して行っているところです。健康課といたしましては、滞納者の世帯状況を確認して、7割・5割・2割の軽減世帯に該当するか、可能性がある場合は、簡易申告書を送付して、軽減の対象となる世帯であれば、少しでも対象となる分母を下げるという意味で、簡易申告書等を送ったりしております。

以上です。

○委員長 2番 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 今、課長がいいことを言いましたよね。軽減する世帯なのかどうかちゃんと見てくれる、それが市の姿勢かと思えます。文書、電話で払いなさいというのではなくて、納付相談が一番事例だと思うんです。今、課長から聞いて安心しましたが、その人が、

もしかしたら今より安くなるのではないかと、そういったところも見ているということで答弁がありましたので、その辺はよかったと思います。

以上です。

○委員長 他に質疑ございますか。

3番 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 322ページ、2款、後期高齢者医療広域連合納付金の不用額についてお尋ねします。

令和5年度、令和4年度ということで不用額を見させていただきますと、例えば、令和5年度から令和6年度が3,400万円、その前が、令和4年度と令和5年度を比較しますと1,700万円ということで、毎年不用額が拡大しているように思うのですが、これはどういうふうに考えたらいいのでしょうか。先ほど、市から離れているということなので、これは全く考える余地がないのか、その辺のところを含めてお尋ねしたいと思います。

○委員長 内田課長。

○健康課長 納付金の部分ですけれども、これは、構成といたしましては、3点ほどありまして、1つ目は保険料、2つ目は事務費、3つ目は保険基盤安定、軽減分の納付金というところですが、これは、いずれも広域連合のほうで積算したものを計上した結果というような形になっているのが実情です。

以上です。

○委員長 岩崎委員、よろしいですか。

他に質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ人あり〕

○委員長 他に質疑はございませんので、これをもって質疑を終結いたします。

---

#### △議案第71号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔発言する者なし〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第71号 令和6年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計歳入歳出決算については、これを認定するに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第71号は、これを認定するに決しました。

---

△散会の宣告

○委員長 以上をもって本日の議事日程を終了いたしました。

明18日は、午前9時半から委員会を開き、引き続き健康福祉部所管の議案について審査を行いますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 2時 12分 散会

---

健 康 福 祉 常 任 委 員 会

9 月 1 8 日 ( 木 曜 日 )

令和7年行田市議会健康福祉常任委員会会議録

- 開会年月日 令和7年9月18日（木曜日）
- 開催場所 第2委員会室
- 付議事件 議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定について
- 審査日程 **【健康福祉部】**  
議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定について

○出席委員（7名）

委員長	田中和美	委員	3番	岩崎	彰	委員
副委員長	野本翔平	委員	4番	養田	英雄	委員
1番	橋本祐一	委員	5番	村田	清治	委員
2番	斉藤博美	委員				

---

○欠席委員（0名）

---

○説明のため出席した者

熊谷崇皓	健康福祉部長
風間重文	福祉課長
吉田兼弘	子ども未来課長
堀田恵子	こども家庭センター課長
春日千恵	高齢者福祉課長
田島裕介	地域共生社会推進課長
内田智之	健康課長兼保健センター所長
田中義久	健康福祉部参事
大崎直子	健康福祉部副参事兼総務部副参事

---

○事務局職員出席者

書記 進藤翔太

午前 9時 31分 開議

△開議の宣告

○委員長 おはようございます。

執行部の皆様におかれましては、日々、市民のため、たゆまぬご努力に対し、この場をお借りいたしまして心より感謝申し上げます。

委員におかれましては、全員協議会に引き続き、当委員会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。お疲れさまです。

さて、本日は、昨日に引き続き、決算認定の審議となります。皆様のご協力の下、実のある会議にしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから健康福祉常任委員会を開催させていただきたいと思っております。

審査につきましては、お配りしております審査日程より行います。

昨日に引き続き、健康福祉部所管の議案について審査をいたします。

まず、健康福祉部長にご挨拶をお願いいたします。

熊谷健康福祉部長、お願いいたします。

○健康福祉部長 皆様、おはようございます。

昨日に続きまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

本日のご審議いただく案件でございますが、議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定のうち、健康福祉部の所管する部分でございます。

内容の説明につきましては、順次、各所属長から行わせていただきます。長時間に及びますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。

これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。また、発言時はマイクを使用させていただくようお願いいたします。

なお、説明、質疑及び答弁は簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

---

△議案第67号について

○委員長 それでは、議事に入ります。

では、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第67号 令和6年度行田市一般

会計歳入歳出決算認定中、健康福祉部所管部分についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

初めに、福祉課、風間課長、お願いいたします。

○福祉課長 おはようございます。

福祉課所管部分につきまして説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、主要施策の成果報告書から説明いたします。

17ページをお願いいたします。

下段の定額減税調整給付金給付事業は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、所得税3万円、個人住民税1万円の定額減税が実施されることに伴い、納税義務者本人及び扶養親族数に基づき算定される定額減税可能額が、令和6年分推定所得税額、または、令和6年度分個人住民税所得割額を上回る者に対し、上回る額の合算額を基礎として、1万円単位で切り上げて算定した額を給付したものであります。

18ページをお願いいたします。

一番上の住民税非課税世帯価格高騰重点支援給付金給付事業は、電気、ガス、食品等の価格が高騰による負担増を踏まえ、新たに住民税非課税となった843世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付したものです。

1つ飛んで、住民税均等割のみ課税世帯価格高騰重点支援給付金給付事業は、同様に、新たに住民税均等割のみ課税となった526世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付したものです。

19ページをお願いいたします。

中段の住民税非課税世帯物価高騰重点支援給付金給付事業は、住民税非課税世帯に対し、令和6年12月13日と基準日として、6,683世帯に1世帯当たり3万円を給付したものです。

20ページをお願いいたします。

自立支援医療費支給事業は、障害の除去、軽減のために必要な手術や治療の医療費の一部を公費負担し、対象者の経済的負担の軽減を図ったものです。

次の障害者生活・就労支援事業は、障害のある方やその家族等を対象に、障がい全般や福祉サービスの利用または就職及び就労定着のために必要な相談を委託により実施しているものです。

次の障害児通所給付費給付事業は、児童福祉法に基づく就学前児童を対象とした児童発達支援や就学中の児童を対象とした放課後等デイサービス等の給付費です。

21ページをお願いいたします。

障害者基幹相談支援センター運営事業は、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、センターを委託により運営し、相談支援機関、高齢部門、こども部門等と連携し、総合的に支援業務を行い、相談支援体制の充実を図ったものです。

次の地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づく各種サービスで、主な事業では、日常生活用具支給事業は、ストーマ用蓄尿・蓄便袋、特殊ベッドなどを給付したもの、次の移動支援事業は、外出時の付添いや介助を実施したもの、日中一時支援事業は、常時監護を必要とする障害者を日中一時的にお預かりして、監護者の休息や就労に役立てたもの、地域活動支援センター事業は、通所による創作活動や機能訓練などを通じて、在宅障害者の居場所の確保や能力の維持・向上を図ったものです。

22ページをお願いいたします。

心身障害者福祉手当支給事業は、重度心身障害者に対し、障害の程度に応じて手当を支給しているもので、県の単独事業であり、補助基準額は月額5,000円ですが、本市では、身体障害者1、2級の方と知的障害者○A、Aの方には上乘せして月額9,000円を支給しているほか、対象者を拡大して実施したものです。

次の障害者自立支援事業は、障害者総合支援法に基づく事業で、主に在宅障害者の訪問介護や短期入所、また施設に通所や入所して行う生活訓練や作業訓練に伴う自立支援サービス等給付費や、長期入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする知的・身体障害者への介護に関する費用を助成する療養介護医療費、車椅子や義足など補装具費を給付したものです。

23ページをお願いいたします。

特別障害者手当等支給事業は、20歳以上で常時特別の介護を必要とする在宅の重度障害者と20歳未満で重度の障害のある方及び昭和61年の制度改正以前に一定の要件を満たしていた方に対し、それぞれ国で定めた金額を支給したものです。

次の重度心身障害者医療費助成事業は、重度心身障害者に対し、医療費に係る一部負担金を助成したもので、本人及びその家庭の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図ったものがございます。

少し飛びまして、33ページをお願いいたします。

下の欄、被保護者就労支援事業は、就労支援員により、被保護者に対する総合的な就労に向けた支援を実施したものです。

次のページをお願いいたします。

被保護者健康管理支援事業は、レセプトデータを活用し、生活習慣病の発症予防や重症化予防のほか、医療扶助の適正実施に向けた助言指導を行い、被保護者の健康増進を図ったものです。

次の生活困窮者自立支援事業は、生活困窮者に寄り添いながら自立に向けた支援を実施する相談支援事業、生活困窮世帯及び生活保護受給世帯の中学生と高校生を対象とした学習支援事業、住宅を失うおそれのある方へ就職活動を要件に家賃相当額を支給する住居確保給付金の支給を実施しました。

相談支援事業と学習支援事業、住居確保給付金支給の受付につきましては、市社会福祉協議会に委託し、実施しております。

次の生活保護事業は、生活保護法に基づく扶助を実施したものでございます。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書を用いて、歳出について説明いたします。

125ページをお願いいたします。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費ですが、初めに、右ページ不用額のうち、福祉課所管では、12節委託料は、給付金支給事務に係る申請支援業務委託によるものです。また、繰越明許費は、住民税非課税世帯価格高騰対応重点支援給付金給付事業と定額減税調整給付金給付事業に係るものです。

128ページをお願いいたします。

備考欄の一番上の◎福祉課関係経費の下から2行目の22節返還金は、令和5年度交付実績の確定に伴う生活保護費などの国・県負担金の清算に伴う返還金です。

次に、備考欄の下から2番目の◎行旅死亡人措置費は、行旅死亡人の墓地管理謝礼などです。

133ページをお願いいたします。

2目障害者福祉費の右ページ、不用額欄の19節扶助費は、自立支援サービス費等が見込みを下回ったことによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

備考欄上から2つ目の手話通訳者派遣事業委託料は、市社会福祉協議会に委託して事業を実施したもので、その5つ下のOAシステム改修委託料は、障害福祉サービス等報酬改定に対応する障害福祉システムの改修などによるものです。

次に、157ページをお願いいたします。

3項生活保護費、1目生活保護等総務費の右ページ備考欄の◎生活保護一般管理費は、主なものでは、次の160ページの一番上、12節の3つ目、OAシステム改修委託料は、生活保護の制度改正等に伴う改修に係る経費、13節OAシステム利用料は、生活保護システムの利用料です。

次の◎中国残留邦人支援費は、中国残留邦人に対する支援費を生活保護と同様の基準により支出しております。

続きまして、歳入について説明いたします。

45ページをお願いいたします。

14款1項2目民生費国庫負担金の1節社会福祉費負担金のうち、備考欄1つ目の障害児通所給付費負担金と5つ目の障害者自立支援給付費負担金から7つ目の自立支援医療費負担金までは、各種障害福祉事業に係る国の負担金で、国庫負担の割合は、障害児通所給付費負担金、障害者自立支援給付費負担金、自立支援医療費負担金が2分の1、特別障害者手当等負担金は4分の3です。

47ページをお願いいたします。

3節生活保護費負担金は、生活保護費、中国残留邦人支援給付費及び生活困窮者支援費に係るもので、負担割合は4分の3です。

次に、2項2目民生費国庫補助金の1節社会福祉費補助金の備考欄の1つ目、地域生活支援事業補助金の補助割合は2分の1です。

49ページをお願いいたします。

3節生活保護費補助金の生活困窮者支援事業費補助金は、生活保護の面接相談員や生活困窮者の学習支援、医療扶助のレセプト点検業務委託等に用いたものです。

51ページをお願いいたします。

15款1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金の1つ目、障害児通所給付費負担金、2つ目の障害者自立支援給付費負担金と3つ目、自立支援医療費負担金の県の負担割合は4分の1です。

3節生活保護費負担金は、居住地のない方に保護を実施する際に、県が4分の1を負担するものです。

53ページをお願いいたします。

2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費負担金の1つ目、地域生活支援事業費補助金から4つ下の重度心身障害者医療費補助金までと、2つ飛んで、難聴児補聴器購入支援事業費

補助金から2つ下の重度訪問介護等利用促進市町村支援事業費補助金までは、各事業費に対する県の補助金です。

57ページをお願いいたします。

3項委託金、2目民生費委託金の1節社会福祉費委託金の備考欄、療育手帳再交付事務委託金は、県から交付を受けた事務委託金です。

67ページをお願いいたします。

20款4項1目13節返還金でございますが、備考欄の2つ目、重度心身障害者医療扶助費返還金と4つ目、生活保護返還金から6つ目の自立支援給付費返還金までは、各事業に係る返還金収入でございます。

14節精算金でございますが、備考欄の3つ目の相談支援業務委託料精算金と4つ目、学習支援業務委託料精算金、次のページの4つ目の手話通訳者派遣事業委託料精算金と6つ目の地域活動支援センター事業委託料精算金は、市社会福祉協議会に委託して実施している各種事業の令和5年度分の精算金でございます。

次に、財産に関する調書について説明申し上げますので、331ページをお願いいたします。

4、基金は、表の上から2列目、(2)の社会福祉事業費基金でございますが、決算年度中増減高は、運用利子収入を積み立てたものでございます。

以上で福祉課所管部分の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

では、続きまして、子ども未来課、吉田課長、お願いいたします。

○子ども未来課長 おはようございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、令和6年度一般会計歳入歳出決算のうち、子ども未来課所管部分についてご説明申し上げます。

初めに、主要施策の成果報告書18ページをお願いします。

2段目、住民税非課税世帯価格高騰重点支援給付金給付事業(こども加算分)は、令和6年度に新たに非課税となった世帯への給付に係る加算として、当該世帯において扶養されている18歳以下の児童を対象に1人当たり5万円を支給したものです。

19ページをお願いします。

1段目、住民税均等割のみ課税世帯価格高騰重点支援給付金給付事業(こども加算分)は、令和6年度に新たに均等割のみ課税となった世帯への給付に係る加算として、当該世帯において扶養されている18歳以下の児童を対象に1人当たり5万円を支給したものです。

1つ飛びまして3段目、住民税非課税世帯物価高騰対応重点支援給付金給付事業（こども加算分）は、令和6年度における住民税非課税世帯への給付に係る加算として、当該世帯において扶養されている18歳以下の児童を対象に1人当たり2万円を支給したものです。

27ページをお願いします。

1段目、3歳未満児保育料無償化事業は、国に先駆けて、3歳未満児の保育料無償化を実施したもので、本市独自の取組となっております。

次の保育コンシェルジュ事業は、子育て家庭からの保育に関する相談を受け、それぞれの家庭のニーズに合った保育サービスの情報提供や入所手続の相談を行ったもので、保育コンシェルジュ1名を配置したものです。

次の子ども等多世代の居場所づくり支援事業は、子ども等多世代の居場所づくりを実施する団体や個人に対し、運営費用の一部を補助したものです。

次のひとり親家庭等児童養育手当支給事業は、本市の単独事業で、父もしくは母または父母ともにいない小・中学生の保護者で、市民税所得割が非課税の方に対して手当を支給したものです。

28ページをお願いします。

1段目、保育所運営費補助事業は、民間保育所等に対して運営費を補助したものです。

次の保育サービス充実促進事業は、保護者の多様なニーズに対応するため、各種事業等を行う施設に対し補助を行い、また保育士の負担軽減による保育環境改善を図るため、保育人材確保として、宿舍借り上げ費用の一部や保育補助者雇用費補助を行ったものです。

次の病児・病後児保育事業は、病期中、あるいは病気の回復期にある小学校6年生までの児童であって、就労等により保護者が家庭で保育できない場合に、昼間一時的に病児保育所で預かる事業を、市内小見にあります医療法人悠希会南川げんきクリニックに委託したものです。

次のこども計画策定事業は、こども基本法に基づくとともに、国の方針を踏まえて、こども施策を一元的に定めたもので、子ども・子育て支援事業計画を包含して、こども計画として策定したものです。

29ページをお願いします。

1段目、ファミリー・サポート・センター事業は、あらかじめ登録した方が保護者の依頼に基づく保育や学童保育室への送迎などの子育て支援を行う事業を社会福祉協議会に委託したものです。

1つ飛びまして、3段目、子ども医療費支給事業は、18歳に達する日以後の最初の年度末までの子どもに対し、医療に要した費用を助成したもので、子どもの健康保持と保護者の経済的負担の軽減を図ったものです。

30ページをお願いします。

1段目、放課後児童健全育成事業は、公設学童保育室19箇所、民設学童保育室1箇所への運営委託料などです。

次のひとり親家庭等医療支給事業は、ひとり親家庭の父母及びその子どもに対し、医療に係る一部負担金を助成したもので、ひとり親家庭等の生活を支援し、福祉の増進を図ったものです。

次の地域子育て支援拠点事業は、子育て中の親子が気軽に集い、交流する場を提供するとともに、専門の保育士や子育てアドバイザーなどによる育児情報の提供、育児相談などを受ける拠点を運営したものです。

次のおうち子育て支援事業は、未就園のゼロ歳6カ月から3歳未満の子どもを対象としたこども誰でも通園制度を、令和8年度の国の本格実施に先駆けて実施したほか、未就園の1歳及び2歳の子ども保護者に対し、ヴェールカフェ利用券を配付するなど、在宅で子育てする家庭の孤立化の防止や育児負担、経済的負担の軽減を図ったものです。

31ページをお願いします。

幼児教育・保育施設等給付費支給事業は、子ども・子育て支援新制度に基づき、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業所等に対して、教育、保育に要する経費を支給したものです。

32ページをお願いします。

児童手当支給事業は、中学校修了前の児童を養育している保護者等に児童手当を支給したもので、10月からは、児童手当制度改正に伴い、支給対象を高校生年代まで拡充し支給したものです。

33ページをお願いします。

1段目、公立保育園運営事業は、児童の保育を市立保育園において実施し、児童の健全育成を図るとともに、所要の施設整備を行ったものです。

次の児童センター管理運営事業は、子どもたちに健全な遊び場を提供し、健康の増進と豊かな情操を育むことを目的として児童センターを運営したものです。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書についてご説明申し上げます。

なお、主要施策成果報告書において説明しました事業については省略させていただきます。  
143ページをお願いします。

3款2項1目児童福祉総務費のうち、右ページの備考欄◎児童福祉一般管理費ですが、主なものを申し上げますと、12節2行目、ひとり親家庭等生活向上事業委託料は、社会福祉協議会に委託して実施しましたひとり親家庭等の中学生を対象とした学習支援事業に係る委託料です。

146ページをお願いします。

19節2行目、母子家庭高等職業訓練促進給付金は、母子家庭の母親が就職に有利で生活の安定につながる資格を取得するために養成機関で学んでいる期間中、一定の給付金を支給したものです。

次の22節返還金は、令和4年度及び令和5年度の国庫負担金等の確定に伴い生じた返還金です。

153ページをお願いします。

2目児童措置費は、主要施策の幼児教育・保育施設等給付費支給事業や児童手当支給事業などに係る経費です。

3目保育所施設、右ページ備考欄◎施設事務費は、公立の持田、長野及び南河原保育園に係る管理運営費に伴う事務的経費、156ページをお願いします。◎施設事業費は、公立3保育園における保育業務を円滑に実施するための経費です。

次に、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして43ページをお願いします。

12款分担金及び負担金、1項1目民生費負担金のうち、2節児童福祉費負担金は、利用者負担額です。

13節使用料及び手数料、1項2目民生使用料のうち、2節児童福祉使用料は、利用者負担額です。

47ページをお願いします。

14款国庫支出金、1項2目民生費国庫負担金のうち、2節児童福祉費負担金は、各給付などに係る国の負担分です。

同じページ一番下、2項2目民生費国庫補助金のうち、2節児童福祉費補助金は、それぞれの事業に係る国の補助です。

50ページをお願いします。

備考欄一番上の上から2行目、重層的支援体制整備事業交付金（子ども未来課）は、重層

的支援体制整備事業に対する交付金で、子ども未来課及びこども家庭センター分となっております。

51ページをお願いします。

3項2目民生費委託金のうち、2節児童福祉費委託金は、特別児童扶養手当の事務に係る委託金です。

15款県支出金、1項1目民生費県負担金のうち、2節児童福祉費負担金は、それぞれの給付に係る県の負担分です。

53ページをお願いします。

2項2目民生費県補助金のうち、2節児童福祉費補助金は、それぞれの事業などに係る県の補助金です。

右ページ備考欄一番下、重層的支援体制整備事業交付金（子ども未来課）は、重層的支援体制整備事業に対する交付金で、子ども未来課及びこども家庭センター分となっております。

57ページをお願いします。

16款財産収入、1項1目財産貸付収入のうち、1節土地建物貸付収入、右ページ下から2行目、建物貸付収入（子ども未来課）は、きつずプラザあおいにおける自動販売機設置の貸付料です。

59ページをお願いします。

17款寄附金、1項2目民生費寄附金のうち、2節児童福祉費寄附金は、栗原宣幸氏から児童福祉など福祉事業に活用してほしいと寄付頂いた寄附金等です。

63ページをお願いします。

20款諸収入、4項1目雑入のうち、3節負担金収入、右ページの備考欄上から3行目、保育所主食費等負担金は、3歳以上の児童の主食費及び副食費並びに保育所職員等の給食に係る負担金です。

65ページをお願いします。

6節施設保護受託収入は、公立保育所3園において市外在住の児童を預かったことによるものです。

7節施設貸付収入の右ページ備考欄上から9行目、地域子育て支援センター電気料は、自動販売機の電気使用量を設置者から受け入れたものです。

67ページをお願いします。

13節返還金の右ページ備考欄2行目、子ども医療扶助費返還金（滞納繰越分）は、事業に

係る返還金です。

14節精算金の右ページ備考欄2行目、児童センター管理委託料精算金は、次の70ページをお願いします。1行目、学童保育室運営事業委託料精算金、1つ飛んで、ファミリー・サポート・センター事業委託料精算金、1つ飛んで、ひとり親家庭等生活向上事業委託料精算金と合わせて、市社会福祉協議会などに委託して実施している各種事業の令和5年度分の精算金です。

15節雑入の右ページ備考欄1行目、太田保育園敷地使用料は、太田保育園に貸し付けている土地の使用料です。

21款市債、1項2目民生費のうち、2節児童福祉費は、持田保育園のLED化工事設計委託料に対するものです。

次に、財産に関する調書についてご説明申し上げますので、333ページをお願いします。

下から3つ目、(16)子ども未来基金の決算年度中増減高の金額は、運用利子を積み立てたもの、2つ下、(18)栗原宣幸こどもの居場所基金の決算年度中増減高の金額は、寄附金及び運用利子を積み立てたものです。

以上で子ども未来課所管分の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

では、次に、こども家庭センター、堀口課長、お願いいたします。

○こども家庭センター課長 おはようございます。よろしくお願いいたします。

令和6年度歳入歳出決算のうち、こども家庭センターが所管する部分についてご説明申し上げます。

初めに、主要施策の成果報告書からご説明いたします。

29ページをお願いいたします。

令和6年度全ての妊婦を対象に、妊娠期から子育て期への切れ目のない支援を行う子育て包括支援センター（母子保健機能）と、生活困窮や虐待などの困難を抱える家庭への相談支援を行うこども家庭支援総合拠点（家庭児童相談室）を含む児童福祉機能の一体的な運営を行うために設置しましたこども家庭センターの事業のうち、児童福祉機能として、虐待支援専門員の社会福祉士、家庭児童相談員が、児童相談や虐待相談支援を行ったものです。

37ページをお願いします。

こども家庭センター運営事業費母子保健事業につきましては、センターの母子保健機能として、赤ちゃんコンシェルジュの助産師が支援を実施したものでございます。

こども家庭センター運営事業は、児童福祉事業と母子保健事業を併せて、重層的支援体制整備事業となっております。

次の妊婦健康診査事業は、妊婦に対する健康診査費用の一部を助成したものです。

次の産後ケア事業は、出産後の母子に対する心身のケアや育児のサポートを行う事業で、令和6年度は、訪問型支援に加えて、デイサービス型、宿泊型を実施したものです。

38ページをお願いいたします。

不妊検査・不妊治療費助成事業は、不妊検査や不妊治療費用の一部を助成したものです。

次の新生児聴覚検査助成事業は、新生児の聴覚に関する異常を早期に発見し、療育支援につなげるため、検査に関わる経済的負担の軽減を図ったものです。

次の産婦健康診査助成事業は、産後鬱の早期発見や新生児への虐待を防ぐため、出産後間もない時期の産婦に対し、産婦健康診査費用の一部を助成したものです。

39ページをお願いします。

出産子育て応援事業は、妊娠期から出産、子育てまで一貫した伴走型支援と経済的支援を併せて実施したものでございます。

40ページをお願いいたします。

下の段、感染症予防事業、子ども分は、子どもを対象に、感染症の予防のために定期予防接種を実施したものでございます。

主要施策の成果報告につきましては以上です。

続きまして、令和6年度歳入歳出決算事項別明細書について説明いたします。

初めに、歳出についてですが、145ページをお願いいたします。

主要施策の成果報告書でご説明した以外の主なものについてご説明いたします。

3款民生費、2項1目右ページ備考欄中段の◎こども家庭センター関係経費につきましては、主要施策の概要でご説明した人件費のほか、こども家庭センターの運営に関して必要な経費等でございます。

161ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項1目、右ページ備考欄の2つ目の◎保健衛生一般管理費には、こども家庭センターの正規職員の人件費が含まれております。

163ページをお願いいたします。

右ページ備考欄◎保健センター維持管理費は、保健衛生一般管理費から保健センターの施設維持管理費を切り分け、こども家庭センターが執行したもので、センターの施設の維持管

理を行うための各種委託料となっております。

165ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項2目保健費のうち、不用額の主なものですが、右ページ、12節委託料は母子保健費における妊娠届出者数の減少による妊婦健康診査等の受診数が見込みを下回ったこと、18節負担金及び交付金は、出産子育て応援事業費において妊娠・出産数が見込みを下回ったことによるものです。

備考欄、19節未熟児養育医療扶助費は、未熟な状態で生まれた児童の入院医療費の補助を行ったものです。

歳出につきましては以上です。

続きまして、歳入について主なものをご説明いたします。戻りまして43ページをお願いいたします。

12款分担金及び負担金、1項2目衛生費負担金の1節保健衛生費負担金の1行目、未熟児養育医療費負担金は、未熟児養育医療に関わる保護者の所得に応じた自己負担金です。

47ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、1項3目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金の1行目、未熟児養育医療費負担金は国の負担金で、補助率は歳出計上額から自己負担分を除いた額の2分の1となっております。

49ページをお願いいたします。

3目1節保健衛生費補助金の2行目、疾病予防対策事業費等補助金、こども家庭センター分は、小児の定期予防接種事業に係るマイナンバー情報連携体制整備のためのシステム改修費用に係る国の補助金です。

1つ飛んで、児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金は、保育園、幼稚園への巡回相談事業、次の母子衛生費補助金は、産婦健康診査助成事業、産後ケア事業等で補助率は2分の1、その下の子育て応援事業補助金は、出産・子育て応援事業に関わる国の補助金で、補助率は伴走型支援事業の補助率が2分の1、経済的支援の補助率は3分2となっております。

51ページをお願いいたします。

下から2行目、15款県支出金、1項2目衛生費負担金、1節保健衛生費負担金の未熟児養育医療費負担金は県の負担金で、補助率は歳出計上額から自己負担分を除いた4分の1となっております。

53ページをお願いいたします。

2項3目衛生費補助金の4つ目、早期不妊検査・不育症検査費助成金補助金は、当該事業に関わる県の補助金で、補助率はいずれも10分の10です。

1つ飛んで、児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金は、保育園、幼稚園への巡回相談事業に関わる県の補助金で、補助率が4分の1、1つ飛んで、出産・子育て応援事業費補助金は、出産・子育て応援事業に関わる県からの補助金で、伴走型支援事業の補助率が4分の1、経済的支援の補助率が6分の1となっております。

少し飛んで、65ページをお願いいたします。

20款4項1目雑入の7節施設貸付収入のうちの中ほど保健センター電気料は、保健センターに設置されている自動販売機の電気料相当分でございます。

以上でこども家庭センター所管分の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

続きまして、高齢者福祉課、春日課長、お願いいたします。

○高齢者福祉課長 令和6年度一般会計歳入歳出決算のうち、高齢者福祉課所管部分についてご説明申し上げます。

初めに、主要施策の成果報告書の24ページをお願いいたします。

老人福祉事業は、高齢者が明るく生きがいのある充実した日常を営めるよう、各種老人福祉事業を実施したものです。

次の老人福祉センター管理運営事業は、高齢者の健康増進やレクリエーション活動の場である老人福祉センター2館の指定管理者として管理運営を行う市社会福祉協議会に対する指定管理料です。

25、26ページをお願いいたします。

2段目、地域包括支援センター運営事業、次ページの地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業は、令和6年度から重層的支援体制整備事業の開始に伴い、介護保険費事業特別会計で実施していた当該事業を、一般会計に移行し実施したものです。

戻りまして、25ページの2段目、地域包括支援センター運営事業（重層的支援体制整備事業）は、高齢者が可能な限り地域で自立した生活を営めるよう支援するため、市内に5箇所の地域包括支援センターを設置し、高齢者の総合相談支援体制等の確保を図ったものです。

26ページをお願いいたします。

地域介護予防活動支援事業（重層的支援体制整備事業）は、65歳以上の第1号被保険者に

対し各介護予防事業を実施し、生活機能の維持向上及び健康づくり、生きがいをづくりを行ったもので、特に年齢や心身の状況によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防の地域展開を目指して、介護予防に資すると判断する住民主体の通いの場等の活動を支援することを目的としているものです。

2段目、生活支援体制整備事業（重層的支援体制整備事業）は、生活支援サービスを担う様々な事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的に、地域の課題や資源を集約し、新たなサービスの創出と高齢者の生活支援サービスの提供体制の整備及び構築をしたものです。

飛びまして、45ページをお願いいたします。

シルバー人材センター運営補助事業は、行田市シルバー人材センターに対し、運営費の補助を行ったものです。

主要施策の成果報告につきましては以上です。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書についてご説明申し上げます。

初めに、歳出についてですが、主要施策の成果報告書で説明した以外の主なものについてご説明いたします。

137ページをお願いいたします。

不用額の大きなもの、または主要な事業についてご説明いたします。

3目老人福祉費の7節報償費については、右ページ備考欄2つ目の記念品費及び敬老祝金が、それぞれ当初見込んでいた贈呈数より少なかったことによるものです。

また、12節委託料は、ひとり暮らし高齢者見守り業務委託料及び2つ下の老人措置委託料において、実際の利用者数及び入所者数が、それぞれ見込んでいた利用者数及び入所者数より少なかったことによるものです。

また、19節扶助費は、右ページ備考欄1つ目の紙おむつ給付費において、実際の配付数が当初見込んでいた数より少なかったことによるものです。

次に、139ページ、4目老人福祉センター費は、先ほど成果報告書で説明したとおりです。

141ページをお願いいたします。

8目介護保険事業費は、主なものを申し上げますと、右ページ備考欄、12節委託料の全て及び13節OAシステム借上料、18節通いの場移動支援事業補助金は、昨年まで、介護保険事業費特別会計で措置して実施していた地域包括支援センターの運営、生活支援体制整備事業、介護予防事業の一つである地域介護予防活動支援事業に係る経費で、令和6年度から重層的

支援体制整備事業が開始されたため、介護保険事業費特別会計から一般会計に移行して実施したものです。

27節介護保険事業費特別会計への繰出金は、介護保険事業費特別会計における市の負担分です。

飛びまして、177ページをお願いいたします。

5款労働費、1項1目労働諸費のうち、右ページ1つ目の◎シルバー人材センター費は、先ほど成果報告書で説明したとおりです。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして43ページをお願いいたします。

12款分担金及び負担金、1項1目民生費負担金のうち、1節社会福祉費負担金の右ページ備考欄、老人福祉費負担金は、養護老人ホーム措置入所に係る入所者からの負担金です。

13款使用料及び手数料のうち、1項2目民生使用料、1節社会福祉使用料は、右ページ備考欄、老人福祉センター永寿荘及び南河原荘の使用料です。

45ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、1項2目民生費国庫負担金のうち、1節社会福祉費負担金の右ページ備考欄4つ目の介護保険料低所得者軽減負担金は、低所得者である第1号介護保険料第1、第2、第3段階の額を軽減したことに対する国の負担金です。

47ページをお願いいたします。

右ページ備考欄の一番上、重層的体制整備事業交付金は、重層的支援体制整備として実施した地域包括支援センターの運営、生活支援体制整備事業、地域介護予防活動支援事業の対する国の交付金です。

51ページをお願いいたします。

15款県支出金、1項1目民生費県負担金のうち、1節社会福祉費負担金の右ページ備考欄下から2つ目の介護保険料低所得者軽減負担金は、低所得者である介護保険料第1、第2、第3段階の額を軽減したことに対する県の負担金、次の重層的支援体制整備事業交付金は、重層的支援体制整備事業として実施した地域包括支援センターの運営、生活支援体制整備事業、地域介護予防活動支援事業に対する県の交付金です。

53ページをお願いいたします。

2項2目民生費県補助金のうち、1節社会福祉費補助金の右ページ備考欄上から5番目、老人在宅福祉事業費補助金は、単位老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動に対する補助金

です。

5つ下の全国健康福祉祭埼玉大会開催準備事業補助金は、令和8年度に埼玉県を会場に開催される全国健康福祉祭、愛称ねんりんピックの開催準備に係る県の補助金です。

57ページをお願いいたします。

16款財産収入、1項1目財産貸付収入のうち、右ページ備考欄下から6つ目、交番等敷地貸付収入（高齢者福祉課）は、老人福祉センター大堰永寿荘の敷地の一部を須加駐在所に貸し付けた貸付料です。

61ページをお願いいたします。

18款繰入金、1項1目介護保険事業費特別会計繰入金の右ページ備考欄、重層的体制整備事業繰入金は、令和6年度から重層的支援体制整備として一般会計に移行にして実施した地域包括支援センターの運営、生活支援体制整備事業、地域介護予防活動支援事業の経費に係る65歳以上の第1号介護保険料の法定割合分及び地域介護予防活動支援事業における40歳から64歳の第2号介護保険料の法定割合分を介護保険事業費特別会計から繰り入れたものです。

65ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目雑入、7節施設貸付収入のうち、右ページ備考欄上から10番目、老人福祉センター永寿荘電気、ガス、水道料は、永寿荘の売店設置者が実際に使用した電気料などの実額使用料です。

69ページをお願いいたします。

14節精算金のうち、右ページ備考欄上から2つ目、老人福祉センター指定管理料精算金は、老人福祉センター2館の指定管理者である市社会福祉協議会の令和5年度分の指定管理料の精算金です。

以上で高齢者福祉課所管の決算の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

では、次に、地域共生社会推進課、田島課長、お願いいたします。

○地域共生社会推進課長 よろしくをお願いいたします。

それでは、令和6年度一般会計歳入歳出決算のうち、当課所管部分につきまして説明させていただきます。

初めに、主要施策の成果報告書から説明申し上げます。

16ページをお願いいたします。

一番上の民生委員活動支援事業は、民生委員の活動経費を補助したもので、連合会、市内

5 地区の協議会及び各民生委員・児童委員に対し活動費を交付したものです。

次の地域共生社会推進事業は、地域住民の複雑化・複合化した課題や制度のはざまにある課題への対応として、重層的支援体制整備事業に位置づけられた5つの事業に基づき、外部機関向けのワークショップや庁内関係者会議等を開催し、多機関協働による連携支援の体制づくりを進めるとともに、必要な支援が行き届いていない方への継続的な支援などを実施したものです。

17ページをお願いいたします。

次の安心生活創造事業は、地域で支え合う仕組みづくりを推進するため、支えあいマップの作成によるふれあい見守り活動や市民ボランティアによる有償サービスを提供するいきいき・元気サポート制度などの事業を実施したものです。

25ページをお願いいたします。

上段の総合福祉会館「やすらぎの里」運営事業は、市社会福祉協議会の指定管理による運営で、高齢者及び障害者の機能回復訓練事業、高齢者や障害者の生きがいの醸成を目的とした各種教室事業等を実施するとともに、施設においては照明LED化事業のほか、給水加圧ポンプ交換工事や監視カメラ設備更新工事を実施し、設備の更新等を実施したものです。

主要施策は以上です。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書を説明させていただきます。

なお、主要施策の成果報告書で説明した事業は省略させていただきます。

まず、歳出について説明申し上げますので、128ページをお願いいたします。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費のうち、備考欄の上から3つ目の◎地域共生社会推進課関係経費の7節委員謝金及び12節地域福祉計画策定委託料は、令和7年度から令和11年度の5年間で計画期間とした第4期行田市地域福祉推進計画の策定委員会委員謝金及び策定委託料です。

次に、一番下の◎遺家族等慰藉費は、戦没者追悼式及び遺家族への援護などに係る事務で、7節記念品費からページをめくりまして、130ページの一番上、12節追悼式委託料までは、行田市戦没者追悼式の開催に伴う出席者への記念品や式典の委託料などです。

13節自動車借上料は、埼玉県戦没者追悼式送迎バスなどの借上料、18節行田市遺族会補助金は、行田市遺族会に対する補助金です。

次の◎社会福祉協議会振興費は、市社会福祉協議会に対する運営費補助金です。

少し飛びまして、161ページをお願いいたします。

一番上の4項1目災害救助費の右ページ備考欄の◎災害救助費は、住宅火災による被災世帯3件への見舞金です。なお、こちらの不用額については、行田市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく災害死亡弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護貸付金の対象者がいなかったことによるものであります。

以上が歳出の説明となります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、戻りまして43ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料のうち、1項2目民生使用料の1節社会福祉使用料の備考欄の4つ目、総合福祉会館使用料は、総合福祉会館の使用料収入です。

47ページをお願いいたします。

一番下の14款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金の1節社会福祉費補助金の備考欄の2つ目、重層的支援体制整備事業交付金（地域共生社会推進室）は、地域共生社会の実現に向けた体制整備に活用可能な国の補助金で、事業費のほか職員の人件費も補助対象となっており、補助率は2分の1です。

53ページをお願いいたします。

ページ上段の15款県支出金、2項2目民生費県補助金の1節社会福祉費補助金の備考欄の上から6つ目、民生委員活動費補助金は、民生委員・児童委員協議会の運営や活動に対する補助金、その6つ下の重層的支援体制整備事業交付金（地域共生社会推進室）は、先ほど48ページでご説明しました国の補助金と同様に、こちらは県の補助金で補助率は4分の1です。

53ページに戻りまして、一番下の3目衛生費県補助金の1節保健衛生費補助金の備考欄の3つ目、献血協力推進費補助金は、献血の推進に係る県からの補助金です。

57ページをお願いいたします。

ページ中ほどよりやや上の16款財産収入、1項1目財産貸付収入の1節土地建物貸付収入の備考欄下から14行目、建物貸付収入（福祉課）は、総合福祉会館の太陽光発電事業への屋根貸し収入です。

63ページをお願いいたします。

ページ中ほど、20款諸収入の3項3目災害生活資金貸付金元利収入の収入未済額は、被災した市民へ貸し付けした貸付金が収入未済となったものです。

68ページをお願いいたします。

4項1目雑入の7節施設貸付収入の備考欄一番上から2つ目の総合福祉会館電気料は、総合福祉会館に設置している自動販売機の電気使用料を設置者から受け入れたものです。

67ページに戻りまして、一番下の14節精算金の備考欄の1つ目、総合福祉会館指定管理料精算金は、市社会福祉協議会に委託して実施している各種事業の令和5年度分の精算金です。

69ページをお願いいたします。

ページ下の21款市債、1項2目民生債の1節社会福祉債は、総合福祉会館照明LED化工事及び総合福祉会館監視カメラ設備更新工事に対するものであります。

以上で地域共生社会推進課所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

では、次に、健康課、内田課長、お願いいたします。

○健康課長 よろしくをお願いいたします。

私からは、令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定について、健康課所管部分についてご説明申し上げます。

初めに、主要施策の成果報告書26ページをお願いいたします。

人間ドック助成事業は、後期高齢者医療保険の被保険者に対し、人間ドック等の費用の一部を助成し、健康保持増進及び疾病予防に努めたもので、受検者数は前年と比べまして38人の増加でありました。

35ページをお願いいたします。

休日急患診療事業は、年末年始を含む日曜、祝日の急患医療体制について、行田市医師会に委託したものです。

次の小児救急医療体制整備支援事業は、本市が属する第二次救急医療圏における休日及び夜間の小児救急医療体制を整備したものです。

次の第二次救急輪番制病院運営事業は、同じく、本市が属する第二次救急医療圏における輪番制病院に対する補助金で、市内2病院に補助金を交付したものです。

36ページをお願いいたします。

第三次救急医療運営費補助事業は、深谷赤十字病院に整備した埼玉県北部地域における救命救急センターの運営経費に対し補助したものです。

次の健康づくり推進事業は、市民の健康づくり活動に取り組むきっかけづくりを支援するとともに、その活動維持、継続により健康寿命の延伸に資することを目的として、各種健康づくり事業を実施したものでございます。

39ページをお願いいたします。

がん対策及び検診推進事業は、がんの早期発見、早期治療が行えるよう、集団検診や個別

検診を実施したものです。また、がん患者に対して、療養生活の質の向上を目的に、ウィッグ等のアピアランスケア用品の購入費の助成を実施したものです。

40ページをお願いいたします。

感染症予防事業は、感染症による死亡率の低下、感染後遺症の予防及び流行抑制を図るために、各種定期予防接種を実施したものです。

41ページをお願いいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種事業（繰越明許費分）は、令和5年度までに実施した予防接種法に基づく特例臨時接種における残務処理に係った経費であります。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書について、主なものを説明いたします。

まず、歳出から申し上げますので、139ページの一番下をお願いいたします。

3款民生費、1項6目国民年金事務費は、法定受託事務として行う国民年金の申請等の受付業務に係る職員人件費等の経費です。

141ページをお願いいたします。

7目国民健康保険事業費は、国民健康保険事業費特別会計への繰出金です。

次に、9目をお願いいたします。後期高齢者医療事業費の144ページ備考欄上から4行目の12節健康診査委託料は、後期高齢者の健康診査に係るものです。

その2行下、18節後期高齢者医療療養給付費負担金は、埼玉県後期高齢者医療広域連合への負担金で、療養給付費の12分の1を負担したものです。

次に、健康診断助成金は、成果報告書で説明いたしました人間ドック助成事業に係るものです。

その下、27節は後期高齢者医療事業費特別会計への繰出金です。

163ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項2目保健費の164ページ備考欄一番下の◎健康づくり推進費及び168ページ◎成人保健費、次の3目予防費、備考欄の◎感染症予防費は、成果報告書で説明いたしましたとおりです。

170ページをお願いいたします。

170ページ、備考欄一番目の◎狂犬病予防費は狂犬病予防法に基づくものです。2番目の◎新型コロナウイルスワクチン接種事業費は、成果報告書で説明いたしましたとおりです。

歳出については以上となります。

続きまして、歳入を申し上げますので、戻りまして45ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、2項2目衛生手数料の1節保健衛生手数料は、犬の登録及び狂犬病予防に関するものです。

14款国庫支出金、1項2目民生費国庫負担金の1節社会福祉費負担金の46ページ備考欄上から2行目、国民健康保険税未就学児均等割負担金は、国保税額の算定に当たり、未就学児に係る均等割を2分の1減額したことに伴い、国がその減額分の2分の1を補てんしたものです。

その下の国民健康保険産前産後保険税負担金は、令和6年1月に開始した産前産後期間に相当する保険税の軽減措置に伴い、国がその2分の1を補てんしたものです。

次に、その5つ下、国民健康保険基盤安定負担金は、低所得者数に応じ国民健康保険税の一定割合を国が負担するものです。

47ページをお願いします。

3目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金の備考欄2行目、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金（繰越明許費分）は、令和5年度で交付決定を受けた負担金の一部を、令和6年度へ繰り越したものです。

その下の予防接種健康被害給付費負担金は、本市の実施する予防接種により疾病等にかかったと国が認定した方の医療費等の給付に対する国の負担金で、補助率は10分の10です。

49ページをお願いします。

2項3目衛生費国庫補助金は、50ページ備考欄1行目、疾病予防対策事業費等補助金は、がん検診の受診勧奨と風疹の追加的対策事業に係る事務費に対する補助金で、補助率は2分の1です。

2つ下の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金繰（越明許費分）は、令和5年度で交付決定を受けた補助金の一部を令和6年度へ繰り越したものです。

51ページをお願いいたします。

3項2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金の52ページ備考欄、基礎年金等事務委託金は、国民年金の法定受託事務に係る委託金です。

次に、51ページに戻りまして、15款県支出金、1項1目民生費県負担金の1節社会福祉費負担金、52ページ備考欄4行目、国民健康保険基盤安定負担金は、低所得者の保険税軽減分と低所得者数に応じた一定割合を県が負担するものです。

その下、国民健康保険税未就学児均等割負担金は、未就学児の均等割減額分について県が4分の1を負担したもので、その下の国民健康保険産前産後保険税負担金は、産前産後期間に

相当する保険税の減額措置に対して県が4分の1を負担したものの、その下の後期高齢者医療保険基盤安定負担金は、低所得者の保険料軽減分等について県が4分の3を負担したものです。

53ページをお願いいたします。

2項3目衛生費県補助金の54ページ備考欄1行目、健康増進事業費補助金は、健康づくり推進費に係る県補助金で、補助率は3分の2です。

5つ下の産科医等手当支給支援事業費補助金は、産科医等の手当支給支援に係る県補助金で、補助率は3分の1です。

59ページをお願いいたします。

17款寄附金、1項6目衛生費寄附金は、地域住民の健康増進を目的に明治安田生命保険相互会社から受け入れた寄附金です。

63ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目雑入、3節負担金収入の64ページ備考欄4行目、検診自己負担金は、がん検診等における受診者の自己負担金です。

65ページをお願いします。

4節交付金及び助成金収入の備考欄6行目、後期高齢者医療制度長寿・健康増進事業補助金は、成果報告書で説明いたしました人間ドック助成事業に係るもので、埼玉県後期高齢者医療広域連合からの補助金です。

次に、5節委託金収入の備考欄2行目、後期高齢者健康診査委託金は、後期高齢者健康診査に係る埼玉県後期高齢者医療広域連合からの委託金です。

69ページをお願いします。

15節雑入、下から4行目、後期高齢者医療療養給付費負担金返還金は、昨年度分の療養費が確定したことに伴う療養給付費負担金の清算に係る広域連合からの返還金です。

歳入については以上となります。

続きまして、財産に関する調書について説明申し上げます。

332ページをお願いいたします。

健康課が所管する財産は、ページ一番下の(10)国民健康保険基金で、決算年度中増減高の金額は運用利子について積立てを行ったものです。

以上で健康課の所管部分の説明を終わります。

○委員長 ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

暫時休憩をいたします。

午前 10時 56分 休憩

---

午前 11時 09分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第67号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。

最初に、質疑のある方、挙手を願います。

2番 斉藤委員、お願いします。

○2番 斉藤委員 成果報告書の16ページの最初からいきます。

民生委員活動支援事業、民生委員3年任期かなと思ひまして、田島課長のところかな、令和5年定数が153人で167人必要なんだけれども、14人不足だったよということだったんですね。令和6年、これ定数というのは同じなのかな。結局不足数というのがあるのか、解消されたのか、まずお聞きします。

○委員長 田島課長、お願いします。

○地域共生社会推進課長 お答え申し上げます。

今年度の民生委員の定数は167名で、現在は民生委員152名で、昨年度に比べますと1名減で、欠員が15名となっております。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 定数って変わるんですか、毎年変わるんですか。その何か基準というのは、どういう。

○委員長 田島課長。

○地域共生社会推進課長 民生委員の定数につきましては、埼玉県の県条例で定数を決めておひまして、基本的にはこちらから要望を上げない限りは定数は毎年同じ167人と、定数は同じになります。

以上です。

○委員長 斉藤委員。

○2番 齊藤委員 そうすると、こちらから要望を上げない限りというのは、ちょっと意味が分からないですけども、どういうことですか。

○委員長 田島課長。

○地域共生社会推進課長 民生委員の中で、例えば地区で受け持つ人数が多過ぎるといったような要望の意向調査というのをやっております、そういった中で分割したいというような要望が出てきた場合には、県にそういった要望をお伝えしまして改正をお願いしております、今回12月1日に新たに改選を迎えるんですけども、そのときは今回プラス3名増員で要望しております。ですので、12月1日改選以降は、定数170名で民生委員を予定しております。

以上です。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 そうしますと、昨年度よりも不足が増えちゃったような状況で、さらに、今年度の話になっちゃうけれども、また増やすということですけども、そうするとかなり増やす努力をしなくてはならないですけども、どういったことをやっていくのか、やってきたのか。

○委員長 田島課長。

○地域共生社会推進課長 昨年度は、初めて市のホームページと市報で民生委員が欠員している地区を紹介しまして、こちらでやっていただける方というのを応募した経緯がございます。

また、今年度につきましては、民生委員、かなり負担が多いというなお話を伺っておりますので、負担軽減をしていこうという中で、民生委員の集まる場で今やっている民生委員の取組というものを見える化するような形で全部並び出して、真に民生委員の活動に必要なものだけを今度やっていきたいと思いますというように、負担軽減に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 内容を精査したと、要は負担軽減を図るために今までの内容をやっぱり見直してきたということをやったということは、それは評価できることかなと思います。LINEもやっていますので、行田市民の方はLINEを結構見るので、LINEで周知してもいいのかなとは思っています。分かりました。

それで、下の地域共生社会推進事業ですけども、移動販売事業、ウエルシアとの協働の

うえたん号のやつだと思うんですね。これですけれども、利用数は増えているのかな。スタートしたのがまだ間もないですけれども、数年で、これ令和6年度は増えてはいるんですけれども、利用者含めて、音が小さいという声があるんですよ。来たのかどうなのかよく分からないということで、その辺どうなんでしょうかね。あと、滞在時間10分、15分、そんなものですが、何しろ来たというか、その存在を知らせないと利用者が分からない。同じ曜日の同じ時間というのはあるんですけれども、その辺そういった声は届いてないですか。

○委員長 田島課長。

○地域共生社会推進課長 移動販売事業につきましては、令和5年12月に開始しております、昨年度一度、8月に販売場所の見直しをかけております。その中で、1日の平均の購入者の人数というのをを出しますと、見直し前が1日当たり43人、令和6年度見直し後が1日当たり44人ということで、わずかですけれども利用者は増えているような状況でございます。現時点ですと、累積でいきますと1万8,000人以上に利用をいただいております。

移動販売車の音が小さいというようにお声ですけれども、運転手の方からそういった話はいただいているんですけれども、場所によっては余り大きな音を出せない、住宅街ですと出さないように気を使っているですとか、そういった形でその場所場所によって音量を変えたりというのはしております、どうしても音を迷惑だと思われる方もいらっしゃるので、その辺は気を使いながら音は出させていただいているような状況です。

以上です。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 ちょっと増えたというのは、途中からだだったので、令和5年度は12月だから少なかっただけで、増えているというよりも同じ、ほとんど変わらないのかな。見直しはしたということですが、そんなに変わってはいない中で、気を使いながらというのは分かるんですけれども、それにしても私も行って見たんですけれども、余りにも音が小さ過ぎて、もうちょっと出してもいいかなと、そこにずっといるわけじゃない、10分とかそんなものでしょう、いるのも。走ってくる時は流れていっちゃうので、ちょっとこれもったいないな、せっかくなにかやっているのにもったいないなと思いますので、その辺、改善の余地があるかなということです。

それと、17ページ、安心生活創造事業にいきたいんですけれども、支え合いマップ更新自治会数、これが前回令和5年度が49なのでかなり増えたんですね、かなり頑張ったかなと思うんですけれども、自治会って180ありますので、そうはいつでもまだやっていない、つく

ってないところが多いのかなというんですけれども、これはどのように働きかけていますか。  
180全部つくったほうがいいわけですよ、ないよりはね。

○委員長 田島課長。

○地域共生社会推進課長 支え合いマップにつきましては、市の社会福祉協議会に業務を委託  
しております、社会福祉協議会のほうから各自治会長へ連絡を取らせていただいて、マッ  
プの更新作業をしております。

以上です。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 その180自治会に到達するためにどういうことを、ただ、自治会長に声か  
けてというんじゃなくて、何かサポートというか、なかなか自治会長だけでできる話ではな  
いかなというところで、どのようにやっていますかということですよ。

○委員長 田島課長。

○地域共生社会推進課長 基本的には年1回の更新をお願いしているところではありますが、自  
治会によっては集まれる自治会と集まれない自治会がございまして、声がけはしているんで  
すけれども、実際現実としてはこの書かれた実数になっているような状況でございます。

以上です。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 この支え合いマップというのは、手書きですか、どういったものですか。  
自治会と一般市民の力でできるものなのか、サポーターが入らなければできないものなのど  
いうところが一番大きいわけですよ。私は何かやっぱり手伝わないとできないのかと思うん  
ですけれども、どういったものですかね。

○委員長 田島課長。

○地域共生社会推進課長 その地区ごとの大きな地図に民生委員ですとか自治会長とか、そう  
いった高齢者、見守りを必要とする世帯を把握している方々が、ここのお宅にはこういう方  
がいらっしゃるというような、そういった情報を持ち寄って地図に落して、共有するど  
うようなものでございます。

以上です。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 なかなか労力が要るのかなと。ただ、民生委員、ふだん活動されているの  
で、そういった情報というのはまとめているのかと思うんですけれども、地図に落としたり

だとか、いろんな細かい作業が入ってきて、なかなか進まないのかなという状況はありますので、社協が自治会長にということなので、その辺、今回は大分増えたので、倍ぐらい一応増えたので努力しているというのはよく分かりますので、まだまだちょっと先が長いかなというところで、引き続きの努力をお願いしたいと思います。

○委員長 ほかにあれば、一旦。

3番 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 同じく安心生活創造事業に関連してですけれども、料金額のところにつきまして関連でお尋ねしたいと思います。

昨年、サポーターの謝礼ですけれども、1時間500円、これが750円または1,000円という形で改善になっているんですが、このまたはということはどういうことを意味しているのかなというのを、確認ということで教えていただければと思います。

○委員長 田島課長。

○地域共生社会推進課長 いきいき・元気サポート制度のサポーターへの謝礼が、1時間750円または1,000円というご質問ですけれども、こちらは掃除ですとかごみ出しですとか、あと外出の付き添いなどの利用に対しては謝礼金額を少し上げたというような経緯がございます。そのサポーターの活動内容で金額を変えさせていただいております。

以上です。

○委員長 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 理解できました。ありがとうございます。

○委員長 ほかにございますか。

では、岩崎委員。

○3番 岩崎委員 それでは、私のほうは、老人福祉事業ということでお尋ねしたいと思います。これは主要施策の成果報告書の24ページでございます。

先ほど説明があったんですけれども、この中の紙おむつ事業ということで、こちらのほうが、昨年が7万854枚、令和6年度が22万4,207枚ということで非常に大きな数字の変化があったわけですけれども、これは非常にいいことかと私は思うんですが、この辺の大きく変わった理由というのを知れたらなと思います。

○委員長 春日課長。

○高齢者福祉課長 紙おむつ給付事業につきましては、令和5年度までは一般会計と特別会計と分けて支給してまして、こちらの成果報告書、老人福祉事業の場合は一般会計の分で令

和5年度までは載せていたんですが、令和6年度になりまして特別会計のほうから一般会計に全て移行したので、倍以上の数になっております。

以上でございます。

○委員長 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 ありがとうございます、課長。

そうすると、この25ページも関係してくるんですけども、昨日もお尋ねしたんですが、地域包括支援センター運営委託料、これも一般会計のほうに振り替わったという説明いただきました。

ちょっとこれ教えていただきたいのは、特別会計から一般会計に移ることによって何か変化というか、何が違いがあるのか、その辺のところをお尋ねしたいと思います。費用負担の部分とかで何か違うとか、何か振り替わることによって変化があるのであれば、その辺をお尋ねしたいと思います。

○委員長 春日課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

費用負担については、ほとんど変化はありません。

ただ、事業内容として大きな変化がありまして、地域包括支援センターは、基本的には介護保険法で行われていましたのでおおむね65歳以上の方を対象に支援を行うんですけども、一般会計に移行して重層的支援体制整備を行うことによって、65歳以上だけではなく、65歳の方が属する世帯の中に若い方がいる場合でもそちらの相談にも乗るような、分野を超えての相談支援事業に携わるような形を取ることができるようになります。そのような内容的な変化があります。

以上でございます。

○委員長 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 理解できました、ありがとうございます。そういうことがあったんですね。

○委員長 引き続きまだございますか。

岩崎委員。

○3番 岩崎委員 24ページの老人福祉事業の決算というんですか、こちらのほうが今回この数字を見ますと474万3,750円という金額があるわけですが、これにつきまして前年の金額を見ますと1,100万円近くあったわけで、対前年比で600万円近くの減少と。この辺のところ、減った理由というんですか、減ることがいいのか悪いのか、その辺のところも含めてお話を

いただければと思います。

○委員長 春日課長。

○高齢者福祉課長 老人福祉事業につきましては、令和5年度まで敬老会事業補助金として地区で敬老会を行う場合に市から自治会にその費用を補助していたものがあつたんですけれども、令和5年度中の打合せ会において、地区で敬老会を実施することが非常に困難となつてきているというお声をいただきまして、敬老会への補助金というのを廃止したところでございます。令和5年度をもって廃止したところでございまして、その代替事業を令和6年度は行いましたけれども、それほど金額がかかってない状況で行つたものでございます。それが大きな減額の要因となっております。

以上でございます。

○委員長 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 ありがとうございます。

それと、1点、招待状の発送の郵送料についてお尋ねしたいんですが、昨年1世帯にご夫婦がいて対象だということで、その方々はお二人それぞれに案内状が行つていたということがありまして、それについて改善できませんかということでお話をさせてもらったり、また、一般質問で他の議員の方がその辺のところの改善の申出をしたということをお記憶あるんですけれども、今年はどうなつているのかということをお尋ねしたいと思います。

○委員長 春日課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

今年度に関しては、昨年度の招待状に替わりまして、敬老お祝品引換事業と高齢者優待制度という形で事業を行つているところでございますけれども、75歳以上の方に対して行われている事業です。

ご指摘の案内状の送付の方法ですけれども、申し訳ございませんけれども、今年度も一人一人の送付にさせていただきました。改善については、試みてはいたんですけれども、データの作成等が非常に困難でして、発送のほうを優先させていただいて、個人個人への郵送とさせていただきます。

以上でございます。

○委員長 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 事情のほう、分かりました。

来年度は、どんな方向になりますかね、まだ分かりませんか。

○委員長 春日課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

来年度に関しては、全くの未定でございます。

以上でございます。

○委員長 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 できるのであれば経費削減、皆さんがおっしゃっている経費削減ということで善処していただければと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○委員長 では、ほかに。

斉藤委員。

○2番 斉藤委員 162ページの災害救助費、田島課長のところで引き続き。

18万円ということで、火災3件ということでお見舞金ということがありまして、これの対象者というのは市民全員ということなんでしょうか、まず対象者、内容ですね。

あと、幾つかあったんだけど、ほかのがなかったの、この火災だけでしたということ、18万円ですよということだったんですけども、これというのは対象者含めて、これどうやって申請するんですか。本人が自分で申請しなくてはもらえないものなのかな。

○委員長 田島課長。

○地域共生社会推進課長 お答えいたします。

こちらの火災の見舞金につきましては、市民の方を対象としておりまして、火災があった場合に市の消防本部から火災の情報をいただいております。それに基づきまして見舞金を給付しておりますので、申請というものではなくて、こちら側から連絡を取ってお見舞金をお渡ししております。

不用額が多いということもございますけれども、もう一つ、国のほうで災害弔慰金の支給等に関する法律という制度がございます、こちらの場合は、例えばですけども、市内で5世帯以上が滅失した災害ですとか、県内で災害救助法の適用市町村がある場合とか、そういった場合の災害時に死亡の弔慰金というのがお一人当たり500万円ですとか、障害の場合はお一人250万円ですとか、あとは、住宅が全壊した場合は貸付けで350万円ですとか、そういった法律に基づく制度がございます、こちらについては予算措置はしているんですけども、そういった対象の世帯がなかったことで不用額ということで計上させていただいております。

以上です。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 はい、分かりました。ちょっと認識がなかったのですが、これ火災ですか、ほかの出ないやつも全部火災ということですかね。私も、消防が把握しているから、もちろん消防から言ってもらわないと、本人は大変な状況で申請するというのはなかなか難しいのでどうなのかなということをお聞きしたんですが、そのようになっているということで、それはよかったと思うんですけども。主にこれ火災なんですね、ほかの今出てこない、決算で出てこない部分に関しても火災全般ということで、全部消防が把握しているということいいんですね。

○委員長 田島課長。

○地域共生社会推進課長 こちらにつきましては、市内で発生した非常災害に際しということで、災害救助法の適用になる程度よりも少し程度の低い非常災害というんでしょうか、そういう非常災害に対して応急的な救助という形でお見舞金を支給しているものです。

以上です。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 要は、対象であるのに受けられないということがないように、今の消防が把握しているよということでそれが賄えるのかなということで、災害救助法よりも軽い非常災害に当たるかどうかという、自分で申請しなくてはいけないのか、市のほうからそれを把握して言ってくれるのかどうなのというところの心配なんですね。

○委員長 田島課長。

○地域共生社会推進課長 お答えします。

市のほうで把握して、申請不要ということで、市で把握した情報に基づきましてプッシュ型といいますか、こちらからお見舞金を直接届けに行くようなことをやっています。

以上です。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 引き続き、24ページ、先ほどの老人福祉事業ですけども、老人敬老事業ということで、昨年度非常に残念ですけども、少し不評だったものがありましたね、古代蓮の入館及びうどん屋さんの割引券100円が3枚ついていて、やはりこれ1万4,115通出して、入場券が1,318枚使って、買物が7,750円ということで、結局利用している人が少ないということですよ。そういったことで、かなり市のほうにも意見が行っているんじゃないかなと

ということで、これは今年改善したんで、これはまた別ですけれども、どのような内部での協議がありましたか。

○委員長 春日課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

去年の事業について、市のほうにも大分お声をいただきました。電話でもいただきました。来所も、それからお手紙でもいただいたところございまして、内部のほうで協議しまして、改善すべき事業だという方針になりまして、今年度事業の内容を変えたところございます。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 ちょっと気になったのが、入場券の利用と買物券、これ全然差があるわけじゃないですか。普通だったら一緒に両方やるのかなという感覚で思うんですけども、買物券のほうの利用が多かったということで、これはどのように分析しますかね。

○委員長 春日課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

古代蓮の入場券のほうには余り関心が持たれなかったという結果ではないかと思われまして。以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 見直したんで、その辺は分かりました。

それと、百歳高齢者表彰ということで、30人も行田市内に高齢者いらっしゃって、そのうちの表敬訪問3人というんですけども、これはどんな人を選ぶんですか。選ばれし3名の理由というか。

○委員長 春日課長。

○高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

100歳の高齢者の方の表敬訪問については、100歳の方の身体状況、家族状況、それらを見まして、訪問を受け入れていただけるようなご家庭かどうかを、まず市のほうで確認させていただきます。確認させていただいた中でご本人の許可を得た方について、表敬訪問させていただく形を取っています。

また、施設のほうの訪問がありますので、施設のほうは輪番制で回らせていただいております。

以上でございます。

○2番 齊藤委員 はい、分かりました。

以上です。

○委員長 ほかの委員、質疑ございますか。

1番 橋本委員。

○1番 橋本委員 主要施策の成果報告書の27ページ、3歳未満の保育料無償化事業についてですが、これは移住定住にも少し目的があるのかと思うんですけれども、この施策によって移住してきた方とかの情報とかがありましたらお願いしたいんですけれども。

○委員長 吉田課長。

○子ども未来課長 お答え申し上げます。

直接こちらで移住したかどうかというのは、こちらのほうには情報として入っておりませんが、実際こちらの事業を開始したことによって、昨年の秋口ぐらいからは保育園の申込みが低年齢の方が少し増えたというのは、こちらのほうも把握しております。ただ、移住に直接的な部分というのは、把握してないので、申し訳ございません。

○委員長 橋本委員。

○1番 橋本委員 ありがとうございます。

ある保育園の園長が、この政策を始めたおかげで何世帯ぐらい引っ越してきているというようなこともおっしゃっていましたので、確実にこの事業が多分移住のほうにも影響がいい方向に出ているのかなと思います。もしよろしければその辺も調べて、今後一層移住とか定住とかに役立てる事業にいけば、埼玉県でまだ2市目ということの事業で先進事例ですので、その辺も調べてみると今後の課題も見えてくるのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

あともう一つ、よろしいでしょうか。

37ページの産後ケア事業ですけれども、産後の母子に対する心身ケアにおいて宿泊型のケアについてはあったのかどうか、お尋ねいたします。

○委員長 堀口課長。

○こども家庭センター課長 お答え申し上げます。

主要施策のほうで実績のほうは書かせていただいているんですが、宿泊型を利用された方は37件ございました。

○委員長 橋本委員。

○1番 橋本委員 ありがとうございます。すみません、大変失礼しました。

その宿泊型については、どのような施設を利用しているか、もし公表できればお願いしたいと思います。

○委員長 堀口課長。

○こども家庭センター課長 お答え申し上げます。

宿泊型の産後ケアサービスを委託させていただいている機関が3機関ございまして、行田中央病院、さめじまボンディングクリニック、はやしだ産婦人科の3件でございます。

以上です。

○1番 橋本委員 ありがとうございます。

以上です。

○委員長 他に質疑ございますか。

岩崎委員。

○3番 岩崎委員 主要施策成果報告書の中の間ドック助成事業と、あと39ページのがん対策の検診推進事業と、この2つについて一緒にお尋ねしたいと思います。

まず、1つ目は、実績がここにうたわれているんですけども、目標の人数ということですか、イコール予算ということになると思うんですけども、どのぐらいの目標人数を設定して、結果として受検者数が、例えば人間ドックですと299人ということになったわけですが、目標の数字をどのぐらいに人間ドック、また、がん対策と、この部分についてどういった目標数値、人数を掲げたのというのを、まず最初に伺わせさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長 内田課長。

○健康課長 まず、人間ドックのほうの関係です。これ、後期高齢者医療の対象者ということになりますので基本的に75歳以上の方が対象となりまして、当初予算では270人を予定しておりましたが、受検された方は、主要施策のほうにも出ておりますように299人でした。この差額分については、12月補正をさせていただいて増額させていただいております。

がん検診の予算のほうについては、肺がん検診が予算で1,250人を予定しておりました。乳がん検診のほうで、2,035人を予算計上しております。子宮頸がんの検診については1,040人、大腸がん検診は4,800人で予算計上しております。胃がん検診のほうですけれども、バリウムのほうのレントゲンですね、レントゲンの検査のほうで700人予算計上しております。胃の内視鏡のほうで、670人ほど予定しておりました。

以上です。

○委員長 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 ありがとうございます。

まず、人間ドックに関しては、目標に対してオーバーしたということでご回答いただきまして、これは非常にいいことかなと思います。

がん対策の関係ですけれども、今伺いますと目標に対して、全体としてですけれども目標を下回ったかなという印象でございます。こちらについて下回った要因というんですか、それについてはどんなふうに今分析というか考えていらっしゃいますでしょうか。

○委員長 内田課長。

○健康課長 要因といたしましては、周知不足が要因の一つなのかなというところで、これまで周知が、保健事業のお知らせという形で自治会を通して世帯配付するほか、市報や市ホームページで周知をしておりましたけれども、それだとちょっとまだ足りないというところで、令和7年度から対象者が受けられるがん検診の受診券を個別通知し、受診率の向上につなげていきたいというような取組を今実施しております。

また、医療機関の閉院や婦人科検診のできる医療機関が現在1箇所のみということであることから、市民から医療機関の拡大の要望が寄せられております。このことから、令和7年度から公共施設5箇所巡回をして、がん検診と併せて国保の特定健診や後期高齢者健診が受診できる集団健診としての内容の充実を図っているところであります。

婦人科検診の医療機関については、市外7医療機関に拡大しているところです。

そういった取組をして、がん検診の利用者増加というところに取り組んでいるところでございます。

以上です。

○委員長 岩崎委員。

○3番 岩崎委員 ありがとうございます。

対策を打っているということでございますので、来年のこの時期、その結果が表れればいいかなと思います。今お話あったんですけれども、女性の関係のがんの受診率がちょっと低いかなと思いますので、この辺のところは引き続き対策をお願いしたいなと思います。

以上です。

○委員長 他に質疑ございますか。

斉藤委員。

○2番 斉藤委員 27ページですけれども、子ども等多世代の居場所づくり支援事業、これら

よっと注目している事業ですけれども、10事業やりましたということで書いてあります。団体及び個人に対して補助を交付するというので、内容についてどんなことを令和6年度やったのかなというのを伺いたしたいと思います。

○委員長 田中副参事。

○健康福祉部副参事 子ども等多世代の居場所づくり支援事業につきまして、令和6年度につきましては延べ10団体に補助金を交付させていただいておりますけれども、こども食堂の運営経費、多世代こども食堂の運営経費、多世代交流事業の運営経費として運営をしていただいている団体などに補助金を交付している事業でございます。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 その多世代の交流事業、その中身はどのようなことをやったのか。こども食堂というのは分かるんですけれども、多世代のこども食堂もやっているということで、多世代の交流事業。多世代ってあれでしたっけ、これは対象が40歳まででしたっけ。私も記憶薄いんですけれども、対象者って子どもと書いてあるけれども、多世代という文字が加わっていますけれども、たしか40歳まででしたっけ、30代でしょうか。

○委員長 副参事。

○健康福祉部副参事 多世代交流事業ですけれども、多世代というのは年齢制限なく、子どもから年寄りまで皆さん混じってやる事業でございます。例えばですけれども、そばづくりの会とか、何かワークショップとか、そういった事業をやるものでございます。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 具体的にどんなことをやったのかなというのを知りたい、中身ね、中身について。ワークショップって、何やったのか把握していますか。

○委員長 田中副参事。

○健康福祉部副参事 令和6年度につきましては、多世代交流事業、2つの団体が行っておりますが、具体的な内容については、資料を持ってきておりませんので、後ほど回答させていただきます。申し訳ございません。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 内容をやっぱり把握しないと、次に生かせない、成果もちょっと求められないところなので、それは担当課として把握しておいていただきたいなど、後で教え

ていただきたいと思います。

それと、28ページの病児・病後児保育事業ですけれども、これっってもうげんきクリニック1箇所、1箇所中央病院か何か増やそうかなというところで、補正だか当初予算だか1回出しましたよね。結局駄目になっちゃったんだと思うんですけれども、その辺の変化はないですか。1箇所のみですか、働きかけ。

○委員長 吉田課長。

○子ども未来課長 病児・病後児保育につきまして、まず、南川げんきクリニックのほうでやっていたのが、いろいろな状況の中、今年度いっぱい手を引きたいとおっしゃられています。その中で、現在、中央病院のほうに4月から始めていただくということでお願いしています。もう一箇所、石井クリニックのほうで令和9年4月から病児・病後児保育を始めていただくという形で、今話のほうを進めております。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 げんきクリニックは、今年度という今年度は令和7年の話で、この令和6年はやっていたということでもいいんですよね。令和7年4月からからできませんよということ、4月から。

○委員長 吉田課長。

○子ども未来課長 令和8年3月末でやめさせていただきたいということで申出がありまして、なので、中央病院は令和8年4月から、南川げんきクリニックがやめたのと入替えて中央病院のほうは始めていただきまして、その1年後に一応、石井クリニックのほうでもう一箇所始めていただくという形で今話のほうを進めております。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 聞いてよかったです。何かこんな動きがあるとは思わず。南川先生もご高齢だったのでどうなっちゃうのかなという心配があったので、1箇所増えてよかったなと思ったけれども、そこがまた駄目だという話だけれども、今聞いたらやってくれるという話ですものね。それでもう一箇所増えるということで、新たなちょっと動きがあったのでびっくりしましたけれども、増えるのかな、ちょっとまだ先ですけれども、何とかつなげてよかったかなと思いました。

○委員長 斉藤委員、引き続き、どうぞ。

○2番 斉藤委員 31ページ、あんまり私これ聞いたことないですけれども、幼児教育・保育施設等給付費支給事業というんですけれども、これ前回と見比べたときに、よく分からない

ですけれども、どうやってこの委託費が決まるのかなというところで、何か延べ委託児童数が少ないのに委託費が多かったりとか、いろいろですよ、その施設によって。延べ人数が増えて委託費も増えているところもあるし、延べ児童数が減っているのに委託費だけ増えちゃったりとか、どういう基準でこれ出しているんですかね、運営費を。

何か若葉保育園が、前回は1,322人、今回1,294人ということで減っているわけですよ。だけれども、委託費は前回よりも増えているんですよ。まず、上から見ると。

○委員長 吉田課長。

○子ども未来課長 細かいちょっと積算は手元にないんですが、実際上がった理由というのは、まず、令和6年に人事院勧告を踏まえて保育所とか幼稚園あるいは認定こども園などに従事する保育士とか幼稚園教諭等に係る人件費の増加に伴う公定価格の引上げ分の負担金について追加措置があったので、人数が単純に減っているから増えているというのではなくて、金額が増えたのは、そういう形で増額になっています。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 はい、分かりました。

35ページ、これお聞きしたいんですけども、健康課。二次救急輪番制病院運営事業、第三次救急医療、これまず何が違うのかという、二次と三次の違いについてお聞きします。

○委員長 内田課長。

○健康課長 二次救急医療体制のほうですが、休日及び夜間において入院治療を必要とする重症患者に対する医療機関を確保するというを目的で行っていて、実施方法としては、行田市は熊谷・深谷地区第2医療圏に属しておりまして、圏域の病院群の輪番制病院、熊谷総合病院と熊谷外科病院、埼玉慈恵病院、関東脳外科病院、行田市中心総合病院、行田市総合病院、佐々木病院、埼玉よりい病院の9病院。

○2番 齊藤委員 私の言い方が悪かったんですけども、重症患者と救急救命センター、ちょっとその違いというか、基準というか、どういう違いがあるんですかということを知りたいんですね、病気の内容というか。入院を必要とする重症患者、休日夜間が二次救急で、第三次救急医療体制、こっちに行く患者との違いが分からないですよ、基本的なこと。

○委員長 内田課長。

○健康課長 第三次のほうは救命救急のほうで確保するということと、二次のほうが入院治療を要する重症患者というところの違いです。二次よりも重症の方が三次というところですね。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 素人なので、その辺のちょっと違いがよく分からないので、基本的なことを聞いたんですけれども。

それで、第三次の救急のほうですけれども、実施医療機関に対して補助を支出するということで、特に病院名書いてないですけれども、ほかのところはみんな書いてあるんですけれども、これって深谷赤十字なのかな、救命救急センターということ、深谷赤十字病院でいいですか。

○委員長 内田課長。

○健康課長 委員おっしゃるとおりです。深谷赤十字病院になります。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 はい、分かりました。

小児救急医療体制整備支援事業ですけれども、35ページの真ん中の、これが運営負担金が金額が何か全然違うんですね、令和5年度と。令和5年度が3,340万円で、今回が1,900万円ということでかなり減っているんですけれども、少なくなった理由は何ですか。負担金、決算内訳のところに書いてあるんですけれども。

○委員長 内田課長。

○健康課長 小児救急医療体制整備支援事業が昨年と比べて減った理由ということですが、令和4年度と5年度に関係7市町で組織する第二次医療圏の幹事市が行田市であったということです。各市町村から負担金を徴収し、医療機関へ交付したということです。県に補助金を申請する等、決算額が大きくなった理由となっております。

令和6年度は、幹事市が本庄市のほうに移ったということで、本市は行田市のみの負担金ということになります。

○委員長 ここで暫時休憩とさせていただきます。

午後 0時 02分 休憩

---

午後 1時 02分 再開

---

△議案第67号の質疑続行

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。まず、午前中に質問ありました子ども等多世代の居場所づくりの支援事業ですね、齊藤委員から質問ありました。内容ということで、田中副参事のほう、よろしくお願いたします。

○健康福祉部副参事 引き続きよろしくお願ひいたします。

午前中に質問いただきました子ども等多世代の居場所づくり支援事業の中の令和6年度多世代交流事業の内容はということでお伺ひしていただいたところにつきましてお答えできていなかったものですから、お答えさせていただきます。

多世代交流の内容につきましては、主にコンサートや手づくり体験、クリスマス会など季節のイベントを実施したものでございます。

以上でございます。

○委員長 はい、ありがとうございます。

斉藤委員、よろしいでしょうか。

では、引き続きまして質疑を行います。質疑のある方、挙手願ひます。

4番 養田委員、お願ひいたします。

○4番 養田委員 ご説明ありがとうございます。

何点か質疑させていただきます。

1点目ですけれども、成果報告書の22ページ、福祉課分だと思ふんですけれども、障害者自立支援事業の中の表の中、決算内訳実績等の中の表の中に、やむを得ない措置、延べ人数5人とあつて、給付金額が245万円ぐらいですけれども、これは一体どういうことなのか、教えていただきたいです。

○委員長 風間課長。

○福祉課長 お答えいたします。

昨年、身体障害者の方が病気で倒れまして、その場で通常の自立支援給付のような契約による入所ということがかないませんで、介護者もいないことから、5日間措置として入所施設のほうに、羽生市のはくちょう園ですが入所したという事例がございました。その5日分の経費でございます。

○委員長 養田委員。

○4番 養田委員 ありがとうございます。5日間措置されたということですが、その5日後の後というのは、これはどうなったんですか、その後は。

○委員長 風間課長。

○福祉課長 お答えいたします。

その後につきましては、通常の自立支援給付と同様に契約によって入所という形で現在も入所しております。

以上でございます。

○委員長 養田委員。

○4番 養田委員 分かりました。ありがとうございました。

次の質疑に移りたいんですけども、成果報告書の33ページですね。こちらも多分福祉課分だと思うんですけども、被保護者就労支援事業の中で、これ新たに会計年度任用職員を雇って、生活保護のハローワークと協力しながら求職活動のマナーなどの助言等を行って、被保護者が就労し、自立した生活を行う支援を実施したとあるんですけども、これを行ったことによって実際に就労につながった事例というのは何件ぐらいあったか、実績ベースでお願いします。

○委員長 風間課長。

○福祉課長 昨年度、この就労支援を受けて実際就労されて生活保護が廃止になった方、10件ございます。

以上でございます。

○委員長 養田委員。

○4番 養田委員 ありがとうございます。10件ということだったんですけども、これというのは実際にどれぐらいの期間というか、1人に対してどれぐらいの期間を通じて就職に至ったという、何かその期間というのはありますでしょうか。

○委員長 風間課長。

○福祉課長 これがケースケースによって大分違いまして、何度も相談を重ねて就労したりですとか、また、就労してもまた退職してしまって、また面接ということでまた支援が開始されたりという、ケースによって、一概にどのぐらいということは申し上げられなくて、申し訳ありません。

以上でございます。

○委員長 養田委員。

○4番 養田委員 ありがとうございます。

次の質疑ですけども、35ページの休日急患診療事業、これは健康課の分だと思うんですけども、この中で年末年始の休日急患診療あると思うんですよ。年末年始となると、12月31日から1月3日の4日間の診療があったと思うんですけども、私もこれ実はお世話になりました1日だけ、すごく助かったなという部分があったので、これちょっと質疑したいんですけども、これ実際にこの4日間でどれぐらいの方が受診されたというデータってあり

ますか。

○委員長 内田課長。

○健康課長 その4日間の人数が今手元にないので、後でご回答します。

○委員長 後からお願いいたします。

齊藤委員、お願いします。

○2番 齊藤委員 36ページ、健康課、下の健康づくり推進事業、実績で4つ書いてあるんですけども、特に糖尿病早期発見事業、参加したのは164人、あと下の禁煙チャレンジ応援プラン助成金ということで12人ということですけども、これのやっぱり成果、参加人数はいいんだけども、要は禁煙ができたのかどうかと糖尿病を早期発見できたのかという、そういうところの成果を聞きたいかなと思います。

○委員長 大崎副参事、お願いします。

○健康福祉部副参事 お答えさせていただきます。

禁煙チャレンジ応援プラン助成金に関しましては、登録をした方が令和6年度は13名おりました、禁煙達成は10名になります。

○2番 齊藤委員 10名禁煙したの。到達者数。

○健康福祉部副参事 はい、禁煙達成です。

○2番 齊藤委員 そうなんだけど、参加者数が13名ということ。

○健康福祉部副参事 登録をされた方が13名で、禁煙達成が10名、達成をしております。

続きまして、糖尿病早期発見事業になります。こちらのほうは、薬局で糖尿病かどうかというのを検査するものになっております。薬局のほうは12店舗で実施をしております。血糖のほうの測定をしております、令和6年度は164名実施をしております。血糖値が高いということが分かって、その薬局のほうで血糖値が高い場合の受診とか生活指導をしていただいている状況の検査になります。

以上です。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 分かりました。参加者数が164名と10名と書いてあったので、その参加者数の中で検査をして生活指導につないだと、個別なプライバシーもありますので、その辺は多分把握してないのはそうなのかなということと、10名が禁煙できて、13名が登録した参加でしょう。だから、これ10名になっているから、ちょっと分からなかったんですけども、13名が参加して10名は成果があったということで、よかったなとは思っています。

これってあれですか、特定健診を受けた人がこれの対象になるんですかね。こういった方がこの糖尿病早期発見事業に参加できるのか、禁煙チャレンジ応援プランに参加できるんですか。

○委員長 大崎副参事。

○健康福祉部副参事 禁煙チャレンジ応援プランのほうは、ご自身で禁煙をなさりたいというご希望があって、登録をしていただいて、病院に行っていただく形になります。

糖尿病の予防検体測定の方は、市民の方で希望者が薬局に行っていただいて検査を受けていただく形になりますので、特に健診と連動しているという事業ではございません。

以上です。

○2番 齊藤委員 全市民対象ということですね、はい、分かりました。成果はあるということで、了解しました。

次、37ページですけれども、こども家庭センターに聞きたいんですけれども、まず、ここに具体的に載っているわけじゃないですけれども、本市は産婦人科というか、産むほうの産科がなくなっちゃったんですよね。近隣はとりあえず熊谷市もあるし羽生市もあるしというところですが、そういったことで、やっぱりちょっと心細いと。市内に今まであったのになくなっちゃったと、帝王切開の助成金も出していたんだけど、なかなか難しいのかなというところで、こども家庭センターとしてそういったところの情報収集だとか、働きかけてなかなか実現するものではないですけれども、そういったところのやっぱり懸念というか、何かそういう協議はないんでしょうか。

○委員長 堀口課長。

○こども家庭センター課長 お答えいたします。

こども家庭センターでは、妊娠届を全部受けているわけですが、実際市内でお産をしていらっしゃる方は、全体の1割程度の方が市内でお産をされているというような状況に昨年度はありました。妊婦さんのほうの声から、市内から産婦人科がなくなるよというところの危機感というのは、正直言って聞こえてこない部分もあるんですけれども。

センターとして、その医療整備に関することの主管はちょっと健康課のほうになるんですが、再整備というところは、こども家庭センターのほうでは今はやっていないところになります。

ただ、埼玉県の産科医会の会議のほうに参加をさせていただいた中では、産科医会の先生方のお話によりますと、新たな開業よりも廃業を食い止めることのほうが大変なんだという

ようなお声を聞いていて、例えば妊婦健診の健診の受診費用の支援ですとか、産後健診の費用の助成ですとか、そういったところで産科医会全体を地方公共団体のほうで応援してほしいというような要望が上がってきているような状況でございます。

以上です。

○委員長 内田課長。

○健康課長 現在、市内では分娩を取り扱う機関はなくなりましたが、婦人科の診療は行っていると伺っております。そのため、婦人科における診療、がん検診等は、これまでどおり受診していただけます。

なお、婦人科におけるがん検診につきましては、今年度から市外医療機関でも受診できるように医療機関の拡大を図りました。

一方、出産を取り扱う医療機関はなくなってしまったため、出産に対しては周辺産科医療機関に協力連携をしていただけるよう求めてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 行田市にもあったんですけどもなくなっちゃって、なかなかそれを復活させるというのは担当課だけの努力では難しいのかなというところで、継続できない点だとか、そういったところの情報収集をやっぱりして、何か市で動けるようなところがあれば、やはり力になるというか、そういったところの観点でぜひお願いしたいかなと思います。

それで、40ページですけども、予防注射、感染症予防事業ですけども、一番上の大人のほうですかね、この上の枠のところ。定期予防接種の延べ人数が、これすごい減っているんですよ、昨年度令和5年、2万7,200人だったところが1万7,818人だから9,382人、これ減っているんですが、これ、まず理由は何かというのを伺います。

○委員長 大崎副参事、お願いします。

○健康福祉部副参事 高齢者肺炎球菌の対象者が今まで5歳刻みで節目で対象があったんですが、6年度から65歳の方だけになったので、その部分で人数がかなり減少しております。

以上です。

○委員長 斉藤委員。

○2番 斉藤委員 そうすると、5歳刻みだったんですけども、今度は65歳と狭めちゃったのかなと今ちょっと説明聞いて思うんですけども、その理由は何ででしょうか。

○委員長 大崎副参事。

○健康福祉部副参事 国のほうの経過措置が終了したことに伴いまして、5年度末で終了しております。

あと、感染症予防ですが、大人の感染症の予防接種と子どもと大人の部分で6年度から分かれていますので、それで人数が減っております。

以上です。

○2番 齊藤委員 じゃ、2つの理由ということで、はい、分かりました。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 子ども分のほうでちょっと下のほうで聞きたいんですけども、私も何か忘れちゃったんですけども、4種混合と5種混合ってあるじゃないですか。たしか、これ私の記憶だと製造元の販売によって移行するというような話だった気もするんですけども、この4種混合と5種混合の違いについて、お伺いします。

○委員長 堀口課長。

○こども家庭センター課長 単純に4種と5種の違いは、4種は4つの疾患に対して、5種はそれにもう一つの疾患を加えてというふうな形で予防接種が進められているところですけども、4種混合については製造販売が中止になりまして、今後は5種に移行していくような流れに今なっております。4種混合に加えられたのが、ヒブの肺炎球菌、小児肺炎球菌という、ああ、ごめんなさい、小児肺炎球菌の下にありますH I Vと書いてあるヒブを加えて5種混合に替わっていくような形になっています。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 そうしますと、4種502人というのはヒブが入ってなくて、930何人はヒブが入っている、これ変わり目だからしょうがないのかもしれないですけども、これってしょうがないですよ、だから。あつたほうがいいわけでしょう、ヒブワクチンが。これ何か併用しているからどうなのかなということですよ、結局。ちょっと意味合いが分からない。

○委員長 堀口課長。

○こども家庭センター課長 基本的には、4種混合で1回目を打った方は最後まで4種混合を打って、ヒブはヒブで別に打つという打ち方で、結果的には5種類打っているというような形になります。

○2番 齊藤委員 はい、了解しました、理解できました。

それじゃ、あと2個ぐらいあるんですけども、続けていいですか。

○委員長 いいですよ、齊藤委員。

○2番 齊藤委員 20ページの障害者生活就労支援事業で、これ前回聞いたら障害のある方が就労に結びついたのかということで成果を聞いたら、ベルクだとか薬局だとか倉庫管理だとかと結構就労に結びついていたんですけども、令和6年はどうでしたか。

○委員長 風間課長。

○福祉課長 お答えいたします。

令和6年度中に就職した方は12名いらっしゃいます。サービス業が多いということをお伺っております。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 サービス業というと、例えばスーパーだとか、こういったところですか。

○委員長 風間課長。

○福祉課長 スーパー、ドラッグストア、病院、また倉庫の管理業務とお伺っております。

以上でございます。

○2番 齊藤委員 成果は出ているということですね、はい、分かりました。

○委員長 引き続きどうぞ。

○2番 齊藤委員 最後に内田課長に人間ドックのいいですか、聞いても。

26ページですけども、これ後期高齢者医療事業費ですよ。昨日やったばかりですけども、ここから出ているのは一般会計ですね。国保の人間ドックは国保の特会から出ているんですけども、この後期高齢者、もう終わっちゃっているんですね、昨日ね、これは一般会計から出ているんですけども、何でかなというのでお伺いしたいと思います。

○委員長 内田課長。

○健康課長 国保のほうは国保特会で、後期のほうは一般会計でなぜされているのかということですけども、人間ドックのほうは法的な根拠が、健診と見ましても法的な根拠がちょっとないという部分と、行田市の場合ですと、任意で行田市は人間ドックを行っていくところの部分で、一般会計のほうで組んでいるというところでありまして。健診のほうは、高齢者の医療の確保に関する法律で根拠規定がありますので、特会の中で行っているというようなところがございます。

以上です。

○委員長 齊藤委員。

○2番 齊藤委員 後期高齢者医療制度がもう県に移管されていて、法的にいろいろと決まっ

ているけれども法的根拠がないというのは、この人間ドックを行田市として独自でやっていきたいということで一般会計で出しているということでいいですか。

○健康課長 委員おっしゃるとおりです。

○委員長 大丈夫ですか。

○2番 齊藤委員 それはすごくいいことだと思いますよ。もう県に移管されちゃって、もうやれないかなというところじゃなくて、一般会計からきちっと市の独自の事業として出すというのは、大変これほめられたことだと思いますので、ぜひ続けていただきたいなと思います。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑ございますか。

内田課長。

○健康課長 先ほどの養田委員さんの休日急患の診療事業ですね、35ページになります。休日急患診療事業のこの年末年始の12月31日から1月3日の4日間の人数というところで、この4日間の人数で申しますと959人です。日にち別でお話ししますと、12月31日が267人、1月1日が164人、1月2日が227人、1月3日が301人、合計いたしまして959人になります。

以上です。

○委員長 はい、ありがとうございます。

副委員長、お願いいたします。

○副委員長 2つだけ、すみません。

主要施策の20ページの下段の障害児通所給付費給付事業の中の放課後デイサービスの事業に関して質疑したいんですけども、延べ人数が書いてあるんですけども、これもし実際の使った実人数というんですか、延べじゃない人数がもし分かれば教えていただきたいのが1点です。

それから、障害のある児童の学童のようなものなので、学童については今行田市は待機児童ありませんけれども、かつて待機児童というものが言われていたわけですが、この放課後デイサービスに関してはその待機児童、もちろんこれは市が受け付けているものじゃないと思うので言い方がちょっとよく分からないけれども、入りたいけど入れないみたいなものがあるのかどうかというところを1つ聞きたいと思います。

それと、あともう一点が、主要施策の29ページですかね。こども家庭センターの児童福祉

事業のほうです。

実績の中の一番下の部分が相談件数で324件、うち虐待の件数が200件ということで、その虐待に関して質疑したいんですけども、この200件の虐待に対する相談は、1つは、内容はどんな内容なのというのが1つです。それから、それぞれどういった対応をされたのという2つですね。

それから、もう一つが、要保護児童対策地域協議会のリストがあると思うんですけども、このリストに掲載している人数というか件数というか、その部分が何件ぐらいあるのか、それを質疑したいと思います。お願いします。

○委員長 風間課長、お願いいたします。

○福祉課長 お答えいたします。

実人数については、今資料を持ち合わせてございません。月当たり約238人の延べ利用はございます。事業所数も現在13箇所ございますので、私たちのほうに、通所ができないですとか、そういう待ちの状況にあるという声は届いておりませんので、皆さん希望するところに通所できているものと考えております。

以上でございます。

○委員長 続きまして、こども家庭センター、堀口課長。

○こども家庭センター課長 虐待の相談の内訳ですけども、虐待の相談の内訳が福祉行政報告例というところで4種類に分かれておりまして、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクトという4種類になるのですが、昨年度の200件の内訳は、身体が41件、性的虐待が3件、心理虐待が127件、ネグレクトが29件、合計200件ということで、心理的な虐待が63.5%を占めるというような状況になっております。この心理的虐待が63.5%という多い人数になっているのは、面前の夫婦げんかが虐待に当たるということになりまして、子どもの前で夫婦げんかをされた場合を心理的虐待と捉えているので63.5%という数になってきております。これは、全国的にも心理的虐待が非常に多い現状になっております。

あと、もう一点、要体協の人数ですけども、昨年の実務者会議の結果、実務者会議は年4回開いているのですが、昨年度末3月18日に開いた要体協のケースに登録している家庭数が24件、うち対象児童41人ということで協議のほうを進めさせていただいております。

すみません、もう一つお答え申し損ねました。

児童虐待の相談があった後の流れですけども、一応こちらのほうで虐待の相談がありましたということで児童相談所のほうに相談をすることもありますし、直接市町村のほうから、

こういう相談が入っていますということで指導に当たっていくこともあります。ケース・バイ・ケースで対応させていただいているところです。この中で必要な場合には、要体協のほうにケースのほうを上げさせていただきまして、全体で協議を進めていくというような流れを取っております。

以上でございます。

○副委員長 はい、分かりました。ありがとうございます。

○委員長 他に質疑はございますか。

養田委員。

○4番 養田委員 子育てで何点か質疑したいんですけども、主要施策の報告書の中の27ページ、先ほど橋本委員も触れたと思うんですけども、3歳未満児保育料無償化事業で具体的に3歳未満の方が多分無償化になったと思うんですけども、その中でゼロ歳児、1歳児、2歳児で何名ずつが無償化になったというのを、データでありましたら教えていただけますか。

○委員長 吉田課長。

○子ども未来課長 年齢ごとにはちょっと分かりませんが、大体月平均で約430人、年間で5,000人が延べ人数として利用されているというのは確認しております。

○委員長 養田委員。

○4番 養田委員 約5,000人ぐらいの方が無償化になったということでよろしいんでしょうか、5,000人ぐらい。

○委員長 吉田課長。

○子ども未来課長 あくまで延べですので。

○委員長 養田委員。

○4番 養田委員 分かりました。ありがとうございます。

あともう一点ですけども、その下にある保育コンシェルジュ事業というのがあると思うんですけども、これというのは多分令和6年度から始まった事業だと思うんですけども、この事業によって具体的にどのような相談があったり、あと実績ベースで何件ぐらい相談があったかという、詳細な何か情報がありましたらお願いします。

○委員長 吉田課長。

○子ども未来課長 お答えします。

こちらの事業は、実際は令和元年からやっている事業でして、今回載せさせていただきま

したのが、行田市は子育てを中心に事業を進めていますので、子どもに関する事業は一応できる限り載せるということで今回載せさせていただいています。

その中で今質問のありました相談ですが、主な相談内容としますと昨年度は、保育園の入園の申請の流れについてですとか、あとは妊娠中の場合は上の子が保育園に入園できるかとかと入園に関する相談、あとは転園する場合の相談ですとか、あと兄弟で申請したいけれども同じところに入園できるかとか、そういうのが主なものになっておりまして、年間の昨年度の相談件数ですと、件数として712件となっております。

以上です。

○4番 養田委員 ありがとうございます。

○委員長 他に質疑ございますか。よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長 他に質疑はないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

以上をもって、議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定中、当委員会所管部分について全ての部署の質疑を終了いたしました。

---

#### △議案第67号の討論

○委員長 続いて、議案第67号についての討論及び採決を行います。

討論のある方は挙手を願います。

斉藤委員。

ほかにはございませんか。

[発言する者なし]

○委員長 賛成、反対どちらでしょうか。表明して。

○2番 斉藤委員 反対ですけれども、ちょっと理由を述べないと多分分からないので、ごめんなさいね、ちょっといいですか。

○委員長 2番 斉藤委員、お願いいたします。

○2番 斉藤委員 議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定について、当委員会部分について反対の討論をいたします。

理由を述べないと多分分からないかなということで、私、今回結構ほめたんですよ。健康福祉部、結構頑張ってやっていました。ほめる部分たくさんありました。病児・病後児保育の継続の部分だとか、あとは独自事業ですよ、後期高齢者とか介護保険、一般会計から人

間ドックだとかおむつの助成金を出していたりだとか、あとは障害者福祉手当、月5,000円のところを9,000円に上乗せして独自に助成していたとか、あと、保健センターも市民の個別の相談によく乗っていました、私それよく見ていました。

なので、なぜ反対なのという、これちゃんと言わないと、私すごくほめていたつもりなので、あれ、斉藤委員、何で反対なのと思っているかと思うので、ちょっと討論で理由を述べたいと思います。

それは1点、やはり特別会計の繰出金額ですね。国保だとか介護保険、被保険者の負担軽減のために、一般会計から繰出しを増やして保険料を抑えろと、これを私はずっと言ってきましたので、そのところでやっぱりこの一点においてどうしても賛成ができないというところで、ただ全体としては頑張っていたかなと思います。

以上です。

○委員長 これをもって討論を終結いたします。

---

#### △議案第67号の採決

○委員長 次に、採決いたします。

議案第67号 令和6年度行田市一般会計歳入歳出決算認定中、当委員会所管部分については、これを認定するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 賛成多数と認めます。よって、議案第67号は、これを認定するに決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

なお、お諮りいたします。委員会審査報告書及び委員長報告の作成等につきましては、ご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

---

#### △閉会の宣告

○委員長 以上をもって健康福祉常任委員会を閉会いたします。

皆さん、お疲れさまでした。

午後 1時 42分 閉会

---

行田市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

健康福祉常任委員会委員長 田 中 和 美